

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開と意義

く国家と国際監視機関の協働を通じた規範目的の実現く

阿部 達也

目次

はじめに

序論

第一章 前提的考察

第一節 史的展開

第二節 法的枠組みの構成要素

一 法的枠組みの目的と基本的義務

- (一) ジュネーヴ議定書ゝ使用の禁止
- (二) 生物兵器禁止条約ゝ軍縮
- (三) 化学兵器禁止条約ゝ全面禁止
- (四) 安保理決議一五四〇ゝ非国家主体に対する不拡散

二 法的枠組みの手段

- (一) ジュネーヴ議定書ゝ国連事務総長による調査手続
- (二) 生物兵器禁止条約ゝ条約機関 (treaty organ) を中心とした監視
- (三) 化学兵器禁止条約ゝ国際機構 (international organization) を中心とした監視
- (四) 安保理決議一五四〇ゝ安保理補助機関による監視

第三節 国家と国際監視機関の位置づけ

- 一 目的を実現する主体としての国家
- 二 目的を実現するための手段たる主体としての国際監視機関

本論 規範目的の実現

第二章 遵守の確保

第一節 背景と沈黙する一般国際法

第二節 遵守の確保に関する制度の展開と一般国際法の沈黙を克服する制度

一 情報の提供

(一) 生物兵器禁止条約と国家からの任意の情報提供

(二) 化学兵器禁止条約と国家からの義務的な情報提供

(三) 安保理決議一五四〇と国家からの安保理決議に基づく情報提供

二 情報の検討・検証

(一) 生物兵器禁止条約と条約機関による一般的な検討

(二) 化学兵器禁止条約と国際機構による系統的な検証・検討

(三) 安保理決議一五四〇と安保理補助機関による検討

第三節 分析と遵守を確保するための制度としての評価

一 国家の機能

(一) 説明責任機能

(二) 監視参加機能

二 国際監視機関の機能

(一) 事実確認機能

(二) 情報管理機能

(三) 評価機能

三 国家と国際監視機関の協働

(一) 情報の提供および情報の共有と連携型

(二)情報の確認／対峙型(国家対事務局)

(三)情報の評価／対峙型(評価の対象となる国家対政策決定機関)・不完全融合型

第三章 不遵守への対応

第一節 背景／機能しない一般国際法

第二節 不遵守への対処に関する制度の展開／一般国際法に代替する制度

一 不遵守の提起

(一)ジュネーヴ議定書／国連加盟国からの提起

(二)生物兵器禁止条約／締約国からの提起

(三)化学兵器禁止条約／締約国からの提起

(四)安保理決議一五四〇／安保理理事国からの提起

二 不遵守の調査、認定および是正

(一)ジュネーヴ議定書／国連事務総長による調査

(二)生物兵器禁止条約／条約機関を中心とした慎重な取り組み

(三)化学兵器禁止条約／国際機構を中心とした積極的な取り組み

(四)安保理決議一五四〇／安保理による強化された協力的措置

第三節 分析／不遵守に対応するための制度としての評価

一 国家の機能

(一)手続作動機能

(二)説明責任機能

(三)監視参加機能

(四)実施機能

二 国際監視機関の機能

(一) 事実確認機能

(二) 情報管理機能

(三) 認定・意思決定機能

(四) 実施機能

三 国家と国際監視機関の協働

(一) 手続の作動・連携型

(二) 事実の確認・対峙型(国家対事務局)

(三) 不遵守の認定と是正措置の意思決定・対峙型(「不遵守国」対政策決定機関)・不完全融合型

(四) 是正措置の実施・連携型

第四章 適合性の確保

第一節 背景・合意原則に依拠する一般国際法

第二節 適合性の確保に関する制度の展開・一般国際法を発展させる制度

一 措置の提案

(一) ジュネーヴ議定書・国連加盟国からの提案

(二) 生物兵器禁止条約・締約国からの提案

(三) 化学兵器禁止条約・締約国からの提案

(四) 安保理決議一五四〇・安保理理事国からの提案

二 措置の採択

(一) ジュネーヴ議定書・国連総会による措置

(二) 生物兵器禁止条約・条約機関を通じた創造的な措置

(三) 化学兵器禁止条約・国際機構を通じた広範な措置

(四) 安保理決議一五四〇・安全保障理事会および一五四〇委員会による措置

第三節 分析・適合性を確保するための制度としての評価

一 国家の機能

- (一) 手続作動機能
- (二) 手続参加機能

二 国際監視機関の機能

- (一) 情報管理機能
- (二) 意思決定機能
- (三) 特殊な機能

三 国家と国際監視機関の協働

- (一) 手続の開始・連携型
- (二) 措置の検討・意思決定・完全融合型
- (三) 特殊型

結論

国家と国際監視機関の協働とそのあり方
若干の示唆

はじめに

問題の所在

今日、国家は国際法上、相互性を基礎として国家間の双務関係を規律することを目的とする義務だけでなく、国際社会の一般利益を実現することを目的とする義務をも負っている^一。

国際社会の一般利益を実現することを目的とする義務を設定している分野としてよく取り上げられるのは、人権や地球環境の分野である。人権分野については、国家に対して自国管轄下の個人に一定の権利や待遇を保障する義務が課されており、地球環境分野に関しては、国家に対して地球環境を保護し損害の発生を防止する義務が課されている。これらの義務の特徴は、適用の場面において相互性が機能せず、執行の場面において個別化が困難なことにある。すなわち、人権保護についての義務であれば、義務の受諾や履行に対する他国からの対価はなく、国家による義務違反があっても実際に被害を受けるのは自国管轄下の個人であって他国が侵害を受けるわけではない。また、地球環境保護に関する義務の場合には、地球環境の汚染や破壊の因果関係に関する科学的な不確実性ゆえに義務の違反を特定の国家に帰属させることができない。相互性を欠く義務にはこのような特徴があるために、国家間の双務的相互的な関係を前提として機能する違反・責任・制裁という伝統的な国際法過程に依拠することは適当でない。このような背景から、国際法はこれまで、伝統的な国際法過程とは異なる実施・遵守・是正という現代的な国際法過程を制度として整備することに力を注いできた^二。たとえば、人権条約では、締約国が監視機関に対して条約の実施状況を報告する制度（国家報告制度）、締約国が監視機関に対して他国の条約違反を通報する制度（国家通報制度）、人権を侵害された個人が監視機関に対して申立てを行う制度（個人通報制度）、人権を侵害された個人が人権裁判所を通じて救済を求める制度（裁判制度）などが導入されている。また、地球環境条約では、締約国会議において条約の遵守を定期的に検討する枠組み、締約国が監視機関に対して条約の実施状況を報告する制度（国家報告制度）、締約国が監視機関に対して他国の条約の不遵守を通報する制度（国家通報制度）などが設定され、さらに、条約発効後に監視機関の決議に基づいていわゆる「不遵守手続」を作成して実際に運用している条約も多い。

このような相互性を欠く義務は、今日、軍備管理の分野においても設定されるようになって^三。すなわち、たとえば、軍備管理法の目的が軍縮にある場合には、国家に対して、自らが既に保有している兵器を削減または全面的に廃棄するという義務が課され、さらに現在および将来にわたって

兵器を開発生産しないように兵器に関連する活動を禁止するという義務が課されることになる。とくに兵器に関連する活動の禁止については、国家自らを対象とするだけでは十分ではなく、その管轄下にある私人や法人にまで対象を拡大する必要がある。軍備管理法の目的が不拡散にある場合には、国家に対して、自らが既に保有している兵器その他の関連物質を他者に移譲してはならない義務が課される。兵器の原料物質に汎用性がある場合には同じ物質が平和目的のために利用することもできれば兵器目的のために転用することもできるため、平和目的に利用されている物質が兵器目的に転用されないことを確保する必要がある、この文脈においても、規制の対象は国家の管轄下にある私人や法人にまで広がることになる。

現代の軍備管理法によって設定される義務はこのように、国家に対して自らの行動の規律や自国管轄下の私人または法人の活動の規制を求めるという相互性を欠くものである。このような背景から、軍備管理の分野も、人権や地球環境の分野と同じように、違反・責任・制裁を要素とする伝統的な国際法過程に依拠することが適当ではなく、それゆえ、軍備管理法に関しても、現代的な国際法過程に特有の実施・遵守・是正という要素を充足した制度を整備するという方向性が導かれるのである。

本稿は、軍備管理法の中でもとくに生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みを素材として、法的枠組みによって設定されている制度を取り上げてこれを議論することを目的とする。設定された制度はどのような文脈が念頭とされているのだろうか、具体的にどのような内容の制度となっているのだろうか、現実の場面ではどのように運用されているのだろうか、運用にあたり何らかの問題が生じているということはないのだろうか、制度において国家と国際監視機関にはそれぞれどのような機能が与えられているのだろうか、その機能はどのように結びついているのだろうか。結論を先取りするならば、議論の結果として明らかになるのは、国家と国際監視機関の協働を通じて規範目的の実現が図られているということである。

検討の素材

本稿では検討の素材として、軍備管理の分野でもとくに生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みに焦点を絞っている。この理由は以下のとおりである。

第一に、生物兵器と化学兵器には性質に共通性がみられる。まず、いずれの兵器の場合も、その原料となる物質には、平和目的に利用することもできれば軍事目的に転用または悪用することもできるという性質がある（汎用性）。また、いずれの兵器も一度に極めて多数の人間を殺傷することのできる大量破壊兵器の一つとして分類されており^四、兵器として開発されただけでなく実際に使用されたという実績があることも指摘できる。

第二に、生物兵器と化学兵器に関する法的規制枠組みには相互に関連性が認められる。まず、一九二五年のジュネーヴ議定書では、生物兵器と化学兵器のいずれもが規制の対象とされていた。このような扱いは、戦間期を通じておよび第二次世界大戦後から一九六八年までの軍縮交渉において維

持されることになる。両兵器の分離の結果として一九七二年に生物兵器禁止条約が先行して成立したが、同条約は前文第二項においてジュネーヴ議定書について触れ、第八条において同議定書との関係を明らかにし、さらに前文第八項および第九条において化学兵器禁止条約交渉の早期妥結に言及している。一九九三年に採択された化学兵器禁止条約は、前文第三項、第四項および第六項においてジュネーヴ議定書および生物兵器禁止条約について言及し、さらに第一三条において両条約との関係に関する明文規定を置いている。二〇〇四年の安全保障理事会決議一五四〇もまた、本文第五項において生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約との関係を明らかにしている。

第三に、生物兵器と化学兵器の国際的な禁止は国際法の発展と同一の発展過程をたどっている。すなわち、戦間期に作成されたジュネーヴ議定書は、人道アプローチとして交戦国間の兵器の使用禁止を義務づけるにとどまっていたが、第二次世界大戦後には、軍縮アプローチに基づき法的規制の対象が兵器の廃棄と現在および将来にわたる開発・生産の禁止にまで拡大され、このために国家の管轄下にある私人や法人の活動が規制されるようになった。今日の生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約は、その実施や運用を通じて同時代性の担保に努めており、また、安全保障理事会決議一五四〇にしても、既存の条約の欠点を埋めることによって生物・化学兵器に関する国際的な法的枠組み全体を強化しているのであって、いずれも国際法の発展のまさに同一軸に位置しているといえるだろう。

なお、軍備管理の分野では核不拡散条約をはじめとして核兵器の規制に関する多数の法的枠組みが成立しており、これらの法的枠組みはこの分野において質的にも量的にも重要な位置を占めている。しかし、核兵器の規制は、第二次世界大戦後に国際社会の課題とされたものであり、また、五大国の核保有を前提とする体制が維持されており包括的かつ全面的な禁止に至っていない。これに対して、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの場合には、相対的に歴史が長く、国際法の発展過程に一致しており、包括的かつ全面的な禁止を実現しているという意味で完成度が高い。したがって、本稿ではとりあえず生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みを検討の対象とすることとし、核兵器の規制に関する法的枠組みを包摂したより一般的な考察は将来の課題としたい。

具体的に取り上げる素材は、一九二五年ジュネーヴ議定書、一九七二年生物兵器禁止条約、一九九三年化学兵器禁止条約および二〇〇四年安全保障理事会決議一五四〇の四つの法的枠組みである。このうち、人道目的のジュネーヴ議定書は相互性のある義務を設定しているために実施・遵守・是正という現代的な法過程を見出すことはできない。しかし、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みを全体としてとらえる場合にジュネーヴ議定書は生物・化学兵器の規制に焦点をあてた初めての国際規範として重要であるし、一九八〇年代に入ってから新たな展開がみられたため、これを含めて考察を行うこととする。

分析の方法

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みによって設定された制度を議論するにあたり、筆者は次の二つの分析軸を用いることとする。

第一の分析軸は「規範目的の実現」であり、本稿の骨格をなす。一般に、一定の事項が法によって規律される場合、法定立者は「規範目的の実現」という問題に直面する。「規範目的の実現」とは、法的枠組みの目的が達成されることを意味する。その内実とは、実効性の確保と適合性の確保という要素に分解され、実効性の確保は行為と規範がどのような関係にあるかによってさらに遵守の確保と不遵守への対応に分けられる。したがって、「規範目的の実現」は、「遵守の確保」、「不遵守への対応」、そして「適合性の確保」という三つの論点によって構成されるものとしてとらえることができる。まず、遵守の確保とは、行為が規範に合致しているという状況により規範性が守られるということの意味する。次に、不遵守への対応とは、行為が規範に合致しない場合に当該行為を規範に合致させることを意味する。さらに、適合性の確保とは、規範をその後の社会変化に適合させるために明確にしまたは変更することを意味する。このような「規範目的の実現」はいわば法過程の全体像であって、国際法の場合にも当然に問題となる。ただし、国際社会は分権的な構造を有しているため、規範目的を実現するために国際法が用いる手段や方法は国内法の場合と異なっている。そして、国際法の場合であっても、伝統的国際法と現代国際法ではこの問題へのアプローチが異なっていることにも注意する必要がある。すなわち、伝統的国際法は規範目的の実現を構成する三つの問題をそれぞれ別個に扱ってきたのに対して、現代国際法ではこれら三つの問題を制度化された一つの体系の下で扱う傾向が見られている。

第二の分析軸は「主体別の機能」である。制度を備える法的枠組みについて、これをマクロ的な視点から議論する場合には、どちらかというと国際監視機関を中心とした考察に終始しがちとなる^五。国際社会が主権国家の並立共存という基本構造となっていることから、国際法の文脈においては伝統的に、規範を形成する主体、これを適用する主体、そしてこれを執行する主体のいずれもが国家であるとされてきた。もともと、国際社会は二〇世紀初頭以来、組織化・制度化を進めてきたのであって、今日において多数の国際機構が設立されたさまざまな国際監視制度が導入されている。このような国際社会の組織化・制度化現象は現代国際社会に特有のものであり、このような現象を法的観点から検討することは、現代国際法の特徴を明らかにする作業として重要である。そして、多くの制度が新たに設置された国際監視機関を中心に動いていることから、これらの機関について考察することとは不可欠である。もともと、国際監視機関を議論の中心にしてしまうと、規範の目的を実現するために実体的な義務を課されている国家の姿を見失いかねない。規範を設定したのは国家であって、国家はその目的を実現するために実体的な義務を履行するのである。これに対して、国際監視機関の位置づけは、あくまでも規範の目的を実現するための手段にとどまる。法的枠組みによって設定された制度については、このような国家と国際監視機関の役割を十分理解した上で、制度の中で国家と国際監視機関がそれぞれどのような機能を果たし、さらに、両者がどのような関係にあるかを明ら

かにすることによってその全体像を把握することができるとは必ずである。このような認識に基づき、筆者は、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みによつて設定された制度の検討にあたつて「主体別の機能」という第二の分析軸を導入している。

本稿の構成

このようにして、実質的側面として問題の所在が示され、技術的側面として検討の素材と分析の方法が明らかになった。筆者は以下、序論・本論・結論という三段構成に従つて議論を展開してゆく。

序論の第一章では、前提的考察として、まず、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの史的展開を紹介する。次に、法的枠組みの構成要素として、一方で法的枠組みの目的と基本的義務について、他方で法的枠組みの手段について触れた上で、国家が目的を実現する主体として、国際監視機関が目的を実現するための手段たる主体として、それぞれ位置づけられることを確認する。

次に、本論では、規範目的の実現という大きなテーマの下に、これを遵守の確保・不遵守への対応・適合性の確保の三つに分けて議論する。いずれの章にも共通するのは、背景として一般国際法の状況を示した上で、生物・化学兵器に関するそれぞれの法的枠組みによつて導入されまたは設定されている制度の展開を詳述し、さらに、これらの制度を国家と国際監視機関に与えられた機能および両者の関係という観点から分析するという構成をとることである。本論の全体を通じて明らかにするのは、規範目的の実現のために国家と国際監視機関が協働しているということである。

「第二章 遵守の確保」では、まず第一節において、遵守の確保という問題の背景として一般国際法の「沈黙」という状況を取り上げてその理由を検討する。第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みにおける展開として、それぞれの法的枠組みにおいて、一般国際法の欠如を補充するために、国家による情報の提供を基礎として国際監視機関が国家から提供された情報を検討しまたは検証するという方法に依拠した遵守を確保するための制度が設定され、現実の場面で実際に運用されており、その運用を通じてさらなる実行が積み重なっていることを明らかにする。第三節では、このような制度について、国家の説明責任機能および監視参加機能と、国際監視機関の事実確認機能および評価機能を中心に分析し、さらに国家と国際監視機関の協働という観点からの評価を行う。

「第三章 不遵守への対応」では、はじめに不遵守への対応に関する一般国際法について触れ、国際社会の一般利益を実現するための義務の不遵守という状況において一般国際法の考え方が十分に機能しないことを指摘する。続く第二節では化学兵器の禁止に関するそれぞれの法的枠組みにおいて設定された不遵守への対応のための制度について、その内容と運用状況および当該制度を通じて実施される是正措置の特徴を明らかにする。第三節では、このような制度に関して、国家の手続作動機能、説明責任機能および監視参加機能と、国際監視機関の事実確認機能および認定・意思決定機能を中

心に検討し、さらに両者の協働という観点からこれを評価する。

「第四章 適合性の確保」では、第一節において適合性の確保に関する一般国際法の状況を背景として取り上げてその内実を明らかにする。次に第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開において、それぞれの法的枠組みが適合性の確保を図るために一般国際法を発展させるような多様な制度が存在し、さらに実際の場面で運用されていることについて明らかにする。最後に第三節では、適合性を確保するための制度について、国家の手続参加機能と国際監視機関の意思決定機能という側面から考察し、二つの機能の結合によって国家と国際監視機関が協働しているという状況についてさらなる分析を行う。

最後に、「結論」では、本論において展開された議論をまとめた上で、議論から導かれる結論として国家と国際監視機関の協働のあり方を提示する。さらにこの結論から得られた若干の示唆について付言する。

なお、生物・化学兵器の禁止に関するそれぞれの法的枠組みが抱えている課題を先に指摘しておくことで、議論に対するある程度の見取り図を提供しておきたい。まず、ジュネーヴ議定書は人道を目的とする実体的な義務を課すのみでその他の手続を一切有していないため、この単純さを補完すべく、国連総会決議に基づいて「権威の維持」が図られることになった。次に、生物兵器禁止条約は軍縮目的の義務を課すものの、これらの義務の遵守を確保するための制度を備えていないため、この不完全さを克服すべく、条約の「強化」が追求されることになった。これに対して、化学兵器禁止条約は、人道と軍縮を目的とする複合的な義務を課した上で、さらに義務の遵守を検証し義務の不遵守を追及するための詳細な制度を備えており、その「完全な実施」が課題である。最後に、安全保障理事会決議一五四〇は、非国家主体に対する大量破壊兵器の拡散という「新たな脅威」に対して拘束力のある安全保障理事会決議という新規な方法を用いているため、とくに決議の実施を監視する方法が注目されている。

それでは、まず序論として「第一章 前提的考察」から議論に入つてゆこう。

1 Bruno Simma, "From Bilateralism to Community Interest in International Law", *Recueil des cours* (1994-VI), pp.221-384.

2 伝統的な国際法が「制裁措置」というアプローチを取ってきたのに対して、最近の国際法が「遵守措置」というアプローチを採用しているとの指摘として、たとえば、位田隆二「国際法と生命倫理―国際生命倫理法の構築に向けて―」法学論叢第二五六巻三・四号（二〇〇五年）九二頁参照。

3 cf. 黒澤満編「軍縮問題入門」新版（東信堂（二〇〇五年）一一～一二頁）。

4 大量破壊兵器は、国連通常軍備委員会によって「原子爆発兵器、放射性物質兵器、致死性の化学兵器および生物兵器ならびに将来開発される兵器であつて破壊的效果にお

いて上記にいう原子爆弾その他の兵器と同等の性質を有するもの」と定義されている(Yearbook of the United Nations 1947-48, p.477)°
五 たゞとせば、Myjer や den Dekker は、このアプローチを採用して、軍備管理法について最も監視機関の視点から、これを議論する(Eric P.J. Myjer, “The Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: Closer Towards an International Arms Control Organization?”, A Quantum Leap in the International Law of Arms Control”, *Issues of Arms Control Law and the Chemical Weapons Convention : Obligations Inter Se and Supervisory Mechanisms*, edited by Eric P.J. Myjer, 2001, pp. 104-106; Guido den Dekker, *The law of arms control: international supervision and enforcement*, 2001, pp.1-404)°

序論

第一章 前提的考察

第一章では、第二章以下の本論への導入という位置づけの下に、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みに関する前提的な考察を行う。まず、第一節では生物・化学兵器が国際的な規制を受けるようになってから現在に至るまでの史的な展開を概観する。次に第二節では、「法的枠組みの構成要素」として、それぞれの法的枠組みが有する目的とその目的に直結する基本的な義務を明らかにし、さらに、それぞれの法的枠組みがその目的を達成するためにどのような手段を備えているかについて触れる。最後に第三節において、法的枠組みに関与する主体である国家と国際監視機関の位置づけを確認する。

第二節 史的展開

一 第一次世界大戦以前

生物・化学兵器が国際的な規制の下に置かれるようになったのは、一九世紀終わりのことであった。当時、国家政策の一環または国際紛争の解決手段として行われていた戦争の惨禍を目の当たりにして、「文明諸国」は、一方で国家主権に基づく軍備の自由を前提としつつも、他方で「戦争の必要が人道の要請に譲歩すべき技術上の限界」を模索しはじめていた。近代国際法は国家に対して戦争に訴える権利を認めていたが、一九世紀末になって戦闘方法の規制や害敵手段の制限という人道目的の文脈において戦争を法的に規律するようになり、生物・化学兵器もこの対象に含まれることになったのである^二。

まず、一八九九年の第一回ハーグ平和会議において、化学兵器の使用に関連する二つの条約が成立した。一つは、「**窒息セシムヘキ瓦斯又ハ有毒質ノ瓦斯ヲ散布スルヲ唯一ノ目的トスル投射物ノ使用ヲ各自ニ禁止スル宣言**」(毒ガスの禁止に関するハーグ宣言)であり、もう一つは**陸戦ノ法規慣例ニ関スル条**

約である。前者の**毒ガスの禁止に関するハーグ宣言**は、すでに戦闘外におかれた者の苦痛を無益に増大しまたはその死を不可避ならしめる兵器の使用が人道の法則に反することを明記した一八六八年サンクトペテルブルグ宣言の趣旨を踏まえて、とくに窒息性または有毒性のガスを散布する投射物の使用禁止を義務づけた条約である。これに対して、後者の**陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約**は、戦争に関する法規および一般の慣例をより精確なものとする^{三〇}ことおよび戦争の惨害をできる限り緩和するために一定の制限を設けることを目的として作成された一般条約であり、その附属書である**陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則**の第二三条において、「特別ノ条約ヲ以テ定メタル禁止ノ外、特ニ禁止スルモノ」の一つとして「毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」を特定することによって化学兵器の使用を禁止している。ただし、これらの条約の適用は総加入条項によって大きな制限を受けることに留意しなければならぬ。すなわち、交戦国のすべてが当事国である場合に限り締約国の間にのみ適用されるという条項が条約に盛り込まれているため、多数の国家が参加する戦争において交戦国のうち一国でも非締約国が含まれていれば、締約国を含めて交戦国のすべてについて条約が適用されなくなるのである^{三〇}。

二 戦間期

一九一四年から一九一八年にかけて繰り広げられた第一次世界大戦では、とくに主戦場であった欧州において、窒息剤である塩素ガスやホスゲン、糜烂剤であるマスタードやルイサイトなどの化学兵器が使用された。戦争の終結までに少なくとも一二万五千トンの化学兵器が使用され、これらの化学兵器による死傷者は約一三〇万人で、そのうち一〇万人が戦死したと見積もられている^四。第一次世界大戦後、このような大量破壊的性質を有する化学兵器を国際的に規制する機運が高まり、一九二五年六月一七日に「**窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書**」(以下「**ジュネーヴ議定書**」という)の作成へとつながった。この条約は、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によつて正当にも非難されている」という認識に立った上で、これらの使用の禁止が「諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として広く受諾される」ことを目的として、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用すること」を禁止し、さらにこの禁止を「細菌学的戦争手段の使用」についても適用することを義務づけている。本議定書の成立によつて、国際法による規制の対象は化学兵器から生物兵器に拡大されることになった^五。ジュネーヴ議定書は一九二八年二月八日に効力を発生し、現在まで一三四カ国が締約国となっている。

三 第二次世界大戦後

生物・化学兵器は、第二次世界大戦直後の一九四七年の段階で核兵器（および放射能兵器）と並ぶ「大量破壊兵器」の一つとして特定されている^六。第二次大戦後の国際社会は生物・化学兵器に関して武力紛争時の使用禁止という人道目的にとどまらず、兵器そのものを規制するという軍縮目的の文脈においても法的な規制をかける必要性を認識するに至っていた。もともと、具体的な法規制が前進をみるためには、第二次大戦後の最優先課題であった核兵器の規制が核不拡散条約締結によって一区切りするのを待たなければならなかった。生物・化学兵器の軍縮交渉が開始されたのは一九六〇年代後半になってからであるが、その時点において両兵器はすでに著しく発達していた。生物兵器については、ウイルス、リケッチア、細菌などのほか、一九五〇年代におけるウイルス学などの成果を利用した病原体が兵器として研究開発され、軍事利用のおそれが現実のものとなっていた。化学兵器については、第一次世界大戦で使用された窒息剤および糜烂剤、戦間期に開発された血液剤（シアン化水素など）および神経剤（タブン、サリン、ソマンなど）に加えて、より強力な神経剤であるVXおよび無力化剤であるBZなどが開發生産され、また取り扱いのより安全な二成分(binary)兵器^七も開発段階に至っていた。

このような状況の下で、一九六九年にウ・タント国連事務総長は報告書「化学・細菌（生物）兵器とその使用の影響」^八を公表し、その序文において、すべての国に対して化学・細菌（生物）兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびにその廃棄について合意に達するよう要請した。生物・化学兵器の禁止に関する条約交渉は、当初両兵器を包括する形で行われていたものの、第一次世界大戦をはじめとして広範に使用された実績のある化学兵器と、第二次世界大戦でも実用化されず実戦における使用実績のない生物兵器を一括して扱うことには困難があった。このため、途中から英国の提案に基づいて生物兵器と化学兵器を分離して、合意の比較的可能な生物兵器の交渉を先行させることとなり^九、ジュネーヴの軍縮交渉枠組みである軍縮委員会会議における協議を経て、一九七一年二月一六日に国連総会において「**細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約**」（以下、「**生物兵器禁止条約**」^{一〇}）が採択された^{一一}。同条約は一九七二年四月一〇日にワシントン、モスクワおよびロンドンですべての国に署名開放され、一九七五年三月二六日に二二カ国の批准を得て発効した。二〇〇八年一月一五日現在一五九カ国が締約国となっている^{一二}。生物兵器禁止条約は、「全人類のため、兵器としての細菌剤（生物剤）及び毒素の使用の可能性を完全に無くすことを決意し」て作成された完全軍縮条約であり^{一三}、生物兵器の禁止に関する基本規定（第一条から第三条）、条約の実施や違反の場合の措置に関する規定（第四条から第七条）、ジュネーヴ議定書や化学兵器禁止交渉との関係に関する規定（第八条から第九条）、平和利用のための国際協力に関する規定（第一〇条）、および最終規定（第一条から第一五条）の全一五条によって構成されている。もともと、この条約には検証制度が備えられていないという大きな欠陥がある^{一四}。

四 冷戦後

このようにして生物兵器禁止条約が先行して作成されたため、化学兵器の禁止に関する条約の交渉はさらに継続されることになった^{一四}。具体的な議論はジュネーヴの多数国間軍縮交渉枠組みにおいて断続的に行われていたものの、冷戦中は米ソの対立によつてほとんど進展をみなかった。一九八〇年代に入つて、イラン・イラク戦争においてまた国内クルド人の鎮圧のためにイラクが化学兵器を使用した事実が明らかとなると^{一五}、国際社会において化学兵器の全面禁止に対する要望するが高まりをみせる。その後に加速される冷戦構造の解消の動きの中で、一方でソ連が一九八七年に義務的な現地査察の考えを原則的に受け入れ、他方で米国が一九九一年五月に一定量の化学兵器の「貯蔵権」を取り下げたことによつて、厳格な検証制度を備えた化学兵器の全面禁止および完全廃棄の条約の成立に道が開かれることになった^{一六}。「**化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約**」(以下、「**化学兵器禁止条約**」)とは、一九九二年一月三〇日に国連総会第四七会期において無投票で採択され^{一七}、翌一九九三年一月一三日にパリで署名開放された。そして、同条約第二二条に規定された発効要件に基づいて^{一八}、一九九七年四月二九日に効力が発生した。二〇〇八年一月一五日現在、締約国は一八三カ国に上っている^{一九}。この条約は、「全人類のため……化学兵器の使用の可能性を完全に無くすことを決意して、化学兵器という一つのカテゴリーの兵器を全面的に禁止した」先例のない包括的かつ検証可能な地球規模の多数国間軍備管理「条約であり^{二〇}、第一条において締約国に対して化学兵器の使用の禁止、化学兵器の開発、生産、貯蔵、移譲の禁止、および化学兵器の廃棄を義務づける。現存する化学兵器は原則として条約発効から一〇年以内に廃棄しなければならない(第四条)、また化学兵器生産施設は転換が認められる場合を除き条約発効から一〇年以内に廃棄しなければならない(第五条)。このような化学兵器および化学兵器生産施設の廃棄は検証制度の下で監視される(第四条・第五条・検証附属書第四部・第五部)。さらに、平和目的の活動が化学兵器に転用されないことを確保するために産業検証制度が設けられている(第六条・検証附属書第六部・第七部・第八部・第九部)。「条約の趣旨及び目的を達成し、この条約の規定の実施を確保し並びに締約国間の協議及び協力のため」の場を提供するため「に」化学兵器の禁止のための機関(以下、「化学兵器禁止機関」または「OPCW」という)という国際機構がオランダのハーグに設立されており、検証活動を含むさまざまな活動に従事している(第八条)。同条約のいま一つの特色として、条約の不遵守を追及するための手段として、極めて短時間のうちに締約国のいかなる場所にも査察を実施する制度(チャレンジ査察)が導入されている(第九条)。

五九・一一後

二〇世紀末に至るまで、生物・化学兵器を含む軍備管理の問題は基本的に軍備が国家によつて独占されていることを前提として取り扱われていたといえる。実際に、軍備管理条約における規律対象の中心は締約国自身の行動であつて、国家以外の主体に対する拡散を防止するという発想は見られない^{二一}。軍備管理条約として初めて国内実施義務に関する規定を設けたのは生物兵器禁止条約であるが、起草者はこの規定についてそれほど大きな

意義を見出していなかったと言われている^三。化学兵器禁止条約は冷戦終結後に作成されたこともあって、私人による活動を取り締まることを念頭に罰則を含む国内法令の整備を内容とする国内実施義務を課しているものの、この規定もテロリストの脅威を認識して盛り込まれたわけではない。ところが、一九九五年にはオウム真理教が東京で無差別化学テロを起こし、二〇〇一年の九・一一同時多発テロ直後には米国で炭疽菌の使用による生物テロも発生した。これらの事件が意味することは国家による軍備の独占という前提の崩壊であり、ここに、国際社会は非国家主体に対する大量破壊兵器の拡散を新たな脅威として認識するに至ったのである。二〇〇四年四月二十八日、国連安全保障理事会はこのような新たな脅威に対処すべく、「核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散が国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを確認して、国連憲章第七章の下で**安全保障理事会決議一五四〇（以下「安保理決議一五四〇」という）**を採択した。同決議は、すべての国に対して、大量破壊兵器の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体を支援しないよう義務づけた上で（第一項）、非国家主体によるこのような活動を阻止するための適切で効果的な法律を採択し執行するよう義務づけている（第二項）。さらに、大量破壊兵器の拡散防止のために国内管理を確立することとし、防護措置、国境管理、輸出管理などの措置をとることを求めている（第三項）。決議の実施は安保理によって監視され（第一項）、この関連において、とくに国は決議に従って設置される補助機関（一五四〇委員会）に対して決議の実施状況を報告するよう要請されている（第四項）。安保理決議一五四〇は、軍備管理に関連する法的枠組みとして初めて条約という形式ではなく国連憲章第七章に基づく拘束力のある安保理決議という形式が用いられたという点に新規性を有するものである。

以上にみた生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの史的展開の特色は次の四点にまとめることができる。すなわち、第一に法的枠組みの目的が複合化したこと、第二に規制の人的かつ事項的な対象が拡大したこと、第三に目的を実現するための手段や制度が整備されるようになったこと、第四に規範の定立方式に新たな展開がみられることである。

第二節 法的枠組みの構成要素

一 法的枠組みの目的と基本的義務

生物・化学兵器に関する国際的な規制は、他の多くの害敵手段と同様に、不必要な苦痛を与えないという人道目的を実現するためにその使用を禁

止するということから始まった。その後の生物・化学兵器を取り巻く国際情勢の変化を踏まえて、規制の目的は、兵器そのものを廃棄し兵器の開発・生産・移譲を禁止するという軍縮を経て、さらに非国家主体に対する兵器の拡散を防止するという不拡散へと拡大している。そして、このような目的の複合化に平行して基本的な義務の内容が多様化を遂げている^{二三〇}。

（二）ジュネーヴ議定書く使用の禁止

一九二五年に成立したジュネーヴ議定書は、戦時における生物・化学兵器の使用を禁止するという人道目的の条約である。
ジュネーヴ議定書は前文を含めて次の通り規定している。

窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用することが、文明世界の世論によつて正当にも非難されているので、

前記の使用の禁止が、世界の大多数の国が当事国である諸条約中に宣言されているので、

この禁止が、諸国の良心及び行動をひとしく拘束する国際法の一部として広く受諾されるために、

次のとおり宣言する。

締約国は、前記の使用を禁止する条約の当事国となっていない限りこの禁止を受諾し、かつ、この禁止を細菌学的戦争手段の使用についても適用すること及びこの宣言の文言に従つて相互に拘束されることに同意する。

ジュネーヴ議定書において使用が禁止されているのは、まず、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案」である^{二四}。「窒息性ガス」とは、肺組織を侵して窒息に至らしめる作用をもっているガスのことであり、この具体例はホスゲンである。「毒性ガス」とは、血液に中毒作用を及ぼして致死効果を与えるものを指し、たとえば青酸シアン化水素がこれに該当する。「これらの類するガス」とは、窒息性ガスまたは毒性ガスと同様な殺傷効果を与えるガスを意味し、マスタードのように皮膚に作用して傷害を与える糜烂性ガスやサリン・ソマン・VXなどのように議定書の採択当時開発されていなかった神経ガスが含まれる。「これらと類似のすべての液体、物質又は考案」という文言が盛り込まれている趣旨は、単に気体状のものばかりではなく、液体であると気体であるとを問わず、同様の効果を及ぼす物質または考案についても使用を禁止することにある。これらは今日一般的に理解されている化学兵器であつて、ジュネーヴ議定書の規定ふりは化学兵器の使用禁止について包括的な内容となつている^{二五〇}。

ジュネーヴ議定書はまた、「細菌学的戦争手段」の使用についてもこれを禁止している^{二六}。本議定書の作成当時に「細菌学的戦争手段」として念頭に

置かれていたものはバクテリアに限られていたが、その後の医学の進歩によってウイルスやリケッチアなども兵器として使用することが可能になった。生物学上、細菌とウイルスとリケッチアは共に微生物という概念に包摂されるものであることから、ウイルスやリケッチアは「細菌兵器」に含まれないと解することも可能であるが^{二七}、一九六九年の国連総会決議二六〇三(XXIV)Aではすべての戦用化学剤と戦用生物剤の使用がジュネーヴ議定書に具現された国際法の一般に認められた規則に反すると宣言されており^{二八}、今日においてジュネーヴ議定書によって禁止される対象はウイルスやリケッチアも含む生物兵器であると理解されている^{二九}。

ジュネーヴ議定書が禁止する兵器の定義に関してはさらに別の問題が存在する。まず、本議定書が致死性剤を対象とすることについては諸国の間にコンセンサスがみられるものの^{三〇}、非致死性剤(とくに、催涙ガス)まで含まれるか否かについて見解が対立している。また、本議定書の禁止が、人に対する使用に限定されるものであるか、それとも動物または植物に対する使用を含むものであるかについても意見が分かれている。これらの問題につき、米国はいずれの論点に関しても議定書を狭く解釈している。すなわち、催涙ガスのようないわゆる暴動鎮圧剤については、これらが非致死性ガスであるとの理由から、本議定書による使用の禁止には含まれないと主張し、また本議定書の禁止は人に対する使用のみであって、動物または植物に対する使用は含まれていないとの立場をとっている^{三一}。なお、この点に関連して、先の国連総会決議二六〇三(XXIV)Aは、「戦用化学剤」を「化学物質(気体、液体または固体のいずれかを問わない)であって、人、動物または植物に対する直接の毒性効果を理由として使用されるもの」として、また「戦用生物剤」を「生物組織(その性質の如何を問わず、)または生物組織に起因する感染物質であって、人、動物または植物を発病させまたは死亡させることが意図されかつその効果のために攻撃を受けた人、動物または植物の内部で増殖する能力に依存するもの」としてそれぞれ定義している。

以上のような内容を有するジュネーヴ議定書に対しては、次のような限界が指摘されている。第一に、「戦争」でない場合にはジュネーヴ議定書が適用されない。ジュネーヴ議定書は、戦闘行為における特定の害敵手段を規律するハーグ法に共通するように、締約国に対して使用禁止義務を課す場合を「戦争」に限定している。したがって、形式的に言えば、「戦争」でない場合、つまり非国際的武力紛争の場合および国際的武力紛争の場合であっても交戦当事者が「戦争」とみなさない場合には適用がない^{三二}。第二に、ジュネーヴ議定書当事国であっても、毒ガスなどの使用が正当化される可能性がある。この宣言の文言に従って相互に拘束されることに同意する^{三三}という用語の解釈から、非当事国に対する使用は当然のことながら禁止されておらず、また当事国に対する場合であっても当該国が本議定書に違反して毒ガスなどを使用した場合はその拘束から免れて、当該違反国に対して毒ガスなどを使用することが正当化されることになる^{三四}。第三に、ジュネーヴ議定書の実効性の確保は十分ではない。議定書が使用禁止という実体規定を置くのみで、義務違反を追及するための手続を設けていないからである。義務違反の場合には紛争解決手続が援用されることになるが、この場合は国際法上の義務違反一般について指摘される限界がそのままあてはまる。すなわち、国際社会には集権的な機関が存在しないため、法執行は被害国自らが行

わなければならず、裁判手続に付託するにしても紛争当事国の合意が必要となるのである。なお、議定書がこのように単純な構造であることから、一九八〇年代になって国連総会は、ジュネーヴ議定書の「権威の維持」を図るために決議を採択し、とくにジュネーヴ議定書の違反に関する調査手続を整備することとなった。第四に、以上のような内在的な限界に加えて、ジュネーヴ議定書はさらに、その意義を損ないかねないような当事国の留保によつてその適用が大きく制約されている。たとえば、米国は、一九七五年四月一〇日付の留保において、「敵国またはその同盟国が、議定書に規定された窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよびこれらと類似のすべての液体、物質または考案を戦争に使用することに関する禁止を尊重しない場合、議定書は合衆国政府を拘束しなくなる。」と宣言している。このように、禁止されている兵器をジュネーヴ議定書の非当事国に対して使用することと、禁止されている兵器をジュネーヴ議定書の当事国およびその同盟国による議定書違反の行為に対する対抗措置として使用することの両方またはいずれかについて留保を付している締約国は米国以外にも二〇カ国以上に及んでいる^{三四}。

(二) 生物兵器禁止条約／軍縮

一九七二年に署名開放された生物兵器禁止条約は、生物兵器という一つのカテゴリーの兵器を廃棄しかつ生産その他の活動を認めないという軍縮を目的とする条約であり、さらに国内実施義務を課することによつてこの目的の実効的な実現が図られている。

(a) 軍縮

(i) 廃棄

生物兵器禁止条約はまず、第二条において、締約国に一定の期限までに生物兵器等を廃棄する義務を課している。

締約国は、この条約の効力発生の後でできる限り速やかに、遅くとも九箇月以内に、自国の保有し又は自国の管轄若しくは管理の下にある前条に規定するすべての微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置及び運搬手段を廃棄し又は平和的目的のために転用することを約束する。この条の規定に実施に当たっては、住民及び環境の保護に必要なすべての安全上の予防措置をとるものとする。

当該廃棄義務の特徴として次の二点を指摘することができる。第一に、廃棄または転用の対象が生物兵器そのものにとどまらないということである。生物兵器の場合、生物剤や毒素をそのまま使用すると使用する側に被害が出る可能性があるため、生物剤や毒素を特別な装置や容器で覆ったり運搬手段を利用する必要がある。装置や運搬手段を廃棄の対象に含めたことには、生物剤の兵器化をより困難なものとする意図がある。第二に、締約国には廃棄または転用を条約発効後九か月以内に行うことが義務づけられていることである。このような期限の設定は、廃棄または転用の確実性を高める機能を果たす。廃棄期限を遵守できなければ客観的事実としての義務違反は明白であることから、義務の不遵守の有無に関する争いは回避され、

不遵守の是正や規範性の回復の問題に取り組むことが可能となるのである。なお、条約規定の反面解釈として、条約発効から九か月以降に締約国となる国の場合には、自国について条約が発効した時点において廃棄または転用が完了していなければならないという理解が導かれる^{三五}。

(ii) 生産その他の活動の禁止

生物兵器禁止条約はまた、第一条において、締約国が生物兵器に関連する活動に直接関係することを禁止している。

締約国は、いかなる場合にも、次の物を開発せず、生産せず、貯蔵せず若しくはその他の方法によって取得せず又は保有しないことを約束する。

(一) 防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素(原料又は製法のいかなを問わない。)

(二) 微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対的目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段

さらに、第三条において、締約国が生物兵器に関連する活動に間接的に関係することを禁止している。

締約国は、第一条に規定する微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置又は運搬手段をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しないこと及びこれらの物の製造又はその他の方法による取得につき、いかなる国、国の集団又は国際機関に対しても、何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束する。

これらの規定については、条約発効後の検討会議における議論を通じてその内容の明確化が図られてきた。たとえば、「微生物剤その他の生物剤または毒素」には、人間にとって有害なものだけでなく植物と動物にとって有害なものも含まれること^{三六}、天然のものだけでなく人工的に作成された改変されたものも含まれること^{三七}、などが確認されており、また、人、動物または植物に対して有害な病原体または毒素を大気中に放出するような実験が、禁止される活動に該当するとされた^{三八}。なお、第一条の規定が条約に関連する科学技術の進歩について網羅的であることの理解が示されている^{三九}。もともと、生物兵器禁止条約が特定の活動の禁止を絶対的なものとはせず、その種類および量が平和的目的のために正当化できる場合にはこれを許容していることに注意すべきである。生物剤は軍事目的にも平和目的にも利用できるという汎用性を有し、またひとたび開発されると短時間で大量に生産することが可能となるという性質を持つ。それゆえ、特定の活動が合法であるための条件として、平和目的であることに加えてさらに種類と量が目的を正当化できることを課したのである^{四〇}。

生物兵器禁止条約は、起草時点において生物兵器を保有する国が存在しないとの推定の下で作成されたこともあり、生物兵器の廃棄もしくは転用または生物兵器に関連する活動の禁止を検証するメカニズムを備えていない。すなわち、締約国には、生物兵器を保有していないこと、保有していた生

物兵器を廃棄または転用したこと、生物剤に関する活動が平和目的のために行われていることなどを明らかにするような法的な義務は課されていない。締約国の間では、実効性の確保という観点から条約が不完全なものであるとの認識が共有されており、それゆえ、これまで検討会議の場において条約を強化するさまざまな措置が合意され実施されてきた。

(b) 国内実施義務

生物兵器禁止条約は、第四条において、第一条によつて課される義務を国内で実施することを義務づけるための次のような規定を置いている。

締約国は、自国の憲法上の手続に従い、その領域内及びその管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても、**第一条に規定する微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置及び運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止し及び防止するために必要な措置をとる。**

生物剤に関して特定の活動を禁止する義務は、国家に対して課されると同時に、当該規定に基づく国内実施義務を通じて、自国領域内および管轄下にある私人や法人に対して課されることになる^{四一}。第四条の規定も、これまでの検討会議において、その内容がさらに明確化されている。すなわち、国内実施措置の具体的な内容として、①条約の国内実施を促進すること、ならびに条約の第一条に規定する剤、毒素、兵器、装置および運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得または保有の禁止および防止を確保すること、②自国領域内およびその管轄または管理の下にあるいかなる場所においても適用すること、ならびに憲法上可能である場合には国際法に従つて、自国の国籍を有している自然人または法人によりいかなる場所で行われる行動にも適用すること、③微生物その他の生物剤または毒素に対する許可のないアクセスおよび微生物その他の生物剤または毒素の許可のない持ち去りを防止するために、研究所および施設内ならびに輸送中の保全および安全を確保すること、が特定され、これらについて立法(罰則の制定を含む)、行政、司法およびその他の措置をとることが求められている^{四二}。

(c) 使用禁止

生物兵器禁止条約には、生物兵器の使用を明文で禁止する実体規定が置かれていない^{四三}。この背景には、生物兵器の使用がすでにジュネーヴ議定書によつて禁止されていることが挙げられる。もともと、生物兵器禁止条約の検討会議では、早くから、何らかの形で生物兵器の使用禁止について「合意」することを求める動きが見られた。当初提案されたのは、生物兵器の使用禁止に言及したテキストを検討会議の公式文書に盛り込むという方法であった。たとえば、ナイジェリアは、一九九一年の第三回検討会議において使用の禁止に関する了解書を作成し最終文書の一部とするよう提案し^{四四}、また、ハンガリーも同じ第三回検討会議の場で、ジュネーヴ議定書に盛り込まれた細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の使用の禁止が無条件のもので

あることを宣言し、いかなる状況においても当該兵器の使用を認めないという決意を確認するよう提案した^{四五}。しかし、両提案はいずれもコンセンサスを得ることができなかった。

このような政治的合意を模索する提案に続いて、条約を改正して生物兵器の使用禁止を明文化するという立法論による解決を追求する締約国が現れた。すなわち、イランは、一九九六年の第四回検討会議に対して、条約のタイトルに「使用」という文言を加えることおよび第一条に生物兵器を「使用すること」という文言を加えることの二点からなる条約の改正案を公式に提案したのである^{四六}。この提案は第四回検討会議の場で議論されたものの締約国の間で支持を集めるには至らず、最終的には、検討を継続すべきであるとして、将来の議論に委ねる形となった^{四七}。なお、イランによる条約改正案の提出を契機として、第四回検討会議最終文書はさまざまな箇所において生物兵器の「使用」に言及しており^{四八}、また、生物兵器の使用の問題を将来の検討会議において引き続き検討すべきであることにつき締約国の間に意見の一致が見られた^{四九}。

(三)化学兵器禁止条約／全面禁止

一九九三年に署名開放された化学兵器禁止条約は、化学兵器という一つのカテゴリーの兵器を全面的に禁止する条約であり、人道(使用禁止)と軍縮を網羅する複合目的を有している^{五〇}。本条約も、生物兵器禁止条約と同様に、締約国に対して国内実施義務を課している。

(a)使用禁止

(i)化学兵器の使用禁止

化学兵器禁止条約は、生物兵器禁止条約とは異なり、第一条一項において化学兵器の使用禁止に関する次のような明文の規定を置いている^{五一}。

締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(b) 化学兵器を使用すること。

(c) 化学兵器を使用するための軍事的な準備活動を行うこと。

(d) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

化学兵器禁止条約によって使用が禁止される「化学兵器」は、第二条一項において次のように定義されている。

「化学兵器」とは、次の物を合わせたもの又は次の物を個別にいう。

(a) 毒性化学物質及びその前駆物質。ただし、この条約によって禁止されていない目的のためのものであり、かつ、種類及び量が当該目的に適合する場合を除く。

(b) 弾薬類及び装置であつて、その使用の結果放出されることとなる(a)に規定する毒性化学物質の毒性によつて、死その他の害を引き起こすように特別に設計されたもの

(c) (b)に規定する弾薬類及び装置の使用に直接関連して使用するように特別に設計された装置

「化学兵器」とされる「毒性化学物質」および「前駆物質」は、さらに第二条第二項および第三項においてそれぞれ次のように定義されている。

「毒性化学物質」とは、生命活動に対する化学作用により、人又は動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態又は恒久的な害を引き起こし得る化学物質(原料及び製法のいかんを問わず、また、施設内、弾薬内その他のいかなる場所において生産されるかを問わない。)をいう。

「前駆物質」とは、毒性化学物質の生産(製法のいかんを問わない。)のいずれかの段階で関与する化学反応体をいうものとし、二成分又は多成分の化学系の必須成分を含む。

これらの毒性化学物質および前駆物質(以下、「毒性化学物質等」という。)のうち、化学兵器禁止条約に基づく検証制度の対象となるものは、化学物質に関する附属書において表剤(Scheduled Chemicals)(やうに表一剤(Schedule 1 Chemicals)、表二剤(Schedule 2 Chemicals)および表三剤(Schedule 3 Chemicals)に分類される)として特定されている^{五二}。

(ii) 暴動鎮圧剤の使用禁止

化学兵器禁止条約はまた、第一条五項において暴動鎮圧剤の使用禁止に関する次のような規定を含めている。

締約国は、暴動鎮圧剤を戦争の方法として使用しないことを約束する。

「暴動鎮圧剤」とは、「化学物質に関する附属書の表に掲げていない化学物質であつて、短時間で消失するような人間の感覚に対する刺激又は行動を困難にする身体への効果を速やかに引き起こすもの」をいう(第二条七項)。戦争の方法としての使用は、「国内の暴動の鎮圧を含む法の執行のための目的」(第二条九項(d))に合致しないので、暴動鎮圧剤は化学兵器とみなされる。

化学兵器禁止条約において注目されるのは、使用の禁止に関する規定がより包括的なものになっていることである。第一に、ジュネーブ議定書との比較において時間的・事項的・人的範囲が拡大されている。まず、「いかなる場合にも」という文言を挿入することによって時間的範囲が戦時だけでなく平時にまで及んでおり、また、禁止行為は、使用そのものにとどまらず、「使用するための軍事的な準備活動」や「使用を」援助し、奨励し又は勧誘すること」など使用に関連した行為にまで広がっている。さらに、後に見るような第七条に基づく国内実施義務を通じて、使用禁止の義務が課され

る人的対象は、私人や法人をも含む広範なものとなっている。第二に、化学兵器を定義するにあたり、化学物質の性質に着目するのではなく、その目的に着目した「一般目的基準」が採用されている^{五三}。一般目的基準の採用には、一方で毒性化学物質等が平和利用されるのに対して、他方で全く同じ毒性化学物質等が化学兵器の生産や使用のために転用されうるという毒性化学物質等の汎用性(qual use)が背景となっている^{五四}。そこで化学兵器禁止条約は、条約の趣旨目的を実現するために毒性化学物質等の転用を防止するという要請と、平和目的のための毒性化学物質等の利用を保障するという要請を充たすべく、すべての毒性化学物質等を一般的包括的に禁止した上で、禁止されていない目的のために利用されるものを除外するというアプローチを採用したのである^{五五}。このような一般目的基準の採用により、化学兵器禁止条約に基づく検証制度の対象として特定された表剤以外の化学物質であつても、化学兵器の目的のために使用することは禁止されることになる。

なお、化学兵器禁止条約は、本文に対する留保を禁止しており(第二二条)、また、化学兵器の使用の疑いの場合の調査手続を含む紛争解決および不遵守是正のための手続を定めていることから、ジュネーヴ議定書に認められた留保の許容と義務違反の場合の手続不存在という問題は克服されている。

(b) 軍縮

(i) 廃棄

化学兵器禁止条約は、締約国に対して化学兵器(遺棄化学兵器および老朽化学兵器を含む)の廃棄だけでなく、化学兵器生産施設の廃棄をも義務づけている。廃棄は条約によって定められたタイムラインに従って行われる。

締約国は、この条約に従い、自国が所有し若しくは占有する化学兵器又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器を廃棄することを約束する。(第一条二項)

締約国は、この条約に従い、他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することを約束する。(第一条三項)

老朽化した化学兵器については、「検証附属書第四部(B)」Bの規定に従って廃棄する。(検証附属書第四部(B)第一項)

遺棄化学兵器：…については、「検証附属書第四部(B)」Cの規定に従って廃棄する。(検証附属書第四部(B)第二項)

締約国は、この条約に従い、自国が所有し若しくは占有する化学兵器生産施設又は自国の管轄若しくは管理の下にある場所に存在する化学兵器生産施設を廃棄することを約束する。(第一条四項)

まず、既述のように第二条一項に定義されている「化学兵器」は、さらに廃棄の文脈において「種類一」・「種類二」・「種類三」の三つに分類されており

(検証附属書第四部(A)第一六項)^{五六}、種類別に第四条および検証附属書第四部(A)の規定に従って廃棄される^{五七}。

次に、「老朽化化学兵器」および「遺棄化学兵器」はそれぞれ次のように定義されている。

「老朽化した化学兵器」とは、次のものをいう。

(a) 一九二五年より前に生産された化学兵器

(b) 一九二五年から一九四六年までの間に生産された化学兵器であって、化学兵器として使用することができなくなるまでに劣化したもの
(第二条五項)

「遺棄化学兵器」とは、一九二五年一月一日以降にいずれかの国が他の国の領域内に当該他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器(老朽化した化学兵器を含む。)をいう。(第二条六項)

老朽化化学兵器および遺棄化学兵器は、第四条および検証附属書第四部(B)の規定に従って廃棄される。

さらに、「化学兵器生産施設」とは、一九四六年一月一日以降に、化学物質の生産段階の一部であって稼動時に表一剤または用途の限定された他の化学物質を含むものとしてまたは化学兵器の充填のために設計・建造・使用された設備およびこれを収容する建物をいう(第二条八項(a))。ただし、その生産能力は一トン以上でなければならず(第二条八項(b)(i))、化学物質を条約によって禁止されていない目的のための活動の不可避の副産物として生産しまたは生産した施設^{五八} および検証附属書第六部の下で条約によって禁止されていない目的のために表一剤を生産することが認められている「単一の小規模な施設」は、この定義から除外されている(第二条八項(b)(ii)(iii))。

化学兵器禁止条約の廃棄義務については、廃棄対象が広範であること、および厳格なタイムラインを含む検証制度の下で廃棄が監視されることに特徴がある。まず、化学兵器禁止条約は、生物兵器禁止条約と同様に化学剤・装置・運搬手段を廃棄の対象としているが、さらに生産施設をも廃棄するよう義務づけている。このような廃棄対象の拡大によって、化学剤の兵器化はさらに一層困難なものとなる^{五九}。また、化学兵器禁止条約は廃棄に関して極めて詳細かつ厳格な検証制度を設けている。廃棄の開始や廃棄の完了に期限が設定されているだけでなく、廃棄期間を通じて定期的に申告を提出し体系的な査察を受け入れることが求められている。廃棄期限の設定により廃棄の確実性を高めるだけでなく、廃棄の状況を客観的な制度によって明らかにすることによって、廃棄の実効性そのもの確保するという趣旨である。廃棄に関する最大の課題の一つとして、原則として条約発効後一〇年以内、最長でも条約発効後一五年以内という廃棄完了期限を遵守することができるかどうかという問題が存在する。

(ii) 生産その他の活動の禁止

化学兵器禁止条約は、第一条において化学兵器の生産その他の活動に関する次のような規定を置いている。

締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) 化学兵器を開発し、生産その他の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。

(d) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し又は勧誘すること。

このように国家に課された化学兵器の生産その他の活動に関する禁止義務は、生物兵器禁止条約の場合と同じように、国内実施義務を通じて自国領域内および管轄下にある私人や法人に対して課されることになる。化学兵器禁止条約の場合も、条約によって禁止されていない目的のためのものであり、かつ、種類および量が当該目的に適合する場合には化学剤に関する活動が合法となる。化学剤については従来から広い範囲で民生利用されてきたという事実があることを考慮して、化学兵器禁止条約は生物兵器禁止条約よりも踏み込んで、さらに、「条約によって禁止されていない目的のために」に毒性化学物質等を開発・生産・取得・保有・移譲・使用する権利を積極的に認めている(第六条一項)。このような化学兵器の禁止義務と平和利用の権利との間のバランスは、特定の毒性化学物質等およびその関連施設を条約により導入された産業検証制度に従って国際的な監視に置くことによって確保されている。

化学兵器禁止条約の産業検証制度は非常に精巧なものであり、その中心は、施設単位で活動を申告することおよび申告された施設に対して国際査察を実施することにある。したがって、申告されるべき施設が申告されることや活動と申告内容との合致を確認するという査察の目的が達成されることを含む産業検証制度の完全な実施が大きな課題となる。

(c) 国内実施義務

化学兵器禁止条約は、第七条一項において締約国に次のような国内実施義務を課している。とくに罰則を規定する法令の制定にまで言及している点を含めて、その規定ぶりは生物兵器禁止条約の場合に比べて詳細なものとなっている。

締約国は、自国の憲法上の手続に従い、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。締約国は、特に、次のことを行う。

(a) 自国の領域内のいかなる場所又は国際法によって認められる自国の管轄の下にあるその他のいかなる場所においても、自然人及び法人がこの条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことを禁止すること(当該活動に対する罰則を規定する法令を制定することを含む)。

(b) 自国の管理の下にあるいかなる場所においても、この条約によって締約国に対して禁止されている活動を認めないこと。

(c) 自国の国籍を有する自然人が行った活動(場所のいかんを問わない。)であってこの条約によって締約国に対して禁止されているものに対し、国際法に従い、(a)の規定に従って制定する罰則を規定する法令を適用すること。

このような国内実施義務は、私人または法人による化学兵器関連活動の禁止を担保するだけでなく、私人または法人による平和目的の活動を対象とする詳細な検証制度の実施の前提をなすものである^{六〇}。とくに、二〇〇一年の米国同時多発テロ以降、非国家主体による化学兵器の拡散が大きな懸念要因になったことを背景として、化学兵器禁止機関(OPCW)では締約国による国内実施義務の履行を最も重要な課題の一つとして認識し、履行の確保および促進のためのさまざまな措置を講じている^{六一}。なお、化学兵器禁止条約の場合、締約国には、第七条五項の規定に基づいて自らがとった国内実施措置をOPCWに通報することが義務づけられている。このような情報提供の義務は、条約を実施するためにとられるいかなる立法措置および行政措置にも適用される^{六二}。

(四)安保理決議一五四〇(非国家主体に対する不拡散)

(a) 非国家主体に対する不拡散

安保理決議一五四〇は、本文第一項において非国家主体に対する不拡散に関する一般的な規定を定めている。

すべての国は、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形態の支援も提供することを差し控えることを決定する。

とくに、「運搬手段」および「非国家主体」は本決議において次のように定義されている。すなわち、「運搬手段」とは、「核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであつて、そのような使用のために特別に設計されたもの」をいい、「非国家主体」とは、「この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権限の下でも行動していない個人又は団体」をいう^{六三}。もつとも、これらの定義が不明確であるという主張や^{六四}、より一般的に決議の文言の明確性を求める見解が提示されている^{六五}。

安保理決議一五四〇の特徴として次の点を指摘することができる。第一に、九・一一米国同時多発テロを直接の契機として起草されたという背景から、非国家主体への大量破壊兵器の拡散を防止することが最大の目的となっている。第二に、この目的を達成するための法的枠組みとして、慣習法または条約といった従来の形式ではなく、国連憲章第七章に基づく法的拘束力のある安保理決議という形式に依拠したことである。このような形式が用いられたのは、テロに対する資金供与を規制することを目的とする安保理決議一三七三が初めてであり、安保理決議一五四〇は二例目にすぎない。

したがって、決議の実施方法は必ずしも確立しているとは言いがたく、決議採択後の実行を通じて模索してゆく必要がある。

なお、安保理決議は国連憲章第一〇三条に基づき条約上の義務に優先するため、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約に基づく権利および義務と、安保理決議一五四〇に基づく義務との関係が問題となる。この点に関し、同決議第五項は、「この決議に規定するいかなる義務も、…化学兵器禁止条約(CWC)及び生物兵器禁止条約(BWC)の締結国の権利及び義務と抵触する若しくはこれらを変更するものとして解してはならず、又は、…化学兵器禁止機関(OPCW)の責任を変更するものとして解してはならないことを決定することとして、安保理決議一五四〇の補完的補充的な性格を法的拘束力のある形式で規定している。したがって、安保理決議一五四〇は、既存の条約に優位するものではなく、さまざまな方法でその欠陥を埋めるものとして位置づけられているといえよう^{六六}。

(b) 国内的措置

安保理決議一五四〇はさらに、非国家主体に対する大量破壊兵器の不拡散という目的を達成するために国家に対して特定の事項に関する国内的な措置を義務づけている。まず、本文第二項は次のように規定する。

…すべての国は、自らの国内手続に従って、いかなる非国家主体^{六七}も、特にテロリストの目的のために、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段^{六八}の製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用並びにこれらの活動に従事することを企てること、共犯としてこれらの活動に参加すること、これらの活動を援助又はこれらの活動に資金を供することを禁ずる適切で効果的な法律を採択し執行することを決定する。

これに続く本文第三項は、さらに詳細な規定を置いている。

…すべての国は、関連物質^{六九}に対する適切な管理を確立することを含め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを決定し、この目的のため、すべての国が、以下を行うことを決定する。

(a) 生産、使用、貯蔵又は輸送において、そのような品目の用途を明らかにし、安全を確保するための適切かつ効果的な措置を策定し維持する^{七〇}。

(b) 適切で効果的な防護措置を策定し維持すること。

(c) 自らの国内的権限及び法律に従って、並びに、国際法に合致して、必要なときは国際的な協力を通ずることを含め、そのような品目の不

正取引及び不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること。

(d)輸出、通過、積換及び再輸出を管理する適切な法令、資金供与及び拡散に貢献する輸送といったそのような輸出及び積換に関連する資金及び役務の提供に対する管理並びに最終需要者管理の確立を含め、そのような品目に対する適切で効果的な国内的輸出及び積換管理を確立し、発展させ、再検討し及び維持すること。また、そのような輸出管理に関する法令の違反に対する適切な刑事上又は民事上の罰則を確立し及び執行すること。

このように、第二項および第三項は、資金供与、安全確保、計量管理、物理的防護、不正取引^{七〇}、国境管理、輸出管理などに関する措置を義務づけるものであり、その内容は既存の条約に規定された義務を上回るものとなっている^{七一}。また、第二項はもっぱら非国家主体の活動に焦点を当てた規定であるのに対して、第三項は関連物資の管理を一般的に取り上げた規定であって、対象となりうるのは非国家主体に限られない。なお、すべての国は、安保理決議一五四〇の規定に基づいて、新たに設置された一五四〇委員会に対して、決議の実施のためにとった措置またはとろうとする措置に関する最初の報告を提出するよう求められているが、報告を提出すること自体は法的義務ではないことに注意する必要がある。

二 法的枠組みの手段

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みは、規範の目的を実現するための手段として既存の国際機構(international organization)に依拠しまたは新たに国際機構もしくは条約機関(treaty organ)を設置し、これらに監視の任務を与えている(本稿ではこのような任務を与えられた国際機構または条約機関を総称して、以下、「国際監視機関」という)。このような国際監視機関の根拠、形態、権限、意思決定方法はそれぞれの法的枠組みが有する目的と制度に応じて異なっている。

(一)ジュネーヴ議定書と国連事務総長による調査手続

ジュネーヴ議定書は、締約国に対して「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案を戦争に使用すること」を禁止するという義務を課すのみで、当該義務の遵守を確保する制度や義務の違反を追及する手続を一切備えていない。このため、ジュネーヴ議定書に基づく義務の実効性の確保には常に困難が付きまとう。国際社会がこのような条約の単純さの克服に真剣に取り組み始めたのは一九七〇年代末のことであった。当時、カンボジア内戦やアフガニスタン紛争などにおける化学兵器の使用の疑いが伝えられており、紛争当事者またはその関係国が、国連や国際会議の場においてジュネーヴ議定書または関連する慣習国際法規則の不履行の文脈において激しい議論を交わすような場面が

多々見られるようになったからである^{七二}。このような背景を踏まえ、国連総会は、一九八〇年代に入ってから三度にわたって、自らの決議によって、ジュネーヴ議定書または関連する慣習国際法規則に違反して生物兵器または化学兵器の使用が疑われる場合に国連事務総長が国家からの要請に基づいて調査を行うという手続を設定した^{七三}。

(二)生物兵器禁止条約と条約機関(treaty organ)を中心とした監視

(a) 検討会議

生物兵器禁止条約は検討会議の開催に関する規定を置く(第二二条)^{七四}。検討会議は締約国の提案によってアドホックに開催される条約機関であって、常設性のある国際機構としての性格は有していない。

検討会議の権限および任務は、「前文の目的の実現及びこの条約の規定(化学兵器についての交渉に関する規定を含む。)の遵守を確保する」ために「条約の運用を検討すること」である。検討にあたり、条約に関連するすべての科学技術の進歩が考慮される。これまでの実行によれば、検討は条文別に行われ、検討の結果が盛り込まれた最終文書をコンセンサスによって採択する。最終文書は一般に法的拘束力をもたない。

検討会議の意思決定に関して、第一回検討会議(一九八〇年)は会議に先立ち手続規則を採択した^{七五}。同規則二八によれば、手続事項についての決定は出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で行われる(第一項)。前文の目的および条約の規定が実現されることを確保するために条約の運用を検討しならびにその実効性を強化するという検討会議の任務に関しては、コンセンサス方式によって行うようあらゆる努力を払うものとし(第二項)、合意に達しなかったときは、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で当該決定を行う(第四項)。生物兵器禁止条約の監視機関としての検討会議はいわゆる条約機関であって常設の国際機構ではないので、会議を開催するたびに手続規則を採択する必要があり、実際に採択されている^{七六}。

なお、検討会議の実行に基づいて、条約の枠内で、協議および協力のために援用しうる国際的な手続として「協議会合」制度が設けられたほか^{七七}、運営上の支援および信頼醸成措置に関する業務にあたるための常設的な機関として「実施支援ユニット」が設置されている^{七八}。

(b) 「締約国会合」(Meeting of States Parties)

生物兵器禁止条約は検討会議以外の機関を想定していない。しかし、第五回検討会議(二〇〇二年)は、翌二〇〇三年から二〇〇五年(第六回検討会議(二〇〇六年)の前年)の三年間に締約国会合を毎年開催することを決定し^{七九}、さらに第六回検討会議(二〇〇六年)も、翌二〇〇七年から二〇〇九年(第七回検討会議(二〇一〇年)の前年)の三年間に同様の締約国会合を毎年開催することを決定した^{八〇}。

(c) 国連安全保障理事会

生物兵器禁止条約は、締約国に対して、他の締約国による条約違反について、国連安全保障理事会に苦情を申し立てる権利を与えた(第六条一項)。条約の違反の疑いという状況に迅速に対応する観点から、条約に根拠を置くものの原則として五年に一度しか開催されない検討会議ではなく、常設の国際機構を利用する方法が用いられている。安全保障理事会は、苦情の申立てに基づいて調査を行い、その結果を締約国に通知する(第六条二項)。安全保障理事会によって、条約の違反によりいずれかの締約国が危険にさらされていると決定される場合がある(第七条)。

(三) 化学兵器禁止条約と国際機構(international organization)を中心とした監視

(a) 化学兵器禁止機関(Organisation of the Prohibition of Chemical Weapons)

化学兵器禁止条約は、条約の趣旨・目的を達成すること、条約規定(条約の遵守についての国際的な検証に関する規定を含む)の実施を確保すること、および締約国間の協議・協力のための場を提供することを目的として、すべての締約国を加盟国とする化学兵器禁止機関(OPCW)という名称の国際機構を設立した(第八条一項二項)^{八二}。OPCWは、締約国会議、執行理事会および技術事務局を内部機関として設置し(第八条四項)、できる限り干渉の程度が低くかつ検証活動の目的の達成に合致する方法で検証活動を行う(第八条五項)。

(i) 締約国会議

締約国会議はすべての加盟国によって構成される(第八条一七項)。各加盟国は一の票をもち(第八条一七項)、手続事項については出席しかつ投票する加盟国の単純多数による議決で、実質事項についてはできる限りコンセンサスを追求した上でそれでもコンセンサスが得られない場合は出席しかつ投票する加盟国の三分の二以上の多数による議決で、それぞれ決定される(第八条一八項)。締約国会議の開催形態には、「通常会期」^{八三}、「特別会期」^{八三}、「運用検討会議」^{八四}を含む)、および「改正会議」^{八五}がある。

締約国会議は、機関の主要な内部機関として、条約の範囲内のいかなる問題または事項(執行理事会および技術事務局の権限・任務に関するものを含む)も検討すること、条約の実施を監督しその趣旨・目的を推進するために行動すること、条約の遵守状況を検討すること、執行理事会および技術事務局の活動を監督することを任務とする(第八条一九項二〇項)。締約国会議はまた、締約国が提起しまたは執行理事会が注意を喚起する条約に関するいかなる問題または事項についても勧告・決定を行い、またいずれの内部機関に対してもその任務の遂行に関し指針を与える権限を有し(第八条一九項二〇項)、条約の遵守を確保するためおよびこの条約に違反する事態を是正・改善するために必要な措置をとる(第八条二一項)(k)・第二二条)。この他にも条約の個別規定に基づいてさまざまな事項について特定の権限が与えられている。なお、「改正会議」と「運用検討会議」について、意思

決定方法や任務について特別の規定が置かれている場合は当該規定が適用されることになる^{八六}。

(ii) 執行理事会

執行理事会は四一の理事国によって構成される(第八条二三項)^{八七}。各理事国は一の票をもち(第八条二九項)、手続事項についてはすべての理事国の単純多数による議決で、実質事項についてはできる限りコンセンサスを追求した上でそれでもコンセンサスが得られない場合はすべての理事国の三分の二以上の多数による議決で決定される(第八条二九項)。執行理事会の開催形態には、「通常会期」および間会期の「会合」がある(第八条二八項)。

執行理事会は、機関の執行機関として締約国会議に対して責任を負うこと(第八条三〇項)、条約の効果的な実施・遵守を促進すること、技術事務局の活動を監督すること、締約国の国内当局と協力すること、締約国の要請に応じて締約国間の協議・協力を促進することなどを任務とする(第八条三二項)。執行理事会はまた、その権限の範囲内のいかなる問題または事項であつてこの条約およびその実施に影響を及ぼすもの(この条約の遵守についての懸念及び違反を含む。)も検討し(第八条三五項)、適当な場合には、条約の規定に基づいて一定の措置をとる(第八条三六項)。この他にも条約の個別規定に基づいてさまざまな事項に関して特定の権限が付与されている。

(iii) 技術事務局

技術事務局は、技術事務局の長でありかつ首席行政官である事務局長と査察員、科学要員、技術要員などの職員によって構成される(第八条四一項・四四項)^{八八}。

技術事務局の任務は、締約国会議および執行理事会が任務を遂行するにあたり会議および執行理事会を補佐すること、条約に規定する検証措置を実施することであり、会議および執行理事会によって任務が委任される場合もある(第八条三七項)。技術事務局は、とくに、任務の遂行に関連して生じた問題を執行理事会に通報する(第八条四〇項)。

(iv) 補助機関

以上の内部機関のほかに、条約の規定に基づく補助機関として、科学諮問委員会^{八九}および秘密保護委員会^{九〇}が設置されている。

(b) 国連諸機関

化学兵器禁止条約は、すべての事案をOPCWという内在的な機関において処理するという自己完結的な方式は取っておらず、必要に応じて事案を国連諸機関に付託する可能性を認めている。まず、国連安全保障理事会および国連総会は、「特に重大な場合」に締約国会議から注意喚起を受け(第一二条四項)、「特に重大かつ緊急な場合」には執行理事会から直接注意喚起を受ける(第八条三六項)。また、国際司法裁判所は、紛争当事者間の合意により国際司法裁判所規程に従つて条約の解釈または適用に関する紛争の付託を受けるとともに(第一四条二項)、締約国会議または執行理事会

から機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告的意見を与えるよう要請を受ける(第一四条五項)^{九二}。

なお、特定の事項について、OPCWが国連と連携する場合がある。たとえば、国連事務総長は、非締約国に關係してまたは非締約国の領域において化学兵器が使用された疑いのある場合、OPCWに対してその資源を自らの利用に供するため要請することができる(検証附属書第一一部第二七項)。また、締約国が脱退の権利を行使する場合は、他のすべての締約国と執理事務会に加えて、寄託者(国連事務総長)および国連安全保障理事会に対して、脱退が通告される(第一六条)。

(四) 安保理決議一五四〇の安保理補助機関による監視

安保理決議一五四〇は、決議の実施を監視するために安全保障理事会の補助機関として、安全保障理事会のすべての理事国により構成される委員会(一五四〇委員会)^{九二}を、二年を超えない期間で設置することを決定した^{九三}。一五四〇委員会の活動は、委員会が自ら策定した「作業活動のための指針」^{九四}に従って行われる。同指針には以下の事項が記されている。

・委員会の任務は、安全保障理事会に対して決議の実施状況を報告すること、国家報告書を受理し検討すること、IAEAおよびOPCWと協力關係を設定すること、安全保障理事会に対して決議の実施に関する定期報告書を提出すること(勧告を含む)、決議の実施支援のために国家に対して支援の提供を求めることである。

・委員会の会合は、議長の判断または構成国の要請によりいつでも開催される。委員会は加盟国に対して議論への参加を求めることができる。

・委員会の意思決定は、コンセンサスで行われる^{九五}。コンセンサスに至らない場合、議長は合意に向けてさらなる協議を行う。それでもなおコンセンサスを得られない場合、問題は安全保障理事会に付託される。

・委員会は任務の遂行にあたりできる限り透明性を確保する^{九六}。

さらに、一五四〇委員会は、二〇〇五年四月以降、委員会自らが策定し安全保障理事会によって承認された「活動計画」に基づき、中期的なスパンで具体的な活動に取り組んでいる^{九七}。なお、一五四〇委員会の任期は、二〇〇六年四月二七日に採択された安全保障理事会決議一六七三に基づいて、二〇〇八年四月二七日までの二年間延長されている^{九八}。

第三節 国家と国際監視機関の位置づけ

前節では、「法的枠組みの構成要素」として、それぞれの法的枠組みが有する目的と基本的な義務、およびその目的を達成するために備えられている手段について取り上げた。これらの「構成要素」を別の角度からとらえ直すとすれば、一方で、国家は目的を実現する主体として、他方で、国際監視機関は目的を実現するための手段たる主体として、それぞれ位置づけることができる。

一 目的を実現する主体としての国家

一般に、国際規範はその目的を実現するために実体的な義務を設定し、国家に対して当該義務の履行を求めている。国家は実体的な義務の履行を通じて国際規範の目的の実現に貢献するのであり、それゆえ、国家は国際規範の目的を実現する主体としての位置づけられている。このことは、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの場合にも当然にあてはまる。すなわち、いずれの法的枠組みもその目的に直結する基本的義務を国家に対して課しているのである。

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みについて興味深いのは、その目的が不必要な苦痛を与えないという人道から、これに加えて兵器そのものを廃棄し禁止するという軍縮および兵器の拡散を防止するという不拡散へと発展を遂げており、この発展に歩調を合わせる形で、基本的な義務の内容および対象が多様化しているということである。すなわち、一九二五年にジュネーヴ議定書が成立した時点では、いわゆる人道アプローチの下に生物・化学兵器の戦時における使用の禁止という義務が設定されるにとどまったのに対して、その後の一九七二年の生物兵器禁止条約は軍縮アプローチを採用することによって生物兵器とその運搬手段の廃棄および生産・開発・貯蔵・移譲を禁止し、さらに、一九九三年の化学兵器禁止条約は平時であると戦時であるとを問わず化学兵器の使用を禁止すると同時に化学兵器とその運搬手段の廃棄および生産・開発・貯蔵・移譲の禁止を実現したのである。そして、二〇〇四年の安全保障理事会決議一五四〇では非国家主体に対する不拡散に焦点が当てられるようになった。

このような義務の多様化は、国際法の発展の文脈に即して理解されるべきである。すなわち、伝統的な国際法は、主権国家相互の双務的な権利義務関係を規律する性格のものであり、一九二五年にジュネーヴ議定書が設定した戦時における生物・化学兵器の使用禁止義務はまさにこのような伝統的な国際法の性格を有していた。これに対して、現代国際法は、主権国家相互の関係を規律するにとどまらず、これに加えて国際社会の一般利益の追求を目指すようになっていく。生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約の二つの法的枠組みは軍縮に関する規定を置いている。軍縮は現存する兵器を廃棄することと兵器が将来にわたり開生産産されることを防止することの二つの要素をもつてはじめて完全なものとなる。この目的を達成するためには、

国家の行為としての兵器の生産・開発・保有・貯蔵・移譲を禁止するだけでなく、私人および法人の行為としての兵器の生産・開発・保有・貯蔵・移譲を禁止しなければならない。したがって、軍縮に関する規定は、国家に対して、自ら不作為を義務づけるとともに、自国管轄下にある私人および法人の活動を規制することを義務づけるものとなる。このような義務は国家間の双務的な権利義務関係を規律するものではなく、軍縮という行為を通じて平和の実現という国際社会の一般利益を追求するものである。つまり、生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約は、国家に対して国内社会における特定の行動を求めたのであって、これらの行動を通じて国際社会の一般利益の実現を図ることを目標としたのである。そして、このような方向性は、非国家主体への不拡散に焦点を絞った安全保障理事会決議一五四〇によってさらに発展を見えることになる。

義務の多様化に関連してさらに興味深いことは、軍縮そして不拡散という目的を実現するために、国内実施義務に関する明文規定が設けられていることである^{九九}。このような国内実施義務の設定は、国際社会と国内社会を結合するものとして現代的な意義を持つ^{一〇〇}。国際社会は国際的な法的枠組みの目的を実現する場として国内社会を求めるようになったのであり、ここに国内実施義務は、国際社会の要求を国内社会において実現するための法的な媒介として機能することになる。そして、最も重要なことは、このような状況において国家は、軍縮および不拡散という目的を実現するために、国内社会の統治機構としてもつばら国際法によって課された義務を自国管轄下の私人および法人に強制する役割を果たすということである^{一〇一}。

二 目的を実現するための手段たる主体としての国際監視機関

第二節において見たとおり、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みはすべて、その明文の規定を根拠としてまたはその後の実行を基礎として、既存の国際機構に依拠しまたは新たに国際機構もしくは条約機関を設置し、これらの国際監視機関に監視の任務を付与している。

国家が法的枠組みの目的を実現する主体として位置づけられるのに対して、国際監視機関は法的枠組みの目的を実現するための手段たる主体として位置づけることができる。それは、国際監視機関に対して与えられた任務によって明らかである。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みにおいて国家に課される義務の内容が多様化を遂げたことは国際監視機関の任務にも大きな影響を及ぼしている。

まず、戦時における生物・化学兵器の使用を禁止したジュネーブ議定書については、国連総会決議というその法的枠組みの外で生物・化学兵器の使用疑惑に関する調査手続が設定され、国連事務総長の下に調査を実施するに枠組みが設定された。次に、生物兵器の軍縮に関する義務（兵器の廃棄および生産・開発・保有・貯蔵・移譲の禁止）ならびに当該義務を国内で実施することを求める義務を創設した生物兵器禁止条約は、定期的に開催される検討会議において条約の運用を検討するという一般的な任務を与えると共に、条約の違反の場合には締約国が国連安全保障理事会に一方的付

託することを可能とする手続も備えた。さらに、化学兵器の全面禁止に関する義務（兵器の廃棄および生産・開発・保有・貯蔵・移譲・使用の禁止）およびこれらの義務を国内で実施するための義務を設定した化学兵器禁止条約は、条約の趣旨・目的を達成し、条約規定の実施を確保し、締約国間の協議・協力のための場を提供することを目的とするOPCWという国際機構を設立した。OPCWには同条約によって導入された検証制度の実施を含む条約の監視の任務が与えられている。OPCWの内部機関のうち、締約国会議と執行理事会は政策決定機関(Policy Making Organ)として条約の実施状況を検討し必要に応じて具体的な措置に関する意思決定を行い、技術事務局は検証活動を実施しとくに締約国において査察を行う。化学兵器禁止条約についても、一定の場合には、問題が国連の主要機関に付託される可能性がある。最後に、すべての国連加盟国に大量破壊兵器の非国家主体に対する拡散を防止するための国内措置を義務づけた安全保障理事会決議一五四〇に関しては、同決議に基づいて安全保障理事会の補助機関たる一五四〇委員会を設置しとくに国家報告書の検討を通じた決議の履行監視の任務を与えている。

以上のように、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みは、国家に対してはその目的を実現するために義務を課し、国際監視機関に対しては目的を実現するための手段として監視の任務を与えている。一方で国家は義務を履行することが求められ、他方で国際監視機関は任務を遂行することが求められている。それぞれの法的枠組みは、自らが設定して制度の中で、国家と国際監視機関に対してより具体的な機能を付与している。規範の目的は、国家と国際監視機関の双方が自らに付与された機能を果たすことによつてはじめて実現されるのである。ここで留意されるべきことは、国家と国際監視機関はそれぞれが別個に行動するのではなく、ある時には対峙したり、ある時には連携したり、ある時には融合したりという相互関係の中で、規範の目的の実現のために協働して行動しているということである。これまでの第一章における前提的考察を踏まえて、生物・化学兵器の禁止という規範目的が国家と国際監視機関の協働を通じて実現されているという様子を、以下に続く本論において検討することとする。

一 藤田久一『軍縮の国際法』日本評論社（一九八五年）五頁。

二 国際司法裁判所が一九九六年の核兵器の使用または核兵器による威嚇の合法性に関する勧告的意見において示したように、「国家実行によれば、一定の兵器それ自体を使用することの違法性は、使用を認めないことによつてもたらされるのではなく、むしろ、使用を禁止するという用語において定式化されている」（核兵器の使用または核兵器による威嚇の合法性に関する勧告的意見 ICJ Reports 1996(1), p.247, paragraph 52）。

三 実際に第一次世界大戦では、イタリア、トルコ、バルカン諸国が非締約国であつたため、第二回ハーグ平和会議の諸条約は適用されなかった。ただし、条約の内容が慣習法を成文化したものである場合や、ニュルンベルグ裁判所判決に示されるように条約の内容がその後の国家実行によつて慣習法として確立した場合には、当該規範が総加入条項にかかわらずすべての国家に適用されることは言うまでもない。

四 “Chemical and Bacteriological (Biological) Weapons and the Effects of Their Possible Use”, Report of the Secretary-General, A/7575/Rev.1, S/9292/Rev.1, 1969, p.1, paragraph 3.

五 なお、戦間期における生物・化学兵器の規制に関する動きは、戦時における使用を禁止したジュネーブ議定書の作成にとどまるのではなく、たとえば一九三二年の軍縮会議では生物・化学兵器の準備の禁止も提案されていた。

六 Yearbook of the United Nations 1947-48, p.477.

七 二成分(binary)兵器とは、弾頭内に二種類の前駆物質を仕切板で隔てて充填した兵器であつて、発射の衝撃で仕切板が破壊されることによつて前駆物質が化学反応を起し毒性化学物質を合成するよう考案されたものをいう。

八 “Chemical and Bacteriological (Biological) Weapons and the Effects of Their Possible Use”, Report of the Secretary-General, A/7575/Rev.1, S/9292/Rev.1, 1969 「化学・細菌(生物)兵器とその使用の影響」外務省国際連合局訳、大蔵省印刷局(一九七〇年)。

九 当時進行中のベトナム戦争における枯葉剤作戦に対する国際社会からの非難が高まる中、米国は、一九六九年一月二五日および一九七〇年二月一四日のニクソン米大統領声明におつて、毒素を含む生物兵器の使用、開発、取得または貯蔵を放棄すると発表した(US Arms Control and Disarmament Agency, Documents on Disarmament 1969, pp.592-593; Documents on Disarmament 1970, pp.5-6)。当該声明は生物兵器禁止条約の作成を促す大きな要因となり、一九七一年には生物兵器と化学兵器の分離に反対していた東側諸国も立場を変更し、分離アプローチを容認するに至った。なお、日本も当初は化学兵器と生物兵器の両方を検証制度の下で全面的に禁止するという立場だったが(たとえば『第六三回衆議院外務委員会議録』第一三三号(昭和四五年五月六日)一八頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁(参照))、最終的には分離アプローチに同意している。

一〇 A/RES/2826, Annex, dated 16 December 1971.

一一 [http://www.unog.ch/80256EE600585943/\(httpPages\)/7BE6CBFEA0477B52C12571860035FD5C?OpenDocument](http://www.unog.ch/80256EE600585943/(httpPages)/7BE6CBFEA0477B52C12571860035FD5C?OpenDocument). 主な非締約国は、エジプト(署名国)、イスラエル、カザフスタン、ギンバー(署名国)、ネパール(署名国)、シリア(署名国)、アラブ首長国連邦(署名国)、タンザニア(署名国)である。

一二 藤田久一『前掲書』(注一)一五九頁。

一三 Jozef Goldblat, *Arms control*, 2nd edition, 2002, p.142.

一四 生物兵器禁止条約第九条は、化学兵器禁止交渉の継続について次のような規定を置いている。

締約国は、化学兵器についてその効果的な禁止が目標とされていることを確認し、化学兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための効果的な措置について並びに兵器用化学剤の生産又は使用のため特に設計された装置及び運搬手段に係る適当な措置について早期に合意するため、誠実に交渉を継続することを約束する。

一五 S/16433, dated 26 March 1984; S/17127, dated 24 April 1985; S/17911, dated 12 March 1986; S/18852, dated 8 May 1987; S/19823, dated 25 April 1988; S/20060, dated 20 July 1988; S/20063, dated 25 July 1988; S/20134, dated 19 August 1988.

一六 Jozef Goldblat, *supra note 13*, p.150.

一七 A/RES/47/39, dated 30 November 1992.

一八 化学兵器禁止条約第二一条は次のような発効要件を定めている。

この条約は、六五番目の批准書が寄託された日の後百八〇日で効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、署名のための開放の後二年を経過するまで効力を生じない。

なお、第六五番目に条約を批准した国はハンガリーであった(一九九六年一〇月三一日に批准)。

一九 主な非締約国は、エジプト、シリア、イスラエル、レバノン、イラク、北朝鮮、ギンバーである。このうち、イラクは条約への加入に前向きな姿勢を示しており、化学兵器禁止機関(OCCW)はこれまで四回にわたって加入支援のためのワークショップを開催しつつある(Press Release 2005 No32, dated 11 July 2005; Press Release 2006 No6, dated 15 February 2006; Press Release 2006 No.99, dated 15 December 2006; Press Release 2007 No.117, dated 15 November 2007; C-12/DG.11, dated 5 November 2007, paragraphs 84-85)。

二〇 A/RES/47/39, dated 30 November 1992, paragraph 4.

二一 浅田正彦「安保理決議一五四〇と国際立法―大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐる」国際問題第五四七号(二〇〇五年)四九頁。

二二 Masahiko Asada, “Bio-terrorism and National Implementation of the Biological Weapons Convention”, *Kyoto Journal of Law and Politics*, Volume 3, No.1, 2007, p.27.

三三 今日なお主権国家の並立共存を基礎とする国際社会の構造の下において、軍備管理の目的を実現する最も確実かつ永続的な形態は、諸国家間の条約によりすべての締約国を義務づけることだと考えられている(藤田久一「前掲書」(注一)九〇頁)。

三四 本議定書の前文に明記されていることから分かるように、議定書の規定に盛り込まれた化学兵器の使用禁止に関する義務は、ジュネーヴ議定書という条約によって新たに創設されたものではなく、議定書の成立以前に作成された陸戦ノ法規慣例も含む既存の諸条約における禁止を前提として、その内容をジュネーヴ議定書という単独の条約において再確認したものである(藤田久一「大量破壊兵器と一般市民の法的保護」(二)「金沢大学法文学部論集法学篇第一六巻」(一九六八年)九〇二四頁)。

三五 たとえば、『第六三回衆議院外務委員会議録』第一四号(昭和四五年五月七日)二〇頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁)参照。

三六 生物兵器は、第一次世界大戦において実戦で使用された化学兵器とは異なり、一九二五年の時点においてその実用性が確認されていなかった。したがって、ジュネーヴ議定書における生物兵器の使用禁止は、慣習規則を法典化したものではなく、新たな法的義務を設定したものである(Jack M. Beard, "The Shortcomings of Indeterminacy in Arms Control Regimes: The Case of the Biological Weapons Convention", *American Journal of International Law*, Vol.101, 2007, p.277)。なお、ジュネーヴ議定書における「細菌学的戦争方法」の使用禁止も既存の慣習法を確認したものであるという立場をとる論者もある(藤田久一「前掲論文」(注二)四二四頁)。

三七 たとえば、『第六三回衆議院外務委員会議録』第一二二号(昭和四五年五月二二日)九〇一〇頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁)。

三八 A/RES/2603(XIV)A, dated 16 December 1969. なお、本決議には米国、オーストラリアおよびポルトガルの三カ国が反対票を投じているものの、反対の理由は除草剤や暴動鎮圧剤がジュネーヴ議定書に基づく禁止に含まれないという立場に立っているからであって、同議定書が慣習法であることを否定しているからではない(United Nations Yearbook 1969, p.28)。実際には、米国は、一九八三年四月二七日付米国国連代表から事務総長に宛てた書簡においてジュネーヴ議定書に含まれている禁止が慣習国際法の一部となつていないことを明示的に認めつつ(A/38/184, dated 9 May 1983)。

三九 Jozef Goldblat, *supra* note 13, p.135.

四〇 日本政府は衆議院外務委員会に対して、ジュネーヴ議定書によって禁止されている化学兵器および細菌兵器のリストを提出した。同リストに記されている剤はすべての致死性剤であるという(『第六三回衆議院外務委員会議録』第一四号(昭和四五年五月七日)六頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁))。

四一 日本の立場も米国と同様である(『第六三回衆議院外務委員会議録』第一三三号(昭和四五年五月六日)一七頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁))、『第六三回衆議院外務委員会議録』第一四号(昭和四五年五月七日)一二頁(愛知揆一外務大臣答弁)。なお、日本は精神錯乱剤であるBZ(化学兵器禁止条約では毒性化学物質に分類されている)を非致死性ガスと理解していたようである(『第六三回衆議院外務委員会議録』第一三三号(昭和四五年五月六日)一七頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁))。このような解釈によれば、枯れ葉剤は議定書の対象外となる(『第六三回衆議院外務委員会議録』第一三三号(昭和四五年五月六日)二六頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁)参照)。

四二 もともと、国連憲章の下で「戦争」という概念に代わり「武力行使」という概念が用いられるようになり、「武力行使」という概念がすでに国家実行において十分に定着していることに鑑みれば、「戦争」を形式的に捉える考え方はもはや非現実的なものといえよう。たとえば、ジュネーヴ議定書の国会審議において、愛知揆一外務大臣は次のように発言している。「戦争というものの定義が非常にむずかしくなつたと私常識的に考えるわけですが、ある国と国あるいはそれに準ずる国と国との間の武力紛争、やはり現在でも行われておりますようなそういう場合には、ここにいう戦争に常識的に入るのではないかと思われます。」(『第六三回衆議院外務委員会議録』第一四号(昭和四五年五月七日)一一頁(愛知揆一外務大臣答弁))。

四三 たとえば、『第六三回衆議院外務委員会議録』第一三三号(昭和四五年五月六日)一七頁(西堀正弘外務省国際連合局長答弁)参照。

四四 アルジェリア一九九二年一月二七日付留保、アンゴラ一九九〇年一月八日付留保、バレーン一九八八年二月九日付留保、バングラデシュ一九八九年五月二〇日付留保、中華人民共和国一九五二年七月三十一日付留保、フィジー一九七三年三月二二日付留保、インド一九三〇年四月九日付留保、イラク一九三一年九月八日付留保、イスラエル一九六九年二月二〇日付留保、ヨルダン一九七七年一月二〇日付留保、北朝鮮一九八九年一月四日付留保、韓国一九八九年一月四日付留保、クウェート一九七一年二月一五日付留保、リビア・アラブ共和国一九七一年二月二九日付留保、ナイジェリア一九六八年一〇月一五日付留保、パキスタン一九六〇年四月一五日付留保、パプア・ニューギニア一九八〇年九月二日付留保、ユーゴスラビア一九二九年四月二二日付留保、ソロモン諸島一九八一年六月一日付留保、米国一九七五年四月一〇日付留保、ベトナム

ム一九八〇年十一月一日付留保。

なお、生物兵器禁止条約第三回検討会議（一九九一年）および第四回検討会議（一九九六年）がジュネーブ議定書に対する生物毒素兵器条約関連のすべての留保を撤回する重要性を強調したことを受けつ（BWC/CONF.III/23, Article VIII; BWC/CONF.IV/9, Article VIII）^{三六} 国連総会は、一九九六年以降の隔会期に採択した決議「一九二五年ジュネーヴ議定書の權威を維持する措置」の中で「ジュネーヴ議定書に対する留保を引き続き維持している国に対して当該留保を撤回するよう求めた」（A/RES/51/45P, dated 10 December 1996; A/RES/53/77L, dated 4 December 1998; A/RES/55/331, dated 20 November 2000; A/RES/57/62, dated 22 November 2002; A/RES/59/70, dated 3 December 2004; A/RES/61/61, dated 3 January 2007）^{三七} の間にカナダ、エストニア、韓国、英国およびポルトガルが留保の全部または一部を撤回しつつある（カナダについで A/55/115, dated 6 July 2000 参照、エストニアについで A/55/115/Add.1, dated 18 October 2000 参照、韓国（一部撤回）、英国およびポルトガルについで A/59/179, dated 23 July 2004 参照）。

^{三六} この点に關し、イランは、第四回検討会議において「条約発効後に条約に加入する国について、第二条に規定される廃棄または平和目的のための転用のための期限は、条約が自国に対して発効してから九か月以内となるう。」という文言を最終宣言に盛り込むよう提案した（BWC/CONF.IV/9, p.44）。しかし、第四回検討会議は最終文書において条約の効力発生後に条約に参加する国については、第一条に規定される廃棄または平和目的のための転用のための参加の際に完了されるであろうと認識する」という文言を盛り込んだ（BWC/CONF.IV/9, Article II）^{三八} のような認識は第六回検討会議でも確認されつつある（BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 5）。

^{三八} BWC/CONF.III/23, Article I; BWC/CONF.IV/9, Article I; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 1. このような理解は世界保健機関（WHO）による生物兵器の定義に合致するものである。すなわち「WHOは「一九七〇年の報告書「化学兵器および生物兵器の健康の側面」（第一版）において、生物剤を「その効果が対象生命体における増殖に依存するものである」^{三九}（depend for their effects on multiplication within the target organism）」人間、動物または植物に病気または死をもたらすために戦争において使用することを意図したものである」^{四〇}と定義しつつある（「Health aspects of chemical and biological weapons」, 1st edition, WHO, 1970, p.12）。

^{三九} BWC/CONF.III/13, Article I, p.3; BWC/CONF.III/23, Article I; BWC/CONF.IV/9, Article I; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 1.

^{四〇} BWC/CONF.III/23, Article I（「エー・エー・提議案（BWC/CONF.III/23, p.63）」に基づくもの）; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 4.

^{四一} BWC/CONF.I/10, Article I; BWC/CONF.III/13, Article I, p.3. さらに「微生物学、遺伝工学、生物工学、分子生物学、ゲノム研究、生命科学などの分野における科学技術の進歩についで言及がなされつつある（BWC/CONF.III/13, Article I, p.3; BWC/CONF.III/23, Article I; BWC/CONF.IV/9, Article I; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 2）。

^{四二} もともと、「目的を正当化できない量について合意された基準は存在しない」。

^{四三} 運用検討会議は、第三条の規定が国際平面であると国内平面であることを問わず人的対象についで網羅的であるとしつつある（BWC/CONF.III/13, Article III; BWC/CONF.IV/9, Article III; BWC/CONF.VI/6, p.10, paragraph 8）。

^{四四} BWC/CONF.VI/6, p.10, paragraph 11; cf. BWC/CONF.III/13, Article IV, pp.4-5; BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.IV/9, Part II, p.18, Article IV, paragraphs 1-4; BWC/CONF.VI/6, paragraphs 14.

^{四五} ただし、生物兵器禁止条約の前文には、「二か所において「使用」への言及がある。

「全人類のため、兵器としての細菌剤（生物剤）及び毒素の使用の可能性を完全に無くすことを決意し」（第九項）

「このような使用が人類の良心に反するものであること及びこのような使用のおそれを最小にするためにあらゆる努力を払わなければならないことを確信して」（第一〇項）

また、戦時における生物兵器の「使用」を禁止したジュネーブ議定書にも言及がある。

「千九百二十五年六月十七日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書の有する重要な意義を認識し、同議定書が戦争の恐怖の軽減に貢献しており、また、引き続きその軽減に貢献することを認識し」（第二項）

「同議定書の目的及び原則を堅持することを再確認し、すべての国に對しその目的及び原則を厳守することを要請し」（第三項）

「国際連合総会が同議定書の目的及び原則に反するすべての行為を繰返し非難してきたことを想起し」（第四項）

^{四六} BWC/CONF.III/23, p.62.

四三 BWC/CONF.III/23, p.63.

四六 BWC/CONF.IV/COW/WP.2, dated 28 November 1996.

四七 BWC/CONF.IV/9, p.39; BWC/CONF.VI/6, p.17.

四八 たとえば、次のようなテキストが含まれている。

「第四回検討会議は、いかなる方法によってもいかなる場合においても防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的に合致しない締約国による微生物剤その他の生物剤または毒素の使用が実効的に(effectively)条約第一条の違反である」ことを確認した。」「(BWC/CONF.IV/9, Article 1)

このテキストは、トリ提案(BWC/CONF.IV/9, p.42)、南アフリカ提案(BWC/CONF.IV/9, p.42)、非同盟諸国提案(BWC/CONF.IV/9, p.44)、および米国提案(BWC/CONF.IV/9, p.43)を基礎としたものである。同じ趣旨のテキストが第六回検討会議の最終文書にも盛り込まれている(BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 3)。

「第四回検討会議は、完全かつ永久に使用の可能性をなくすために、いかなる場合にも微生物剤その他の生物剤もしくは毒素または兵器、装置もしくは運搬手段を開発せず、生産せず、貯蔵せずもしくはその他の方法によって取得せずまたは保有しないという第一条の約束を再確認した。」「(BWC/CONF.IV/9, Article 1)

「第四回検討会議は、あらゆる場合において細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の使用が実効的に条約によって禁止される」とを再確認した。」「(BWC/CONF.IV/9) 同じ趣旨のテキストが第六回検討会議の最終文書にも盛り込まれている(BWC/CONF.VI/6, paragraph 19)。

四九 BWC/CONF.IV/9, p.39.

五〇 Carter は化学兵器禁止条約を複合目的を有する「ハイブリッド」条約と表現している(Kim S. Carter, "New Crimes Against Peace? The Application of International Humanitarian Law Compliance and Enforcement Mechanisms to Arms Control and Disarmament Treaties", *Treaty compliance : some concerns and remedies*, edited by Canadian Council on International Law and the Markland Group, 1998, p.17)。

五一 起草過程においてフランス、ポーランドおよびモンゴルは、化学兵器の「使用」はジュネーヴ議定書においてすでに禁止されているので、条約に「使用」の禁止を盛り込むことは不要との立場をとった。しかし、最終的には禁止事項の包括性を愛好するオランダ、中国およびオーストラリアの主張が支持された(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *A commentary on the Chemical Weapons Convention*, 1994, p.14)。

五二 「化学物質の表ための指針」として、化学兵器としての実績の有無・危険性の程度・平和的利用の程度を要素とする次の基準が設定されている。

表一剤について、(a)化学兵器として開発・生産・貯蔵・使用されたことがあるか否か、(b)条約の趣旨及び目的に対し高度の危険をもたらすものであるか否か、(c)条約によって禁止されていない目的のために使用されることかほとんどまたは全くないか否か。

表二剤について、(a)条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か、(b)表一剤または表二A剤の生成の最終段階における化学反応の一において前駆物質として使用されるものであるか否か、(c)表一剤または表二A剤の生産において重要であるため、条約の趣旨及び目的に対し相当な危険をもたらすものであるか否か、(d)条約によって禁止されていない目的のために商業上多量に生産されるものではないか否か。

表三剤について、(a)化学兵器として生産・貯蔵・使用されたことがあるか否か、(b)条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か、(c)表一剤または表二B剤の生産において重要であるため、条約の趣旨及び目的に対し危険をもたらすものであるか否か、(d)この条約によって禁止されていない目的のために商業上多量に生産されるものであるか否か。

もっとも、先に合意に至ったのは「化学物質の表」であることが知られている。「化学物質の表」は必ずしも技術的観点から作成されたものではなく、むしろ政治的妥協によって決定されたからである。したがって、「化学物質の表のための指針」は、現実には「化学物質の表」を説明するものとして、また将来の表の変更のために指針として機能している(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 51, p.257)。

五三 Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 51, p.26.

五四 たとえば、第一次世界大戦において実際に使用されたホスゲンや塩素には幅広い産業用途がある。

五五 第二条九項は、「この条約によって禁止されていない目的」として次の四つを特定している。すなわち、「工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和的目的」(同項

(a)、「防護目的、すなわち、毒性化学物質及び化学兵器に対する防護に直接関係する目的」(同項(b))、「化学兵器の使用に関連せず、かつ、化学物質の毒性を戦争の方法として利用するものではない軍事的目的」(同項(c))、ならびに「国内の暴動の鎮圧を含む法の執行のための目的」(同項(d))である。

五六 すなわち、「種類一」の化学兵器として「表一」の化学物質を基礎とする化学兵器並びにその部品及び構成物質、「種類二」の化学兵器として「他のすべての化学物質を基礎とする化学兵器並びにその部品及び構成物質」、「種類三」の化学兵器として「充填されていない弾薬類及び装置並びに化学兵器の使用に直接関連して使用するように特別に設計された装置」である。

五七 「化学兵器の廃棄」とは、化学物質を実質的に不可逆的に化学兵器の生産に適しないものに転換する過程並びに弾薬類及び他の装置を不可逆的に使用することができないようにする過程をいう(検証附属書第四部(A)第一二項)。

五八 条約起草過程において具体例として示されたのは、テフロンを製造する際に副産物として生産されるdFIB(表二(剤)である(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 51, p.40)。

五九 なお、兵器の廃棄の文脈において、生物兵器禁止条約の場合は、対象を「すべての微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置及び運搬手段」と列挙する規定が用いられていたのに対して、化学兵器禁止条約の場合は、対象を「化学兵器」とした上で、化学物質・弾薬類・装置などの構成物別にカテゴリー分けして定義するという方法が取られている(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 51, pp.24-25)。

六〇 Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 51, p.108.

六一 cf. Ralf Trapp, "The Chemical Weapons Convention: multilateral instrument with a future", *The Chemical Weapons Convention: Implementation, Challenges and Opportunities*, Ramesh Thakur and Ere Haru ed., 2006, pp.36-37.

六二 たとえば、締約国会議第六会期決定一〇は表三(剤)の非締約国に対する移譲規制に例外を設けることを内容とするものであるが、同決定は本文第三項において、締約国に対して、適当な場合には非締約国に対する表三(剤)の移譲に関する規定を実施するために国内立法措置および行政措置をとり、第七条五項に従って、とられた措置をOPCWに通報するよう求めている(C-VI/DEC.10, dated 17 May 2001, paragraph 3)。また、締約国会議第七会期決定一四「表二(剤)の生産、加工、消費、輸入および輸出ならびに表三(剤)の輸入および輸出に関する国内集計資料の申告に関する指針」(C-7/DEC.14, dated 10 October 2002)、締約国会議第九会期決定六「条約の検証附属書第七部および第八部に基づく生産および消費の申告に関連する『自家使用(Captive Use)』概念に関する一解」(C-9/DEC.6, dated 30 November 2004)、締約国会議第一〇会期決定一二「条約の検証附属書第六部に基づく生産および消費の申告に関連する『自家使用(Captive Use)』概念に関する一解」(C-10/DEC.12, dated 10 November 2005)はいずれも、本文において、締約国に対して、第七条一項に従って必要な措置をとるよう求めている。したがって、これらの決定を実施するための措置も第七条五項に基づく通報の対象となる。

六三 安保理決議一五四〇が、非国家主体について、その性質、所属(sector)、種類に言及する点となく、趣旨に照らして違法な行為を行う者としてこれを定義しているという指摘を、Olivia Bosch and Peter van Ham, "Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: The Role of Resolution 1540 and Its Implications", *"Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540"*, edited by Olivia Bosch and Peter van Ham, 2007, p.12。

六四 たとえば、バキスタン代表発言(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.15)。

六五 たとえば、アイルランド代表発言(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.27)、イラン代表発言(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.33)、マレーシア代表(非同盟諸国を代表)発言(S/PV.4950 (Resumption 1), dated 22 April 2004, p.4)、韓国代表発言(S/PV.4950 (Resumption 1), dated 22 April 2004, p.8)、スイス代表発言(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.28)。

六六 Olivia Bosch and Peter van Ham, *supra* note 63, p.15.

六七 「非国家主体」は「この決議が対象とする活動を行うにあたり、いかなる国の法律に基づく権限の下でも行動していない個人又は団体」と定義されている。

六八 「運搬手段」は、「核兵器、化学兵器又は生物兵器を運搬する能力を有するミサイル、ロケット及びその他の無人システムであって、そのような使用のために特別に設計されたもの」と定義されている。

六九 「関連物資」は、「核兵器、化学兵器及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の設計、開発、生産又は使用のために用いることができる物資、設備及び技術であって、関係する

多国間条約及び取決めの対象となっているもの又は国内管理表に含まれているもの」と定義されている。

七〇 不正取引は、決議一五四〇の前文において「国際の平和および安全に対して脅威を与えるものと位置づけられている」。

七十一 Olivia Bosch and Peter van Ham, *supra* note 63, p.10.

七十二 たとえば「民主カンボジアによる提起」として A/34/710-S/13638, dated 22 November 1979; A/35/96, dated 11 January 1980; A/35/80-S/13769, dated 29 January 1980; A/35/85-S/13780, dated 5 February 1980; A/35/91-S/13786, dated 8 February 1980; A/35/140-S/13856, dated 24 March 1980; A/35/159-S/13866, dated 28 March 1980; A/35/173, dated 11 April 1980; A/35/185, dated 24 April 1980; A/35/288, dated 10 June 1980; A/35/462, dated 17 September 1980⁷¹。また、反論として A/35/71, dated 22 January 1980⁷²。アフガニスタンによる反論として A/35/430, dated 4 September 1980⁷³。

一九八一年以降も国連の場において加盟国が提起を行う事例は続いている。たとえば「民主カンボジアによる提起」として A/36/81, dated 26 January 1981; A/36/104, dated 17 February 1981; A/36/121, dated 9 March 1981; A/36/173, dated 6 April 1981; A/36/207, dated 14 April 1981; A/36/299, dated 27 April 1981; A/36/232-S/14473, dated 5 May 1981; S/36/254, dated 14 May 1981; A/36/312, dated 8 June 1981; A/36/664, dated 9 November 1981; A/36/687, dated 13 November 1981; A/36/769, dated 3 December 1981; A/37/72, dated 19 January 1982; A/37/152-S/14915, dated 19 March 1982; A/37/202-S/14986, dated 19 April 1982; A/38/96-S/15622, dated 23 February 1983; A/38/156-S/15702, dated 12 April 1983 (すべてベトナムによる化学兵器の使用を提起したもの)。ソ連による反論として A/C.1/36/16, dated 3 December 1981; A/37/173, dated 7 April 1982; A/38/86, dated 4 February 1983 (東南アジアおよびアフガニスタンにおける化学兵器の使用を米国から提起されたもの)。米国による提起として A/36/509, dated 14 September 1981; A/C.1/36/10, dated 12 November 1981; A/37/102, dated 24 February 1982; A/37/157, dated 22 March 1982; A/37/234, dated 20 May 1982; A/38/326, dated 4 August 1983; A/39/113, dated 21 February 1984 (ベトナム軍およびラオス軍によるカンボジアにおける化学兵器の使用を提起したもの)。A/37/157, dated 22 March 1982; A/C.1/37/10, dated 29 November 1982 (ソ連によるアフガニスタンにおける化学兵器の使用を提起したもの)。シヤナムによる提起として A/36/549, dated 22 September 1981 (米国によるキーンズおよびトナムの生物兵器の使用を提起したもの)。ベトナムによる反論として A/37/180, dated 14 April 1982 (米国から提起されたもの)。カナダによる提起として A/37/308, dated 23 June 1982 (ラオスおよびカンボジアにおける化学兵器の使用を提起したもの)。ラオスによる反論として A/37/210, dated 27 April 1982 (米国から提起されたもの)。

七十三 A/RES/35/144C, dated 12 December 1980; A/RES/37/98D, dated 13 December 1982; A/RES/42/37C, dated 30 November 1987。

七十四 第二一条によれば、「この条約の効力発生の五年後に又は寄託政府に対する提案により締約国の過半数が要請する場合には…開催する」。第一回検討会議は国連総会決議二二〇五九Bに基づいて設置された準備委員会の決定によつて一九八〇年に開催されることとなった。条約は一回目以降の検討会議について言及しておらず、開催のための条件および開催の間隔は実行に委ねられている。すなわち、実行によれば、検討会議の最終文書において次回会議の開催時期につて決定し、国連総会が会議の開催を決議するとう手続が用いられている(たとえば「第二回検討会議につて」 BWC/CONF.I/10, Article XII; A/RES/39/65D, dated 12 December 1984⁷⁴「第三回検討会議につて」 BWC/CONF.II/13, p.10; A/RES/45/57B, dated 4 December 1990⁷⁵「第四回検討会議につて」 BWC/CONF.III/23, Article XII; A/RES/50/79, dated 12 December 1995⁷⁶「第五回検討会議につて」 BWC/CONF.IV/9, Part II, p.27; A/RES/55/40, dated 20 November 2000⁷⁷「第六回検討会議につて」 BWC/CONF.V/17, p.4, paragraph 20; A/RES/60/96, dated 8 December 2005⁷⁸「第七回検討会議につて」 BWC/CONF.VI/6, Part II, p.17, paragraph 61)。なお一九九四年に開催された特別会議は「第三回検討会議の最終宣言における合意に基づき、締約国の過半数からの要請を踏まえて開催されることになった」。

七十五 BWC/CONF.I/2.

七十六 BWC/CONF.I/2, BWC/CONF.II/1 Annex II, BWC/CONF.III/23 Annex III, BWC/CONF.IV/9 Annex II, BWC/CONF.V/17 Annex II. ただし、内容に実質的な相違はない。

七十七 BWC/CONF.I/10, Article V; BWC/CONF.II/13, Article V, pp.5-6; BWC/CONF.III/23, Article V.

七十八 BWC/CONF.VI/6, pp.19-20, paragraph 5.

七十九 BWC/CONF.V/17, pp.3-4, paragraph 18. 議論の対象は次の五項目である。①条約に規定された禁止を実施するための必要な国内的措置(罰則を含む)の採択、②病原体および毒素の保安および監視を確立および維持するための国内制度、③生物毒素兵器の使用の疑いの場合または疾病の発生の疑いの場合の影響に対処し、調査しおよび被害を緩和するための国際的な能力の向上、④人、動物および植物に影響を与える感染症の監視、探知、診断および対処のための国内のおよび国際的の制度上の努力および既存の制度の強化および拡大、⑤科学者の行動規範の内容、普及および採択。

△ BWC/CONF.VI/6, pp.20-21. 議論の対象は次の六項目である。①国内実施を向上させるための手段および方法、②条約の実施に関する地域協力およびサブ地域協力、③バイオセーフティおよびバイオセキュリティを改善するための国内的、地域的および国際的な措置、④誤用を防止するための監査、教育、啓発ならびに行動期間の採択および／または採択、⑤生物科学の分野の国際協力の向上および感染症に関連する能力開発の促進を目的とする被支援国からの要請の特定および支援国による機会の特定、⑥生物毒素兵器の使用の疑いの場合における締約国の要請に基づく援助および関連機関との調整の提供。

△ 国際機構であることから国際法人格が認められ、条約はとくにOPCWの特権免除に関する規定を設けている。すなわち、OPCWは、締約国の領域内またはその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、任務の遂行のために必要な法律上の能力並びに特権免除を享受する(第八条四八項)。また、締約国の代表等および技術事務局職員は、OPCWに関連する自己の任務を独立して遂行するために必要な特権免除を享受する(第八条四九項)。条約は、具体的な特権免除が、OPCWと締約国との間で締結される特権免除協定において規律されることを予定している(第八条五〇項)(条約起草時にはOPCWと締約国間の特権免除に関する一般協定を作成し、締約国会議第一会期において承認することが想定されていた。しかし、準備委員会における交渉がまとまらなかったため、技術事務局は、内容の均一性をできる限り確保しつつ、各締約国と個別に特権免除協定を締結するというアプローチに転換した(Walter Krutusch and Ralf Trapp (ed.), *Verification Practice under the Chemical Weapons Convention: a commentary*, 1999, p.16)。ただし、検証活動が行われている間に技術事務局職員が享受する特権免除は、検証附属書第二部Bにすでに規定が置かれている。

△ 通常会期は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年開催される(第八条一一項)。なお、第一回通常会期は、条約発効後三〇日以内に招集される(第八条一〇項)。
△ 特別会期は、(a)会議が決定する場合、(b)執行理事会が要請する場合、(c)いずれかの加盟国の三分の一が支持する場合、(d)条約の運用について検討する場合のいずれかの場合に開催される(第八条一二項)。運用検討会議の場合を除くほか、開催の要請において別段の明示がない限り、技術事務局の事務局長が当該要請を受領した後三〇日以内に開催される(第八条一二項)。なお、締約国会議第一回特別会期は、二〇〇二年三月二二日に米国が開催を要請し三分の一の加盟国の支持を得たことにより、また締約国会議第二回特別会期は、二〇〇三年三月二八日に執行理事会第二回会合が開催を要請したことにより、それぞれ開催されることになった。

△ 第八条一二項(d)および一二項。

△ 第八条一三項および第一五五二項。

△ まず、「改正会議」について、第一五五二項によれば、

「…改正案は、改正会議においてのみ検討する。改正会議は、改正案の回章の後三十日以内に、三分の一以上の締約国が改正案を更に検討することを支持する旨を事務局長に通報する場合に開催される。改正会議は、改正案の検討を要請する締約国が早期の開催を要請する場合を除くほか、会議の通常会期の後直ちに開催される。…」

このような規定ぶりから、改正会議が改正案を検討することについて排他的な任務を有し、とくに締約国会議の通常会期とは別に開催される必要があることが明らかである。次に、「運用検討会議」について、第八条一二項(d)および一二項の規定によれば、

「この条約が効力を生じた後五年及び一〇年が経過した後一年以内に並びに会議が決定する場合にはその期間内の他の時期に、この条約の運用について検討するため特別会期を開催する。…その後は、別段の決定が行われる場合を除くほか、同様の目的を有する会議の特別会期は、五年ごとに開催される。」

化学兵器禁止条約は運用検討会議を締約国会議の特別会期の一つとして位置づけているものの(第八条一二項(d))、運用検討会議は条約によつて独自の目的を与えられていることから、締約国会議が締約国会議の通常会期(または第八条一二項(a)から(c)に基づいて開催される締約国会議の特別会期)または改正会議に求められる意思決定を行うことはできなくなると解される(cfr. Jozef Goldblat, *supra note 13*, p.18. Walter Krutusch and Ralf Trapp, *supra note 51*, p.144)。実際に、締約国会議第二回特別会期は、開催中の第一回検討会議(二〇〇三年四月二八日から五月七日に開催)を一時中断して、四月三〇日の午後開催され、職員任期政策に関する決定を採択している。

△ 特に、衡平な地理的配分、化学産業の重要性並びに政治上及び安全保障上の利益に十分な考慮を払い、この条約が効果的に機能することを確保するため、四一カ国は次のような内訳となっている。アフリカ地域から九カ国、アジア地域から九カ国、東欧地域から五カ国、ラテンアメリカおよびカリブ地域から七カ国、西欧および他の国の地域から一〇カ国、さらにアジア地域とラテンアメリカおよびカリブ地域の中から交互に選出される一カ国(第八条二三項)。すべての締約国が理事国となる権利を有し、理事国は二年の任期で締約国会議によつて選出される(第八条二三項)。なお、条約は、化学兵器および化学兵器生産施設がすべて廃棄された後、締約国会議が執行理事会の構成を再

検討する可能性を認めている(第八条二五項)。

八八 OPCW職員規則は、締約国会議第四会期において正式に採択された(9)(OPCW Staff Regulations (C-IV/DEC.25, dated 2 July 1999))。

八九 科学諮問委員会は、第八条二二項(h)および四五項に基づいて設置される締約国会議の補助機関である。事務局長は科学諮問委員会の組織および任務について責任を負い、条約の実施に関連する特定の科学の分野における専門的知識に基づいて委員を任命する(第八条二二項(h)・四五項)。適当な場合は、特定の問題について勧告を行うための科学専門家の暫定的な作業部会を設置することができる(第八条四五項)。同委員会の設置目的は、事務局長が締約国会議、執行理事会または締約国に対して条約に関連する科学技術の分野における専門的な助言を行うことができるようにすることにある(第八条二二項(h))。

科学諮問委員会の活動は締約国会議第二会期において採択された付託事項(C-II/DEC.10, dated 5 December 1997)に基づいて行われている。とくに第八条二二項の規定に基づいて、第一回運用検討会議(二〇〇三年四月二八日から五月九日)に対して科学技術の発展に関する包括的な報告書を提出している(RC-I/DG.2, dated 23 April 2003)。なお、委員会の定員は当初二〇名だったが(C-II/DEC.10, dated 5 December 1997, Annex, paragraphs 3 and 6)、事務局長の提案を踏まえ、締約国会議第九会期決定一二により二五名に増員となった(C-9/DEC.13, dated 2 December 2004; cf. C-9/DG.8, dated 29 November 2004, paragraph 22)。

九〇 秘密保護委員会は、秘密保護に関する附属書第二三項に基づいて設置される締約国会議の補助機関である。その主要な任務は、秘密保護に関する紛争を解決することにある。委員会の管轄事項は、締約国とOPCWの双方が関係する紛争、第一五条四項に基づいて締約国会議が付託する紛争、第一五条二項に基づいて締約国が付託する紛争の二つである(C-I/DEC.13, dated 16 May 1997, OPCW Policy on Confidentiality, paragraph 2, Part IX.2) (ただし、これまでに秘密保護委員会に対して紛争が付託された例はない)。委員会は締約国会議によって任命される二〇名の委員によって構成され、毎年一回通常会合を開催し、締約国会議対してその活動について報告し、その改善のための提案または勧告を行うことができる(C-I/DEC.13, dated 16 May 1997, OPCW Policy on Confidentiality, paragraph 3.8, Part IX.2)。

九一 締約国会議または執行理事会が国際司法裁判所に対して勧告的意見を付託するための条件として、化学兵器禁止条約は第一四条五項において、OPCWと国連との間の協定を締結することを明示している。「国連とOPCWの間の関係に関する協定」は、二〇〇〇年一〇月一七日に締結され、二〇〇一年にOPCW締約国会議および国連総会によって承認された(C-IV/DEC.5, dated 17 May 2001; A/RES/55/283, dated 7 September 2001)。勧告的意見に関する規定は同協定第七条に盛り込まれている。

九二 なお、決議の起草段階においてインドネシア代表は、一五四〇委員会の構成に基づいて「委員会から加盟国の圧倒的多数を除外するのであれば、そのような機関は代表性を欠き、有用な機能を果たさないであろう」と発言している(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.32)。

九三 補助機関の設置に期限を付けることは、決議の起草段階において加盟国の間から求められていた(たとえば、アルジェリア代表は、「監視委員会を設置するにあたり、終了期限に関する規定を含めるべきである」と主張して)(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.6)。

九四 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>、二〇〇四年八月三一日に採択されたものである(S/2004/958, dated 8 December 2004, p.3, paragraphs 6-7)。

九五 たとえば、決議の起草段階において米国代表は、「委員会はすべての理事国により構成され、コンセンサスに基づいて運営されるべき」(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.18)と発言している。

九六 透明性の重視については、決議の起草段階においてスペイン代表(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.7)やリウビアン・タイン代表(S/PV.4950 (Resumption 1), dated 22 April 2004, p.12)などが言及している。

九七 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/programmeofwork.html>、<http://www.un.org/sc/1540/programmeofwork.shtml>、作業計画の具体的な内容は次のとおり。

・第一次作業計画(二〇〇五年四月一日から六月三〇日) ①第一次報告書の検討、②技術支援の調整、③報告書提出の促進、④透明性の確保、⑤関係諸機関との協力。
・第二次作業計画(二〇〇五年七月一日から九月三〇日) ①第一次報告書の検討、②支援の調整、③第一次報告書提出および追加情報提供の促進、④透明性の確保、⑤関係諸機関との協力。

・第三次作業計画(二〇〇五年一〇月一日から一二月三十一日) ①第一次報告書および追加情報の検討、②立法データベースの設置、③支援の調整、④第二次報告書提出および追加情報提供の促進、⑤透明性の確保、⑥関係諸機関との協力、⑦安全保障理事会に対する報告書の作成。

・第四次作業計画(二〇〇六年一月一日から九月三〇日) ①第一次報告書および追加情報の検討、②立法データベースの設置、③支援の調整、④第一次報告書提出および

び追加情報提供の慫慂、⑤透明性の確保、⑥関係諸機関との協力、⑦安全保障理事会に対する報告書の作成、⑧一五四〇委員会の任務の検討。

・第五次作業計画(二〇〇六年一月一日から二〇〇七年九月三〇日) ①決議一五四〇の実施状況に関する情報の検討により知見を向上させること、②決議一五四〇のすべての面の実施を促進するために啓発・対話・支援・協力をを行うこと。

なお、第五次作業計画は、二〇〇八年四月一八日まで安全保障理事会に報告することを作業に加えた上で、二〇〇八年四月二八日まで延長されている。

九八 S/RES/1673 (2006), dated 27 April 2006.

九九 人権と地球環境の分野においても国内実施義務を設定する条約が存在する。たとえば、自由権規約第二条二項、有害廃棄物規制に関するバーゼル条約第四条四項など。

一〇〇 小森教授は、「国際公法的な規則の執行過程、即ち国際公法的秩序の維持に関わる国際行政において、……国内法制が重要な役割もつ」として、「国際行政と国内法制の結合」という現象が見られることを指摘し、その要因の一つとして、「国際法規が制度規定の上では国を当事者としても、実質的な行為規則においてはしばしば具体的な事実活動を行う組織体もしくは個人を当事者とする」とを挙げている(小森光夫「国際公序秩序における履行確保の多様化と実効性」『国際法外交雑誌』第九七卷三号(一九九八年)(二三頁)。また、村瀬教授は、国際法上の国家の義務が「維持の義務」である場合、国家は一定の措置をとるだけではなく、「国内法にもこれを実質的に確保する内容が求められる」ことを指摘している(村瀬信也「国際紛争における『信義誠実』原則の機能——国際レジームの下における締約国の異議申立手続を中心に——」『上智法学論集』第三八巻三号(一九九五年)(二〇二頁)。

一〇一 国際社会からの要求を国内社会において実現するという統治機構としての役割は、すでに一九三〇年代にフランスの国際法学者セル(Scelle)によって国家の「二重機能」として提示されている(Georges Scelle, “Règles générales du droit de la paix”, *Recueil des cours*, Tome 46, 1933, p.358)。なお、村瀬教授は、国際義務の履行の大部分が各国の国内法を通じて実現されているという点をとらえて、セルによって唱えられた「国家の『二重機能』論……が、かなり純化された形で実現されていると見ることも出来るように思われる」と述べている(村瀬信也「国際環境レジームの法的側面——条約義務の履行確保——」世界法年報第一九号(二〇〇〇年)(一三頁)。

本論 規範目的の実現

本論では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みを「規範目的の実現」という観点から分析する。「規範目的の実現」とは、法的枠組みの目的が達成されることを意味し、実効性の確保と適合性の確保という要素に分けることができる。このうち実効性の確保は局面に応じてさらに遵守の確保と不遵守への対応に分けられる^一。まず、遵守の確保とは、行為が規範に合致しているという状況により規範性が守られるということであり^二、このために行うと規範の合致という状況が法的枠組みに拘束されている国家の間で明らかにされる必要がある。次に、不遵守への対応とは、行為が規範に合致しないという状況を検討し、実際にそのような状況が存在することが認定された場合に当該行為を規範に合致する状況に戻すことであり^三、具体的には、不遵守の存在を検討し、不遵守の存在が認定されたときにこれを是正する必要がある。最後に、適合性の確保とは、法的枠組みにより設定された義務や制度をその後の社会の変化に適合させるために明確化しまたは変更することである^四。法定立者は法を定立する際にこれら三つの問題に常に直面することになり、このことは当然国際法の場合にもあてはまる。もつとも、集権的な機関の不存在という国際社会の基本構造を反映して、国際法が規範目的を実現するために依拠する手段や方法は、国内法の場合とは大きく異なることに注意する必要がある。

それでは、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みは、いったいどのようなようにして規範目的を実現しているのだろうか。第一章において確認されたように、いずれの法的枠組みにも、その目的を実現する主体たる国家に対して実体的な義務を課すとともに、その目的を実現するための手段として既存の国際機構に依拠しまたは新たに国際機構や条約機関を設置することによってこれらの国際監視機関に対して監視の任務を与えている^五。国家と国際監視機関はそれぞれ法的枠組みにより設定された制度においてより具体的な機能を付与されており、規範の目的はこのような機能が果たされることによって実現されることになる。とくに両者の機能の間には相互関連性が認められるのであって、それゆえ、規範目的の実現の実態は国家と国際監視機関との協働(collaboration)として理解されるべきである^六。

以下、本論を構成する三つの章では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みについて、遵守の確保、不遵守への対応、適合性の確保という三つの論点に分けて議論する。議論の順序は、いずれの章においても、まず、背景としてそれぞれの論点に関する一般国際法の状況を示し、次に、ジュネーヴ議定書、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約および安保理決議一五四〇という生物・化学兵器の禁止に関する四つの法的枠組みの展開を明らかにし、最後に、法的枠組みにおいて国家と国際監視機関に与えられた機能およびその関係について分析し、国家と国際監視機関の協働という様子を

浮き上がらせる。

なお、それぞれの法的枠組みが抱えている課題は次のようにまとめることができる。まず、ジュネーヴ議定書は、締約国に対して戦時における生物・化学兵器の使用を禁止するという義務を課しているものの、当該義務の遵守を確保する制度や義務の違反を追及する手続を一切有していない。そこで、このような法的枠組みの単純さを補完するために、国連総会決議に基づいて国連の枠組みを利用した「権威の維持」が図られることになった。また、生物兵器禁止条約は、締約国に対して軍縮の義務とこれを国内で実施する義務を課しており、義務違反に関する苦情を申し立てる手続を置いているものの、これらの義務の遵守を確保するための制度は規定されていない。したがって、このような法的枠組みの不完全さ克服するために、条約機関による実行を通じて条約の「強化」が追求されることになった。これに対して、化学兵器禁止条約は、化学兵器を全面的に禁止する条約として締約国に使用禁止および軍縮の義務とこれらの義務を国内で実施する義務を課した上で、その遵守を検証するための詳細な制度と不遵守を追及し是正するための手続を備えており、とくに条約の監視機関として国際機構が設立されている。このように法的枠組みが詳細であることから、その「完全な実施」が課題となっている。最後に、安保理決議一五四〇は、法的拘束力のある安保理決議という方法によつてすべての国連加盟国に対して非国家主体に対する大量破壊兵器の不拡散に関する国内措置をとるよう義務づけており、安保理の補助機関が決議の履行を監視している。安保理決議への依拠は「新たな脅威」に対処するための新規な方法であることから、安保理の補助機関による監視の実行にとくに注目する必要がある。

^一 筆者による「規範目的の実現」のこのような分類は、実効性を確保するために設定される機関の機能という観点から、Pieter van Dijk が提示した「検討機能 (review function)」（行為が規範に合致していることを検討すること）、「是正機能 (correct function)」（行為が規範に合致していない場合に合致させるようにすること）および「創設機能 (creative function)」（規範の内容を明確化するもの）(Pieter van Dijk, “Normative Force and Effectiveness of International Norms”, *German Yearbook of International Law*, Volume 30, 1987, pp.26-32)を異なる視点から再構成したものである。cf. Eric P.J. Myjer, “The Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: Closer Towards an International Arms Control Organization?, A Quantum Leap in the International Law of Arms Control”, *Issues of Arms Control Law and the Chemical Weapons Convention: Obligations Inter Se and Supervisory Mechanisms*, edited by Eric P.J. Myjer, 2001, pp.104-106.

^二 Pieter van Dijk, *Ibid.*, p.17.

^三 Pieter van Dijk, *Ibid.*, p.26; Ronald B. Mitchell, “Compliance Theory: An Overview”, *Improving Compliance with International Environmental Law*, edited by James Cameron, Jacob Werksman & Peter Roderick, 1996, p.17.

^四 Pieter van Dijk, *supra note 1*, p.27.

^五 W.E. Butler, “Ensuring Compliance with Arms Control Agreements: Legal Responses”, W.E. Butler (ed.), *Control over Compliance with International Law*, 1991, p.36. cf. Pieter van Dijk, *Ibid.*, p.26.

^六 I.I. Lukashuk, “Control in Contemporary International Law”, *Control over Compliance with International Law*, W.E. Butler (ed.), 1991, p.7.

第二章 遵守の確保

規範目的の実現に関する三つの論点のうち、最初に取り上げるのは遵守の確保についてである。遵守の確保とは、行為が規範に合致しているという状況により規範性が守られることを意味する。第一節では、遵守の確保という課題に対する一般国際法の「沈黙」という状況を取り上げて、一般国際法がこの文脈において「沈黙」している理由を検討する。第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開として、それぞれの法的枠組みが一般国際法の欠如を補充し、遵守の確保を図るための制度を整備しかつ運用していることについて考察する。第三節では、このような制度について、国家と国際監視機関に与えられた機能を分析軸として評価し、両者の協働という観点からさらなる検討を行う。

第一節 背景と沈黙する一般国際法

一般国際法は、従来から義務の遵守を確保するという課題に対してほとんど関心を示すことがなく、そもそもこの課題を問題としてとらえることもなかったといえる。いわば、遵守の確保という課題に対して一般国際法は伝統的に「沈黙」してきたのである。このような一般国際法の「沈黙」にはいったいどのような理由があるのだろうか。

第一に指摘できるのは、義務の遵守は当然のことであってあえて取り上げるまでもなかったということである。まず、国家はそもそも義務に拘束されることについて合意したのであって、この合意こそが義務の遵守に対する動機づけと考えられていた^一。また、「合意は守らなければならない(*pacta sunt servanda*)」という法格言によつて最も端的に示されるように、集権的機関を欠く国際社会において、義務を遵守することは第一義的に国家の自発性・自主性に委ねられており、国家による義務の「誠実な履行」が期待されてきた^二。このように伝統的な国際社会では、義務の遵守は確保されるのが当然であり、それゆえこれを積極的に確保するという発想に乏しかったといえる。この文脈から、国家に対して具体的に求められていたことがあるとすれば、それは他国との関係において合意した国際規範を国内法に受容することであった^三。とくに問題とされたのは国際法を国内法秩序に受容する方式であつて、慣習法であるか条約であるかという法源のレベルによつて、あるいは憲法に定められている行政府と立法府の権限のレベルによつて、理論化・分類化が進められてきた^四。なお、国際法が国内法秩序に受容されないという状況は、国際平面からみれば国際義務に違反する行為であつて^五、それゆえ国家の国際責任が発生し、違反によつて損害を受けた被害国は責任を追及して事後救済を求めることができる、という定式が教科書的な理解として確立していた^六。

次に言えることは、伝統的な国際法の下では、義務の遵守を確保することそれ自体にほとんど利点がなかったということである。主権国家の並立共存を基盤とする伝統的な国際社会にあつて、伝統的な国際法は、国家間の双務的な関係を規律することを目的とするものであり、その内容といえば、たとえば外交関係や経済関係のように、自国の権利または義務と相手国の権利または義務を対応させる相互的・相対的なものであつた。国際法の性質がこのようなものであるとき、義務の遵守が確保されないという事態は直ちに他国の法益侵害に結びつき、責任の発生を導くことになる。したがつて、伝統的な国際法が専ら力を注いでいたことといえば、それは義務の遵守を確保することではなく、被害国を救済するための紛争解決手続と国家責任法を整備することだつたのである。そして、救済手段の整備は、義務違反に対する一定の抑止力となつて、義務の遵守の確保を促進するという副次的効果をもたらすことにもなつた。

さらに、第三の理由として、相互性・相対性を持たない義務が新たに設定され、義務の遵守を確保することについての利点が見出されたとしても、そこには国家主権の法理が大きく立ちはだかつていたことがある。相互性・相対性のない義務の場合、その遵守の確保は、義務を課されている国家が一方的に自ら義務を遵守しているということを明らかにし、これを第三者によつて確認するという作業を通じてはじめて可能となる。そのためには、第三者が国家主権の壁を越えて国内社会に立ち入つてゆくかまたは少なくとも国家主権の壁を国際社会にとつて可視的なものとする必要がある。しかし、国家主権の法理は、国内管轄事項を国際社会に対して開放するという実体面と国家間で新たな制度の創設に合意するという手続面の両方から、遵守の確保という課題に二重の制約を課するものとして作用してきたのである。

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みについても、実はその一部について、まさにこのような「一般国際法の沈黙」があてはまる。すなわち、ジュネーヴ議定書は国家に対して武力紛争における生物・化学兵器の使用禁止を義務づけている。この義務は兵器を使用する国家（加害国）と使用される国家（被害国）の存在を前提としてはじめて成立する相互的・相対的な性質のものであることから、当該義務違反は「加害国」対「被害国」の構図によつて伝統的な国際法の枠組みで処理しうるのである^七。

以上のような「一般国際法の沈黙」は、現代国際法における義務の性質が多様化し、とくに、国際社会の一般利益を實現するための義務が登場するという状況にあつて、国際規範の目的の達成に対する大きな障害となつている。今日において、国際法が国家に課す義務は、従来のように相対する他国の権利を伴う内容のものとどまることなく、国内平面における国家自らの行動を規制する内容のものや自国の管轄下にある私人や法人の活動を規律する内容のものが顕著となつている。このような義務の最大の特徴はその遵守状況の非可視性にある。すなわち、義務の実施がもつばら国内平面において行われるために、その遵守状況はいわゆる国内事項に該当し、国際平面において視覚することができない。遵守の状況が非可視なものであるなら

ば不遵守の状況も当然に非可視的である。義務の不遵守ももっぱら国内平面で発生しかつ義務の性質上不遵守があっても特定の他国に損害が生じるわけではないからである。これはすなわち、国家が自ら犯した義務違反を意図的に隠すことが可能となることを意味する。たとえば、国家が条約上の義務に違反して個人の人権を侵害したとしても、そのような状況が国際社会に対して積極的に明らかにならない限り、義務違反の存在そのものを発見することは難しい。軍備管理の分野では義務違反または義務違反の疑いが意図的に隠された例が実際に存在している。まず、イラクは、核不拡散条約に基づく「非核兵器国」として、核兵器の開発を行ってはならない義務(第二条)を負っていたが^八、湾岸戦争後に安全保障理事会決議に基づく制裁の一環として実施された査察を通じて、核不拡散条約に違反して秘密裏に核開発を行っていたことが明らかとなった^九。また、ソ連は、生物兵器禁止条約の締約国として生物兵器の開発・生産・貯蔵・取得・保有を禁止する義務(第一条)に服するものの^{一〇}、一九七九年にスヴェルトロフスクで発生した炭疽菌による多数住民の死亡事件を契機として炭疽菌の開発に関する疑義が提起された^{一一}。このようにして、義務の性質がその違反を特定の他国に帰属させることができないようなものである場合には遵守状況の非可視性を克服する必要がある。すなわち、ここに義務の遵守を確保するという要請が生じるのである。その方向性は、すでに示唆されるとおり、国家主権の壁を可視化する国際的な監視制度を設立することに見出される。義務の遵守を確保するということは、異なる角度から見れば義務の違反を防止し抑止することでもあるため、具体的には、義務の違反という状況が生じて二次規則が作動する前の段階において、条約の目的に直結する一次規則を取り囲むような形でこれらを補強し補完するような制度を導入する必要がある。

第二節 遵守の確保に関する制度の展開―一般国際法の沈黙を克服する制度

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みでは、遵守の確保を図るために、この点に関する一般国際法の欠如を補充する制度が導入されている。その直接的な背景は、繰り返し述べてきたように、法的枠組みにおいて設定された義務の遵守状況が非可視的ものであることにある。とくに、軍備管理の分野は他の分野に比べて義務の遵守を確保する必要性が高いと言われている。なぜなら、国家および国際の安全保障に直結しているという義務の性質上、義務違反が生じた場合に法的枠組み全体が損なわれてしまう可能性があるからである^{一二}。このため、軍備管理の分野における遵守の確保は目的のレベルと手段のレベルの双方においてユニークな扱いをされている。すなわち、その目的は規範からの逸脱の抑止と締約国の信頼醸成におかれ^{一三}、その手段として監視制度の特殊な形態である検証制度(現地査察を含む)が利用される場合が多いのである^{一四}。以下、それぞれの法的枠組みに共通す

る制度について、国家からの情報の提供と国際監視機関による情報の検討・検証の順で検討を行う。なお、検討の対象となる法的枠組みは、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約および安保理決議一五四〇とし、ジュネーヴ議定書は取り扱わない。これは、ジュネーヴ議定書によって設定される義務が国家間の双務的な関係を規律するものであつて、遵守の確保を課題とするものではないからである。

一 情報の提供

(一) 生物兵器禁止条約／国家からの任意の情報提供

生物兵器禁止条約は、締約国に対して軍縮および不拡散という目的を実現するための義務を課しているものの、これらの義務の遵守状況について何らかの情報を提供するような義務を置いているわけではない。しかし、遵守の確保という観点から言えば、締約国による義務の遵守状況について何らかの情報が提供されることが望ましい。このような要請を充足するため、生物兵器禁止条約の締約国はこれまでに、ほぼ五年ごとに開催される検討会議における実行を通じて、さまざまな形で情報の提供を行っている。

(a) 条約義務の遵守に関する情報

生物兵器禁止条約の締約国は、検討会議に先立つて開催される準備委員会からの要請に基づいて^{一五}、条約義務の遵守に関する情報を任意に提供している。これらの情報はそのままの形で検討会議の公式文書(「締約国による条約に基づくすべての義務の履行に関する情報に関する背景文書」としてまとめられ、検討会議における議論の基礎としてすべての締約国に配布されている^{一六}。情報の提供に関連して統一した基準や様式が存在するわけではなく、各国によつて形式は異なっているものの、情報の内容が前回の検討会議から約五年間の遵守状況についてのものであるという点では共通している。

生物兵器禁止条約の中で最も重要な実体的義務を定めた第一条から第四条の遵守に関して、締約国から提供された情報を概観すると次のようになる。まず、第一条に基づく生物兵器の禁止義務に関して、多数の締約国は生物兵器(微生物剤その他の生物剤または毒素)を開発、生産、貯蔵、取得していない旨を宣言しており^{一七}、第一条の規定が「防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的」のための微生物剤その他の生物剤または毒素に関する活動を認めていることを踏まえて、自国において平和的目的のための活動が行われていることまたは許可されていることを明らかにするものもある^{一八}。次に、第二条に基づく生物兵器の廃棄または転用義務に関して、過去に生物兵器を開発または保有していた締約国はすでにこれを廃棄したことを宣言している(具体例は、フランス、英国および米国である)^{一九}。締約国が第二条の義務を履行して生物兵器を廃棄した場合に当該廃棄に関する

る適当な情報を提出することは条約およびその目的への信頼を向上しうるものとして慫慂されかつ評価されている^{二〇}。なお、生物兵器の非保有を宣言した上でさらに自国が第二条の対象とならないことを確信的に述べる締約国もある^{二一}。さらに、第三条に基づく生物兵器の不拡散義務については、「第三条の義務を完全に遵守している」と述べるかまたは条文を引用して当該活動を行っていないことをと宣言する締約国が多い^{二二}。最後に、第四条に基づく国内実施義務に関していえば、制定された国内法令についての情報が簡潔または詳細に記述される場合と^{二三}、国内法令が条約上の義務に合致している旨を明示する場合がある^{二四}。また、検討会議の最終文書において第四条に基づいて特定の立法措置をとった締約国は国連軍縮センター（後に国連軍縮局）に条文を提供するよう求められていることに関連して^{二五}、国内法令のテキストを提出したことに言及する締約国もある^{二六}。ただし、以上のメカニズムに基づく情報の提出状況は決して芳しいものとはいえず、情報を提出した締約国は毎回二〇カ国前後を推移するにとどまっている^{二七}。

（b）信頼醸成措置

生物兵器禁止条約の締約国は、一九八六年九月に開催された第二回検討会議において、任意の情報・データ交換の枠組みである信頼醸成措置の導入について合意した^{二八}。すなわち、

「検討」会議は、第五条および第一〇条の規定を想起し、条約の権威を強化しおよび条約の規定の実施における信頼を向上させることを決意して、締約国が、相互協力を基礎として、あいまいな点、疑義および疑念の発生を防止しまたは減少させるためならびに平和的な細菌学（生物学）活動の分野における国際協力を向上させるために次のような措置を実施することに合意する。」

具体的に特定された「次のような措置」とは、

- ・信頼醸成措置A 研究所および実験施設に関するデータの交換^{二九}
- ・信頼醸成措置B 感染症のすべての発生および毒素によるもたらされる同種の発生に関する情報の交換^{三〇}
- ・信頼醸成措置C 生物学研究結果の公表の奨励および当該研究で得られた知識の使用の促進に関する情報の交換^{三一}
- ・信頼醸成措置D 生物学研究に従事する科学者の交流の積極的な促進に関する情報の交換^{三二}

の四項目である。締約国はこれらの事項に関する情報を国連軍縮局に任意に提供するよう求められ、提供された情報は国連軍縮局からすべての締約国に送付されることになった^{三三}。

一九九一年に開催された第三回検討会議は、このようにして導入された信頼醸成措置の実効性について検討を行い、その結果、信頼醸成措置の内容は大幅に拡大されることとなった^{三四}。まず、いずれの事項についても、「申告の該当なし」または「新たな申告の該当なし」という情報の提供が求められることになった^{三五}。また、第二回検討会議で合意された四項目は、

- ・信頼醸成措置A第一部 研究所および実験施設に関するデータの交換^{三六}
 - ・信頼醸成措置A第二部 国内生物防護研究開発計画に関する情報の交換^{三七}
 - ・信頼醸成措置B 感染症の発生および毒素によりもたらされる同種の発生に関する情報の交換^{三八}
 - ・信頼醸成措置C 結果の公表の奨励および知識の使用の促進^{三九}
 - ・信頼醸成措置D 交流の積極的な促進^{四〇}
- の五項目に再編成され、さらに、

- ・信頼醸成措置E 法令、規則その他の措置の申告^{四一}
- ・信頼醸成措置F 攻撃用・防護用生物研究開発計画に関する過去の活動の申告^{四二}
- ・信頼醸成措置G ワクチン生産施設の申告^{四三}

の三項目が加えられることになった^{四四}。また、このような追加・変更に伴って情報・データ交換の態様も改定された^{四五}。以上のようにして導入されまた発展を遂げてきた信頼醸成措置は、締約国間の透明性の向上および信頼の醸成に貢献してきたとして評価されている^{四六}。もともと、当該措置に基づく情報の提供を行っている締約国は全締約国のうち三分の一程度にとどまっている^{四七}。

(二)化学兵器禁止条約／国家からの義務的な情報提供

化学兵器禁止条約は、締約国に対して、化学兵器の廃棄および禁止に関連する活動に関する冒頭申告および年次申告ならびに年次計画などを条約の規定に従って化学兵器禁止機関(OPCW)に提出するよう義務づけている。いわゆる「申告」は、「査察」と並んで検証活動の二本柱の一つをなすものである。同条約はまた、防護計画と国内実施措置についても情報の提供を義務づけている。

(a) 申告

(i) 化学兵器

◆化学兵器(老朽化学兵器・遺棄化学兵器を除く)

締約国は、第三条一項(a)に従って、条約が自国について発効した後三〇日以内に、OPCWに対して化学兵器に関する冒頭申告を提出する^{四八}。冒頭申告はイエス／ノーの形式であるため、すべての締約国に提出が義務づけられる。なお、化学兵器の保有を申告した締約国は、第四条七項に従って、条約の定める期限までにOPCWに対して「廃棄のための詳細な計画」および「廃棄のための自国の計画の実施状況に関する申告」を提出する^{四九}。これま

でに、ロシア、米国、インド、韓国、アルバニアおよびリビアの六カ国が化学兵器の保有を申告している^{五〇}。

◆老朽化化学兵器・遺棄化学兵器

締約国は、第三条一項(b)に従って、条約が自国について発効した後三〇日以内に、OPCWに対して老朽化化学兵器および遺棄化学兵器に関する冒頭申告を提出する^{五一}。冒頭申告はイエス／ノーの形式であるため、すべての締約国に提出が義務づけられる。これまでに、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、スロベニア、英国、米国、オーストリアの一〇カ国が老朽化化学兵器の保有を申告している^{五二}。また、遺棄化学兵器については、中国、イタリア^{五三}およびパナマ^{五四}の三カ国が化学兵器を遺棄された「領域締約国」として、日本が中国に化学兵器を遺棄した「遺棄締約国」として申告している。

(ii)化学兵器生産施設

締約国は、第三条一項(c)に従って、条約が自国について発効した後三〇日以内に、OPCWに対して化学兵器生産施設に関する冒頭申告を提出する^{五五}。この冒頭申告もイエス／ノーの形式であるため、すべての締約国に提出が義務づけられる。なお、化学兵器生産施設の保有国は、第五条九項および検証附属書第五部の関連規定に従って、条約の定める期限までにOPCWに対して「廃棄のための詳細な計画」、「廃棄のための年次計画」および「廃棄に関する年次報告」を提出する^{五六}。条約の発効以来、一二カ国から六五の化学兵器生産施設が申告されている。内訳は、ボスニア・ヘルツェゴビナ(一施設)^{五七}、中国(二施設)、フランス(六施設)、インド(三施設)、イラン(二施設)、日本(一施設)^{五八}、リビア(三施設)、韓国(一施設)、ロシア(二施設)、セルビア(一施設)^{五九}、英国(八施設)、および米国(一二施設)である^{六〇}。

(iii)条約によって禁止されていない活動

締約国は、第六条七項および八項に従って、条約の定める期限までに^{六一}、OPCWに対して表一剤、表二剤、表三剤およびその他の化学生産施設(Other Chemical Production Facility)(以下、「OCPF」または「DOC/PSF施設」という。)に関して、冒頭申告および年次申告を提出する^{六二}。また、表一剤については、OPCWに対して締約国間の移譲を当該移譲の前と後に通報する^{六三}。二〇〇六年末時点の申告状況は下の表の通りである(括弧内は申告した締約国数)^{六四}。

(iv)暴動鎮圧剤

締約国は、第三条一項(e)に従って、条約が自国について発効した後三〇日以内に、OPCWに対して暴動鎮圧剤に関する冒頭申告を提出する^{六五}。二〇〇六年末の時点で一一七カ国が冒頭申告を提出している^{六六}。

施設	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
表一剤	24(19)	24(19)	24(19)	27(20)	26(21)	26(21)	27(21)	27(21)	27(21)	27(21)
表二剤	265(24)	297(24)	354(25)	396(28)	428(29)	438(33)	432(35)	433(36)	451(36)	471(37)
表三剤	394(25)	395(28)	381(26)	510(31)	497(33)	497(34)	511(35)	508(34)	504(35)	504(34)
OCPF	3589(41)	3506(47)	3502(49)	4138(51)	3973(52)	4117(60)	4496(63)	4607(73)	4887(76)	5147(77)

(b) 防護計画

締約国は、第一〇条四項に従って、防護目的に係る自国の計画の透明性を増進するために、毎年、当該計画に関する情報をOPCWに提供する。締約国会議第九会期決定一〇によれば、前年の防護関連活動についての情報を、同決定に附された様式を用いて暦年の開始から一二〇日以内に提出することが求められている^{六七}。条約発効から二〇〇六年末までの間に防護計画を提出した締約国は一〇八カ国となっている^{六八}。

(c) 国内実施措置

化学兵器禁止条約は、第七条五項において次のように規定して、第七条一項に従って条約の実施のためにとられた立法措置および行政措置をOPCWに通報するよう義務づけている。

締約国は、この条約を実施するためとする立法措置及び行政措置を機関に通報する。

このような情報提供の義務は、条約を実施するためにとられるいかなる立法措置および行政措置にも適用される^{六九}。二〇〇七年一月一日時点において立法措置および行政措置を通報した締約国は一二二カ国（全締約国のうちの六七％）となっている^{七〇}。

(三) 安保理決議一五四〇（国家からの安保理決議に基づく情報提供

安保理決議一五四〇は、第四項において、

国に対し、この決議の採択から六か月以内に、この決議の実施のためにとったまたはとろうとする措置に関する最初の報告を委員会に提出するよう要請する。

と規定する。このような規定ぶりからすれば、報告の対象となる事項には、第一項に基づく非国家主体に対する支援の提供禁止、第二項に基づく非国家主体の活動を禁止する法律の採択および執行、および第三項に基づく国内管理を確立するための措置の採択および執行などの法的拘束力のある規定に基づく措置だけでなく、第六項から第一〇項の規定によって求められる国内管理リストの策定、支援の提供、多数国間条約に基づく国内法令、対話と協力および不正取引を防止するための協力などを実施する措置も含まれることになる。しかし、一五四〇委員会が国家報告書の受領に関する準備作業としてまとめた「決議一五四〇に基づく国家報告書の準備のための指針」^{七一}によれば、法的拘束力のある規定（つまり、第一項から第三項）に基づく措置については「報告することが求められる」とする一方、法的拘束力のない規定に基づく措置については「適当な場合に…国家報告書の中に情報を含めることが求められる」とされており、国家報告書の対象事項として、法的拘束力のある第一項から第三項に重点が置かれていることが伺える。

国家が安保理決議一五四〇によつて求められている報告書の提出期限は「この決議の採択から六か月以内」であつた。同決議が採択されたのは二〇〇四年四月二十八日であるから、提出期限は同年一〇月二十八日ということになる。もつとも、この期限までに国家報告書を提出した国家は五九カ国にとどまっている^{七二}。報告書の提出に関する第四項は、提出を「決定する(decide)」わけではなく、提出を「求めている(calls upon)」にすぎず、それゆえ国家による報告書の提出は法的な義務ではない^{七三}。国家報告書の提出が国連加盟国の三分の一にも達しなかつた理由の一つは、このような第四項の規定の非拘束的性格に求めることができるだろう。なお、提出状況はその後、徐々にではあるが改善を見せており、二〇〇七年十二月十七日の時点では一四〇カ国となっている^{七四}。

二 情報の検討・検証

(一) 生物兵器禁止条約／条約機関による一般的な検討

条約の運用について検討会議によつて検討された結果は、コンセンサスで採択された最終文書に盛り込まれている。

まず、検討の前提となる情報提供についてみれば、芳しいとは言えない提出状況を改善するためにすべての締約国に対して提出の促進が求められている。たとえば、第四条の国内実施義務に関して次のような趣旨の文言が第一回検討会議以来継続して採択されている^{七五}。

「締約国に対して、すでにとつた措置に関する適当な情報およびその実施に関するその他の情報を国連軍縮局に提供するように慫慂する。」

第二条の軍縮義務に関しては、第六回検討会議において次のような文言が合意されている^{七六}。

「締約国が情報交換(信頼醸成措置の様式F)を通じてすべての締約国に対して適当な情報を提供すべきであることを強調する。」

第六回検討会議ではまた、信頼醸成措置に基づく情報を提出している締約国の数が限られていることに留意し、信頼醸成措置に参加する締約国の数を増加させる緊急の必要性を認識して、具体的な改善策として、国内の連絡先の指定^{七七}、常設的な「支援ユニット」の設置^{七八}、電子様式の開発および利用を通じて情報の伝達メカニズムの構築^{七九}に合意した。なお、国連総会も同様に、ほぼ毎年にもわたつて決議を採択して信頼醸成措置への参加を求めている^{八〇}。信頼醸成措置の実施状況の改善については今後の動向を見守る必要があるものの、情報の提供が任意であることに根本的な限界があり、実施状況が劇的に改善されることは望めないように思われる。この点に関連し、安保理決議一五四〇に基づく義務は生物兵器禁止条約に基づく義務と重複する部分のあることから、同決議によつて設定された報告監視制度がこのような生物兵器禁止条約の限界を補完する役割を果たしうる^{八一}。実際に第六回検討会議は、同決議に従つて国連に提出される情報が第四条に基づく国内実施義務の履行にあたり締約国にとって有用な情報源となること

に留意している^{八二}。

次に、情報の提供を踏まえた実施状況の評価についてみると、検討会議の最終文書に盛り込まれた内容はどちらかというと抽象性と一般性の高い政治的メッセージである場合がほとんどであるため、検討会議において各締約国の義務の遵守状況が個別具体的に検討されているようには見受けられない。たとえば、第六回検討会議の最終文書には、第一条に関して四項目、第二条に関して三項目、第三条に関して三項目、第四条に関して九項目が盛り込まれているものの、その主たる内容は条文規定の再確認、条文の意義、条文規定の今日的内容、一般的な勧告的措置、今後の方向性などである。このように、検討会議における実施状況に関する検討が一般的なものとどまる理由としては次の五点が考えられる。第一に、検討会議によって個別具体的な状況にまで立ち入った検討が行われたことがなく、このような消極的な実行が積み重なっているということである。第二に、第一条と第三条の生物兵器等に関連する活動の禁止については、平和目的のための活動が認められているものの、活動がどのような場合に合法でありどのような場合に違法であるかの基準が設定されておらず、そもそも検討することが困難であることである。第三に、第二条の軍縮義務の場合には条約発効時およびそれ以降において義務の対象となる締約国が存在しないとされており、それゆえ個別具体的な検討そのものが成り立たなかったということである。第四に、第四条の国内実施義務の場合には、その内容が一般的であるために締約国に与えられる裁量の範囲が広くなり、それゆえ個別具体的な検討を行う動機づけに乏しいことである。最後に、信頼醸成措置が導入されたものの、当該措置によって提供の求められる情報では、義務の遵守状況を検討するには必ずしも十分ではないということである。なお、二〇〇三年以降検討会議と検討会議の間会期に開催されるようになった「締約国会議」では、各年において特定の課題を集中的に議論するという形式がとられている。たとえば、二〇〇三年の締約国会議では国内実施問題が検討されたが、その成果といえば、「条約を強化しおよび実施する義務および責任に基づいて国内レベルで活動を行うことの必要性を強調し」、この目的のために三項目の価値に合意したことであり^{八三}、ここでも検討は一般的なレベルにとどまっている。

(二)化学兵器禁止条約／国際機構による系統的な検証・検討

化学兵器禁止条約は、化学兵器禁止機関(OPCW)の内部機関に対して、条約の遵守を確保するための任務を与え、系統的な検証および検討を行っている。すなわち、

「締約国」会議は、この条約の遵守状況を検討する。(第八条二〇項)

執行事務局は、この条約の効果的な実施及び遵守を促進する。(第八条三一項)

技術事務局は、この条約に規定する検証措置を実施する。(第八条三七項)

以下、まず、締約国から提供された情報が不明確な場合に技術事務局が申告の内容を照会する実行について言及し、次に、締約国から提供された情報が正確なものであることを実際に確認するために技術事務局によって実施される現地査察について考察し、さらに、技術事務局が締約国から受領しまたは自ら入手した情報を他の締約国に提供する制度に触れ、最後に、執行理事会および締約国会議において行われる検討を取り上げる。

(a) 技術事務局による申告内容の照会

締約国はOPCWに対して申告を提出するが、OPCWの中で申告を受領するのは技術事務局である(第八条三八項(d))^{八四}。もともと、締約国から提出された申告は、冒頭申告であると年次申告であるとを問わず、その内容が必ずしも完全かつ明確であるとは限らない。たとえば、単なる記入上のミスや必要事項の記載漏れの場合、また締約国間におけるデータの不整合という場合^{八五}や施設の査察可能性を判断するために不可欠なデータの未提出という場合^{八六}などが実際に生じている。このため、技術事務局は二〇〇〇年以来、締約国に対して申告内容の照会(clarification)を求めるという実行を行ってきた^{八七}。当該実行の法的根拠は、技術事務局が「任務の遂行に関連して生じた問題」を「当該締約国との間の協議により解消すること」に言及した第八条四〇項に見出され、下記にみる執行理事会決定においても同規定が前文において引用されている。

照会に対する回答の状況は執行理事会に対して報告されており、当該報告によれば年を追うごとに状況の改善が見られている^{八八}。検証制度を機能させるためには適時かつ正確な申告の提出が必須条件であり^{八九}、技術事務局によって申告内容の照会を求めるというこのような実行は、申告が十分かつ正確であることを確保するものとして評価されている^{九〇}。なお、当該実行をさらに強化するための手続として、二〇〇四年三月に執行理事会第三六会期決定七が採択された。本決定において執行理事会は、第一に、関係締約国に対して、技術事務局の公式な照会の通知から九〇日以内に最初の回答を送付し、当該回答において、完全に回答するかまたは完全な回答を作成し送付するためにどのような措置をとるかを示すことを求め、第二に、技術事務局に対して、照会の対象事項が査察可能性の確定に関するものである場合であつて照会の通知から九〇日以内に回答がなされないときには、当該照会について執行理事会に通報することを勧告している^{九一}。

(b) 技術事務局による現地査察

技術事務局は、化学兵器(第四条・検証附属書第四部)、化学兵器生産施設(第五条・検証附属書第五部)および条約によって禁止されていない活動(第六条・検証附属書第六部から第九部)に関して、条約の関連規定に基づいて、現地査察を実施している。

このような技術事務局による査察活動に関して、検証附属書第二部は一般的な規則をまとめて規定している。主な規定として、締約国による査察員の受け入れの可否の通報(検証附属書第二部第二項)^{九二}、査察員の特権免除(検証附属書第二部第二十一項)^{九三}、締約国による入国地点の通報(検証附属書第二部第一六項)、管理上の措置(検証附属書第二部第二六項)、「承認された装置」(検証附属書第二部第二七項)、査察通告(検証附属

書第二部第三二項（第三四項）^{九四}、被査察への入国（検証附属書第二部第三五項）、被査察施設への移動（検証附属書第二部第三六項）^{九五}、被査察施設における査察の実施（検証附属書第二部第三八項（第六〇項）^{九六}、査察報告（検証附属書第二部第六二項（第六五項）^{九七}）を挙げることができる。これらの一般的な規則はさらに、化学兵器、化学兵器生産施設および表一剤施設の査察に関する追加的な手続を定めた検証附属書第三部によつて補完されている^{九八}。

また、化学兵器禁止条約は、申告と査察に基づく進一的な検証制度の実施にあたり条約に関係しない情報の開示防止を担保すべく、第七条六項および第八条五項において締約国とOPCWに対してそれぞれ秘密保護に関する一般的な義務を課すとともに、秘密扱いに関する附属書において、秘密保護に関する一般規則^{九九}、技術事務局職員の保秘、現地査察における諸措置および違反手続^{一〇〇}に関する詳細な規定を定めている^{一〇一}。

（i）化学兵器

◆化学兵器（老朽化学兵器・遺棄化学兵器を除く）

締約国により所有・占有されまたはその管轄・管理下にある場所に存在する化学兵器は条約の規定に従つてすべて廃棄される（第四条一項六項）^{一〇二}。廃棄はOPCWによる検証の下で行われ、とくに化学兵器の貯蔵場所・廃棄施設は現地査察および現地に設置する機器による監視を通じた体系的な検証^{一〇三}の対象となる（第四条三項）。

化学兵器は貯蔵施設に保管され、適宜廃棄施設に輸送されて廃棄されることが想定されている。貯蔵施設は、化学兵器の申告が行われた後から体系的な検証の対象となり、このような体系的な検証はすべての化学兵器が廃棄施設に移動されるまで継続する（検証附属書第四部（A）第四二項）。廃棄施設は、条約発効後三九〇日の間は「経過措置」により、それ以降は「合意された検証のための詳細な計画」に基づいて検証される。「経過措置」および「合意された検証のための詳細な計画」は、いずれも執理事務会によつて承認される必要がある（検証附属書第四部（A）第五一項第五六項）。

締約国は、自らが所有・占有しまたはその管轄・管理下にある場所に存在する化学兵器を、条約に規定されたタイムラインに従い、条約が効力を生じた後二年以内（一九九九年四月二九日まで）に廃棄を開始し、第一段階として三年以内（二〇〇〇年四月二九日まで）に一％以上、第二段階として五年以内（二〇〇二年四月二九日まで）に二〇％以上、第三段階として七年以内（二〇〇四年四月二九日まで）に四五％以上を廃棄し、第四段階として一〇年以内（二〇〇七年四月二九日まで）にすべての廃棄を完了する（検証附属書第四部（A）第一七項（a）・条約第四条六項）^{一〇四}。ただし、条約は廃棄の中間期限および完了期限を一定の期間延長する可能性を認めている^{一〇五}。

これまでに第四条の規定に基づいて化学兵器（化学兵器廃棄施設および化学兵器貯蔵施設）を対象として実施された査察の回数は次頁の表の通りである^{一〇六}。化学兵器の廃棄状況については改めて取り上げる。

◆老朽化化学兵器・遺棄化学兵器

条約は、以上にみる化学兵器とは別に、「老朽化した化学兵器」^{一〇七}と「遺棄化学兵器」^{一〇八}というカテゴリーを設けて、締約国に対してそれぞれを廃棄する義務を課している。老朽化化学兵器の廃棄には、検証附属書第四部(B)セクションBの規定が適用され(検証附属書第四部(B)第一項)、遺棄化学兵器の廃棄には、検証附属書第四部(B)セクションCの規定が適用される(検証附属書第四部(B)第二項)。ただし、第四条一項の規定によれば、老朽化化学兵器と遺棄化学兵器の廃棄に関する検証制度は通常の化学兵器の廃棄に関する検証制度と異なるとされているものの、検証附属書第四部(B)の規定によれば、執行理事会が意思決定する場合を除き、原則として通常の化学兵器の廃棄に関する検証制度が適用されることになるという規定が存在し(検証附属書第四部(B)第七項第一七項)、両者の間で矛盾が生じている。老朽化化学兵器の廃棄状況に関しては、すでに英国とドイツが廃棄を終えているのに対して^{一〇九}、イタリアは執行理事会に対して廃棄期限の延長を要請しこれが認められている^{一一〇}。遺棄化学兵器の廃棄状況については、中国と日本は執行理事会に対して廃棄期限の延長を要請しこれが認められている^{一一一}。これまでに第四条の規定に基づいて化学兵器(化学兵器廃棄施設および化学兵器貯蔵施設)を対象として実施された査察の回数は下の表の通りである^{一一二}。

(ii) 化学兵器生産施設

締約国が所有・占有しまたはその管轄・管理下にある場所に存在する化学兵器生産施設は、条約の規定に基づいてすべて廃棄される(第五条一項八項)^{一一三}。廃棄の検証は、活動の停止(第五条四項)、閉鎖の通報(第五条七項(a))、冒頭査察の実施(検証附属書第五部第四三項)、施設協定の締結(検証附属書第三部第五項)を経て、「廃棄及び検証のための統合された計画」^{一一四}に基づいて実施される。条約が設定する廃棄のタイムラインによれば、廃棄は、条約が自国について効力を生じた後一年以内に開始し(第五条八項・検証附属書第五部第三〇項(a)第三一項)、表一剤を生産する化学兵器生産施設については条約の発効後一〇年以内に(第五条八項・検証附属書第五部第三〇項(a))、表一剤以外を生産する化学兵器生産施設については条約の発効後五年以内に、それぞれ完了する(検証附属書第五部第三一項)^{一一五}。

以上にみる廃棄の例外として、化学兵器生産施設を化学兵器の廃棄のために一時的に転換する制度(第五条一二項)^{一一六}、および「やむを得ず必要となる例外的な場合」に条約によって禁止されていない目的(すなわち、工業・農業・

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
化学兵器廃棄施設	19	62	54	65	65	44	74	100	146	161
化学兵器貯蔵施設	26	31	34	33	29	31	36	44	36	42
老朽化化学兵器	11	8	6	9	3	6	7	6	7	8
遺棄化学兵器	3	6	5	2	2	2	2	2	4	6
化学兵器生産施設	35	60	55	47	26	40	31	29	25	21

研究・医療・製菓の目的その他の平和的目的)のために恒久的に転換する制度(第五条一三項一四項)
 二七が認められている。転換された施設も体系的な検証の対象となる(第五条一五項・検証附属書第
 五部第八五項)。

条約の発効以来、一二カ国から申告された六五の化学兵器生産施設のうち、四三施設が廃棄の対
 象となり、二二施設について転換が認められており^{二一八}、二〇〇六年末までに四〇施設の廃棄と一八
 施設の転換が完了している^{二一九}(転換期限の不遵守問題については第三章第二節二(三)を参照)。なお
 これまでに第五条の規定に基づいて化学兵器生産施設を対象として実施された査察の回数は前頁の表
 の通り^{二二〇}。

(iii)条約によって禁止されていない活動

条約によって禁止されていない活動を行う施設は、第六条の規定に基づいて現地査察の対象となる。
 現地査察の制度は、表一剤施設と表二剤・表三剤・DOC/PSF施設との間で大きく異なっている。す
 なわち、表一剤施設の場合は、申告されたすべての施設に対して「体系的な検証」の下に時間的制約の
 ない厳格な査察が繰り返し実施され(検証附属書第六部第二二項第二九項)、このために査察を規律
 する施設協定の締結が義務的であるのに対して(検証附属書第三部第三項第四項・検証附属書第六
 部第二五項第三一項)、表二剤・表三剤・DOC/PSF施設の場合は、申告された施設のうちでさら
 に「検証敷居値」を超える量の活動のあるものに対して^{二二三}、条約で定められた一定の期間の間に^{二二三}
 比較的緩やかな「通常査察」が実施され^{二二三}、このために施設協定を締結することは必ずしも必要と
 されていない^{二二四}。これまでに第六条の規定に基づいて実施された査察の回数は下の表の通り(括弧内
 は査察対象施設数)^{二二五}。

(c)技術事務局から締約国に対する情報の送付

技術事務局が締約国から受領した情報または検証活動を通じて入手した情報は、他の締約国から
 の要請に基づいて当該締約国に定期的に提供される(秘密扱いに関する附属書第二項(b))。このよう
 な情報提供は、締約国の間で信頼醸成を構築することおよび条約の継続的な遵守を確認することの

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
表一剤	24 (24)	13 (24)	17 (24)	26 (27)	18 (26)	9 (26)	16 (27)	16 (27)	16 (27)	16 (27)
表二剤	4 (108)	68 (119)	38 (126)	39 (152)	28 (161)	21 (156)	35 (153)	42 (155)	42 (153)	46 (161)
表三剤	n/a (328)	13 (329)	25 (316)	27 (446)	12 (432)	23 (437)	15 (426)	22 (425)	24 (426)	28 (430)
OCPF	n/a (n/a)	n/a (3314)	n/a (3355)	48 (4020)	17 (3872)	32 (3990)	66 (4161)	70 (4427)	80 (4702)	90 (4947)
合計	28	94	80	140	75	85	132	150	162	180

ために必要であるとの理解に基づくものであり、執理事会または締約国会議における検討の基礎を与えるものとして極めて重要な制度である。条約は、締約国に提供される資料として、とくに、冒頭申告および年次申告^{二二六}、「検証活動の結果及びその実効性についての一般的な報告」、「条約に従ってすべての締約国に提供される情報」が含まれると規定している（秘密扱いに関する附属書第二項（b））。なお、これまでに約三〇の締約国が本規定に基づいて技術事務局に対して実際に情報の提供を要請している^{二二七}。

（d）執理事会または締約国会議における検討

執理事会と締約国会議は、いずれも条約の遵守を確保するために行動する権限を与えられている。OPCWの実行を見る限り、主たる検討の場合は執理事会であり、条約に明示の規定がある場合または執理事会が事案の性質上締約国会議に付託すべきと判断する場合には執理事会から締約国会議に勧告がなされ、締約国会議がこれを検討して方向性を示すという方法が用いられている。

（i）検証制度

検証制度の実施は主として執理事会によって検討されている。まず、検証制度の一般的な実施については、技術事務局が作成して締約国に配布する「検証活動の結果及びその実効性についての一般的な報告（検証実施報告書）」（秘密扱いに関する附属書第二項（b））を基礎として検討が行われる。本報告書は、申告として技術事務局に提出されまたは査察を通じて技術事務局が収集した情報が記載された秘密文書である。執理事会は、検証実施報告書、本報告書に対する締約国の見解および執理事会議長の下で行われた本報告書に関する協議の概要について検討を行う^{二二八}。これに加え、執理事会の各会期直前に技術事務局と締約国の間で非公式協議が開催されており、技術事務局は検証活動に関して説明を行い、これに対して締約国には質問や見解を述べる機会が与えられている^{二二九}。

次に、検証制度の個別的な実施として、とくに化学兵器の廃棄状況について取り上げる。一九九七年四月二九日に化学兵器禁止条約が発効して以来、これまでに化学兵器の保有を申告した締約国は、ロシア、米国、インド、韓国、アルバニアおよびリビアの六カ国である。これらの締約国によって申告された化学兵器の総量は七万一二三〇トンであるのに対して、二〇〇七年一月一九日現在の総廃棄量は二万六二九六トンにとどまっている^{二三〇}。化学兵器の廃棄は思うように進んでおらず、アルバニアを除く五カ国について廃棄完了期限の延長が認められている。国別の廃棄状況は次の通りである。

ロシアは、条約の発効から半年以上遅れて一九九七年二月五日に締約国となり、冒頭申告において約四万トンの化学兵器の保有を明らかにした。もともと、これらの化学兵器の廃棄は非常に遅れており、すべての廃棄期限について延長の要請がなされ、これらが承認されている^{二三一}。現在のタイムラインは、二〇〇九年二月三一日までに四五%以上^{二三二}、二〇一二年四月二九日までに一〇〇%を廃棄するというものである^{二三三}。二〇〇七年四

月によりやく二〇%の廃棄をクリアした^{一三四}。今後は、稼働中の二施設と建設中の四施設によつてすべての廃棄を行う予定となっているが^{一三五}、ロシアが延長された廃棄完了期限を履行することは極めて困難だと見られている。

米国は、条約が発効した一九九七年四月二十九日に締約国となり、同年五月二十九日に提出した冒頭申告において、約二万七千トンの化学兵器の保有を申告した^{一三六}。これらの化学兵器は、第二段階の二〇%廃棄期限までは順調に廃棄されていたものの、二〇〇三年に入ってからその進展に遅れが生じはじめた。このため、第三段階廃棄期限および廃棄完了期限の延長を要請し、それぞれ二〇〇七年二月三十一日^{一三七}および二〇一二年四月二十九日^{一三八}までの延長が承認されている。二〇〇七年二月十九日までに廃棄された化学兵器は申告されたうちの四五%強にとどまっている^{一三九}。廃棄完了期限の延長要請と同時に提出された詳細な廃棄計画によれば、今後は稼働中の六施設と建設中の二施設によつて廃棄活動を行う予定とされているが^{一四〇}、米国はすでに廃棄完了期限の延長を要請した際に、二〇一二年四月二十九日までにすべての化学兵器を廃棄することが非常に困難であることを明らかにしており^{一四一}、同廃棄計画においても廃棄活動が二〇一二年以降も継続されることを見込んでいる。

インドは約一〇四四トンの化学兵器を保有している^{一四二}。これらの化学兵器の廃棄は順調に行われてきたものの^{一四三}、完了期限の遵守が困難となつたため、その延長を要請し、二〇〇九年四月二十八日までの延長が承認された^{一四四}。二〇〇七年二月二十九日の時点において、八〇%の化学兵器が廃棄されている^{一四五}。

韓国は約六〇〇トンの化学兵器を保有している^{一四六}。これらの化学兵器の廃棄につき、一%の廃棄期限は履行されたものの、その後の廃棄の進展が遅れたために、二〇%、四五%および一〇〇%の各廃棄期限を延長することが認められている。二〇〇七年二月二十九日の時点において九〇%強の化学兵器が廃棄されており^{一四七}、延長された期限である二〇〇八年二月三十一日までに廃棄を完了する必要がある^{一四八}。

アルバニアは一九九七年四月二十九日に条約が発効した当初からの締約国であったが、二〇〇二年一月に旧政権が残した化学兵器一六・四五トンを発見したため、翌二〇〇三年一月に技術事務局に対して申告を提出した^{一四九}。その後二回わたり中間期限を延長し^{一五〇}、最終的には条約により設定された二〇〇七年四月二十九日の期限を超えて^{一五一}、同年七月一日にすべての廃棄を完了した^{一五二}。

リビアは、二〇〇三年二月五日に化学兵器禁止条約の締約国となり、条約の規定に従つて提出した冒頭申告において、二三・六二トンのマスタードの保有を明らかにした^{一五三}。リビアも廃棄期限の延長を要請しており、現在のタイムラインでは、第一段階につき二〇一〇年五月末、第二段階につき二〇一〇年七月末、第三段階につき二〇一〇年一月末、第四段階につき二〇一〇年二月三十一日までの延長が認められた^{一五四}。ただし、廃棄方法の選定および廃棄施設の建設の遅延により、二〇〇六年末時点においても廃棄が開始されていない^{一五五}。

以上にみるように、化学兵器の廃棄は条約に規定されたタイムスケジュールの通り進展しておらず、すべての保有国は廃棄の中間期限を延長し、また

アルバニアを除く五カ国は廃棄の完了期限も延長している^{一五六}。締約国会議はこれまで基本的に保有国から要請された中間期限または完了期限の延長を承認してきたが、このような廃棄期限延長の承認にあたり、保有国、事務局長および執理事会議長の三者に対して廃棄の進展状況を執理事事に報告を求めるといった条件が付されているという点^{一五七}が、透明性の確保という関連から注目される。当該条件は、ロシアによる第一段階中間期限の延長要請を承認した際に初めて用いられたものであり、これを先例としてその後の延長要請承認の場合すべてに踏襲されている^{一五八}。締約国会議はさらに、完了期限の延長を承認する場合において、とくに、「執理事会に対して、廃棄の進展を検討し、この進展を文書化するための必要な措置を取り、締約国の要請があれば廃棄活動に関するすべての情報を当該締約国に提供するように要請する」という条件を付け加え^{一五九}、さらにロシアと米国を対象として執理事会の代表による化学兵器廃棄施設への訪問制度を導入した^{一六〇}。このような訪問の機会は保有国が任意に提供するものであるとされているが、米国およびロシアは、関連する施設に対して廃棄期限の延長期間中少なくとも一回の訪問を受け入れることを了解している^{一六一}。

(ii) 国内実施措置

化学兵器禁止条約が国家に対して提供することを義務づけているのは、化学兵器、化学兵器生産施設または条約によつて禁止されていない活動に関する情報だけではなく、締約国が条約を実施するためにとった国内的措置に関する情報も含まれている(第七条五項)。このような情報提供の義務は、第七条に基づく国内実施義務の遵守を検討するという観点から非常に有用である。そして、国内実施義務の遵守の問題は実際に、一九九八年一月の締約国会議第三会期において第七条五項に基づく通報義務の遵守という形から取り上げられることになった^{一六二}。

事務局長から締約国会議第三会期に提出された文書「第七条の遵守」によれば、次のような事実が明らかになった^{一六三}。まず、条約発効から一八カ月が経過した一九九八年一月一七日の時点で、第七条五項に基づいて国内実施措置を通報した締約国は一一九カ国のうち四〇カ国でわずか三％であった。また、国内実施措置の内容が条約の義務を履行するにあたり十分包括的と思われるのはこのうち二六カ国にすぎず、さらに第七条一項(c)の規定により要請される刑法の域外適用は一八カ国にとどまっていた。このため、締約国会議第三会期は、締約国に対して、(a)必要な場合に自国の管轄下において条約を実施するための立法措置および行政措置を完了すること、(b)とられた措置をOPCWに通報すること、(c)締約国の間の法律上の援助の可能性を向上させることを求めた^{一六四}。もつとも、状況にはほとんど変化が見られず^{一六五}、翌一九九九年七月の締約国会議第四会期は、締約国に対して改めて同様の措置をとることを求めた^{一六六}。

その後も状況は改善しなかったため^{一六七}、二〇〇〇年五月の締約国会議第五会期は、国内実施に関する条約の要請を履行した締約国が第四会期以降ほとんど増加していないことに懸念をもつて留意した上で、第七条に基づく義務(禁止されている活動について罰則を制定することならびに立法措置および行政措置をOPCWに通報することを含む)を実施していないすべての締約国に対して直ちに履行するよう求め、執理事会に対して締約国に

よる義務の履行を監視するよう要請した^{一六八}。なお、締約国会議第五会期はとくに決定二〇「国内実施措置」を採択して、締約国による支援の提供を慫慂し、執行理事会对して事務局と連携して締約国を支援することおよび進展状況を第六会期に報告するよう要請した^{一六九}。これ以降、二〇〇三年の第一回運用検討会議までの間、締約国会議および執行理事会对、この問題に関する監視を継続することになる^{一七〇}。なお、技術事務局はこの間二度にわたり、すべての締約国に対して質問票を送付して、国内実施義務の履行状況に関する詳細な情報を提供するよう求めた。すなわち、二〇〇〇年六月八日付けの第一次質問票では、表剤および「識別可能な有機化学物質」の規制態様、表剤の管理の実務的側面などに関して^{一七一}、また二〇〇二年六月六日付けの第二次質問票では、化学兵器の禁止(第一条)、一般目的基準(第二条一項二項・第六条二項)、輸出入管理(第六条二項・検証附属書第六部・第八部)、申告活動(第三条・第六条七項八項・検証附属書第六部・第九部)に関して罰則を含む法令が整備されているか否かについて^{一七二}、それぞれ締約国に対して回答を求めている^{一七三}。

以上のようにして、OPCWは、第七条に基づく国内実施義務の履行という問題について、締約国による立法措置および行政措置の通報状況を監視するという側面と、質問票に基づいて当該措置の具体的な内容を把握するという側面によって、その全体像の把握に努めてきたといえる。二〇〇三年の第一回運用検討会議はこの問題について詳細な検討を行い、状況の改善に向けた方向性を示すことになる。

すなわち、第一回運用検討会議はまず、国内実施義務の意義について言及した上で、国内実施措置の現状について、多くの締約国が立法措置および行政措置をOPCWに通報していないことが重大な懸念であり、さらに多数の締約国が条約義務の国内執行に不可欠な分野を網羅する立法措置を採択していないことを指摘して、一方で、未履行国に対して締約国会議次期会期までに立法および行政措置の採択状況、国内実施義務の履行にあたり直面している問題ならびに必要な支援についてOPCWに通報するよう求め、他方で、締約国と技術事務局に対して支援を提供するよう要請した^{一七四}。そして、すべての締約国による条約の完全かつ実効的な実施を促進させることを目的として、締約国会議の次期会期において、第七条の実施に関する執行理事会对の勧告に基づく行動計画を策定することに合意した^{一七五}。このような合意に基づき、締約国会議第八会期(二〇〇三年一〇月)は、「第七条義務の実施に関する行動計画」を採択することになる^{一七六}。国内実施義務の履行の問題は、「行動計画」の採択を転換点として、締約国からの情報を踏まえて遵守状況を把握するという段階から、不遵守という状況をどのようにして是正するかという段階に移行したと考えるべきであり、したがって、「行動計画」の採択およびそれ以降の議論は、不遵守への対応について考察する第三章で取り上げることとする。

(三)安保理決議一五四〇／安保理補助機関(一五四〇委員会)による検討

一五四〇委員会が具体的な監視活動にあたって最も優先して取り組んできたのは、国家から報告書の提出を受けることであった^{一七七}。実際に、一五

四〇委員会は自ら策定した作業計画のすべてにおいて、各国からの第一次報告書の受領という課題を特定している^{一七八}。言うまでもなく、決議一五四〇の実施状況を監視するという観点から、国家からの情報提供が不可欠だからである。二〇〇七年二月十七日時点で一五四〇委員会は一四〇カ国から第一次報告書を受領しているもの^{一七九}、なお五五カ国は未提出という状況である。なお、一五四〇委員会議長は、同年一月の安全保障理事會会合において、国家報告書を提出していない国家に対して同年二月一日までに何らかの回答を行うよう求めたことを明らかにしている^{一八〇}。

決議の遵守状況の監視は、一五四〇委員会と国連加盟一九二カ国との間の対話を通じた国家報告書の検討という形式で行われており、一五四〇委員会は、設置以来から二年間の間に、一回の公式会合および多数の非公式会合・協議を行い、小委員会は国家報告書の検討のために五〇回会合している^{一八一}。監視にあたつて、とくに検討および対話の基礎として一五四〇委員会によつて新たに開発された対照表(matrix)が活用されている。この対照表は、決議一五四〇の各項において必要と思われる要素を八二項目にわたつて抽出したものであり、とくに第二項および第三項の義務に関しては、生物兵器・化学兵器・核兵器のそれぞれに関連する活動を規制の対象とする国内法制度が整備されているかどうかに関連する六〇項目の要素が盛り込まれている。一五四〇委員会は、国家報告書に基づく情報の内容を対照表に移しかえて記述し、この対照表に基づいて国家に対して内容の確認や修正、追加情報の提供を要請している^{一八二}。要請に応じて追加情報を提供した国の数は、二〇〇六年四月一〇日時点で七九に上り^{一八三}、たとえば英国、ニュージーランド、ドイツのように追加情報を対照表にそのまま記載して第二次報告書として提出した国もある^{一八四}。なお、透明性の確保という観点から、加盟国から提出された情報はすべて、一五四〇委員会の活動のための関連文書とともにインターネット上で入手可能となっている^{一八五}。また、一五四〇委員会は、国家報告書を提出した国すべてについて、立法措置に関するデータベースを構築し、随時その内容を更新しており^{一八六}、加盟国の合意に基づいて当該国の国内法令のテキストをインターネット上に公開している。

二年間の活動に関して一五四〇委員会が安全保障理事會に提出した報告書^{一八七}によれば、対照表の活用を通じて決議によつて求められる情報に関する理解が深められた結果、関連する情報の量は六七%増となり^{一八八}、また、決議採択後に現行の立法措置の再検討を開始した国があるなど、肯定的な側面が明らかになった^{一八九}。これは対話を通じた検討の大きな成果であるといえる。もともと、六二カ国(当時)が報告書を提出しておらず、また国家報告書の多くにおいて情報が欠如しまたは不完全であることから、決議に基づく義務の完全な実施にはさらなる努力が必要であるとの指摘がなされている^{一九〇}。安全保障理事會は、一五四〇委員会から提出された報告書を検討した結果、さらなる対話を通じた決議の監視が必要であるとの結論に達し、二〇〇六年四月二七日に決議一六七三を採択して同委員会の任務の二年間延長を決定した^{一九一}。

第三節 分析・遵守を確保するための制度としての評価

筆者はこれまでの節において、遵守の確保という観点から議論してきた。まず第一節において言及した点は、遵守の確保という問題を取り扱うような一般的な規則というものが何ら存在しないということであつた（「沈黙する一般国際法」）。伝統的な国際法において主題とされてきたのは、並立共存する主権国家相互の間で双務的相対的な関係を設定することであつた。国際法によつて規定される義務が双務的相対的な性質を有する場合に、義務の性質上、国家はお互いに相手国の義務の遵守状況を把握することができる（相手国が義務を遵守しないという状況は自らの権利が侵害されることを意味するからである）ため、わざわざ遵守を確保するための一般的な規則を整備する必要がなかつたのである。このような「沈黙する一般国際法」という状況を背景として、第二節において生物・化学兵器の禁止に関するそれぞれの法的枠組みにおいて設定された遵守を確保するための制度について検討を行つてきた。筆者の考えでは、この検討によつて少なくとも次の三つの点が明らかになつた。

第一に、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みには遵守を確保するための制度が設定されており、その制度の具体的な方法に一定の共通性がみられるということである。遵守を確保するための制度が必要とされる理由は生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みに基づく義務の性質にある。つまり、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みに基づく義務は、国家相互間の関係を扱う双務的相対的な性質を有しているわけではなく、むしろ、自国管轄下の国内事項を規律する一方的な性質を有している。問題は、国際法上の義務がこのような性質を有する場合に国家による義務の遵守状況が国際平面において視認しえなくなるとのことである。このため、義務の遵守を確保するための何らかの制度を導入することによつて遵守状況を国際平面において明らかにするという方向性が見出される。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みにおいて設定された制度は、いずれの場合にも共通して、国家による情報の提供を基礎として国際監視機関が国家から提供された情報を検討しまたは検証するという方法を採用している。その最大の意義は、従来であれば国家主権の壁に阻まれていて国際社会の場では視覚しえなかつた国内社会における条約上の義務の実施状況が国際社会の場において明らかにされて、国際監視機関による客観的な検討および検証の対象となるという点にある^{一九二}。

第二に、それぞれの法的枠組みによつて設定された制度は、単に設定されただけではなく、現実の場面で実際に運用されており、その運用を通じてさらなる実行が積み重なっているということも明らかとなつた。生物・化学兵器の禁止に限らず、法的枠組みの成立をもつて外交交渉の最終的な成果ととらえることもある。しかし、一般に法的枠組みにとつてより重要なのは、その成立や効力の発生よりもむしろ、現実の場面において実施されることを通じてその目的を実現することである。したがつて、法的枠組みの成功は、より具体的には法的枠組みにおいて備えられた制度が十分に機能しているかどうかにかかっているといえる^{一九三}。第二節において示されたように、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの場合には、遵守確保のための制度

が起草過程においてまたは効力発生後の実行を通じて整備され、実際にも個別具体的な場面において運用されている。そして、その運用を通じて何らかの問題が認識され特定されると、それはその後の実行によって改善されるのであって、ここに、制度そのものが創造的な展開を遂げることになるのである。とくに、その展開の方向性は自国の管轄下における活動の透明性をさらに一段と高めることに置かれているということを描き出さなければならない。

第三に、遵守を確保するための方法として採用されている情報の提供と情報の検討は、一回限りで終わるものではなく、さらなる情報の提供と検討を繰り返すことを通じた継続的なプロセスとなっている^{一九四}。まず、現存する兵器を廃棄するという目的の場合であれば、すべての兵器の廃棄を完了するという意味において目に見える最終目標が存在するものの、この目的を実現するためには少なからぬ時間が必要である。化学兵器の場合には保有国が全廃の義務に服してからすでに一〇年以上が経過しているものの、一カ国を除き廃棄活動は今日もなお継続中である。また、現在および将来において兵器を禁止するという目的の場合には、目的の性質上そもそも終わりのない継続的な行動が必要である^{一九五}。生物兵器と化学兵器のいずれについても、とくに非国家主体に対する不拡散の脅威が高まっており、両兵器の拡散を防止しまたは抑止するための活動は従来にも増してますます強化されているというのが現状となっている。

それでは、このようにして設定されかつ実際に運用されている制度は、遵守を確保するという文脈においてどのように評価することができるであろうか。以下、遵守を確保するための制度について、国家と国際監視機関に与えられた機能を軸として分析し、両者の協働という観点からさらなる検討を行う。

一 国家の機能

遵守を確保するための制度は、国家に対して説明責任機能と監視参加機能を付与している。これらの機能は法的枠組みに拘束されるすべての国家に対して等しく与えられているものであるが、それぞれが異なる文脈に応じた機能であることに注意する必要がある。

(一) 説明責任機能

国家は、国際監視機関を通じてまたは国際監視機関の場において他国に対して特定の国内事項についての説明責任を負う(説明責任機能)^{一九六}。この機能は、生物・化学兵器の禁止に関するそれぞれの法的枠組みが有する目的と基本的義務の性質から必要とされ、法的または非法的な「義務」の性格を備えるものである。国家による説明責任の意義は二つある。第一に、当該国の遵守に関する透明性が高まり、それゆえ信頼性の向上がもたらされ

るということであり^{一九七}、第二に、国際監視機関が当該国の遵守を評価するための基礎となるということである^{一九八}。この意味において、国家の説明責任機能は遵守確保制度の根幹をなす極めて重要な機能であり、とくに国家からの情報提供は遵守確保制度の出発点をなす。したがって、国家による説明責任が適切に果たされることが遵守の確保にとって不可欠である^{一九九}。以下、説明責任機能について、情報の対象事項、情報提供の態様および情報提供の状況という観点から分析を行う。

(a) 情報の対象事項

国家は、法的枠組みに基づく義務の遵守に関する状況およびこれに関連する情報を提供する。提供される情報の対象事項は、大きく分けると、国家自らの活動または自国管轄下にある私人もしくは法人の特定の活動に関するものと、法的枠組みに基づく義務を国内で実施するためにとった措置に関するものの二種類である。第二節において取り上げた三つの法的枠組みのうち、生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約の場合は両方を、安保理決議一五四〇の場合は国内措置に関する情報を、それぞれ提供するよう求めている。いずれの種類の情報であっても、遵守の確保という目的のために、その対象事項が特定され、必要十分かつ正確なものであることが重要である^{二〇〇}。

(i) 対象事項の特定

国家によって提供される情報の対象事項はできる限り特定されていることが望ましい^{二〇一}。一方で、特定の活動に関する情報の場合にはとくにこの必要性が高い。活動の行われている国家の如何を問わず、同一の活動に関する情報が同一の態様によって等しく提供されることが国家間の信頼醸成にとって重要な要素だからである。この点につき、化学兵器禁止条約の場合は条約において申告に関する詳細な規定を置くことにより^{二〇二}、また生物兵器禁止条約の場合には信頼醸成措置に基づく情報提供制度において具体的な様式を採用することによって、情報の対象事項を特定化している^{二〇三}。他方で、国内実施措置に関する情報の場合には、法的枠組みに基づく要求を国内で実施するための措置を対象事項とするという意味において特定化が図られているものの、その対象事項はおよそすべての国内実施措置を網羅するものとなっている^{二〇四}。もつとも、三つの法的枠組みの間では情報の質に大きな差が存在する。すなわち、まず、生物兵器禁止条約の場合には様式が指定されているが、その内容は単に措置が存在するかどうかを回答する「イエス／ノー」形式のものである。次に、化学兵器禁止条約の場合には様式に該当するようなものは存在せず、締約国が提供する情報の内容はその裁量に委ねられている。これに対して、安保理決議一五四〇の場合には国家による報告書の提出を容易なものとするために一五四〇委員会によって対照表が作成されており、その中で生物・化学兵器に関連する活動を規制するための国内実施措置に関する要素として合計一一九項目が列挙されている。ただし、安保理決議一五四〇を非国家主体に対する不拡散という文脈に限るとはいえ生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約を補完するものととらえるならば、国家によって提供される国内実施義務に関する情報の対象事項は一五四〇委員会によって作成された対照表によって事実上

大幅に特定化されたことになる。

なお、情報の対象事項の特定化・固定化が必ずしも遵守の確保にとって有用でない場合があることに留意すべきである。すなわち、情報の対象事項が特定化され固定化された結果として、遵守の確保のために有用性が認められるものの対象から外された情報については、その提供が排除されることになるからである。情報提供において特定の様式や対照表を制度として組み入れることは、一方では、提供される情報の内容を標準化し一定の統一性を保つことを可能とし、さらに国家による情報提供作業を容易なものとするという点に長所をもつものの、他方では、とくに生物兵器禁止条約の国内実施措置に関する情報に見られるように、わずかに措置の存在の有無が明らかになるのみでは実際に義務の遵守が確保されているかどうか必ずしも定かでない。したがって、対象の特定化が遵守の確保に役立たないというこのような状況は、たとえば、関連する有用な情報を国家が提供できるように別の手段を導入するなどによって是正される必要がある。これはすなわち、遵守を確保するための情報提供制度では対象事項を特定化することが要請されるのに対して、情報提供制度にどの程度の柔軟性を認めてこのような特定化によって漏れてしまう情報を拾い上げるかという問題である。この点につき、生物兵器禁止条約の場合には、信頼醸成措置の他に、締約国に対して任意で条約義務の遵守に関する情報の提供を求めたり、国内法令のテキストの提出を求めるなどの実行が行われている。また、安保理決議一五四〇に基づく報告制度は、このような生物兵器禁止条約の制度上の不備を補完する役割を果たしうるであろう^{二〇五}。

(ii) 必要かつ十分な情報

国家によって提供される情報は遵守の確保という目的にとつて必要かつ十分なものでなければならぬ。言い換えれば、遵守の確保のために必要な情報が提供されるべきであり、また、提供される情報をもつて遵守の確保のために十分であるべきである。もともと、提供の対象となる情報と対象とならない情報の間でどこに線を引くかは容易な問題ではない。この点につき、国内実施措置に関しては、いずれの法的枠組みの場合も関連する情報を包括的かつ網羅的に提供するように求められているようである。国内法令にはそもそも自国管轄下の私人または法人に対する公知性があるため、外国語に翻訳するという手間を除けば、国家が国内法令に関する情報を国際監視機関に提供することについて問題視することは考えにくい。このような背景から、国家は包括的かつ網羅的な情報提供に合意したのである。これに対して、特定の活動に関する情報の場合には事情が全く異なる。軍事活動に関する情報であれば国家の安全保障上の利益に直結するし、産業活動に関する情報であれば平和目的の利用促進という利益の確保が求められるからである。したがって、この場合の情報提供制度は、一方で生物・化学兵器の禁止という目的を実現するという要請と、他方で軍事上および産業上の利益を保護するという要請とバランスの上に成立することになる。このバランスは、専門技術的な考慮を踏まえることはもちろんであるが、最終的には政治的な妥協によって決定するしかない^{二〇六}。

なお、以上にみたバランスが変化した場合には速やかにその適合性を確保する必要がある。この点に関して、化学兵器禁止条約は、化学物質に関する附属書に掲げられた化学物質の表を変更する場合や検証附属書の「技術的な性質の事項」を変更する場合の手続が、第一五条五項に基づく簡易な「修正」手続の対象になることを明示している（第一五条四項）。実際に、後に触れるように、表一剤に分類されるサキシトキシンに限り、検証附属書第六部第五項に基づく締約国に対する移譲の事前通報制度が修正されている。

（iii）正確な情報

国家から提供される情報は、その対象事項の内容が正確であるということも重要である。まず、国内実施措置に関する情報であれば、措置の存在の有無や措置の概要に関する情報よりも、具体的な国内法令のテキストを提供することが望ましい。この点はいずれの法的枠組みにおいても担保されている。これに対して、特定の活動に関する情報の場合は、国家から提出される情報が正確であることを前提としているために、本来的内容の正確さを問うことは困難であり、情報が本当に正しいかどうかは、現地で検証してみないと分からないことである。化学兵器禁止条約が現地査察の制度を設けているのはまさに情報の正確さを確かめることが目的となつている。ただし、遵守状況の曖昧さを解消するものとして、対象となる活動が存在しないという情報（いわゆるゼロ申告）を提供することは有用であると考ええる。既存の活動に関する情報の提供が義務の遵守を表から確保するものであるならば、関連する活動の不存在に関する情報の提供はこれを裏から確保するものである。この点に関して、生物兵器禁止条約の場合は、第三回検討会議（一九九一年）において信頼醸成措置を再構成した際にすべての事項についてゼロ申告を求めることに合意がみられた。情報提供の対象事項に関する限り、より完成度の高い制度が設定されたものとして評価することができると。他方で、化学兵器禁止条約の場合は、ゼロ申告の求められる事項と求められない事項とが混在している。すなわち、条約の自国に対する発効後三〇日以内に提出される冒頭申告の中で、化学兵器および化学兵器生産施設については第三条の規定に従つてその保有の有無を申告する必要があるのに対して、産業施設については第六条七項および検証附属書の関連する規定に従つてそのような活動がある場合のみ申告すればよいという規定ぶりになっているのである。このように、産業施設の申告は制度上「ゼロ申告」の提出が義務づけられておらず、これは冒頭申告だけではなく年次申告（注：条約に定められた期限までに毎年提出することを求められている）についてもあてはまる。「ゼロ申告」の導入は二〇〇三年の第一回検討会議において事務局長によって注意喚起され^{二〇七}、技術事務局により提案されたものの^{二〇八}、今日に至るまで締約国の間で合意を得られるまでに至っていない^{二〇九}。

（b）情報提供の態様

国家からの情報提供の態様はそれぞれの法的枠組みの間で異なっている。これには提供の対象となる情報の内容または性質の相違も関係していると思われるが、いずれにしても情報の提供が実効的なものとなるような態様を備えることが重要である。

情報提供の実効性を高めるための態様はいくつか考えられる。最も効果的であるのは、情報の提供が定期的に繰り返されることであろう(「定期的」な情報提供には提出期限の存在が含意される)。この要請を充たすのは、生物兵器禁止条約の場合における信賴醸成措置と化学兵器禁止条約の場合における特定の活動に関する年次申告である。ただし、定期的な情報提供が必ずしも必要とされない場合もある。たとえば、国内実施措置の通報や国内当局または国内連絡先の通報などがこれにあたる。このような場合でも実効性の観点からは一定の提出期限を設けることが望ましい。とくに国内実施措置の文脈において、この要請は、生物兵器禁止条約と安保理決議一五四〇の場合には充たされているものの、化学兵器禁止条約の場合には充たされておらず、これが、締約国会議による是正措置がとられるまでに条約発効から六年以上を要した理由の一つになったと考えられる^{二二〇}。なお、安保理決議一五四〇は国家と国際監視機関との間で継続性のある対話を行うというアプローチを採用しており、これも追加的なまたは補足的な情報の提供を可能とする手段として活用でき、情報提供をより実効的なものとすることに資するであろう。

(c) 情報の提供状況

先に指摘したように、国家からの情報提供は遵守確保制度の出発点をなすものとして非常に重要である。しかし、情報提供に関する制度が設定されたからといって、その制度が完全に実施されることを意味するものではない。第二節において明らかにされたとおり、法的枠組みの要求または要請に基づく情報の提供を行っていない国家が一定数存在するのである。情報の提出状況を簡単に振り返ってみると次のようになる。まず、化学兵器禁止条約の場合は、二〇〇七年一月一日現在で全締約国一八二カ国のうち、一七四カ国(九六%)が国内当局の設置を通報し、一五九カ国(八七%)が冒頭申告を提出し、一二二カ国(六七%)が国内実施措置を通報している^{二二一}。次に、生物兵器禁止条約の場合は、条約義務の遵守に関する情報(ほぼ五年おきに開催されている検討会議に提出されるもの)については毎回二〇カ国程度で推移している。信賴醸成措置(毎年四月一五日までに提出)信賴醸成措置については毎年約四〇ないし五〇カ国程度であり、制度が開始された一九八七年から二〇〇六年までの二〇年間の累計では、全締約国一五六カ国のうち一〇回以上の提供は三八カ国であるのに対して三回以下が三七カ国となっている^{二二三}。安保理決議一五四〇の場合は、二〇〇七年一月一七日までに全一九二加盟国のうち一四〇カ国が第一次報告書を提出し、このうち九〇カ国が第二次報告書を提出している^{二二三}。さらに一一カ国によって第三次報告書が提出され、このうち二カ国は第四次報告書を提出している^{二二四}。このように、国家からの情報提供は必ずしも完全に実施されていないのであるが、これにはいくつかの原因が考えられる。

第一に指摘できることは、情報の提供が義務的なものであるか任意的なものであるかの相違である。情報提供が任意である場合は義務である場合に比べて提出状況が悪い。まず、化学兵器禁止条約は特定の活動に関する申告(冒頭申告および年次申告)の提出ならびに国内実施措置の通報を法的に義務づけている。国内当局の設置の通報と冒頭申告の提出の状況が国内実施措置の通報の状況よりもよいのは、法的観点から言えば、前者について

は条約によってさらに情報提供に期限が定められているためだと考えられる^{二五}。これに対して、生物兵器禁止条約の場合は、条約義務の遵守に関する情報と信頼醸成措置のいずれもが任意である。安保理決議一五四〇も情報提供を義務づけてはいないが、生物兵器禁止条約の信頼醸成措置の場合に比べて提出状況がどれほど悪くないのは、安保理決議一五四〇の場合には情報の提供に関してやや特殊な動機づけが存在するからであろう。すなわち、安保理決議一五四〇が国連憲章第七章の下でさらなる決定をとる可能性に言及しており、法的には強制力を伴う措置への道が開かれているのである。

第二に、情報を受領する側の国際監視機関に与えられた任務の相違も関係するであろう。国際監視機関が単なる郵便ポストの役割しか果たさない場合は、受領した情報を検討するまでの任務を与えられている場合に比べて提出状況が悪い。生物兵器禁止条約の場合は、条約上常設の機関を有していないため、情報の受領先として国連軍縮局が活用されてきた。しかし、国連軍縮局は情報を分析する任務はもとより、未提出国に対してリマインドすることや提出のための支援を提供するなどの任務も与えられていない^{二六}（なお、この点は、二〇〇六年の第六回検討会議における合意に基づいて「実施支援ユニット」が設置されたことよってある程度解消されるものと予想される）。これに対して、化学兵器禁止条約と安保理決議一五四〇の場合には、それぞれOPCWと一五四〇委員会という機関に対して情報提供の状況を監視し、提供された情報の内容を検討するという任務が与えられており、とくに化学兵器禁止条約については情報の提供が法的義務であることから、OPCWが義務の不遵守という文脈でこの問題を取り上げることができる、実際にその是正が図られてきた。

第三に、情報の提供に関連する国内能力が不足していることを挙げる^{二七}ことができる。まず、特定の活動に関する情報の場合は、国家が自国管轄下の活動を把握することから始めなければならない。このためには、情報収集に関する国内制度を構築しこれを運用する必要がある。とくに、そのデータを私人や法人から収集しなければならない場合にはなおさらである。単にデータを収集するだけでは十分でなく、これを処理することが求められる場合もあり、このようなデータ処理には多大なコストがかかり国家にとって大きな負担となっている^{二八}。次に、国内実施措置に関する情報の場合は、情報を提供する以前の問題として国内実施措置を整備する必要がある。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みにおいて、特定の活動の禁止、輸出入管理、現地査察の受け入れなど自国民の権利義務に係る多様な法的義務が設定されていることから、国内実施措置の整備は、国内法令の制定過程の複雑さと相まって、多大な作業を必要とするものである。一般に発展途上国の圧倒的多数はこれらに関する国内能力を欠きがちである。これは先に示した情報の提出状況の実態をみれば明らかであり、すなわち、情報を提供しておりかつその内容がそれなりに充実している国家は主として先進国であるのに対して、情報を提供していないかまたは情報を提供していてもその内容が不十分と思われる国家は圧倒的に発展途上国で占められている。言い換えれば、情報の提供に関する状況の実態は、国内能力の差による南北問題の様相を帯びているのである。したがって、国内能力が欠如し

ている国家には、法的枠組みの要求を充たすことができるように支援する必要がある^{二二九}。

(二) 監視参加機能

監視参加機能は、これまでにみた国家による説明責任を説明される側からとらえたものである。説明責任機能は国家に対する義務または要請という性格を有していたのに対して、監視参加機能は国家に与えられた権利的な性格を有している。以下、情報の共有と討議への参加という観点から分析する。

(a) 情報の共有

国家間で義務の遵守状況を共有することは、信頼醸成の構築と遵守の確保の目的にとって必要不可欠である。なぜなら、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みによつて課される義務の遵守状況はそもそも国内事項であつて、国際的な制度が存在しなければ国家主権の壁に阻まれて他国に対して明らかになることがないからである。また、遵守状況に関する情報が共有されてはじめて遵守状況の検討が可能となるのであつて、情報の共有は当該検討の基礎を与えるものとして非常に重要な意義を持つている。

国家が国際監視機関に対して情報を提供する場合、その情報のうち他国が国際監視機関から入手しうる対象と範囲が広ければ広いほど、信頼醸成の程度は高くなる。この点に関し、生物兵器禁止条約の場合は、信頼醸成措置として提供された情報のすべてが国連軍縮局を通じて他の締約国に提供されており、入手可能性は一〇〇パーセントとなつている^{二三〇}。これに対して、化学兵器禁止条約の場合には、締約国から提供された情報のうちOPCWを通じて他の締約国に入手可能となるものはその一部にとどまる。先に触れたように、情報提供制度そのものが、生物・化学兵器の禁止という目的を実現するという要請と軍事上および産業上の利益を保護するという要請とバランスの上に成立するものであり、とくに化学兵器禁止条約に備えられている検証制度は義務的でありかつ国内事項に対する進入度が高いため、他国に対して利用可能となる情報の範囲および対象を制限する要請も高くなるのである。同条約秘密扱いに関する附属書第二項(b)は、締約国に提供される資料として、とくに、冒頭申告および年次申告(一部)、「検証活動の結果及びその実効性についての一般的な報告」、「条約に従つてすべての締約国に提供される情報」を明示している。安保理決議一五四〇の場合には以上にも見るような生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約の場合とは全くアプローチが採用されている。つまり、国家から提供された情報は国際監視機関を通じて他国に利用可能なものとされるのではなく、インターネット上の一五四〇委員会の公式サイトに公開されているのである。

安保理決議一五四〇の場合は国家から提供される情報を原則のレベルで秘密扱いの対象としていない^{二三二}。それゆえ、国家から提出される報告書はすべてそのままの形でインターネット上に公開されており^{二三三}、また国家が同意すれば自国の国内法令に関するデータが一五四〇委員会の公式サイトに

に設けられた「立法措置データベース」^{三三三}に掲載されることになる^{三三四}。当該データには国内法令の名称が記載されており、リンクが貼つてある場合にはこれを辿つてテキストを入手することも可能である。このような一般公開が可能最大の理由は、安保理決議一五四〇において義務づけられる国内実施措置を行う主体が形式的にも実質的にも国家であること、そしてこのような国内実施措置が本来的かつ本質的に公知性を有していることにあると思われる。国家から提供される情報が一般に向けて公開されることは、他国による監視参加機能にとつて必要なだけでなく、安保理決議一五四〇によつて設定された義務に実質的な利害関係をもつ私人や法人またはNGOなども一定の範囲で監視に加わることを可能にするのであつて、この意味において、非国家主体の国際的な問題への積極的な関与という今日的な意義を見出すことができるだろう。

国家から提供された情報が一般に向けて公開されているのは安保理決議一五四〇の場合だけで、生物兵器禁止条約も化学兵器禁止条約も国家が提供した情報をそのままの形で一般に向けて入手可能とする仕組みは備えていない（もちろん国家による同意がある場合は別である^{三三五}）。化学兵器禁止条約の場合には、条約および秘密扱いに関する附属書の規定において、締約国がOPCWを通じて入手した他国の情報の取り扱いに関する厳格な規則が定められているために、締約国から一般に向けて情報が開示される可能性は極めて低いと考えられる。これに対して、生物兵器禁止条約の場合には、このような取り扱いに関する規則が存在しないため、締約国が国連軍縮局を通じて入手した他国の信頼醸成措置に基づく情報を一般に向けて公開する可能性は必ずしも排除されない^{三三六}。

（b）討議への参加

国家による義務の遵守状況は国際監視機関の場において検討の対象となる。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの場合、いわゆる同僚評価（ピアレビュー）方式が採用されている。すなわち、検討を行う国際監視機関は、人権条約の監視機関に見られるような個人資格の専門家によつて構成されるのではなく、地球環境条約の条約機関の場合と同様に国家によつて構成されている。それゆえ、ここに、国家はこのような国際監視機関の構成員として討議に参加するのである。

（i）同僚評価方式

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みではなぜ同僚評価方式が採用されているのだろうか。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みによつて課される義務といえは、兵器を削減または全廃するという義務にしても、兵器に関する生産・貯蔵・保有・移譲などの活動を禁止するという義務にしても、国内法令を整備する義務にしても、いずれも双務性・相互性のない一方的な性格のものであつて、その実施は主として国内平面において行われることから、義務の遵守状況が国際平面に明らかになることはない。そこで、まず必要となるのは国家が自らの義務の遵守状況を国際平面において説明することであつた（説明責任機能）。そして、このような説明が専門的な知見を有する個人によつて構成される委員会ではなく、「同僚」である諸国

家によつて構成されるフォーラムにおいて行われるのは、軍備管理の分野が国家の安全保障と直結し、さらに国際の平和および安全に関連しているからだと考える。社会的経済的に相互依存の深まった現代国際社会において、ある国の軍備管理法に基づく義務の遵守状況（とくに不遵守状況）は、国際社会の構成員である諸国家に対して、そして国際社会そのものに対して、大きな影響を及ぼしうるのである^{三七}。軍備管理法の実現にとつて重要なことは、国家間の信頼醸成を構築し発展させることにある。これを可能とする手段の一つが、法的枠組みに拘束される国家の間で相互に監視しあうこと、つまり同僚評価方式であるといえる。なお、遵守の確保の文脈における同僚評価方式の利点について触れておくべきであろう。それは、国家からの情報提供が前提とされているために、国際監視機関への付託に関する手続が一切捨象されるという点にある。すなわち、通常の国際紛争の場合であれば、他国の行動について懸念を有する国家が主体的に問題を提起しかつその問題の所在を具体的に明らかにする必要があるのに対して、遵守の確保という場合には、このような問題提起は一切必要とならず、また義務の遵守状況に関する情報も討議の場に自動的に提供されるのである。問題の付託に関する手続の捨象は、不遵守への対応という文脈においてさらに重要な意義をもつ。なぜなら、遵守状況の検討を通じて不遵守の状況が明らかとなり、国際監視機関が不遵守の対応に関して与えられた権限（必要な場合には不遵守を是正するための措置をとることを含む）に従つて行動する場合、遵守手続と不遵守手続は連続性を帯びるために、不遵守への対応の場合にも国家が主体的に他国の不遵守に関する問題を提起しかつその問題の所在を具体的に明らかにする必要があるからである。

（ii）参加の開放

国家による義務の遵守状況が国際監視機関の場において討議される場合、そのような討議の場はできる限り多数の国家に対して開かれているべきである。法的枠組みに拘束されるすべての国家が参加を認められる場合にこの要請は完全に充たされることになる。まず、生物兵器禁止条約の場合は、ほぼ五年に一回の間隔で開催される検討会議および検討会議の間会期に開催される「締約国会議」のいずれについてもすべての締約国に対して参加が認められている。また、化学兵器禁止条約の場合は、締約国会議に関してすべての締約国の参加が認められており、執理事事会についても四一理事国以外の締約国はオブザーバーとして出席し発言することも許されている。これに対して、安保理決議一五四〇については、安全保障理事会において議論が行われる場合であればすべての国連加盟国にオブザーバーとしての出席が認められるもの^{三八}、安全保障理事会と同じ構成による一五四〇委員会に参加できるのは原則として安保理構成国一五カ国のみであつて、国家報告書の検討が行われる場合に安保理構成国以外の国連加盟国が出席を招請されるにとどまる^{三九}。もつとも、先に触れたように、安保理決議一五四〇の場合には国家から提出された報告書に一般公開性が認められることから、安保理構成国以外の国連加盟国に対する討議へのアクセスの制限は、このような透明性の確保によつて実質的に緩和されているとみることも可能であろう。

二 国際監視機関の機能

国家による義務の遵守を確保する目的のために国際監視機関が有する機能としては、事実確認機能、情報管理機能と評価機能の三つを挙げることができる。国際監視機関のこのような機能は、任務または権限という形で付与される必要がある。

(一) 事実確認機能

国際監視機関(事務局)は、国家による義務の遵守確保を監視する一環として、国家から提出された情報の内容を確認する(事実確認機能)。この機能は、具体的には、国際監視機関(事務局)が国家に対して提供された情報の内容を照会するという方法と、国際監視機関(事務局)が国家において現地査察を行うという方法によつて遂行されている。国際監視機関に対して事実確認機能が与えられているのはどのような理由に基づいているのだろうか。この点につき、少なくとも次の三つの理由を指摘することが可能である。すなわち、第一に、本稿で取り上げた生物・化学兵器に関する法的枠組みが普遍的な性格を有していることであり、第二に、国家は自ら合意する場合を除き他国の権力に服さないという国家主権の法理を尊重して、中立的かつ客観的な第三者たる国際監視機関に対して自国の国内事項に関する情報を確認する権限を委ねたことであり、第三に、情報の質を確保するためにこのような権限を専門技術的な知見を有する国際監視機関に与える方が効率的なことである^{三〇}。

(a) 内容の照会

化学兵器禁止条約に関して、技術事務局は国家から提供された情報の内容が不完全であったり不明確である場合に当該情報を提供した国家に対してその内容を照会している。この実行に関して第一回運用検討会議がこれを肯定的に評価しまた執行理事会がその強化のための措置を採択していることに鑑みれば、締約国の間において当該実行が支持されていることが分かる。このような実行が化学兵器禁止条約において行われている背景として、第一に、情報の提供が義務的なものでありかつ義務として提供の求められる情報の内容が広範かつ詳細なものとなっていることを指摘することができる。この文脈において、技術事務局は、誤植や記入漏れなどという些細で形式的な不遵守の状況を可能な限り回避して情報の質を確保する役割を果たすのである。第二に、情報の提供が義務的な査察制度と密接にリンクしていることを挙げることができる。とくに産業検証制度の場合には、施設が申告の対象となる活動を行っていたとしても、さらに査察の対象となるか否かについて別の基準(査察敷居値)が設けられているため、技術事務局はこの点に関する正確な情報を得る必要がある。以上のような背景を持ち合わせていない生物兵器禁止条約の場合には、情報の内容の照会という制度そのものが存在していない。また、安保理決議一五四〇の場合は、化学兵器禁止条約の場合と同じように、監視機関(ただしこの場合は事務局ではなく一

五四〇委員会」と国家が対峙する形で対話が行われているが、その内実情報は情報の内容の照会を通じた事実確認というよりもむしろ情報の評価そのものであると考えられる。

(b) 現地査察(通常査察)

一般論として、条約の遵守を検証する制度が存在すれば条約の実効性は高まると考えられている^{二三三}。そして、軍備管理のように安全保障という国家の死活的な問題を取り扱う条約の場合には、とくに条約の締約国がその義務に違反しないという保障が必要とされるのであり、ここに軍備管理条例において義務の遵守を検証する制度の必要性が見出される^{二三三}。義務の遵守を確保するために用いられる手段は、自国管轄下の活動に関する情報の申告と当該情報の内容を確認する目的のための現地査察である。現地査察は単なる情報の提供に比べて国家主権に対する進入度が高くなる^{二三三}、国家主権のベールを最も強力な方法で剥ぎ取る制度である。生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約はいずれも兵器の廃棄と関連活動の禁止を目的とする条約でありながら、一方で化学兵器禁止条約にはこのような現地査察制度が設けられているのに対して、他方で生物兵器禁止条約には同様の制度が備えられていない。

生物兵器禁止条約において査察制度(より広義に検証制度)が含まれなかったことの背景として、条約作成時において起草者は生物兵器の攻撃用または防衛用の軍事的価値を認めなかったことが指摘されている^{二三四}。つまり、条約の起草当時、生物兵器はそもそも武力紛争の手段として有用ではなく、生物兵器を保有している国家は存在しないであろうという認識が共有されていたために、あえて検証制度を設ける必要性が見出されなかったというものである。このような背景ゆえに、生物兵器については合意に至ることが比較的容易であり、条約の交渉が生物・化学兵器を包括するアプローチから切り離されると間もなく条約文に合意が成立した。もともと、生物兵器禁止条約に検証制度が存在しないことは従来から条約の欠陥として認識されており^{二三五}、また冷戦後に旧ソ連やイラクによつて生物兵器の計画が秘密裏に行われていた実態が明らかになったこともあり、一九九〇年代後半から検証制度を導入するための議定書交渉が開始された。議論の対象となったのは申告と現地査察を主要素とする検証制度の確立であった。交渉はジュネーヴ軍縮会議を舞台に行われ、二〇〇一年四月までに全三〇条および三つの附属書によつて構成される議定書案が固まりつつあった。しかし、同年七月に米国が突如議定書案に反対を表明したため、その後の交渉は完全に暗礁に乗り上げる結果となった。米国が議定書案に反対した理由は、条約の遵守に対する信頼を向上させるものではないこと、生物兵器の開発を目論む国家に対する抑止にならないこと、国家の安全保障に関する情報および機微な商業上の情報を危険な状況におくことの三点にある^{二三六}。

生物兵器の場合には、その性質上、技術的に現地査察という方法を用いて検証を行うことが困難であるという指摘がある^{二三七}。すなわち、生物兵器の場合には、その原料となる生物剤をごく少量さえ入手できれば短期間で大量に培養して兵器化することが可能である^{二三八}。もともと、国連安保

理決議に基づく制裁の一環としてイラクに対して実施された査察に示されるように^{二二九}、生物兵器の査察が技術的に全く不可能だということも言い切れない。検証制度の導入を目指した議定書交渉はわずか一カ国（ただし米国）の反対により挫折したとらえるならば、法的拘束力のある規範または制度について合意するのは最終的には国家の政治的意思によると言わざるをえない。ただし、留意されるべきことは、現地査察を含む検証制度は生物兵器の禁止という目的を実現するための一つの手段に過ぎないということであろう。米国は議定書案には反対したものの、生物兵器禁止条約の趣旨および目的を支持するという立場は堅持しており、このような立場から条約の強化を積極的に推進しているのである^{二四〇}。

（二）情報管理機能

国際監視機関（事務局）は、国家から提供された情報を直接または国際監視機関（政策決定機関）を通じて他国に通報する。すなわち、情報受け渡しの交換ポイントとして機能する（情報管理機能）。先に、情報の共有という要素について、これを国家の側から「監視参加機能」としてとらえたが、情報管理機能は同じ要素を国際監視機関の側からとらえたものである。国際監視機関に対してこのような機能が与えられている理由として次の三点を挙げることができる。その一部は事実確認機能の場合と重複する。すなわち、第一に、国家が他国の主権に服することや国家と国家が直接対峙することを回避するためであり、第二に、情報管理を国際監視機関に一元化させた方が秘密保護の要請も含めて情報を効率的に管理することができるからであり、第三に、情報の質を維持するために専門技術的な知見が必要となるからである。すでにみたように、生物兵器禁止条約の場合は締約国から提供された信頼醸成措置に関する情報のすべてがそのままの形で他の締約国に共有されるのに対して、化学兵器禁止条約の場合は条約の規定に従って締約国から提供された情報の一部が他の締約国に送付されている。後者の場合にOPCW技術事務局は情報を加工する必要がある、このための基準は秘密扱いに関する附属書および同附属書の規定に従って採択された「OPCW秘密保護政策」^{二四一}において詳細に定められている。なお、安保理決議一五四〇の場合には国家から提供された情報を他国に対して利用可能とするアプローチではなく、「最大限の透明性の下に任務を行う」^{二四二}という活動指針に基づいて一五四〇委員会が国家報告書をインターネットの公式サイト上で公開するというアプローチを採用している。

（三）評価機能

国家からの情報提供制度は、当該情報が評価の対象となつてはじめて義務の遵守確保に対して積極的な意義をもつ^{二四三}。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの場合、評価は国際監視機関の場における同僚評価方式によって行われており、その基本的な手法は法的枠組みに拘束されるすべての国家を対象に当該国家から提供された情報を評価するというものである^{二四四}。遵守確保のための評価機能に関して留意されるべき点は、国際監視

機関における遵守状況の検討を通じて不遵守の状況が明らかとなり、国際監視機関が事案を不遵守への対応の文脈に置き換えて検討するという場合のあることである^{二四五}。このとき、遵守手続と不遵守手続は連続性を帯びることになる。

(a) 態様

評価をどのような態様で行うかについてはそれぞれの法的枠組みの間で相違がある。一方で、生物兵器禁止条約の場合は、ほぼ五年の間隔で開催される検討会議において条文ごとに遵守状況の全般にわたる検討が行われる。他方で、化学兵器禁止条約の場合は、すべての締約国により構成されるという意味において正当性を有する締約国会議が年次会合において遵守状況を包括的に検討し、年に複数回開催されるという意味で機動性を備えた執理事務会が個別の事案ごとにその遵守状況を検討する。両条約の間で態様が対照的になっている理由は、何よりもまず条文の量に圧倒的な差があり(生物兵器禁止条約はわずかに全一五条しかないのに対して化学兵器禁止条約は本文全二四条と三つの附属書によつて構成されている)、さらに監視機関の性格も異なっている点に見出すことができる(生物兵器禁止条約の場合はアドホックな条約機関であるのに対して化学兵器禁止条約の場合は常設の国際機構である)。両条約を比較すると、生物兵器禁止条約が化学兵器禁止条約に比べて評価機能が低いことは否めない。ただし、生物兵器禁止条約の締約国は二〇〇三年以降、検討会議の間会期に毎年「締約国会議(Meeting of States Parties)」を開催して特定の課題について集中討議を行うようになっており、一定の改善が図られているといえる。安保理決議一五四〇は二つの条約とはまったく異なるアプローチを採用している。すなわち、一五四〇委員会は国家を個別に招請して当該国から提出された報告書を検討するのである^{二四六}。以上のように評価の態様は法的枠組みの間で異なっているが、最低限共通している点を挙げるとすれば、それはいずれの場合においても、評価が継続的なプロセスとして位置づけられていることにあるだろう^{二四七}。

(b) 方法論

評価にあたるのは本質的に政治的機関たる国際監視機関(政策決定機関)であるが、評価そのものは専門技術的な観点から客観的に行われることが望ましい。

まず、専門技術的な観点からの評価という問題について、評価を行う国際監視機関(政策決定機関)そのものが専門技術的な知見を有しているわけではないことを指摘すべきであろう。このため、当該機関に対してこのような知見が提供される必要がある。この点に関して、化学兵器禁止条約の場合には技術事務局がこの任務を与えられており(第八条三七項・三八項(c))、安保理決議一五四〇の場合には「専門家(experts)」^{二四八}が一五四〇委員会を補助する。これに対して生物兵器禁止条約の場合にはこのような観点から検討会議を補佐する機関が存在せず、締約国自らの知見に頼るしかない。

次に、客観的な評価という問題についていえば、情報の提供が（場合によっては特定の期限までに）行われているか否かという形式的な問題であれば客観的な事実としてこれを評価することは容易と思われるものの、提供された情報の内容に立ち入ってこれを客観的に評価することは必ずしも容易なことではない。まず第一に、内容の評価に関して国際監視機関（政策決定機関）にどのような任務・権限が与えられているかが必ずしもはっきりしない。任務や権限に関する法的根拠は存在するのであるが、それは極めて一般的な内容のものとなっている^{二四九}。いずれの法的枠組みの場合であっても、国際監視機関（政策決定機関）は、当面の間は形式面を重視して国家から情報提供を受けることを優先課題としており、実質面にまで立ち入った検討を行うことについて慎重な姿勢であるように見受けられる。国際監視機関（政策決定機関）による評価は、事前に十分な情報を入手してはじめて可能だからである^{二五〇}。第二に、提供される情報の内容の特定性が高ければ高いほどより客観的な評価が可能となると思われるものの、評価の対象となる義務の内容があまりに一般的であったりまたはその範囲・対象が必ずしも明確ではない場合には評価そのものが困難となる^{二五一}。これはとくに、国内実施措置についてあてはまる^{二五二}。このような場合、客観的な評価のために必要な基準の確立さえままならない。この点に関連して、化学兵器禁止条約や安保理決議一五四〇では、義務の範囲や内容を明確にするために国家に対して追加情報の提供を求めるという実行がみられている。これは評価のための基準を設定するというアプローチというよりも、むしろ国家から提供される情報の内容の充実化を図るアプローチであり注目に値する^{二五三}。なぜなら、国内事項についての透明性を高めることを通じて、遵守の確保の程度を向上させることが可能だからである^{二五四}。評価の方法論については以上の問題点を指摘できるが、いずれにしても、実際には評価を行いながらその確立を模索しているというのが現状であるように思われる^{二五五}。

三 国家と国際監視機関の協働

国家と国際監視機関は、遵守を確保するための制度において、これまで見てきたような機能を与えられている。重要なことは、これらの機能は相互に関連し、国家と国際監視機関が協働することを通じて遵守の確保が図られているということである。以下、個別の場面において現れる国家と国際監視機関の協働の形態を遵守確保の過程に沿って考察する。

（一）情報の提供および情報の共有と連携型

国家と国際監視機関（事務局）は、情報の提供および情報の共有という場面において事務的な観点から連携する（連携型）。国家の有する情報は、まず国際監視機関（事務局）に提出され、その後国際監視機関（事務局）が自らの手によってまたは国際監視機関（政策決定機関）を通じてこれを他国に

送付する。そして、情報提供国の説明責任機能は国際監視機関（事務局）の情報管理機能と結合しこれを間に介することによって、さらに情報受領国の監視参加機能および国際監視機関（政策決定機関）の評価機能へと連結することになる。

一見すると国際監視機関（事務局）は事務作業の効率化の観点から「郵便業務」に従事しているだけのようであるものの、そこには国家同士が直接対峙するという状況を巧みに回避するという意図が反映されている。遵守の確保という文脈における連携型の協働の最大のポイントは、国家が他国に直接情報を提供するというような国家主権の法理との関係で問題となりうる状況を回避しつつ、国家から国際監視機関（政策決定機関）への提供と国際監視機関（政策決定機関）から他国への送付という経路を踏むという複雑な手続を踏むことによって、国家の国内事項に関する情報の国家間における共有を実現することにある。このような連携型の協働を可能とするためには、何らかの根拠が必要となる。

二つのアプローチが考えられる。すなわち、一つは国家に対して国際監視機関（事務局）への情報提供を求める規定を設けるというアプローチ（国家からのアプローチ）であり、もう一つは国際監視機関（事務局）に対して国家からの情報受領に関する任務を与えるというアプローチ（国際監視機関からのアプローチ）である。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの実行によれば、安保理決議一五四〇は後者のアプローチのみを採用しているのに対して、化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約は前者と後者のアプローチを組み合わせ用いている。ただし、生物兵器禁止条約は、当初は前者のアプローチのみに依拠していたが、二〇〇六年の第六回検討会議によって「実施支援ユニット」が設置されたことにより後者のアプローチを加えた形になっている。

化学兵器禁止条約の場合には情報の提供そのものが法的義務であるため、情報が提供されないという状況は国際監視機関（政策決定機関）において義務の不遵守の問題として扱われることになる。これに対して、安保理決議一五四〇と生物兵器禁止条約の場合には情報の提供が法的に義務づけられているわけではなく、そのために情報の提供状況も芳しいとはいえない。情報の提供を義務化することは一つの案であるとしても、新たに義務を課すためには多大な時間と労力がかかってしまう。そこで、国際監視機関（事務局）に対して情報の受領に関する任務と権限を付与し、提出状況の改善のために行動を求めるという方向性が出てこよう。国際監視機関に対して任務や権限を付与する場合には必ずしも法的措置を伴う必要がないので国家間の合意が得られやすいという利点があり、何よりも国際監視機関の活動や行動に正当な根拠が与えられるという点が重要である。この観点に立つとき、生物兵器禁止条約が「国家からのアプローチ」を維持しつつも「国際監視機関からのアプローチ」を導入したという事実は示唆的であり、実際に状況の改善がもたらされるかどうかという点が注目される。

（二）情報の確認／対峙型（国家対事務局）

先に、情報提供国の説明責任機能が、国際監視機関（事務局）の情報管理機能を間に挟むことによって、情報受領国の監視参加機能および国際監視機関（政策決定機関）の評価機能に連結することを指摘した。国家によって提供された情報は国際監視機関（政策決定機関）において評価の対象となる前に、国際監視機関（事務局）による事実確認の対象となる場合がある。ここに、国家による説明責任機能は国際監視機関（事務局）の事実確認機能と結合し、国家と国際監視機関（事務局）は対峙することになる（対峙型）。

このような形態の協働が見られるのは化学兵器禁止条約である。すなわち、化学兵器禁止機関（OPCW）の技術事務局は申告内容の照会と現地査察の実施という実行を行っている。対峙型の協働を実現するにあたってもそのための根拠が必要である。まず、内容の照会については、技術事務局に対して付与された「任務の遂行に関連して生じた問題」を「当該締約国との間の協議により解消する」という権限（第八条四〇項）に法的根拠が求められている。これに対して、現地査察について、化学兵器禁止条約は、一方で被査察締約国に対して査察の受け入れに関する法的な義務を課し（第四条四項、第五条六項および第六条九項）、他方で技術事務局に対して「条約に規定する検証措置を実施する」任務を与えている（第八条三七項）。さらに検証附属書には査察員の特権免除に関する規定（検証附属書第二部第一項）を含めて、被査察締約国と技術事務局（査察団または査察員）との間の双務的な権利義務関係が具体的かつ詳細に設定されている。現地査察という場面が権利義務関係によって規律されているということは、対峙型の協働において国家と国際監視機関（事務局）が緊張関係にあることを示すものでもある。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの基本的な義務は、その不遵守があつても特定の国家に対して侵害が発生しないという性質を有しており、まさにそのために遵守の確保や不遵守への対応のための制度が備えられている。そのような制度の中において、国家と国際監視機関との間ではあるものの、双務的な権利義務関係が設定されている状況があることは興味深い。化学兵器禁止条約が、第一四条二項において締約国とOPCWとの間で生じる条約の解釈または適用に関する紛争に適用される紛争解決手続について規定していることや、秘密扱いに関する附属書第二三項において締約国とOPCWの双方に関係する秘密保護違反の問題が「秘密の扱いに関係する紛争の解決のための委員会」において検討されることを明記していることは、以上のような双務的な権利義務関係の設定が背景になっているものと理解することができるのである。

（三）情報の評価と対峙型（評価の対象となる国家対政策決定機関・不完全融合型）

遵守状況の評価という場面では、評価の対象となる国家、評価の対象となる国家以外の諸国家および国際監視機関（政策決定機関）という三つの主体が関係する。国家と国際監視機関（政策決定機関）の協働の態様は、評価の対象となる国家と国際監視機関（政策決定機関）の関係と、評価の対象となる国家以外の諸国家と国際監視機関（政策決定機関）の関係とは全く異なったものとなる。

(a) 対峙型(評価の対象となる国家対政策決定機関)

まず、遵守状況の評価という場面において、評価を受ける国家の説明責任機能と国際監視機関(政策決定機関)の評価機能は結合し、当該国家と国際監視機関(政策決定機関)は対峙する(対峙型)。国際監視機関(政策決定機関)によって検討されるのは当該国家から提供された情報である。提供される情報の対象は、当該国家の管轄下にある特定の活動に関するものまたは国内実施措置に関するものに分けられるが、いずれも国内事項であつて情報提供制度が存在しなければ国際平面において明らかになることのないものである。したがって、遵守の確保という文脈における対峙型の協働の意義は、国際平面における国内事項の透明性の確保にあると評価することができる。

なお、遵守状況が評価される場面の対峙には緊張関係という要素は見られずむしろそれは穏やかなものである。この背景として、まず、国家が義務を遵守している限り国際監視機関(政策決定機関)はとくに行動を起こす必要がないということを指摘できる。個別の活動に関する情報は内容が特定されている場合が多く、このような場合には義務が遵守されているという状況が比較的容易に明らかとなる。次に、国際監視機関(政策決定機関)が情報の評価よりも情報の受領に重点を置く傾向のあることが挙げられる。情報の評価はこれを受領することによつてはじめて可能であることから、情報の評価よりも情報の受領が優先課題となっている。さらに、情報を評価する方法論が模索の過程にあるという場合がある。これは、とくに義務の内容が一般的なものとなっている国内実施措置についてあてはまる。

以上の点を考慮すれば、おそらく遵守の確保という目的にとつてまず重要なことは、国家と国際監視機関(政策決定機関)が対峙する形で遵守状況を評価するという制度が設定されており、このような制度の下で国家から情報が提供されることにあると考えられる。国際監視機関(政策決定機関)における評価は、客観的に不遵守が確認できる場合は別として、むしろ情報の継続的な提供を誘引し、さらなる透明性の向上を図るものとしてとらえることができるであろう。

(b) 不完全融合型

次に、同じ遵守状況の評価という場面において、評価の対象となる国家以外の諸国家の監視参加機能と国際監視機関(政策決定機関)の評価機能は同一の局面を異なる角度からとらえたものであつて、ここにおいてこれら諸国家と国際監視機関(政策決定機関)は融合する。なお、このときの融合は、評価の対象となる国家が除かれるという意味で不完全なものである(不完全融合型)。

融合型の協働は、国際監視機関(政策決定機関)が同僚評価の場としての役割を果たすという点に特徴を持つ。遵守の状況を評価することの目的は一義的には規範と行為が一致しているという状況を確認することにある。本稿において繰り返し指摘したように、このような確認が必要となるのは、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みによつて設定される義務が国家に対して国内社会の統治機構として国内事項を規律することを求めるとい

う性質のものだからである。

もつとも、遵守の状況の評価を通じて規範と行為が一致していないという状況が明らかになる場合がありえる。これは遵守の状況を評価した結果としてもたらされるものであるが、より広く規範目的の実現という観点から対処が求められる状況である。なぜなら、規範と行為の不一致という状況は通常であれば行為を規範に一致させることによって是正されなければならない(不遵守の是正)、必要な場合には逆に規範を行為に一致させることも検討しなければならないからである(適合性の確保)。このとき、遵守の確保という文脈においてこれを評価する任務・権限を与えられた国際監視機関(政策決定機関)が、同時に不遵守の是正または適合性の確保の文脈において具体的な意思決定を行う任務・権限を有していれば、遵守の確保から不遵守の是正または適合性の確保への連続した対応が可能となり、規範目的の実現のために有用となる。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの実行を見る限り、遵守の確保の任務・権限を与えられた国際監視機関(政策決定機関)は、程度の差および文脈の相違はあるものの、この任務・権限にとどまらない活動を行っている。

一 cf. Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, "Managing compliance: A Comparative Perspective", *Engaging Countries: Strengthening Compliance with International Environmental Accords*, edited by Edith Brown Weiss and Harold K. Jacobson, 1998, p.42.

二 cf. 条約法条約第二六条。

三 O.N. Khlestov, "The origin and prospects for development of control over compliance with international obligations of states", *Control over Compliance with International Law*, W.E. Butler (ed.), 1991, p.28.

四 田畑茂二郎『国際法新講(上)』東信堂(一九九〇年)五一～五九頁。

五 cf. 条約法条約は、第二七条において、「当事国は、条約の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することができない」と規定する。

六 Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 4th edition, 1990, p.449.

七 一九世紀終わりから二〇世紀初頭にかけて発展を遂げたいわゆるハーグ法は、兵器の規制に限らず、一般的に国家間の双務的な権利義務関係を定めるものである。ハーグ法に基づく義務の違反は「加害国」対「被害国」の構図によつて処理されることが想定されている(たとえば、陸戦の法規慣例に関する条約第三條)。

八 イラクは一九六九年一〇月二九日に核不拡散条約の批准書を寄託している。

九 <http://www.iaea.org/OurWork/SV/Invo/factsheet.html>; S/1997/779, dated 8 October 1997; S/1998/927, dated 7 October 1998; S/1999/393, dated 7 April 1999.

一〇 ソ連は一九七五年三月二六日に生物兵器禁止条約の批准書を寄託している。なお、ソ連は、米国および英国と共に生物兵器禁止条約の寄託国である。

一一 生物兵器禁止条約の第一回検討会議において、米国が疑義を提起した(BWC/CONF.I/SR.12, dated 25 March 1980, p.3, paragraph 16)。ロシア時代の一九九二年四月一日に大統領令によりロシア領域において生物兵器禁止条約に違反する生物兵器の開発が禁止された(Decree of the President of the Russian Federation of April 11, 1992, No 390.

"On Ensuring Fulfillment of International Obligations in the Field of Biological Weapons", <http://www.munition.gov.ru/eng/b4.html#http://www.munition.gov.ru/eng/b4.html#>)。

一二 Christian J. Tams, "Enforcement", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, p.405.

一三 Winfried Lang, "Compliance with Disarmament Obligations", *Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht (ZaöRV)*, No.55/1, 1995, pp.77-81; Christian J. Tams, *supra* note 12, p.405; Thilo Maruhn, "Dispute resolution, compliance control and enforcement of international arms control law", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, pp.243 and 272.

Christian J. Tams, *supra* note 12, p.405; Ralf Trapp, "The Chemical Weapons Convention: multilateral instrument with a future", *The Chemical Weapons Convention: Implementation, Challenges and Opportunities*, Ramesh Thakur and Eric Haru ed., 2006, p.21.

一五 BWC/CONF.I/3, dated 2 January 1980, p.4, paragraph 10; BWC/CONF.II/1, dated 5 May 1986, p.4, paragraph 18; BWC/CONF.III/1, dated 15 April 1991, pp.6-7, paragraph 23; BWC/CONF.IV/1, dated 1 November 1996, p.4, paragraph 21; BWC/CONF.V/PC.1, dated 1 May 2001, p.4, paragraph 22; BWC/CONF.VI/PC.2, dated 3 May 2006, p.4, paragraph 22 (b). なお 締約国に対して提供が求められる事項は、第一回検討会議の際は、「前文の関連部分を含む第一条、第二条、第三条、第五条および第一〇条に規定された義務の遵守に関する情報」に限定されていたものの、第二回検討会議以降は、「条約のすべての規定の遵守に関する情報」に拡大されている。

六 第二回検討会議(BW/C/CONF.II/3, dated 25 August 1986; BW/C/CONF.II/3/Add.1, dated 29 August 1986; BW/C/CONF.II/3/Add.2, dated 29 August 1986; BW/C/CONF.II/3/Add.3, dated 3 September 1986; BW/C/CONF.II/3/Add.4, dated 8 September 1986; BW/C/CONF.II/3/Add.5, dated 15 September 1986) 第三回検討会議(BW/C/CONF.III/3, dated 26 August 1991; BW/C/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991; BW/C/CONF.III/3/Add.2, dated 12 September 1991; BW/C/CONF.III/3/Add.3, dated 18 September 1991) 第四回検討会議(BW/C/CONF.IV/3, dated 28 October 1996; BW/C/CONF.IV/3/Add.1, dated 21 November 1996 BW/C/CONF.IV/3/Add.2, dated 25 November 1996; BW/C/CONF.IV/3/Add.3, dated 26 November 1996) 第五回検討会議(BW/C/CONF.V/3, dated 13 September 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.1, dated 25 September 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.2, dated 26 October 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.3, dated 15 November 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.4, dated 15 November 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.5, dated 22 November 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.6, dated 28 November 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.7, dated 28 November 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.8, dated 30 November 2001; BW/C/CONF.V/3/Add.9, dated 3 December 2001) 第六回検討会議(BW/C/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006)。

「たふやせ」は、トナリヤナチ、(BWC/CONF.V/3/Add.2, dated 26 October 2001, p.1)⁷、トースタリニト(BWC/CONF.III/3/Add.4, dated 8 September 1986, p.1)⁸、トースタリニト(BWC/CONF.III/3/Add.3, dated 18 September 1991, p.1)⁹、ツレニ、(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.4)¹⁰、トナガニト(BWC/CONF.III/3, dated 26 August 1991, p.2)¹¹、マナ、(BWC/CONF.III/3/Add.5, dated 15 September 1986, p.1)¹²、中国(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.2)¹³、ロム、(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.10)¹⁴、ギトロ、(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.10)¹⁵、キロ、(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.2)¹⁶、キロ、(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, pp.14-15)¹⁷、ヘー、(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.16)¹⁸、ヘー、(BWC/CONF.III/3/Add.3, dated 18 September 1991, p.2)¹⁹、トナ、(BWC/CONF.III/3/Add.2, dated 12 September 1991, p.2)²⁰、国、(BWC/CONF.III/3/Add.3, dated 3 September 1986, p.2)²¹、ギ、(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.6)²²、ヤタニト(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991, p.6)²³、日本(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.6)²⁴、ト、(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.8)²⁵、(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.9)²⁶、キ、(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.9)²⁷、(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 29 August 1986, p.1)²⁸、トナ、(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.4)²⁹、ト、(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.27)³⁰、キ、(BWC/CONF.V/3/Add.9, dated 3 December 2001, p.1)³¹、ボ、(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.47)³²、韓国(BWC/CONF.III/3, dated 26 August 1991, p.6)³³、ト、(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.4)³⁴、ト、(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.5)³⁵、ト、(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 29 August 1986, p.2)³⁶、タ、(BWC/CONF.III/3, dated 26 August 1991, p.7)³⁷、ト、(BWC/CONF.III/3/Add.2, dated 29 August 1986, p.2)³⁸、ロ、(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.48)³⁹、タ、(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.30)⁴⁰、英国(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.5)⁴¹、米、(BWC/CONF.III/3/Add.4, dated 8 September 1986, p.3)⁴²、ト、(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.16)⁴³、

なお、第六回検討会議の最終文書には、「新しい締約国による生物兵器等の非保有の宣言を歓迎する」という文言が含まれては、(BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 7)。

「人」は「たふさば」を「ランナー」(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.1)⁷から「ヒト」(BWC/CONF.III/3, dated 28 October 1996, p.11)⁸に「人」(BWC/CONF.III/3/Add.2, dated 12 September 1991, p.2)⁹へ「人々」(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.4; BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991, p.8)¹⁰に「人々」(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 29 August 1986, p.2)¹¹から「人々」(BWC/CONF.III/3, dated 26 August 1991, p.7)¹²に「人々」(BWC/CONF.III/3/Add.2, dated 29 August 1986, p.3)¹³に「人々」(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, pp.28-29)¹⁴ 英国(BWC/CONF.III/3, dated 25 August 1986, p.5)¹⁵ 米国(BWC/CONF.III/3/Add.4, dated 8 September 1986, p.3)

一九
フ、ハ、ヘ(BWC/CONF.II/5/Add.5, dated 15 September 1986, p.1)¹ 英国(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.56; cf. BWC/CONF.I/SR.3, pp. 9-10, paragraph 42)²
米(BWC/CONF.II/3/Add.4, dated 8 September 1986, p.3; cf. BWC/CONF.I/SR.3, p. 6, paragraph 25) なお、カナダは過去の生物兵器計画について信頼醸成措置の枠組みを通

る情報提供を行ったこと(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.9)。

一〇 BWC/CONF.I/10, Article II; BWC/CONF.II/13, Article II, p.3; BWC/CONF.IV/9, Article II, BWC/CONF.VI/6, paragraph 6, なお、米国は、第二回検討会議において、条約によつて禁止される活動のための施設を保有してゐたか否かにいづれも任意の宣言を行うべきであると提案した(BWC/CONF.II/9, p.15)。

一一 たとえは、オーストラリア(BWC/CONF.V/3/Add.2, dated 26 October 2001, p.3)「ビハーン(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.4)「ブルガリア(BWC/CONF.III/3, dated 26 August 1991, p.2)「中国(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.2)「西ドイツ(BWC/CONF.II/3/Add.3, dated 3 September 1986, p.2)「ベトナム(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991, p.6)「日本(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.33)「オランダ(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.3)「ロンド(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991, p.9)「英国(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.55)「米国(BWC/CONF.III/3/Add.4, dated 8 September 1986, p.3)。

一二 たとえは、オーストラリア(BWC/CONF.V/3/Add.2, dated 26 October 2001, p.3)「ベルギー(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.4)「ベルギー(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.2)「カナダ(BWC/CONF.V/3/Add.6, dated 28 November 2001, p.2)「中国(BWC/CONF.IV/3/Add.3, dated 26 November 1996, p.2)「ドイツ(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.16)「ベトナム(BWC/CONF.II/3/Add.1, dated 29 August 1986, p.1)「フランス(BWC/CONF.III/3/Add.2, dated 12 September 1991, p.2)「西ドイツ(BWC/CONF.II/3/Add.3, dated 3 September 1986, p.2)「日本(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.6)「オランダ(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.3)「ベトナム(BWC/CONF.V/3/Add.8, dated 30 November 2001, p.2)「ベトナム(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.4)「ボネトガネ(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.47)「韓国(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.12)「エニツ(BWC/CONF.II/3/Add.1, dated 29 August 1986, p.2)「インド(BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991, p.9)「ロンド(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.48)「英国(BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.56)。

一三 たとえは、英国(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.6; BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.57)「南アフリカ(BWC/CONF.IV/3/Add.1, dated 21 November 1996, p.2)「日本(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, p.6; BWC/CONF.VI/INF.6, dated 20 November 2006, p.33)など。なお、各国の国内法令において、二〇〇三年締約国会議において詳細な紹介がなされたこと(BWC/MSP/2003/4 (Vol. II), dated 26 November 2003, pp.82-118)。

一四 たとえは、デンマーク(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.3)「フランス(BWC/CONF.II/3/Add.5, dated 15 September 1986, p.2; BWC/CONF.III/3/Add.2, dated 12 September 1991, p.2)「ベルギー(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.5)「ドイツ(BWC/CONF.V/3, dated 13 September 2001, pp.8-9)など。

一五 BWC/CONF.I/10, Article IV, への要請は、その後の検討会議で繰り返し確認されたこと(BWC/CONF.II/13, Article IV, p.4; BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.IV/9, Part II, p.18; Article IV, paragraph 5; BWC/CONF.VI/6, paragraph 12)。

一六 たとえは、オーストラリア(BWC/CONF.II/3/Add.4, dated 8 September 1986, p.1; BWC/CONF.III/3/Add.1, dated 10 September 1991, p.2)「キューバ(BWC/CONF.V/3/Add.7, dated 28 November 2001, pp.4-5)「ベトナム(BWC/CONF.IV/3, dated 28 October 1996, p.27)「オランダ(BWC/CONF.II/3, dated 25 August 1986, p.3)「スウェーデン(BWC/CONF.III/3, dated 26 August 1991, p.6)など。

一七 これまでに情報提供を行った締約国の内訳は次のとおりである。

第二回検討会議(一九八六年)――七カ国。中国、チエコスロバキア、デンマーク、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国、フィンランド、ニュージーランド、トルコ、ソ連、西ドイツ、オーストラリア、米国、カナダおよびフランス。

第三回検討会議(一九九一年)――一六カ国。ブルガリア、カナダ、チエコスロバキア、デンマーク、韓国、スウェーデン、タイ、オーストラリア、中国、イタリア、ノルウェー、ソ連、フランス、英国、オーストラリアおよびフィンランド。

第四回検討会議(一九九六年)――二八カ国。オーストラリア、ベラルーシ、ブルガリア、カナダ、コロンビア、キプロス、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、インド、イタリア、レバノン、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、韓国、ロシア、スロバキア、ウクライナ、英国、南アフリカ、スウェーデン、米国、ドイツおよび中国。

第五回検討会議(二〇〇一年)――二二カ国。ベラルーシ、ブルガリア、フィンランド、ギリシア、日本、ラトビア、レバノン、オランダ、韓国、ロシア、米国、ユーゴスラビア、パキスタン、アルゼンチン、オーストラリア、英国、中国、ウズベキスタン、カナダ、キューバ、ニュージーランドおよびポーランド。

第六回検討会議(二〇〇六年)「二〇カ国。アルゼンチン、オーストラリア、中国、キューバ、チエコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、日本、オランダ、ナイジェリア、ポルトガル、ロシア、セルビア、スイス、英国および米国。

二六 BWC/CONF.II/13/II, p.6.

二九 自国の管轄または管理下にある研究所のうち、1983年に作成されたWHO実験室バイオセーフティー基準における「高度封じ込め(レベル四)実験室」(注：通常、ヒトや動物に重篤な疾患を起し、感染した個体から他の個体に、直接または間接的に容易に伝播され得る病原体を扱う実験室)または微生物剤その他の生物剤または毒素の敵対的使用に対する予防または防護の目的のために研究開発を行っている封じ込め実験室を有するものが対象とされており、これらの研究所に関して、名称、責任機関、所在地、資金減、封じ込め実験室の数、封じ込めのレベル、活動の範囲および概要などの情報を提供する必要があります(BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, pp.4-5)。

三〇 具体的な項目として、発生の時間、場所、疾病・中毒の種類、疑われる病因・中毒因、予想される起因菌(causative agent)「主な特徴、症状の詳細」通常のパターンからの逸脱の詳細、およびその初期症例数、およびその全体症例数、死者数、疾病・中毒の展開とられた措置などに関する情報の提供が求められつつ(BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, pp.6-8)。

三一 生物学研究の成果の公表に関する国家政策について情報を提供することが求められつつ(BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, p.9)。

三二 国際会議「シンポジウム セミナー」などについての情報提供が求められつつ(BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, pp.9-11)。

三三 BWC/CONF.II/13/II, p.6; BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, pp.4-10.

三四 第三回検討会議に対して提出された改善案については BWC/CONF.III/23, Annex I, pp.75-110を参照。

三五 BWC/CONF.III/23, Part II, Article V.

三六 情報提供の対象事項は旧信頼醸成措置Aと同一である(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 2

Confidence-building measure A, Part I: Exchange of data on research centres and laboratories)。

三七 情報提供の対象事項は「防護研究施設に関する詳細な情報だけではなく、防護計画そのものに関する情報に ついても提供が求められる」となった(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 2 Confidence-building measure A, Part 2: Exchange of information on national biological defence research and development programmes)。

三八 情報提供の対象事項は旧信頼醸成措置Bとほぼ同一である(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 3

Confidence-building measure B, Exchange of information on outbreaks of infectious diseases and similar occurrences caused by toxins)。

三九 情報提供の対象事項は旧信頼醸成措置Cと同一である(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 4

Confidence-building measure C, Encouragement of publication of results and promotion of use of knowledge)。

四〇 情報提供の対象事項は旧信頼醸成措置Dと同一である(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 5 Confidence-building measure D, Active promotion of contacts)。

四一 国内実施措置に関する情報の提供は第一回検討会議以来締約国に対して求められていたが、第三回検討会議において信頼醸成措置に組み込まれることになった。締約国は、条約を実施するためにとられてきた措置の指標として、(a)自国領域内およびその管轄または管理の下にあるいかなる場所においても第一条に規定する微生物剤その他の生物剤または毒素、兵器、装置および運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得または保有を禁止することを目的とする立法、規則、またはその他の措置を有しているかどうか、(b)人、動物および植物にとつて有害な微生物または毒素の条約に基づく輸出または輸入に関連した立法、規則、またはその他の措置を有しているかどうか、を申告することが求められ、また、当該様式においてこのような立法、規則またはその他の措置に修正があつたかを示す必要もある(ただし、これらの質問事項にはイエスかノーかを回答するだけでなく、国内法令を特定することまで求められているわけではない)。さらに、要請があれば、国連軍縮局または個別締約国に対して立法もしくは規則の写しまたはその他の措置に関する詳細な文書を提出する用意をする(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 6 Confidence-building measure E, Declaration of legislation, regulations and other measures)。⁹なお、米国は「検討会議は、締約国に対して立法措置の他に執行措置およびその適用状況を報告するよう求める」と

の文言を最終文書に盛り込むよう提案したが(BWC/CONF.III/23, p.71)「」の提案には支持が集まらなかった。

四二 具体的な項目として、条約の発効日、過去における攻撃用または防護用の生物研究開発計画の有無とその詳細について情報を提供する」ことが求められている(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 7 Confidence-building measure F, Declaration of past activities in offensive and/or defensive biological research and development programmes)。

四三 ワクチン生産施設の名称、所在地および対象となる疾病の概要に関する情報を提供することが求められている(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 8 Confidence-building measure G, Declaration of vaccine production facilities)。

四四 BWC/CONF.III/23, Part II, Article V.

四五 BWC/CONF.III/23, Part II, Annex.

四六 BWC/CONF.VI/6, p.12, paragraph 23.

四七 一〇〇六年に提出した締約国は五四カ国であった(BWC/CONF.VI/INF.3, p.36; BWC/CONF.VI/INF.3/Add.1)° cf. BWC/CONF.IV/2, dated 28 October 1996; BWC/CONF.IV/2/Corr.2, dated 28 November 1996; BWC/CONF.V/2, 28 September 2001; BWC/CONF.V/2/Add.1, 25 October 2002; BWC/CONF.V/2/Add.1/Corr.1, 19 November 2002.

四八 具体的には、

・自国が化学兵器を所有・占有するか否かまたは自国の管轄・管理下にある場所に化学兵器が存在するか否かを申告する(第三条一項(a)(i))。この申告が肯定的なものである場合は、さらに当該化学兵器の「正確な所在地、総量及び詳細な目録を明示し(第三条一項(a)(ii)、検証附属書第四部(A)第一項から第三項)、「廃棄のための全般的な計画」を提出することが求められる(第三条一項(a)(v)、検証附属書第四部(A)第六項)。

・自国領域内の他国の管轄・管理下にある場所において他国が化学兵器を所有・占有する場合には、当該化学兵器を報告する(第三条一項(a)(iii)、検証附属書第四部(A)第四項)。

・一九四六年一月一日以降に自国が直接・間接に化学兵器を移譲・受領したか否かを申告し、この申告が肯定的なものである場合は、さらに当該化学兵器の移譲・受領について明示する(第三条一項(a)(iv)、検証附属書第四部(A)第五項)。

なお、一九七七年一月一日以前に締約国の領域内に埋められた化学兵器であつて引き続き埋められたままであるものまたは一九八五年一月一日以前に海洋に投棄された化学兵器については、当該締約国の裁量により申告しなくてもよい(第三条二項)。

四九 「廃棄のための詳細な計画」は、各年の廃棄期間の開始の遅くとも六〇日前までに提出し(第四条七項(a))、当該計画において、化学兵器廃棄施設の詳細な図面(以前に提出した図面に変更がある場合には当該変更)、各廃棄施設において廃棄される化学兵器の種類別の量および廃棄日程、ならびに化学兵器廃棄施設の活動の詳細な日程を明示する(検証附属書第四部(A)第二九項)。

「廃棄のための自国の計画の実施状況に関する申告」は、各年の廃棄期間の満了の後六〇日以内に提出し(第四条七項(b))、当該申告において、廃棄された化学兵器の実際の量を明示する(検証附属書第四部(A)第三六項)。

五〇 なお、OPCWにおける化学兵器の保有国の表記は、ロシア、米国、インド、「ある締約国(A State Party)」「アルバニア」「リビアとなっており、韓国を明示したものは存在しない。もともと、韓国が保有国である」とはいくつかの文献において明らかにされているためたゞ「Jozef Goldblat, *Arms control*, 2nd edition, 2002, p.156」「ある締約国」が韓国であることは消去法により明らかである。したがって、本稿ではOPCW公式文書などにより「ある締約国」と表記されているものは「すべて韓国に読み替えている。これは化学兵器生産施設に関連する事項の場合にも同様である。

五一 具体的には、

・自国の領域内に老朽化化学兵器を有するか否かを申告する(第三条一項(b)(i))。この申告が肯定的なものである場合は、さらに「すべての入手可能な関連する情報」を技術事務局に提出する(第三条一項(b)(i))・検証附属書第四部(B)第三項)。

・自国の領域内に遺棄化学兵器が存在するか否かを申告する(第三条一項(b)(ii))。この申告が肯定的なものである場合は、さらに「すべての入手可能な関連する情報」を技術事務局に提出する(第三条一項(b)(ii))・検証附属書第四部(B)第八項。

・他国の領域内に化学兵器を遺棄したか否かを申告する(第三条一項(b)(iii))。この申告が肯定的なものである場合は、さらに「すべての入手可能な関連する情報」を技術事務局に提出する(第三条一項(b)(iii))・検証附属書第四部(B)第一〇項。

締約国は、条約が自国について発効した後に老朽化化学兵器または遺棄化学兵器の存在を知った場合、一八〇日以内に、「すべての入手可能な関連する情報」を技術事務局に提出する(検証附属書第四部(B)第四項および第九項)。

なお、化学兵器の場合に適用される「廃棄のための詳細な計画」および「廃棄のための自国の計画の実施状況に関する申告」に関する規定が老朽化化学兵器および遺棄化学兵器の場合にも適用されるか否かについては締約国の間で立場が異なっている。すなわち、検証附属書第四部(A)は、締約国に対して、「廃棄のための全般的な計画」、「廃棄のための詳細な年次計画」および「廃棄に関する年次報告」の提出を義務づける規定を置いているが、一方でイタリアおよび英国は、これらの規定が老朽化化学兵器の場合にも適用されるとの立場から必要な情報を提供しているのに対して、他方で日本およびドイツは、条約第四条一項によって検証附属書第四部(A)は老朽化化学兵器に適用されず、それゆえ老朽化化学兵器の廃棄に関して義務的な報告は課されないとの立場に立った上で、廃棄計画や廃棄に関する情報を透明性の観点から任意に提供している(RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraphs 3.59-3.61)。

五三 RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 3.44; C-12/6, dated 6 November 2007, p.8, paragraph 1.31; EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, pp.8-9, paragraphs 2.32-2.33.

五四 イタリアは、遺棄締約国不明のままアダムサイトを申告した(RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 3.47)。

五五 パナマによって申告された遺棄化学兵器は、技術事務局によってサンホセ島に一〇〇〇ポンド爆弾六つおよび五〇〇ポンド爆弾一つの老朽化化学兵器が所在し、当該老朽化化学兵器が米国において製造されたものであることが確認され、この事実は執行理事会第二八会期に報告された。しかし、当該報告において遺棄締約国は特定されなかった。本件に関してパナマと米国の間で二者間協議が継続しつつ(RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 3.57)。

五五 化学兵器に関する冒頭申告の場合には現在の保有状況の有無を申告すればよいのに対して、化学兵器生産施設に関する冒頭申告の場合には現在の保有状況の有無だけでなく過去の保有状況の有無も申告しなければならないという点に相違がある。すなわち具体的な申告内容としては、

・自国が化学兵器生産施設を現在所有・占有するか否かもしくは過去に所有・占有していたか否かまたは自国の管轄・管理下にある場所に化学兵器生産施設が現在存在するか否かもしくは過去に存在していたか否かを申告する(第三条一項(c)(i))。この申告が肯定的なものである場合は、さらに当該化学兵器生産施設を明示し(第二条一項(c)(ii))・検証附属書第五部第一項、「廃棄のための全般的な計画」を提出し(第三条一項(c)(v))・検証附属書第五部第六項、「閉鎖のためにとるべき措置」を明示することが求められる(第三条一項(c)(vi))・検証附属書第五部第一項(i)。当該化学兵器生産施設を一時的に化学兵器の廃棄施設に転換する場合はそのための「全般的な計画」を提出する(第三条一項(c)(vi))・検証附属書第五部第七項。

・自国領域内の他国の管轄・管理下にある場所において他国が化学兵器生産施設を現在所有・占有しまたは過去に所有・占有していた場合は、当該化学兵器生産施設を報告する(第三条一項(c)(iii))・検証附属書第五部第二項。

・一九四六年一月一日以降に自国が直接・間接に化学兵器生産のための設備を移譲・受領したか否かを申告し、この申告が肯定的なものである場合は、さらに当該設備の移譲・受領について明示する(第三条一項(c)(iv))・検証附属書第五部第三項から第五項。

五六 「廃棄のための詳細な計画」は、各施設の廃棄の開始の遅くとも百八〇日前までに提出し(第五条九項(a))、当該計画において、廃棄の過程の詳細な日程、当該施設の配置図、工程の流れの図面、廃棄する設備・建物その他の物件の詳細な目録、目録に記載された各物件について実施する措置、検証のために提案する措置、当該施設の廃棄が行われている間に遵守されるべき警備上および安全上の措置、ならびに査察員に提供する作業および居住の条件を含める(検証附属書第五部第三二項および第三三項)。

「廃棄のための年次計画」は、各廃棄年の開始の少なくとも九〇日前までに提出し、当該計画において、廃棄される生産能力、廃棄が行われる施設の名称および所在地、各生産施設において廃棄される建物および設備の一覧表、ならびに計画されている廃棄の方法を明示する(検証附属書第五部第八項)。

「廃棄に関する年次報告」は、各廃棄年の終了の後九〇日以内に提出し、当該報告において廃棄された生産能力、廃棄が行われた施設の名称および所在地、各施設において

廃棄された建物および設備の一覧表、ならびに廃棄の方法を明示する(検証附属書第五部第九項)。

五七 RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 4.6; C-I/14, dated 6 December 2006, paragraph 1.20. なお、ボスニア・ヘルツェゴビナとセルビアによって申告された化学兵器生産施設は同一施設であり、建物はボスニア・ヘルツェゴビナ側に位置するのに対して一部の施設はセルビア領域内に位置している(RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 4.14)。

五八 日本が申告した化学兵器生産施設はオウム真理教の「第七サティアン」である。
五九 注五七参照。

六〇 RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 4.24.

六一 冒頭申告は、条約が自国に発効してから三〇日以内に提出する。年次申告は、前歴年の活動に関する年次申告につき、前歴年の終了の後九〇日以内に行い、翌暦年に予想される活動に関する年次申告につき、表一剤の場合は翌暦年の開始の遅くとも九〇日前までに、表二剤および表三剤の場合は翌暦年の開始の遅くとも六〇日前までにそれぞれ提出する。

六二 表一剤に関して冒頭申告および年次申告の対象となるのは表一剤生産施設である(条約は、表一剤生産施設として「単一の小規模な施設」と「他の施設の二つのカテゴリー」を設けている)。冒頭申告の対象事項は、当該施設の所在地に関する情報および「詳細な技術的な説明」であるのに対して(検証附属書第六部第一三項第一七項)、年次申告の対象事項は、当該施設の特定、当該施設における表一剤に関する情報、および前年中に生じたかまたは翌年中に生じることが予想される施設の詳細な技術的な説明の変更である(検証附属書第六部第一五項、第一六項、第一九項および第二〇項)。

表二剤に関して冒頭申告および年次申告の対象となるのは国内集計資料と事業所の活動の二種類である。まず、国内集計資料の場合は、冒頭申告と前歴年の活動に関する年次申告において、前歴年の生産量、加工量、消費量、輸入量および輸出量ならびに相手国ごとの輸入量および輸出量を明らかにする(検証附属書第七部第一項および二項)。次に、事業所の活動については、前三暦年に生産量・加工量・消費量に関する申告数値を上回る工場すべてに関して(申告数値は、表二A*剤につき一キログラム、表二A剤につき一〇〇キログラム、表二B剤につき一トンとなっている(検証附属書第七部第三項))、冒頭申告(前三暦年のいずれかの年の生産量・加工量・消費量・輸入量・輸出量)、過去の活動に関する年次申告(前歴年の生産量・加工量・消費量・輸入量・輸出量)、および予想される活動に関する年次申告(翌暦年の生産量・加工量・消費量・輸入量・輸出量)を提出する(検証附属書第七部第四項および第八項)。なお、表二剤を低濃度で含有する混合物については締約国会議が承認する指針に基づいて申告する必要があるとされている(検証附属書第七部第五項)。表二B剤については三〇%を低濃度数値とする指針が承認されたもの(C-V/DEC.19, dated 19 May 2000)、表二A剤については継続審議となり、現在に至るまで合意が得られていない。

表三剤に関して冒頭申告および年次申告の対象となるのは国内集計資料と事業所の活動の二種類である。まず、国内集計資料の場合は、冒頭申告と前歴年の活動に関する年次申告において、前歴年の生産量、輸入量および輸出量ならびに相手国ごとの輸入量および輸出量を明らかにする(検証附属書第八部第一項および二項)。次に、事業所の活動については、前歴年に生産量に関する申告数値を上回る工場すべてに関して(申告数値は三〇トンである(検証附属書第八部第三項))、冒頭申告(前歴年の生産量)、過去の活動に関する年次申告(前歴年の生産量)、および予想される活動に関する年次申告(翌暦年の生産量)を提出する(検証附属書第八部第四項および第八項)。なお、表三剤を低濃度で含有する混合物についても締約国会議が承認する指針に基づいて申告する必要があるとされており(検証附属書第七部第五項)、三〇%を低濃度数値とする指針が承認されたもの(C-V/DEC.19, dated 19 May 2000)。

OCPEに関して冒頭申告および年次申告の対象となるのは施設の活動のみである。申告が必要な施設は、表剤に該当しない識別可能な有機化学物質を前歴年において二〇トンを超えて合成により生産した事業所、および表剤に該当しない識別可能な有機化学物質であつて、りん、硫黄またはふ素の元素を含むものを前歴年において三〇トンを超えて合成により生産した工場を含む事業所であり(検証附属書第九部第一項)、表剤に該当しない識別可能な有機化学物質を生産する工場の概数や前歴年におけるおおよその生産範囲などの情報を提供する(検証附属書第九部第四項)。なお、冒頭申告の内容を改定するために必要な情報を各暦年の開始後九〇日以内に提供するだけでよい(検証附属書第九部第三項)。

六三 表一剤を移譲する締約国および移譲される締約国は、移譲の少なくとも三〇日前までに、当該移譲を技術事務局に対して通報し(検証附属書第六部第五項)、前歴年終了後九〇日以内に前年における移譲に関する詳細な年次報告を行う(検証附属書第六部第六項)。ただし、サキシトキシンの移譲が医療・診断目的のものであつて五ミリグラム

以下の量の場合、通報は移譲の時期までに行われねばならない(検証附属書第六部第五項の二)。サキシトキシンの移譲規定に関する条約の修正については第四章第二節二(二)を参照。

なお、締約国は表一剤を非締約国に移譲してはならない(検証附属書第六部第一項)。締約国に対する移譲であっても、その目的は研究・医療・製薬・防護に限定され(検証附属書第六部第二項)、移譲された表一剤を第三国に再移譲することはできない(検証附属書第六部第三項)。

六四 C-III/3, dated 20 November 1998, paragraphs 5.23, 5.27, 5.30 and 5.32; C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraphs 3.14, 3.16, 3.19 and 3.20; C-V/5, dated 17 May 2000, paragraphs 3.16, 3.18, 3.20 and 3.21; C-6/5, dated 17 May 2001, paragraphs 3.15, 3.17, 3.19 and 3.20; C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.8; C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.8; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.4; C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.4; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.4; C-12/6, dated 6 November 2007, p.4, paragraph 1.4.

なお、申告施設数は条約発効当時の予想をはるかに下回るものであった。すなわち、一九九七年予算では約四五〇の表二剤施設、約一五〇〇の表三剤施設、約一万五〇〇のDOC/PSF施設が申告されるものと想定されていた(C-II/3, dated 20 November 1998, paragraphs 5.29, 5.30 and 5.32)。また、一九九八年予算では約四〇〇の表二剤施設、約五〇〇の表三剤施設、約六〇〇〇ないし一万五〇〇〇のDOC/PSF施設が申告されるものと想定された(C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraphs 3.17, 3.19 and 3.20)。

六五 当該冒頭申告には、暴動鎮圧のために保有する化学物質の化学名、構造式およびCAS番号が付されている場合には当該番号を明示することが求められている(第三条一項(e))。なお、冒頭申告の内容に変更が生じた場合、当該申告は三〇日以内に改定しなければならない(第三条一項(e))。

暴動鎮圧剤の場合は、化学兵器・化学兵器生産施設・産業施設の場合と異なり、申告を提出するだけで通常査察の対象となることはない。もともと、条約は、「自国に対し暴動鎮圧剤が戦争の方法として使用された場合に」化学兵器の使用の疑いがある場合における調査の枠組みの下でチャレンジ査察が実施される可能性を明示的に認めており(第一〇条および検証附属書第一〇部)、また、締約国が条約違反の可能性についての問題を明らかにし解決することのみを目的としてチャレンジ査察を要請することもありえる(第九条および検証附属書第九部)。

六六 申告された化学物質は、CS(二クロロベンザルデンマロノニトリル)、CB(一〇〇カ国)、CN(二クロロアセトフェノン)(六四カ国)、OC(オレオレジンカプシカム)(一八カ国)、CM(シベン-1,4-オキサゼン)(二カ国)、DM(アダマサイト)(二カ国)となつてゐる(C-12/6, dated 6 November 2007, p.4, paragraph 1.3 and p.31, Annex 3)。

六七 C-9/DEC.10, dated 30 November 2004.

六八 C-12/6, dated 6 November 2007, p.14, paragraph 2.14 and pp.39-44, Annex 8.

六九 たとえば、締約国会議第五会期決定一〇は表三剤の非締約国に対する移譲規制に例外を設けることを内容とするものであるが、同決定は本文第三項において、締約国に對して、適当な場合には非締約国に対する表三剤の移譲に関する規定を実施するために国内立法措置および行政措置をとり、とられた措置を第七条五項に従つてOPCWに通報するよう求めている(C-VI/DEC.10, dated 17 May 2001, paragraph 3)。また、締約国会議第七会期決定一四「表二剤の生産、加工、消費、輸入および輸出ならびに表三剤の輸入および輸出に関する国内集計資料の申告に関する指針」(C-7/DEC.14, dated 10 October 2002)、締約国会議第九会期決定六「条約の検証附属書第七部および第八部に基づく生産および消費の申告に関連する『自家使用(Captive Use)』概念に関する了解」(C-9/DEC.6, dated 30 November 2004)、締約国会議第一〇会期決定一二「条約の検証附属書第六部に基づく生産および消費の申告に関連する『自家使用(Captive Use)』概念に関する了解」(C-10/DEC.12, dated 10 November 2005)はいずれも、本文において、締約国に對して、第七条一項に従つて必要な措置をとるよう求めている。したがつて、これらの決定を実施するための措置も第七条五項に基づく通報の対象となる。

七〇 Chemical Disarmament Quarterly, Volume 5 No.4/December 2007, p.23.

七一 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/naprep.html>.

七二 S/2006/257, dated 25 April 2005, p.7, paragraph 14. 安保理決議一五四〇において明示された期限までに国家報告書を提出した五九カ国は提出順に次の通りである。コスタリカ、トルクメニスタン、英国、チリ、中国、米国、シリア、ベラルーシ、ベリーズ、レバノン、マルタ、シンガポール、ギリシア、スイス、ウクライナ、アルゼンチン、ベルギー、ドイツ、マレーシア、ナミビア、ロシア、スペイン、ベトナム、アンドラ、アンゴラ、チエコ、デンマーク、グアテマラ、ハンガリー、イタリア、リトアニア、パキスタン、ポーランド、韓国、ルーマニア、アルバニア、

オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、アイスランド、インドネシア、アイルランド、日本、ラトビア、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、スロベニア、スウェーデンおよびキューバ(S/2004/958, dated 8 December 2004, pp. 5-7, Appendix D)。

七三 安全保障理事会が憲章第七章の下で採択した強制措置に関連して「決定する」という文言を用いて報告書の提出を義務つけた例は、イラクに対して大量破壊兵器の申告義務を課した決議六八七および決議一四四一のみである。特定の国家に対する制裁措置を監視するために制裁委員会を設置して、他の加盟国に対して制裁決議の実施状況に関する同委員会への報告を求める決議も多いが、制裁委員会に対する報告を義務つけたものは存在しない。ただし、安全保障理事会決議の場合には、決議の不遵守に対して法的拘束力を伴うものを含むものなる措置を「含む」とができるという点で、間接的な強制力が働くとも言える。

七四 S/PV.5806, dated 17 December 2007, p.5.

七五 BWC/CONF.I/10, Article IV; BWC/CONF.II/13, Article IV, p.4; BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.IV/9, Article IV; BWC/CONF.VI/6, Article IV, p.11, paragraph 12.

七六 BWC/CONF.VI/6, Article II, p.10, paragraph 6.

七七 BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 18.

七八 BWC/CONF.VI/6, pp.19-20, paragraphs 5-6.

七九 BWC/CONF.VI/6, p.12, paragraph 24 and p.22, paragraph 8.

八〇 A/RES/42/58B, dated 3 December 1986, paragraph 3; A/RES/42/37B, dated 30 November 1987, paragraph 2; A/RES/44/115C, dated 15 December 1989, paragraph 4; A/RES/45/57B, dated 4 December 1990, paragraph 3; A/RES/46/35A, dated 6 December 1991, paragraph 3; A/RES/48/65, dated 16 December 1993, paragraph 4; A/RES/49/86, dated 15 December 1994, paragraph 3; A/RES/51/54, dated 10 December 1996, paragraph 1; A/RES/52/47, dated 9 December 1997, paragraph 1; A/RES/53/84, dated 4 December 1998, paragraph 1; A/RES/54/61, dated 1 December 1999, paragraph 4; A/RES/55/40, dated 20 November 2000, paragraph 2; A/RES/58/72, dated 7 January 2004, paragraph 2; A/RES/59/110, dated 10 December 2004, paragraph 2; A/RES/60/96, dated 5 January 2006, paragraph 2; A/RES/61/102, dated 19 December 2006, paragraph 2; A/RES/62/60, dated 5 December 2007, paragraph 2.

八一 Thomas J. Biersteker, "The UN's Counter-Terrorism Efforts: Lessons for UNSCR 1540", *Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540*, edited by Olivia Bosch and Peter van Ham, 2007, p.25.

八二 BWC/CONF.VI/6, Article IV, p.11, paragraph 17.

八三 BWC/MSP/2003/4 (Vol. I), dated 26 November 2003, p.5. 合意した三項目の価値は次のとおりである。

・条約の禁止を効果的に実施することを確保し、病原体および毒素の効果的な安全を向上させる国内の法的措置(規制的および罰則を伴う措置を含む)を検討し、必要な場合は制定しまたは改定すること。

・法律上および憲法上の取り決めが異なる締約国の間における協力の積極的な効果。

・法的および技術的な支援を提供する用意の締約国が、国内実施およびバイオセキュリティの分野における自国の立法および管理を構築しおよび／または拡大するにあたり支援を要請する締約国に対して、法的および技術的な支援を提供すること。

二〇〇三年の締約国会議における議論については、CBW Conventions Bulletin No.62, December 2003, pp.20-28 を参照。

八四 技術事務局は締約国による申告作業を容易なものとするために申告様式を作成して締約国に対して利用可能なものとしている(「申告ハンドブック」)
(<http://www.opcw.org/handbook/index.html>)。

八五 化学兵器禁止条約は、締約国に対して暦年における表二剤および表三剤の輸出入量を相手国別に集計して提出するよう求めている(検証附属書第七部第一項および検証附属書第八部第一項)。輸出の場合には必ず輸入が発生し、輸入の場合には必ず輸出が発生することから、理論上は輸出入国間でデータが一致するはずである。しかし、いずれか一方が輸出または輸入の事実を把握していない場合は、データが一致せずに不整合の状況となる。

八六 産業施設に関する申告では、条約上、申告対象となる活動のないこと(いわゆるゼロ申告)を申告する必要があるため、前年に申告された施設についての申告がなされていない場合には、当該施設が申告対象から外れたのかそれとも締約国のミスにより申告されていないのか判断ができない。とくに表三剤施設は前歴年の活動を基礎として査察可能

性が判断されるため、表三割施設に関する申告の提出が遅れると技術事務局の査察計画に大きな影響が出る」こととなる(RC-1/S/6, dated 25 April 2003, p.20, paragraph 2.18)。
八七 RC-1/S/6, dated 25 April 2003, p.22, paragraph 2.23. この点に関連して、第一回運用検討会議(二〇〇三年四月～五月)は、「適時かつ正確な申告の提出が条約の検証制度を機能させる重要な条件である」こと(RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.31)と申告が十分かつ性格であることを確保するために、とくに、技術事務局と締約国が協力して曖昧な申告を明確にするための留意事項(RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.33)。

八八 RC-1/S/6, dated 25 April 2003, p.25, paragraph 2.36; CBW Conventions Bulletin No.66, December 2004, p.8.

八九 RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.31.

九〇 RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.33.

九一 EC-36/DEC.7, dated 26 March 2004.

九二 実際に、特定の査察員の受け入れを拒否している締約国は多い。その理由は大きく次の三つに分けられる。①当該査察員が被査察締約国にとって問題となる特定の締約国の国籍を有する場合、②当該査察員が自国の国籍を有する場合(特権免除を付与できないため)、③当該査察員に個別の事情がある場合(Annex RC-1/S/1, dated 17 April 2003, paragraph 4.2)。

九三 査察員に対する特権免除が条約に盛り込まれた背景には、理論上、条約が発効すると直ちに査察(この場合はチャレンジ査察)が実施される可能性があったからである。

九四 被査察締約国は、査察通告の受領後一時間以内に技術事務局に対して当該通告の受理を通報しなければならない(検証附属書第二部第三三項)。

九五 査察施設への到着は入国地点への到着の後一二時間以内とされている(検証附属書第二部第三六項)。

九六 査察の実施のための詳細な手続は、締約国会議第一会期決定六(C-I/DEC.6, dated 14 May 1997)を考慮して、査察手引書に記載されている(検証附属書第二部第四二項)。この他に、査察装置の検査手続に関する締約国会議第一会期決定七(C-I/DEC.7, dated 14 May 1997)、経過期間における化学兵器廃棄施設の査察に関する締約国会議第一会期決定二〇(C-I/DEC.20, dated 16 May 1997)、混合事業所における検証に関する締約国会議第一会期決定三四(C-I/DEC.34, dated 16 May 1997)、化学兵器の使用の疑いがある場合における調査の試料および分析に関する締約国会議第一会期決定四七(C-I/DEC.47, dated 16 May 1997)、現地査察中の承認された装置の使用に関する締約国会議第一会期決定五〇(C-I/DEC.50, dated 16 May 1997)、査察活動の終了後の承認された装置に関連する措置に関する締約国会議第一会期決定五一(C-I/DEC.51, dated 16 May 1997)など。査察の実施に関する規則は、要するに、査察団と被査察締約国の間でいかにして権利義務を配分するかがポイントとなる。

九七 査察員は、査察の後一〇日以内に、自己の行った活動および調査結果に基づく事実関係についての最終報告を作成する(検証附属書第二部第六二項)。最終報告は、被査察締約国に直ちに提出された後、被査察締約国がその調査結果について直ちに書面による意見を表明する場合には当該意見を添付した上で、査察の後三〇日以内に事務局長に提出される(検証附属書第二部第六三項)。

九八 検証附属書第三部が規定する具体的な事項は、冒頭査察の実施、施設協定の締結、監視機器および封印の設置ならびに査察通告の時期である。

九九 事務局長は、秘密情報の保護を確保することについて主要な責任を負い、技術事務局による秘密情報の取扱いを規律する厳重な制度を確立する(秘密扱いに関する附属書第二項)。制度の確立にあたり、次の八項目の指針に従うことが求められている。(a)秘密情報となる情報、(b)締約国に対する資料の提供、(c)OPCWが取得した情報の非公開原則と例外、(d)機微の水準、(e)秘密情報の管理場所、(f)技術事務局における秘密情報の保管、(g)施設から持ち出す秘密情報の量、(h)秘密情報へのアクセス。なお、締約国会議第一会期は全一一部によって構成される「OPCW秘密保護政策」を採択した(C-I/DEC.13, dated 16 May 1997)。

一〇〇 事務局長は、締約国会議第一会期が決定する勧告を考慮して、秘密の扱いに関する違反またはその違反の疑いがある場合にとられる必要な手続を定める(秘密扱いに関する附属書第一八項)。締約国会議第一会期が採択した「OPCW秘密保護政策」の第九部において詳細な手続が設けられている(Part IX, C-I/DEC.13, dated 16 May 1997)。

なお、条約は、技術事務局の構成員による秘密の扱いに関する違反があった場合であっても、OPCWが損害賠償責任を負わないことを明示的に定めている(秘密扱いに関する附属書第二二項)。

一〇一 秘密情報の取り扱いに関する一般規則および現地査察における諸措置は、より厳格な手続を必要とする条約の改正対象事項として特に明示されている(第一五條四項)。

一〇二 「化学兵器の廃棄」とは、「化学物質を実質的に不可逆的に化学兵器の生産に適しないものに転換する過程並びに弾薬類及び他の装置を不可逆的に使用することができないようにする過程」をいう(検証附属書第四部(A)第一二項)。化学兵器の廃棄の方法は締約国によって決定されるが、水中への投棄、地中への埋設または野外での焼却は禁止されている(検証附属書第四部(A)第三項)。

一〇三 「体系的な検証」とは、すべての施設が定期的な現地検証を受けることを意味する(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *A commentary on the Chemical Weapons Convention*, 1994, p.101)。このために施設協定の締結が義務的となっている(検証附属書第三部第三項)。

一〇四 ただし、種類二および種類三の化学兵器の場合は、条約が効力を生じた後一年以内(一九九八年四月二十九日まで)に廃棄を開始し、五年以内(二〇〇二年四月二十九日まで)に二〇〇%を廃棄する(検証附属書第四部第一七項(b)(c))。

一〇五 廃棄期限の延長に関する規定が設けられたのは、ロシアの廃棄作業が困難になることを考慮したからである(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 103, p.63)。
中間期限および完了期限の延長は執行理事会の勧告に基づいて締約国会議によって承認される必要がある(検証附属書第四部第二二項および第二六項)。

まず、廃棄の中間期限の延長に関しては、条約は、そのものの発効後二二〇日以内に変更を提案する場合と廃棄の中間期限の少なくとも一八〇日前までに期限を遵守する義務の猶予を要請する場合を規定している。条約の関連規定は、前者については、要請に「提案についての詳細な説明」を含めることが求められているのみで、意思決定手続に関する言及がないのに対して(検証附属書第四部第二二項)、後者については、要請には「当該要請の理由についての詳細な説明」および「次の廃棄の中間の期限を遵守する義務の履行を確保するための計画」を含めるとし、締約国会議が執行理事会の勧告に基づき要請に関する意思決定を行うことが明記されている(検証附属書第四部第二二項)。なお、このようにして期限の延長が認められたとしても、締約国は次の廃棄の期限までに累積される廃棄の義務を履行しなければならない。また、条約そのものの発効後一〇年以内に種類一の化学兵器のすべてを廃棄する締約国の義務に何ら影響するものではない(検証附属書第四部(A)第三三項)。

次に、廃棄の完了期限に関して、締約国は条約そのものの発効後一〇年以内に種類一の化学兵器のすべてを廃棄することができないと認める場合は当該化学兵器の廃棄の完了の期限の延期について執行理事会に対し要請を行うことができる(検証附属書第四部(A)第二四項)。要請には、「延長しようとする期間」、「延期の理由についての詳細な説明」ならびに「延長期間及び当初の一〇年の廃棄のための期間の残余の期間における廃棄のための詳細な計画」を含めるとされる(検証附属書第四部(A)第二五項)。ただし、当該要請は条約の発効後九年以内に行わなければならない(検証附属書第四部(A)第二四項)、最大延長期間は条約発効後一五年と定められている(検証附属書第四部(A)第二六項)。延長の決定は、執行理事会の勧告に基づいて締約国会議が行う(検証附属書第四部(A)第二七項)、引き続き「廃棄のための詳細な年次計画」(検証附属書第四部(A)第二九項)および「廃棄に関する年次報告」(検証附属書第四部(A)第三六項)を提出し、さらに延長期間中の各九〇日における自国の廃棄活動についての報告を当該九〇日が経過する日までに執行理事会に提出する(検証附属書第四部(A)第三八項)。延長期間中の廃棄活動につき、執行理事会は進捗状況を検討し、要請に応じて締約国に情報を提供する(検証附属書第四部(A)第三八項)。

一〇六 C-III/3, dated 20 November 1998, Annex 7; C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraph 3.28; C-V/5, dated 17 May 2000, paragraph 3.28; C-6/5, dated 17 May 2001, paragraph 3.28; C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.40; C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.35; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.27; C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.30; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.26; C-12/6, dated 6 November 2007, p.8, paragraph 1.34.

一〇七 老朽化学兵器とは、「一九二五年以前に生産された化学兵器(第二条五項(a))または一九二五年から一九四六年までの間に生産された化学兵器であって、化学兵器として使用することができなくなるまでに劣化したもの」(第二条五項(b))をいう。

一〇八 遺棄化学兵器とは、「一九二五年一月一日以降にいずれかの国が他の国の領域内に当該他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器(老朽化した化学兵器を含む。)」(第一条六項)をいう。

一〇九 OPCW Press Release No.20, dated 27 March 2007; No.34, dated 26 April 2007.

一一〇 EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, p. 8, paragraph 2.31.

一一一 Disarmament Volume 4 No.3/September 2006, p.7.

一一三 C-III/3, dated 20 November 1998, Annex 7; C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraph 3.28; C-V/5, dated 17 May 2000, paragraph 3.28; C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.40; C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.35; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.27; C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.30; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.26; C-12/6, dated 6 November 2007, p.8, paragraph 1.34.

「一三」 「廃棄」とは、物理的に廃棄する（消滅）を意味する（検証附属書第五部第二六項第二七項）。締約国は、廃棄関連活動にあたり人の安全を確保しおよび環境を保護することを最優先とし、安全および排出に関する自国の基準に従わなければならない（第五條一一項）。廃棄はOPCWによる検証の下で行われ、すべての化学兵器生産施設が現地査察および現地に設置する機器による監視を通じて体系的な検証の対象となる（第五條二項）。

「一四」 執行理事会と締約国との間で合意される必要がある（検証附属書第五部第二七項）。

「一五」 廃棄が完了した場合、締約国は三〇日以内にすべての化学兵器生産施設を廃棄したことを証明しなければならない（第五條九項（c））。申告された目録に記載されたすべての物件が廃棄された場合、技術事務局はこれを確認する（検証附属書第五部第五六項）。当該確認の後、技術事務局は化学兵器生産施設の体系的な検証を終了し（検証附属書第五部第五六項）、締約国は化学兵器生産施設が廃棄されたことを申告する（検証附属書第五部第五七項）。

「一六」 条約は次の二つのパターンを想定している。第一に、条約が効力を生ずる前にすでに化学兵器の廃棄施設として転換された化学兵器生産施設であり、第二に、条約が自国について効力を生じた後に閉鎖した化学兵器生産施設を追加的に化学兵器の廃棄施設に転換する必要がある場合である。どちらの場合であっても、一時的に転換された化学兵器生産施設は、化学兵器の廃棄施設として操作を開始した後は化学兵器の廃棄施設に関する規定の適用を受ける（検証附属書第五部第六一項）。化学兵器の廃棄施設としての機能を停止した後は化学兵器生産施設に関する規定が適用される（検証附属書第五部第六三項）。このようにして一時的に転換された化学兵器生産施設はいかなる場合であってもこの条約が効力を生じた後一〇年以内に廃棄する（第五條一二項・検証附属書第五部二三項）。

「一七」 転換の対象となりうる施設は、条約が締約国について発効した時点においてすでに転換されている化学兵器生産施設（この場合、要請は条約が当該締約国について発効した後三〇日以内に事務局長に提出される（検証附属書第五部第六五項））とこれから転換を計画している化学兵器生産施設（この場合、要請は転換の決定の後三〇日以内に、いかなる場合にも）この条約が当該締約国について効力を生じた後四年以内に、事務局長に提出される（検証附属書第五部第六六項）である（検証附属書第五部第六四項）。締約国会議は、技術事務局による冒頭申告を踏まえて作成された事務局長の報告を受領した後でできる限り速やかに、執行理事会の勧告に基づいて要請を承認するか否かを決定し、承認のための条件を定める（第五條一三項・検証附属書第五部第七五項）。締約国会議が転換の承認を決定した後九〇日以内に施設協定が締結され、当該施設協定の締結をもってはじめて転換が開始される（検証附属書第五部第七六項）。すべての転換施設は、執行理事会の承認を受けた「転換及び検証のための統合された計画」に基づく体系的な検証の対象となり、現地査察および現地に設置する機器による監視が行われる（第五條一五項）。転換はこの条約が効力を生じた後六年以内に完了する（検証附属書第五部第七二項）。当該施設は転換が完了した後も一〇年間検証の対象となり、締約国には転換施設における活動を毎年報告することが求められている（検証附属書第五部第八五項）。

「一八」 二〇〇二年までに英国（三施設）／ロシア（一六施設）／韓国（一施設）が転換を要請し、すべての施設について要請が承認された（C-II/DEC.15, dated 5 December 1997（英国）；C-II/DEC.16, dated 5 December 1997（英国）；C-IV/DEC.6, dated 1 July 1999（ロシア）；C-IV/DEC.7, dated 1 July 1999（ロシア）；C-IV/DEC.14, dated 1 July 1999（韓国）；C-V/DEC.8, dated 17 May 2000（ロシア）；C-V/DEC.9, dated 17 May 2000（ロシア）；C-V/DEC.10, dated 17 May 2000（ロシア）；C-V/DEC.11, dated 17 May 2000（英国）；C-V/DEC.12, dated 17 May 2000（英国）；C-V/DEC.13, dated 17 May 2000（ロシア）；C-VI/DEC.8, dated 17 May 2001（ロシア）；C-7/DEC.5, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.6, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.7, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.8, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.9, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.10, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.11, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.12, dated 10 October 2002（ロシア）；C-7/DEC.13, dated 10 October 2002（ロシア））。「二〇」四年にリビアは二施設の転換を要請した（C-9/DEC.9, dated 30 November 2004）。当該要請は、転換の終了を条約発効から六年以内とする（検証附属書第五部第七二項に抵触するため、条約第一五條四項五項に規定される「修正」手続に従って、条約発効から六年以降に締約国となった国に対して転換の要請を認める内容をもつ規定を新たに創設することによってリビアの要請を法的に可能なものとした）。

「一九」 C-12/6, dated 6 November 2007, p.7, paragraph 1.29.

- 1110 C-III/3, dated 20 November 1998, Annex 7; C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraph 3.28; C-V/5, dated 17 May 2000, paragraph 3.28; C-6/5, dated 17 May 2001, paragraph 3.28; C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.40; C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.35; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.27; C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.30; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.26; C-12/6, dated 6 November 2007, p.8, paragraph 1.34.
- 1111 表二剤施設の場合、検証敷居値は申告敷居値の一〇倍(すなわち、表二A*剤に引き一〇キログラム、表二A剤に引き一〇トン)となつてゐる(検証附属書第七部第一二項)。表三剤施設の場合、検証敷居値は二〇〇トンとなつてゐる(検証附属書第八部第一二項)。
- 1112 表二剤査察の場合は原則として九六時間以内(検証附属書第七部第二九項)、表三剤査察およびDOO/PsF査察の場合は原則として二四時間以内である(検証附属書第八部第二四項・検証附属書第九部第一〇項)。
- 1113 査察は、記録へのアクセス、試料分析および物理的アクセスという方法によつて実施される(検証附属書第七部第二五項から第二八項・検証附属書第八部第二〇項から第二三項・検証附属書第九部第一七項から第一九項)。ただし、試料分析についての規定は、表二剤査察の場合、「行う(shall)」であるのに対して、表三剤査察およびDOO/PsF査察の場合は、「行うことができれば(may)」という規定ぶりになつてゐる。なお、表二剤査察における試料分析は長い間実施されてゐなかつたが、二〇〇六年から被査察締約国との調整を踏まえて実施されるようになった(S/548/2006, dated 10 February 2006; C-11/DG.9, dated 5 December 2006, paragraphs 21-23)。
- 1114 表二剤施設の場合は、被査察締約国および技術事務局が必要としない場合を除き、冒頭査察の完了の後九〇日以内に施設協定を締結して査察の詳細な手続が定められる(検証附属書第七部第二四項)。二〇〇七年六月末現在、表二剤施設協定はスイスにつき五件、スウェーデンにつき一件、イタリアにつき八件、英国につき二件がそれぞれ承認されてゐる(C-VI/5, dated 17 May 2001, Annex 16; Chemical Disarmament Volume 1 No.1/March 2003, p.29; Chemical Disarmament Volume 2 No.4/December 2004, p.6; EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraphs 2.38-2.39)。なお、執行理事会第三七会期(二〇〇四年六月二九日から七月二日)は、技術事務局に対して、一貫した無差別の方法により関係締約国の見解を考慮に入れて、それぞれの表二剤施設協定の必要性につき申告および査察を含む技術事務局の検証活動に基づく情報に基づいて注意深く検討するよう勧告した(CBW Conventions Bulletin No.65, September 2004, p.6)。
- 1115 査察数については、C-III/3, dated 20 November 1998, Annex 7; C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraph 3.28; C-V/5, dated 17 May 2000, paragraph 3.28; C-6/5, dated 17 May 2001, paragraph 3.28; C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.40; C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.35; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.27; C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.30; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.26; C-12/6, dated 6 November 2007, p.8, paragraph 1.34。査察対象施設数については、C-III/3, dated 20 November 1998, paragraphs 5.23, 5.27, 5.30 and 5.32; C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraphs 3.14, 3.16, 3.19 and 3.20; C-V/5, dated 17 May 2000, paragraphs 3.16, 3.18, 3.20 and 3.21; C-6/5, dated 17 May 2001, paragraphs 3.15, 3.17, 3.19 and 3.20; C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.8; C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.8; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.4; C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.4; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.4; C-12/6, dated 6 November 2007, p.4, paragraph 1.4。
- 1116 いわゆる産業施設表二剤施設、表三剤施設およびDOO/PsF施設)に関する申告については、情報提供の対象となる事項が特定されてゐる。たとえば、施設の名称および所在地、関連する化学物質名、主要な活動(すなわち、生産、加工または消費)などは情報提供の対象となるのに対して、活動の規模(すなわち、生産量、加工量、消費量、輸出入量など)は活動の目的などは情報提供の対象とならない(検証附属書第七部第一一項・検証附属書第八部第一一項・検証附属書第九部第八項)。
- 1117 RC-1/S/6, dated 25 April 2003, p.27, paragraphs 2.42-2.43.
- 1118 cf. EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraphs 2.6-2.8; Chemical Disarmament, Volume 5 No.4/December 2007, p.7.
- 1119 Lisa Tabassi, "Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction (Chemical Weapons Convention)", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, p.283.
- 1120 OaOZMホーペー(www.OaOZM.org/factsandfigures/index.html#CWDeconstructionUnderWay)参照。最終アクセスは二〇〇八年一月二二日。
- 1121 第一段階廃棄期限の延長および再延長については、C-V/DEC.14, dated 17 May 2000; C-7/DEC.19, dated 11 October 2002を参照。第二段階廃棄期限の延長については、C-7/DEC.19, dated 11 October 2002; C-8/DEC.13, dated 24 October 2003を参照。第三段階廃棄期限の延長については、C-8/DEC.13, dated 24 October 2003; C-11/DEC.14, dated 8 December 2006を参照。第四段階廃棄期限の延長については、C-11/DEC.14, dated 8 December 2006を参照。
- 1122 C-8/DEC.13, dated 24 October 2003, paragraph 2; C-11/DEC.14, dated 8 December 2006.

- 一三三 C-11/DEC.18, dated 8 December 2006.
- 一三四 OPCW Press Release No.32, dated 24 April 2007. なお、ロシアは、二〇〇三年四月二六日に一%の廃棄を実現し、再延長された廃棄期限を履行してゐる(C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.17)。
- 一三五 カンベールカ廃棄施設は二〇〇六年三月一日に、マラディエフキー廃棄施設は二〇〇六年九月八日に、それぞれ稼動を開始した(OPCW Press Release No.12, dated 7 March 2006 and No.57, dated 8 September 2006)。レオニドフカ廃棄施設、ポーチエ廃棄施設、シユチューチエ廃棄施設は二〇〇八年中に、キズナー廃棄施設は二〇〇九年中に、それぞれ稼動する予定とされてゐる(Statement by H.E. Ambassador Regilio Pfirter, Director-General of the Organisation of the Prohibition of Chemical Weapons, Sixty First Session of the United Nations General Assembly, First Committee (Disarmament), New York, 9 October 2006)。
- 一三六 Annex 3, C-III/3, dated 20 November 1998.
- 一三七 C-8/DEC.15, dated 24 October 2003, paragraph 1.
- 一三八 C-8/DEC.15, dated 24 October 2003, paragraph 2; C-11/DEC.17, dated 8 December 2006, paragraph 1.
- 米国は、廃棄の遅れの原因として、①すべての施設について操業開始に必要な環境上の許可承認が遅れていること、②周辺地域の緊急対応策が追加的に必要となったこと、③メインテナンスによる稼動停止期間が増えたこと、④火災の発生の調査と問題の解決のために作業が中断されること、⑤作業の安全性向上のための新しい実施計画が策定されたこと、⑥劣化弾薬の処理が予想以上に困難であることが判明したことを挙げている(Statement concerning report to extend the United States' destruction deadline under the Chemical Weapons Convention, Ambassador Eric Javits, U.S. Representative to the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW), the Hague, 20 April 2006)。
- 一三九 OACMホームページ(www.OPCW.org/factsandfigures/index.html#CWDeconstructionUnderWay)参照。最終アクセスは二〇〇八年一月一日。
- 一四〇 現在稼働中の廃棄施設は、トウーレ、マニストン、ウマディリヤ、バインブラフ(二施設およびニーポートの各施設であり、二〇一一年から、ブルーグラスおよびエプロの施設が稼動する予定である。なお、米国の化学兵器廃棄のための総費用は、当初一七〇億ドルと見積もられていたのに対して、二〇〇二年に二一〇億ドルに上方修正され、現在では二二〇億ドルがかかると予想されてゐる(Request for establishment of a revised date for the phase 4 deadline for the destruction of category 1 chemical weapons (CW) in the United States, 20 April 2006.)。
- 一四一 すなわち、「米国は既存のタイムラインを遵守するために、化学兵器の廃棄過程を進展させる代替案を数多く検討したものの、現時点において、二〇一二年の期限遵守を帰結するような選択肢は見つかっていない。・・・引き続き、二〇一二年の期限を遵守することを目的として、またはこれが可能でなければ二〇一二年以降実現可能な限り早くに廃棄を完了することを目的として、廃棄過程を進展する機会を追求し続ける」として(*Ibid.*)。
- 一四二 インドは二〇〇三年一月の時点で約四七六トン(申告されたうちの四五・一四%)の化学兵器を廃棄してゐる(C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.17)。この情報を基に計算するとインドの保有量は約一〇四四トンとなる。
- 一四三 二〇%および四五%の廃棄期限は、それぞれ二〇〇一年末および二〇〇三年末までに達成されてゐる(C-7/3, dated 10 October 2002, paragraph 2.17; C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.16)。
- 一四四 C-11/DEC.16, dated 8 December 2006, paragraph 1(a).
- 一四五 OACMホームページ(www.OPCW.org/factsandfigures/index.html#CWDeconstructionUnderWay)参照。最終アクセスは二〇〇八年一月一日。
- 一四六 韓国は二〇〇四年末の時点で約三〇二トン(申告されたうちの約五〇%)の化学兵器を廃棄してゐる(C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.12)。この情報を基に計算すると韓国の保有量は約六〇〇トンとなる。
- 一四七 OACMホームページ(www.OPCW.org/factsandfigures/index.html#CWDeconstructionUnderWay)参照。最終アクセスは二〇〇八年一月一日。
- 一四八 C-11/DEC.12, dated 8 December 2006, paragraph 1(a).
- 一四九 一六・四五トンの内訳は、マスタード一三・七トン、ハイサイト一〇・九七トン、マスタードとハイサイトの混合物一〇・四〇トン、アダムサイト一〇・三三トン、クロロアセトフェン一・〇四トンである(Chemical Disarmament Volume 2 No.2/June 2004, p.16)。なお、アルバニアの冒頭申告の提出期限は、条約がアルバニアに対して発効した一九九七年四月二九

日から三〇日以内の同年五月二十九日であるため、五年半以上も経過した後には化学兵器の保有を申告することは問題視されうるものの、第四条九項が「化学兵器に関する冒頭申告の後に締約国がその存在を知った化学兵器については、検証附属書第四部(A)の規定に従って、報告し、保全し及び廃棄する。」と規定しているため、法的な問題は生じない。

一五〇 C-9/DEC.8, dated 30 November 2004; C-11/DEC.19, dated 8 December 2006. 実際には、執行理事会(第二三会合)がアルバニアに対して、化学兵器の廃棄計画を提出し、締約国会議第九会期までに条約上の廃棄中間期限の延長を要請するよう求めたのである(CBW Conventions Bulletin No.62, December 2003, p.16)。

一五一 廃棄完了期限の延長は、条約発効後九年以内(二〇〇六年四月二十九日まで)に行わなければならないが(検証附属書第四部(A)第二四項)、「アルバニアは二〇〇七年四月二十九日までに廃棄を完了できると見込んでいたため廃棄完了期限の延長を要請しなかった。技術事務局側も、アルバニアの化学兵器廃棄は二〇〇六年十一月に開始され、二〇〇七年四月二十九日までに廃棄されるべきを見込んでいた」(Statement by H.E. Ambassador Regelio Pflifer, Director-General of the Organisation of the Prohibition of Chemical Weapons, Sixty/First Session of the United Nations General Assembly First Committee (Disarmament), New York, 9 October 2006)。

一五二 OPCW Press Release No.73, dated 12 July 2007.

一五三 OPCW Press Release No.8, dated 5 March 2004.

一五四 C-10/DEC.10, dated 10 November 2005; C-11/DEC.15, dated 8 December 2006.

一五五 C-12/6, dated 6 November 2007, p.6, paragraph 1.19.

一五六 ロシアと米国の場合は、廃棄完了期限について条約で認められている最大幅(二〇一二年四月二十九日まで)の延長が認められているものの、新たに設定された廃棄完了期限を遵守することは極めて困難であるとされている。この点に関連し、従来から米国は、条約を改正して不遵守を回避するという方法に否定的な立場を取っている。たとえば、二〇〇五年四月一日に行われた米上院軍事委員会「新たな脅威および対処能力」小委員会における証言において、Donald A. Mahley 軍備管理実施担当国務次官補は、次の二点をその理由に挙げている(Donald A. Mahley, Deputy Assistant Secretary for Arms Control Implementation, Statement Before the Subcommittee on Emerging Threats and Capabilities, Senate Armed Services Committee, Washington, DC, 11 April 2005)。

「第一に、条約の改正に成功すれば、条約の起草過程において米国が精力的に回避しようとしてきたまさにその状況を作り出してしまふ。つまり、廃棄義務が本質的に無期限なものとなることから、他の保有国が化学兵器の廃棄を自国の国家計画における優先課題とし続けるための動機づけを重大に損ねてしまふ。現状に基づき、米国以外に二〇一二年までに廃棄を完了できない状況に直面する可能性があるのはロシアのみである。実際、ロシアは二〇一二年までに半数の化学兵器を廃棄するつもりでさえ大きな挑戦であろう。第二に、条約の改正に道を開くことにより、米国は他国が自ら選好する主題を改正作業に加えるという現実のリスクを負うことになる。そのようないかなる提案も真剣に扱う必要があるだろう。なぜなら、化学兵器禁止条約の改正手続は実際に各締約国に拒否権を与えており、いかなる改正も自国提案のために入質にできるからである。廃棄期限の改正を追求するとは、まさに条約の趣旨および目的を害することになりかねない。多数の国は条約を軍備管理・安全保障の協定から技術移転・化学産業支援の協定に転換するという現実の願望を有している。」

一五七 C-V/DEC.14, dated 17 May 2000.

一五八 ロシアについては、C-7/DEC.19, dated 11 October 2002; C-8/DEC.13, dated 24 October 2003 を参照(なお、廃棄の進展が大幅に遅れているロシアの場合は、新たな中間期限を設定する際の前提として、締約国会議の決定に基づいて執行理事会議長による廃棄施設建設現場への訪問が実施された(Chemical Disarmament, Volume 1 No.1/March 2003, p.10))。米国については、C-8/DEC.15, dated 24 October 2003; C-11/DEC.17, dated 8 December 2006 を参照。インドについては、C-11/DEC.16, dated 8 December 2006 を参照。韓国については、C-7/DEC.4, dated 10 October 2002; C-8/DEC.14, dated 24 October 2003; C-11/DEC.12, dated 8 December 2006 を参照。アルバニアについては、C-9/DEC.8, dated 30 November 2004; C-11/DEC.19, dated 8 December 2006 を参照。リビアについては、C-9/DEC.7, dated 30 November 2004; C-10/DEC.10, dated 10 November 2005; C-11/DEC.15, dated 8 December 2006 を参照。

これらの締約国会議決定に基づく執行理事会への報告は、各保有国によって実際に実施されている(Chemical Disarmament, Volume 2 No.4/December 2004, p.6; Chemical Disarmament, Volume 3 No.4/December 2005, p.6; Chemical Disarmament, Volume 4 No.3/September 2006, p.6; Chemical Disarmament, Volume 5 No.2/June 2007, p.4; Chemical

Disarmament, Volume 5 No.3/September 2007, p.4; Chemical Disarmament, Volume 5 No.4/December 2007, p.6)。

一五九 C-11/DEC.12, dated 8 December 2006, paragraph 4; C-11/DEC.16, dated 8 December 2006, paragraph 4; C-11/DEC.17, dated 8 December 2006, paragraph 4.

一六〇 C-11/DEC.20, dated 8 December 2006. 訪問制度の概要は次の通りである。

・訪問は、延長された期限までに化学兵器を廃棄する義務を履行するための計画に関する問題または懸念を解消する手段として行われる。

・訪問の受け入れは化学兵器を保有する締約国の任意である。

・訪問団は執行理事会議長(または副議長)、他の各地域グループの代表、訪問を受け入れる他の締約国の代表、事務局長(またはその代表)、必要な場合には技術事務局の通訳によって構成される。

・訪問の終了後、まず、執行理事会議長によって事実報告書案が作成される。次に、訪問受入国は当該事実報告書案を検討し、見解を付し、さらに追加的な情報を添付する機会を与えられる。

・報告書は、訪問受入国によって付された見解および添付されたとともに執行理事会に提出され、執行理事会による検討の対象となる。

一六一 C-11/DEC.20, dated 8 December 2006, 11th and 12th preamble paragraphs.

一六二 上の問題を取り上げた議題は「その他」であつた(C-III/4 and C-III/4/Cor.1, dated 20 November 1998, paragraph 19.3)。

一六三 C-III/DG1/Rev.1, dated 17 November 1998, paragraph 1.3.

一六四 C-III/4 and C-III/4/Cor.1, dated 20 November 1998, paragraph 19.3.

一六五 一九九九年六月一五日の時点で、第七条五項に基づいて国内実施措置を通報した締約国は、一二五カ国のうち四三カ国で三四%であつた(C-IV/6, dated 2 July 1999, paragraph 10.6)。

一六六 C-IV/6, dated 2 July 1999, paragraph 10.6.

一六七 二〇〇〇年五月十一日の時点で、第七条五項に基づいて国内実施措置を通報した締約国は、一三二カ国のうち四七カ国で三五%であつた(CBW Conventions Bulletin No.48, June 2000, p.28)。

一六八 C-V/6, dated 19 May 2000, paragraph 10.4.

一六九 C-V/DEC.20, dated 19 May 2000.

一七〇 たとえば、執行理事会第二四会期は、二〇〇一年三月八日時点で第七条五項を履行した締約国が三八%にとどまっていることについて懸念を表明し、この懸念は締約国会議第六会期によって「留意」されつゝ(C-VI/6, dated 19 May 2001, paragraph 10.3)。また、締約国会議第七会期は、二〇〇〇年に採択された締約国会議第五会期決定二〇を再確認する一方、支援を必要とする締約国に対して、技術事務局に支援を要請するよう慫慂した(C-7/5, dated 11 October 2002, paragraph 9)。さらに、執行理事会第三〇会期は、第七条の義務を履行していないすべての締約国に対して履行を求めるとともに、技術事務局に対して緊急の問題としてこれらの締約国と連絡を取り続けるよう要請した(CBW Conventions Bulletin No.57, September 2002, p.13)。

一七一 S/194/2000, dated 8 June 2000.

一七二 S/308/2002, dated 6 June 2002; S/317/2002, dated 18 September 2002.

一七三 なお、質問票の回答状況は決まるとは言えない。たとえば、第一次質問票の回答期限は二〇〇〇年七月三十一日に設定されていたが、二〇〇一年三月八日までには回答した締約国は三六%にとどまっている。このため、執行理事会第二四会期および締約国会議第六会期は、未回答国に対して早期に回答するよう求めている(CBW Conventions Bulletin No.52, June 2001, p.4; C-VI/6, dated 19 May 2001, paragraph 10.3)。第二次質問票についても、締約国会議第七会期および執行理事会第三二会期について同様の措置がとられている(C-7/5, dated 11 October 2002, paragraph 9; CBW Conventions Bulletin No.58, December 2002, p.13)。

一七四 RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraphs 7.74, 7.75, 7.77, 7.80, 7.81, 7.82, 7.83(c), 7.83(d).

一七五 RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.83(h).

一七六 C-8/DEC.16, dated 24 October 2003.

- 一七七 cf. S/2006/257, dated 25 April 2005, p.28, paragraph 132.
- 一七八 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/programmeofwork.html>; <http://www.un.org/sc/1540/programmeofwork.shtml>.
- 一七九 S/PV.5806, dated 17 December 2007, p.5. なお、決議一五四〇と同様に「国際立法を行いたとされる決議一三七三の場合も国家報告書の提出は法的な義務ではないが、最終的にすべての国連加盟国から国家報告書が提出された(S/2003/710, dated 15 July 2003, p.2, paragraph 4)。もともとこの目的のために安全保障理事会は、二〇〇三年一月二〇日に決議一四五六を採択し、とくに未提出の二三方国(チャド、赤道ギニア、ガンビア、ギニア・ビサウ、リベリア、マーシャル諸島、サントメ・プリンシペ、セーシェル、シエラレオネ、スワジランド、東チモール、ツバルおよびバヌアツ)に対して同年三月三十一日までに報告書を提出するよう求め(S/RES/1456(2003), dated 29 January 2003, paragraph 4) また、対テロ委員会の議長を務めるGreenstock 英大使が、同決議の採択の際に、「三月三十一日を過ぎると明白に違いないのは、いかなる未報告国も決議一三七三(二〇〇一)の不遵守とみなされる」と述べたことと述べて圧力をかけるような場面もあった(S/PV.4688, dated 20 January 2003, p.4)。
- 一八〇 S/PV.5779, dated 14 November 2007, pp.7-8. ）、そのような期限を設定した背景には、一五四〇委員会が二〇〇八年四月二七日までに安全保障理事会に対して決議一五四〇および決議一六七三の実施状況に関する報告書を提出するよう求められていたことがある。
- 一八一 S/2006/257, dated 25 April 2006, p.6, paragraph 10.
- 一八二 S/2006/257, dated 25 April 2006, pp.8 and 27, paragraphs 19 and 126. 追加情報の提供は、第二次(二〇〇五年七月一日から九月三〇日)以降の作業計画に盛り込まれていない。
- 一八三 S/2006/257, dated 25 April 2006, p.8, paragraph 20. なお、追加情報の検討は第四次(二〇〇六年一月一日から九月三〇日)以降の作業計画に含まれていない。
- 一八四 たとえば、英国第二次報告書(S/AC.44/2004/(02)/3/Add.1, dated 19 September 2005)「ニージーランド第二次報告書(S/AC.44/2004/(02)/54/Add.1, dated 11 January 2005)」ドイン第二次報告書(S/AC.44/2004/(02)/20/Add.1, dated 4 October 2005)など。
- 一八五 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/report.html>; <http://www.un.org/sc/1540/nationalreports.shtml>.
- 一八六 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/listlegd.html>; <http://www.un.org/sc/1540/legisdocuments.shtml>.
- 一八七 安全保障理事会決議一五四〇第四項に「提出が求められていない」。
- 一八八 S/2006/257, dated 25 April 2006, p.8, paragraph 20.
- 一九〇 S/2006/257, dated 25 April 2006, p.28, paragraph 133. 法的拘束力のある第一項から第三項の実施状況に関する詳細な検討の結果は、S/2006/257, dated 25 April 2006, pp.9-22, paragraphs 28-104 を参照。
- 一九〇 S/2006/257, dated 25 April 2006, p.28, paragraph 134.
- 一九一 S/RES/1673(2006), dated 27 April 2006. 一五四〇委員会の第五次作業計画(二〇〇六年一月一日から二〇〇七年九月三〇日)は、「決議一五四〇の実施状況に関する情報の検討により知見を向上させること」および「決議一五四〇のすべての面の実施を促進するために啓発・対話・支援・協力を行うこと」を二つの主要分野として特定し、第一次国家報告書の未提出国に対して報告書の提出を促すこと、第一次報告書の検討の結果を立法・執行措置に関する明確化やその内容の改定に関する要請と共に提出国に提供すること、第一次報告書を提出した加盟国に対して追加情報の提供を奨励すること、対照表を維持し更新すること、対照表を基礎として国家との対話を促進すること、など具体的な作業に「めあて」を明記している。
- 一九二 Ronald B. Mitchell は、遵守に関する情報制度の主目的として「透明性を最大化すること」を挙げている(Ronald B. Mitchell, “Compliance Theory: An Overview”, *Improving Compliance with International Environmental Law*, edited by James Cameron, Jacob Weksman & Peter Roderick, 1996, p.19)。
- 一九三 Thilo Maruhn, *supra* note 13, p.244.
- 一九四 軍備管理は基本的にプロセスとして理解されている(Maruhn, *supra* note 13, p.243)。
- 一九五 たとえば、化学兵器の廃棄期限延長を承認する締約国会議の決定は、保有国に対して廃棄の状況を執行理事会に定期的に報告するよう求めている。
- 一九六 小寺彰『ハラダイム国際法 国際法の基本構成』有斐閣(二〇〇四年)二〇四～二〇五頁。
- 一九七 軍備管理の分野は国家の安全保障に直結する問題を扱うことから、とくに国家間の信頼を醸成することにより力点が置かれてきた(Political Declaration of the First Special

Session of the Conference of the States Parties to Review the Operation of the Chemical Weapons Convention (First Review Conference), RC-1/3, dated 9 May 2003, paragraphs 1 and 3; Ronald B. Mitchell, *supra* note 192, p.19; Marauhn, *supra* note 13, pp.243 and 272).

一九八 Jutta Brunnée, "Compliance control", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, p.374.

一九九 Trapp によれば、遵守確保制度は国家から提出される情報が誠実なものであるとの推定および条約の義務を遵守するという締約国の意思に大きく依拠している(Ralf Trapp, *supra* note 14, p.21)。

二〇〇 cf. Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 1, p.42.

二〇一 cf. Ronald B. Mitchell, *supra* note 192, p.19.

二〇二 たとえば、第三条「検証附属書第四部(A)セクションA、検証附属書第五部セクションA、検証附属書第六部セクションD、検証附属書第七部セクションA、検証附属書第八部セクションA、検証附属書第九部セクションAなど」。

二〇三 化学兵器禁止条約の場合、申告に関する正式な様式は存在しないものの、締約国による申告の提出作業を容易なものとすることを目的のために、技術事務局が「申告ハンドブック」を作成し、これをOACW公式サイト上に公開している。

二〇四 まず生物兵器禁止条約の場合には、「第一条において規定される活動を禁止するための法令、規則その他の措置および条約に従った病原性微生物または毒素の輸出入に関連した法令、規則その他の措置」が(BWC/CONF.III/23, Part II, Annex, Annex to Final Declaration on Confidence-building measures, 6 Confidence-building measure E, Declaration of legislation, regulations and other measures) また化学兵器禁止条約の場合には「この条約を実施するために必要立法措置及び行政措置(第七条五項)」が「さらに安保理決議一五四〇の場合は「この決議の実施のためにとったまたはとろうとする措置(第四項)」が、それぞれ情報提供の対象となっている。

二〇五 Thomas J. Biersteker, *supra* note 81, p.25.

二〇六 生物兵器禁止条約の場合には「信頼醸成措置A第一部(研究所および実験施設に関するデータの交換)では、自国の管轄または管理下にある研究所のうち、一九八三年に作成された世界保健機関(WHO)実験室バイオセーフティー基準における「高度封じ込め(レベル四)実験室」を対象としているのに対して、信頼醸成措置A第二部(国内生物防護研究開発計画に関する情報の交換)では、WHO基準に関係なく、微生物剤その他の生物剤または毒素の敵対的使用に対する予防または防護の目的のために研究開発を行っている封じ込め実験室のすべてを対象としている。

化学兵器禁止条約の場合は、化学兵器としての実績の有無・危険性の程度・平和的利用の程度を要素とする基準に基づいて、情報提供の対象となる化学物質が「化学物質の表」において三つのカテゴリーに分類されている(ただし、すでに触れたように、これらの基準に従って「化学物質の表」が合意されたわけではなく、これらの基準は政治的妥協によって先に合意に至った「化学物質の表」を説明するものとして作成されたと言われている(Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *supra* note 103, p.257)」。また「表一剤施設、表二剤施設、表三剤施設、DOC/PSF施設のいずれについても、申告数値が設定されており、表二剤施設と表三剤施設についてはさらに低濃度数値が設定されているなど、条約目的の実現の要請と産業保護の要請とのバランスは非常に微妙なものとなっている。

二〇七 RC-1/DG.1, dated 17 April 2003, paragraph 4.14.

二〇八 RC-1/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 10.1(d).

二〇九 第一回検討会議において締約国の間で合意できたことといえば、締約国会議第一会期決定三人を想起して、同決定の附属第五項に含まれた勧告(注：すでに申告した表二剤および表三剤施設について、活動が申告対象を下回る場合にその旨を任意で通報するよう求めたもの)を締約国が「任意で」実施し、そのような通報の必要性については執行理事会が検討を行うという内容にとどまった(RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.63)。ただし「任意で」「ゼロ申告」を提出する締約国は存在する。たとえば、キューバ、ネパールおよびセルビアの三カ国は「二〇〇七年一月二日までに提出を求められている表一剤施設の年次申告(二〇〇八年の活動に関する予想申告)において、「ゼロ申告」を行っている(S/657/2007, dated 10 October 2007, p.2)。

二一〇 化学兵器禁止条約には国内実施措置の提出期限に関する明文の規定がなく、いつ提出するかは締約国の裁量に委ねられている。具体的な国内実施措置をとっていなければ通報する情報は存在しないことになるが、化学兵器禁止条約に基づく義務の中には、新たな国内法令を制定しまたは既存の国内法令を変更する必要がある内容が含まれて

いることから、具体的な国内実施措置をとっていないことは、当該義務を履行していないことを意味するといつてよいと思われる。たとえば、締約国が産業施設の活動に関する申告を提出する義務を履行する場合には、当該産業施設に対して自らの活動に関する情報を国家に対して提供する制度が整えられる必要がある。また、産業施設に対する査察の実施についても、条約上当該施設は査察の受け入れを拒否することができないため、これを国内法によって担保する必要がある。さらに、表二剤を非締約国との間で輸出入することを禁止する義務については、輸出入管理に関する国内法令の対象に含める必要がある。

二二 Chemical Disarmament Volume 5 No.4/December 2007, p.23.

二二三 BWC/CONF.IV/INF.3, Annex III, dated 28 September 2006, pp.30-36.

二二四 S/P.V.5806, dated 17 December 2007, p.5. なお、第一次国家報告書を提出した国家は、二〇〇四年六月二二日の時点では八六カ国(S/2004/958, dated 8 December 2004, Appendix D'二〇〇五年一月一六日の時点では二二四カ国(S/2005/799, dated 19 December 2005, Appendix D'二〇〇六年四月二〇日時点では二二九カ国(S/2006/257, dated 25 April 2006, Annex III, pp.33-34)であった。安保理決議一五四〇が一五四〇委員会の当初の活動期間とした二年間を経過して、なお次の六二カ国が第一次国家報告書を未提出であった。アフガニスタン、アンチグア・バーブーダ、バングラデシュ、バルバドス、ブータン、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ、コートジボワール、北朝鮮、コンゴ民主共和国、ドミニカ、ドミニカ共和国、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニア・ビサオ、ハイチ、ホンジュラス、レソト、リベリア、マダガスカル、馬拉ウイ、モルジブ、マリ、モリタニア、モリシヤス、ミクロネシア連邦、モザンビーク、ナウル、ニカラグア、ニジエール、パラオ、パプアニューギニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディン、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セイシェル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、スーダン、スリナム、スワジランド、東チモール、トogo、ツバル、バヌアツ、ザンビアおよびジンバブエ(S/2006/257, dated 25 April 2005, Annex IV, p.35)。

二二五 ただし、報告書の圧倒的多数は、安保理決議一五四〇に基づいて設置された一五四〇委員会の当初の活動期間(二年間)中に提出されたものであって、同委員会の活動期間が延長された二〇〇六年五月以降に提出された報告書は、第一次報告書一件、第二次報告書六件、第三次報告書二件、第四次報告書一件にとどまっている。

二二六 実務的な観点からいえば、条約上の義務を国内実施するために必要な関係法令を整備することは国内当局を設置したり冒頭申告に関する情報を収集することと比べてより多くの時間がかかるであろう。ただし、国内当局の設置や冒頭申告に関する情報の収集を国内法令に基礎づける必要がある国の場合は、実務的な問題が法的な問題に吸収されることになる。

二二七 BWC/CONF.IV/INF.3, dated 28 September 2006, p.6, paragraph 21.

二二八 Chayes らは、情報が提出されなかったり提出された情報の内容が不完全であることの原因が意図的な制度の軽視によるものではないという立場をとっている(Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 1, 1998, p.50)。

二二九 Thilo Maruhn, *supra* note 13, p.261.

二三〇 Jutta Brunnée, *supra* note 198, p.375.

二三一 BWC/CONF.IV/INF.3, dated 28 September 2006, p.6, paragraph 19.

二三二 “Guidelines for the conduct of its work”, paragraph 6(b) (<http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>).

二三三 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/report.html>.

二三四 S/2006/257, dated 25 April 2006, paragraphs 125-128.

二三五 たとえば、化学兵器禁止条約の場合、安保理決議一五四〇の場合と同様に、国家が同意すれば自国の国内法令に関する情報をインターネット上のOPCW公式サイト([http://www.opcw.org/OCW立法措置データベース\(OPCW Legislation Database\)](http://www.opcw.org/OCW立法措置データベース(OPCW Legislation Database)))上に掲載することが可能である。

実際にOPCW公式サイト上において自国の国内法令についてリンクが貼られている締約国は次のとおりである。アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、チエ、エストニア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、アイスランド、イタリア、キリバス、レソト、マリ、マルタ、モリシヤス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ポーランド、韓国、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルコ、および米国。なお、一部の締約国についてはその国内法令にアクセスでき

る状況にはなっていない(最終アクセス日時は二〇〇七年二月二二日)。

¹³¹⁶ 国連軍縮局は「締約国の手に渡った信頼醸成措置に関する情報を当該締約国がどのように扱うかをコントロールできない」(BWC/CONF.IV/INF.3, dated 28 September 2006, p.6, paragraph 22)。なお、生物兵器禁止条約に関連して、研究機関やNGOが独自に収集した情報を自らのサイトで公開している場合がみられる。たとえば、Bradford 大学平和研究学部のサイト <http://www.opbw.org/>、英国のNGOである検証研究訓練情報センター(Verification Research, Training and Information Centre (VERTIC))のサイト <http://www.vertic.org/datasets/bwlegislation.html> など。

¹³¹⁷ Thilo Maruhn, *supra* note 13, p.262.

¹³¹⁸ S/PV/5168, dated 25 April 2005; S/PV/5229, dated 20 July 2005; S/PV/5229 (Resumption 1), dated 20 July 2005; S/PV/5293, dated 26 October 2005; S/PV/5375, dated 21 February 2006; S/PV/5446, dated 30 May 2006; S/PV/5538, dated 28 September 2006; S/PV/5635, dated 23 February 2007; S/PV/5679, dated 22 May 2007; S/PV/5779, dated 14 November 2007.

¹³¹⁹ “Guidelines for the conduct of its work”, paragraph 4(c) (<http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>).

¹³²⁰ なお、軍備管理分野であっても二カ国間条約や地域条約のように普遍性を伴わない条約の場合には、査察を国家によつて実施するという例が存在する(たとえば、米ソS/TART条約や欧州通常戦力条約など)。

¹³²¹ 検証可能性について、「実用主義的アプローチ」と「法律主義的アプローチ」の二つの考え方があある。前者は、違反の探知には常に限界があるが、探知されない違反の意味を無視すべきはその敷居を十分低くすべきである主張するのに対して、後者は約束した義務から外れることはその軍事的重要性の如何を問わず容認できない違反であるとみなし完全な検証可能性を主張する。条約の完全な検証は現実には達成不可能であり、違反が全くないことを証明することはできないため、二つのアプローチのうち、前者による場合のみ条約の締結が可能となる旨指摘されている(Jozef Goldblat, *supra* note 50, p.310)。

¹³²² Jozef Goldblat, *supra* note 50, p.309.

¹³²³ cf. 浅田正彦「条約の国内実施と憲法上の制約——化学兵器禁止条約を素材として——」『国際法外交雑誌』第一〇〇巻五号(二〇〇一年)四〇五頁。

¹³²⁴ ジョゼフ・ゴールドブラット(浅田正彦訳)『軍縮条約ハンドブック』日本評論社(一九九九年)九五頁。

¹³²⁵ たとえば、中華人民共和国は一九八四年一月一日付解釈宣言において次のような見解を明らかにしている。

「・・・中国政府は条約が欠陥をもつと考える。例えば、条約は生物兵器の「使用の禁止」ならびに監視および検証のための具体的かつ効果的な措置を明文によつて規定していない。条約は条約の違反の場合の苦情申立て手続に強制的な制裁措置を欠いている。中国政府の希望は「これらの欠陥が適当な時期に補正されまたは是正されること」である。」

¹³²⁶ Ambassador Donald Mahley, U.S. Special Negotiator for Chemical and Biological Arms Control Issues, Statement by the United States to the Ad Hoc Group of Biological Weapons Convention States Parties Geneva, Switzerland, dated July 25, 2001 (<http://www.state.gov/t/ac/rls/rm/2001/5497.htm>)

¹³²⁷ Jozef Goldblat, *supra* note 50, p.139.

¹³²⁸ 新井勉「生物兵器の危険性とその規制の困難性」『国際問題』第五二一九号(二〇〇四年)六二一―六五頁。

¹³²⁹ イラクは安全保障理事会決議六八七において、生物兵器、生物剤および生物兵器関連施設の使用、開発、建設または取得を禁止されており、当該禁止の遵守が継続的な監視検証の対象となっている(第一〇項)。「国連特別委員会(UNSCOM)による生物兵器査察に関する報告」(S/1995/864, dated 11 October 1995, pp.19-28, paragraphs 64-80; S/1995/1038, dated 17 December 1995, pp.14-15, paragraphs 60-68; S/1996/258, dated 11 April 1996, pp.18-20, paragraphs 71-79; S/1996/848, dated 11 October 1996, pp.22-24, paragraphs 84-93; S/1997/301, dated 11 April 1997, pp.16-17, paragraphs 1-11; S/1997/774, dated 6 October 1997, pp.16-20, paragraphs 69-83; S/1998/332, dated 16 April 1998, pp.11-14, paragraphs 55-77; S/1998/920, dated 6 October 1998, pp.11-13, paragraphs 30-35; S/1999/401, dated 9 April 1999, pp.8-9, paragraphs 33-36)。

¹³³⁰ Statement of The Honorable John R. Bolton Under Secretary of State for Arms Control and International Security, United States Department of State to the Fifth Review Conference of the Biological Weapons Convention, dated 19 November 2001(<http://www.state.gov/t/us/rm/jan/july/6231.htm>).

¹³³¹ C-I/DEC.13, dated 16 May 1997; C-I/DEC.13/Corr.1, dated 20 March 2000; C-9/DEC.16, dated 2 December 2004.

二四二 “Guidelines for the conduct of its work”, paragraph 9(a) (<http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>).

二四三 Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 1, p. 49.

二四四 なお、Chayes らは「国際監視機関による評価の対象として、国家によって提供された情報に加えて当該機関が他の情報源から収集した情報を含むとしているが」(*ibid.*, p. 50)、「別の箇所において国際監視機関が自ら独自に情報収集を行うことは稀であることも述べている」(*ibid.*, p. 45)

二四五 国内における義務の遵守状況の透明性が高まれば高まるほど、国家の不遵守という状況は国際平面において直ちに可視的なものとなる(Ronald B. Mitchell, *supra* note 192, p. 18)。

二四六 ただし、現時点においてのアプローチは質的な転換を迫られているといえる。国家報告書の圧倒的多数は二〇〇六年四月末までに提出されているからである。

二四七 cf. Marauhn, *supra* note 13, p. 243.

二四八 “Guidelines for the conduct of its work”, paragraph 3(c) (<http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>). 専門家の人数は当初四名とされていたが、その後八名に拡充されたことになった(S/2004/958, dated 8 December 2004, p. 3; paragraphs 8-10; S/2005/799, dated 19 December 2005, p. 3, paragraphs 4-9; S/2006/257, dated 25 April 2006, p. 6, paragraph 8; <http://www.un.org/sc/1540/expertgroup.shtml>).

二四九 生物兵器禁止条約に関して、検討会議は「前文の目的の実現及びこの条約の規定(化学兵器についての交渉に関する規定を含む。)の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討する」(第二一条)。化学兵器禁止条約に関して、締約国会議は「この条約の遵守状況を検討」し(第八条二〇項)、執行理事会は「この条約の効果的な実施及び遵守を促進する」(第八条三二項)。安保理決議一五四〇に関して、安全保障理事会は「この決議の実施を緊密に監視」し(第一〇項)、「一五四〇委員会は「この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告する」(第四項)。

二五〇 Pieter van Dijk, “Normative Force and Effectiveness of International Norms”, *German Yearbook of International Law, Volume 30*, 1987, p. 26.

二五一 Stefan Talmon, “The Security Council as World Legislature”, *American Journal of International Law, Vol. 99*, 2005, pp. 188-190. ただし「国によって義務の実施能力に差があるのど、むしろ義務の内容はいまだである必要があると主張する論者もある」(Olivia Bosch and Peter van Ham, “Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: The Role of Resolution 1540 and Its Implications”, *Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540*, edited by Olivia Bosch and Peter van Ham, 2007, p. 20)。

二五二 生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の場合には「必要な措置」をとることが義務づけられ(生物兵器禁止条約第四条および化学兵器禁止条約第七条一項)、安保理決議一五四〇の場合には「適切で効果的な法律」を採択し執行することおよび「効果的な措置」を採用し実施することが決定されている(第二項・第三項)。なお、化学兵器禁止条約と安保理決議一五四〇には、措置の対象事項が列挙されているものの、必要性や適切性・効果性との関連においてどの程度の措置をとれば国内実施義務を履行したことになるのかは定かでない。(なお、とくに「生物兵器禁止条約第四条があまりに一般的で実効性を持たない」という指摘として、Masahiko Asada, “Bio-terrorism and National Implementation of the Biological Weapons Convention”, *Kyoto Journal of Law and Politics, Volume 3, No. 1*, 2007, pp. 28-29)。

二五三 ただし「国内能力の格差ゆえに」追加情報を提供する、とできる先進国と提供する、とできない発展途上国の間の二極化がさらに助長されるという結果がもたらされる可能性は否定できない。

二五四 Ronald B. Mitchell, *supra* note 192, pp. 18-19.

二五五 なお、遵守の確保のための制度が「当初は個別の履行状況または制度全体の履行状況の向上に重点を置くため、国家に対して自らの行動を説明しかつ正当化するための十分な(時として過度なほどの)機会が与えられる」という指摘として、Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 1, p. 49。

第三章 不遵守への対応

規範目的の実現に関して第一章では遵守の確保という論点を取り扱ったので、これに続く第二章では不遵守への対応という論点を取り上げる。不遵守への対応とは、行為が規範に合致しないという状況を検討し、実際にそのような状況が存在することが認定された場合に当該行為を規範に合致する状況に戻すことを意味する。行為と規範が合致しないという状況が放置されれば規範の存在意義そのものが損なわれかねない。このような状況は、できる限り早く是正することが求められるのであって、法的枠組みはそのための制度を備える必要がある。具体的には、まず、不遵守に関連する事実関係を検討することが必要である。不遵守の状況は必ずしも自明ではないため、とくに問題となる行為(事実)を客観的に把握することが重要となる。次に、不遵守の存在を検討した結果としてその存在が認定された場合に、これを是正するための措置をとることが必要である。行為と規範の不一致という状況が確認されてはじめて行為を規範に合致する状況に復帰させることが可能になるのである。遵守の確保の本質が遵守の状況を明らかにするという作業を通じて規範の実効性を確保することにあつたのに対して、不遵守への対応の場合には、不遵守または不遵守の疑義という状況を前提としてこれに対処するという作業を通じて規範の実効性を確保することがその本質であるといえるだろう。

本章では、第一節において、背景として不遵守への対応に関する一般国際法の状況について触れ、国際社会の一般利益を実現するための義務の不遵守という場合には一般国際法が十分に機能しないことを指摘する。第二節では生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開として、不遵守に対応するための制度が一般国際法に代替して整備され運用されていることを明らかにする。第三節では、このような制度について、国家と国際監視機関のそれぞれに与えられた機能に基づいて検討し、さらに両者の協働という観点からこれを分析する。

第二節 背景と機能しない一般国際法

義務の不遵守への対応に関する一般国際法の状況は、義務の不遵守をどのように位置づけるかによって異なる二つの観点から評価することが可能である。すなわち、第一に義務の不遵守を国家間の紛争」と位置づけて紛争解決手続の観点から理解することができ、第二に義務の不遵守を国際違法行為と位置づける場合には国家責任法の観点から把握することもできる。もともと、義務の不遵守をいずれに位置づけたとしても、国際社会の一般利益を実現するための義務に不遵守があつた場合、一般国際法の規則に依拠したのではこれに十分対応することができない。とくに問題となるのは、手

続を援用する場合と不遵守に対処する措置をとる場面である。以下それぞれについて検討する。

一 手続の援用

手続の援用は紛争解決手続と国家責任法の双方において問題となる。そこで、はじめに紛争解決手続の文脈における手続の援用について取り上げ、次に国家責任法の文脈における手続の援用を取り扱う。

(一) 紛争解決手続

今日、国家は国際紛争を平和的に解決する義務を負う^二。紛争の平和的な解決手段は、国連憲章第三三条において次のように定められている。

いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

従来から利用されてきた紛争解決手続の特徴として、第一に、紛争当事国の合意に基づいて解決手段が選択されるということ、第二に、義務の不遵守を起因とする紛争の場合には当該不遵守によって被害を受けた国家(被害国)が不遵守を行った国家(加害国)の責任を追及するという「被害国対加害国」の構図の下に常に個別化されて解決することが目指されていたことを指摘できる。別の角度からみれば、従来の紛争解決手続は、いずれの手段であつても、主権国家の並立共存という国際社会の構造を踏まえた相互主義的な考え方に基礎を置いていたのであり^三、この背景には、伝統的国際法の目的が主として国家間の双務関係を規律することに限定されていたという事実がある。紛争解決手段の選択が紛争当事国の合意に委ねられていたという建前から、裁判手続は非裁判手続と等価の手続とみなされているものの^四、従来から国際法がとくに力を注いできたのは、法的な解決である国際裁判制度の整備であつた^五。伝統的な紛争解決では、二またはそれ以上の国家間の紛争を第三者によつて国際法を適用することにより解決するという司法的解決または仲裁裁判が理想とされていたのである^六。

国際裁判の場面において紛争解決手続の相互主義的な性格は如実に現れることになり、それは同時に国際裁判の限界を示すものともなる。まず、裁判に付託する場合は紛争当事国の間で合意が存在していなければならない。合意の形式としてもっともシンプルなのは、紛争が生じた場合に紛争当事国が事件を裁判所に付託するための協定を締結する形式である。しかし、このようにアドホックな合意に頼るのでは国際裁判の利用促進にはつながらないことから、個別条約または一般的な条約において裁判付託条項を盛り込むという事前の合意の形式が発展してきた。このような事前の合意において裁判所への一方的な付託が認められる場合、事件の提訴に対するハードルはさらに低くなる。もっとも、合意の形式が多様化したとはいえ、裁判所へ

の付託に関して争いえない合意の存在が必要であることに変わりはなく、そのような合意がない場合には国際裁判という紛争解決手続は援用することができない。次に、国際裁判に事件を付託する場合、相手国の義務違反に基づく国際違法行為によつて国際法上保護されている自国の法益が侵害されていることが必要であつて（事項的範囲）、とくに裁判所に事件を提起する当事者適格が与えられるのは、自国の法益を侵害された国家に限られている（人的範囲）^七。国際社会の一般利益を実現するために不可欠な義務の違反の場合には、たとえ自国の法益が現実には侵害されていなくても、国際社会の各構成国がこのような利益を保護するために訴訟の当事者適格をもつべきだという民衆訴訟制度の導入の主張もあるが、国際司法裁判所は、一九六六年の南西アフリカ事件判決や一九七四年の核実験事件判決において示したように、このような民衆訴訟を認めていない^八。

このように、従来の紛争解決手続は「被害国対加害国」に個別化しうる紛争のみをその対象としてきた。しかし、今日において、国家が国際法上負う義務は、相互性を基礎として国家間の双務関係を規律することを目的とするものにとどまらず、個別国家の利益を超えて国際社会の一般利益を実現することを目的とするものにまで拡大している^九。国際社会の一般利益を実現するための義務の場合は、とくに適用の場面において相互性が機能せず^{一〇}、執行の場面において個別化が困難であることから、「被害国対加害国」の構図を追求する限りにおいて、国際裁判はもとよりその他の紛争解決手続さえもその役割を果たすことができない^{一一}。このことは生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みを含む軍備管理の分野に基づく義務についてもあてはまる。軍備管理の分野において、国家には自ら保有する軍備を削減または廃棄するという義務や自国の管轄下にある個人や法人の特定の活動を禁止または規制するという義務が課されており、このような義務は他国に何らかの法益を与えうるような性質をもつものではないからである。したがつて、ここに、従来の紛争解決手続の考え方とは異なる代替的な手続または制度が必要となるのである。

（二）国家責任法

義務の不遵守を国際違法行為と位置づける場合には国家責任法上の問題としてこれを構成することができる。周知のように、国家責任法は長年にわたり国連の国際法委員会における法典化作業の対象となり、国連総会における国家責任条文の「留意(take note)」をもつて二〇〇一年にその作業を終えている。国家責任条文は狭義の意味で言う「法典化」といわゆる「漸進的発達」の両方の要素を含んでいてと理解されている^{一二}。前者は被害国に対する事後救済を中心とする従来の二辺的な法律関係を成文化する作業であるのに対して、後者は従来の二辺的な法律関係の中に国際社会の一般利益を実現することを目的とする多辺的な義務の違反を立法論としていかにして組み入れるかという作業であつたといえよう^{一三}。もつとも、国際法委員会は国家の国際違法行為から生じるすべての新たな関係を網羅するという包括的アプローチを採用したために^{一四}、さまざまな概念操作を行わなけれ

ばならなかった。それでは、手続の援用(責任の援用主体)という問題は国際法委員会の法典化作業においてどのように取り扱われてきたのだろうか。

責任の援用主体は第一読において被侵害国の定義の問題として扱われた^{一五}。国際法委員会の議論では一次規則の権利義務主体と二次規則の権利義務主体が同一になることが前提とされているため、国家責任の援用主体を特定することは、侵害された一次規則の権利主体、すなわち被侵害国を特定することに帰着するのである^{一六}。第一読第四〇条(採択時は第二部第五条)は、どのような権利を侵害されたかという観点から被侵害国を定義している。すなわち、『被侵害国』とは、他の国の行為がこの条文草案の第一部に基づいてその国の国際違法行為を構成する場合にその権利が当該他の国の行為により侵害された国^{一七}であるとされ(第一項)、類型化された長大なリストが第二項および第三項に提示されたのである^{一七}。このうち、とくに集団的な利益の保護に関する国際義務の違反という多边的な状況を扱っている(e)項および(f)項では、『慣習国際法の規則に拘束される他の国』または『多数国間条約のいずれかの他の締約国』というフィクションが用いられている。このような状況において、侵害が一般的すぎるためまたは侵害が国家ではなく個人に対するものであるために、特定の国を被侵害国とみなすことはできないからである^{一八}。なお、第三項は国際犯罪の場合にすべての他の国を『被侵害国』と定義している。

伝統的な考え方によれば、責任の援用主体となりえるのは法的利益を持つ国家であって、とくに直接の損害を受けた国家であったことから、このように定義された『被侵害国』という概念は、その対象を拡大するものとして意義をもつ^{一九}。対象の拡大を実現させた論理は、多边的な義務の文脈において、『責任国以外のすべての国が被侵害国である』というフィクションにあり、これが第四〇条の最大のポイントであるといっても過言ではない。もともと、それゆえに第四〇条に対する批判も多い。第一に、多边的な義務を取り込むために被侵害国の対象が拡大されているものの、被侵害国と責任国の二次的な関係は二边的な関係に分解されてしまい、多边的な側面を無視しているとの指摘がある^{二〇}。第二に、被侵害国といっても、国によって侵害の程度に差があるはずであり、そのような差を考慮していないとして、第四〇条の構成について批判する見解が示されている^{二一}。第三に、そもそも国際犯罪という概念を導入することについて根本的な問題が残されている^{二二}。

これらの批判を踏まえ、国際法委員会は第二読において、『国際犯罪』という問題の多い概念を削除するものの義務に応じた国際違法行為の区別は維持した上で、国家責任の援用主体を権利侵害という観点からではなく義務の性質および重大性に依拠して規定した。関連する規定は第四二条と第四八条一項である。まず、第四二条は、責任の文脈において義務違反の重大性にかかわらずいかなる義務の違反も責任を生じさせることを規定するものである^{二三}。同条により、国は、『個別的に負う義務の違反があった場合』(a)項および『集団または国際社会全体に対して負う義務であって、(i)その違反によって特別に影響を受ける場合または(ii)すべての国の立場を根本的に変更する場合』(b)項に被侵害国となる^{二四}。次に、第四八条一項は、義務の違反によって個別的な侵害を受ける国が存在しないものの、一定の国家が賠償を請求することが望ましい場合を規定している^{二五}。すなわ

ち、被侵害国以外の国であつても、「(a)違反のあつた義務が、国の集団(当該国を含む。)に対して負う義務であつてかつその集団の集団的利益を保護するために設けられたものであるとき、または(b)違反のあつた義務が、国際社会全体に対して負う義務であるとき」には一定の責任を援用できる^{二六}。このように、国家責任条文において責任の援用主体の拡大を支えているのは、「集団または国際社会全体に対して負う義務」という一般に受け入れられてきた概念であつた^{二七}。

しかし、以上のような国家責任条文第四二条および第四八条一項にみられる責任の援用主体の拡大は理論的にさまざまな問題を抱えている。第一に、援用主体の拡大そのものに対する批判がある。たとえば、Pierre-Marie Dupuy は、「責任を援用できるのは、義務違反によつて直接または間接に法的な侵害を受けた国たる被侵害国でなければならない」と主張して、被侵害国以外の国家が一定の場合に責任の援用主体となることを認めた国家責任条文を批判する^{二八}。第二に、「集団または国際社会全体に対して負う義務」という概念が国際社会において一般に受け入れられているとしても、この概念をもつて実定法上責任の援用主体の拡大を導くまでの内実を備えていると言えるかどうかには大きな疑問が残る。国際法委員会の議論においてこのような内実を支持しうるような国家実行は必ずしも明らかにされていないからである。責任の援用にあたり依拠しうる手続は基本的に紛争解決手続になるものと考えられるが、先に行つた紛争解決手続の援用に関する考察において示されたのは、紛争解決という文脈では依然として「被害国」「対「加害国」という構図の下に自国の法益を侵害された国家のみが請求を提起できる」ことであつた。また、一方で「集団または国際社会全体に対して負う義務」という本来多面的な性格を有する義務が一次規則において規定されるのに対して、他方でそのような義務の違反に適用される二次規則が伝統的な二面的な関係に回帰するということは、大きな矛盾であるように思われる。第三に、第四二条と第四八条一項に言及される「国際社会全体に対して負う義務」という概念の理解について異議が提起されている。すなわち、国際法委員会は、国際社会全体に対して負う義務(*obligation erga omnes*)と一般国際法の強行規範に基づく義務との区別は力点の置き方の違いにすぎないという立場を明らかにしている^{二九}。しかし、このような立場に對して、国際社会全体に対して負う義務と一般国際法の強行規範に基づく義務という二つの概念を同一視するかのようないかなる国際法委員会の理解は多くの問題を生じさせるとの指摘がなされている。言うまでもなく、論者の一般的な認識によれば、国際社会全体に対して負う義務は一般国際法の強行規範に基づく義務よりも範囲が広いからである^{三〇}。第四に、最終条文の最大の特徴は義務の性質および重大性に依拠して国家責任の援用主体を二つの類型に区別した点にあるが、国家責任条文の採用した区別の方法では一次規則の権利義務と二次規則の権利義務の関係が曖昧なものとなる。国際法委員会は一次規則の権利義務主体と二次規則の権利義務主体が同一になることを前提として議論を行つていたはずであり、この前提を維持する限り、責任の援用主体は義務違反によつて直接または間接に法的な侵害を受けた国たる被侵害国でなければならず^{三一}、それゆえ、類型化を行うのであれば「被侵害国」の中に区別が設けられなければならない。しかし、実際に採用されたのは「被侵害国」に加えて「被侵害国以外の国」という新しい概

念を導入するという方法であった。そのため、本来一次規則の権利を有さない国家であっても「被侵害国以外の国」として二次規則の権利（の一部）を援用することが認められることになった。これは国際法委員会が維持してきた一次規則の権利義務主体と二次規則の権利義務主体の同一性の放棄であり、その結果として一次規則の権利義務と二次規則の権利義務の関係が曖昧なものとなってしまった。

責任の援用主体について以上のような問題点を指摘することが可能であるが、その最大の原因は国際法委員会が一般規則の作成を目指して包括的アプローチを採用したことにある。すなわち、すべての国際違法行為は国家責任を生じさせ、常に責任国と被侵害国との間の新たな法律関係を生じさせるという。たしかに、このような包括的アプローチは、すべての国際義務違反を国家責任法に収めることおよび国家責任法に関する一般規則を確立することのために不可欠であろう。しかし、包括的アプローチに基づく一般性の追求には、議論を過度に抽象化し理論的な整合性や妥当性をおろそかにするという危険が本質的に内在しているのであり、注意が必要である^{三二}。規律事項の拡大は、従来の国家責任法の考え方との不可避的な抵触をもたらす。とくに、国際社会の一般利益を実現するための多边的な義務との関係では、伝統的に二边的な義務を対象としていた国家責任法の射程を拡大する必要が生じる。抵触の解決を図るために定義の拡大や何らかのフィクションの利用や新しい概念の導入などの方法がとられる場合、その実定法上の基盤は危ういものとならざるをえない。

二 不遵守に対処する措置

不遵守という状況が存在する場合にどのような措置をとることができるかについては、国家責任法が関連規則を持つ^{三三}。具体的には、責任の内容および對抗措置に関する規定である。

（一）国家責任法と責任の内容

国家責任法は、不遵守という状況が存在する場合に責任国に対してどのような措置を求めることができるかという問題を「責任の内容」という文脈で取り扱っている。伝統的な定式によれば、国家の国際違法行為によって責任が発生し、一方で被害国は責任国に対して国際請求を提起する権利を与えられ、他方で責任国は被害国に対して賠償しなければならない^{三四}。そして、賠償は、原状回復、金銭賠償または満足^{三五}のいずれかの形式をとることになる。

責任の内容に関する国際法委員会の法典化作業は、「国際犯罪」または「一般国際法の強行規範に基づく義務の重大な違反」の場合を除けば、それ

ほど大きな問題もなくまとめられたように思われる。たしかに、第一読と第二読最終条文の間では若干の変化がみられる。つまり、第一読は停止を責任国の義務とする一方で賠償（原状回復、金銭賠償、満足、再発防止）を被侵害国の権利として構成しているのに対して^{三六}、最終条文ではすべてが責任国の義務として扱われており^{三七}、さらに再発防止が賠償から切り離されて規定されている。しかし、このような変化が見られるものの、個別的な内容は第一読からほとんど変更されていないのである。これは、責任の内容に関して多数の国家実行および判例が集積しており、既存の慣習規則を法典化するのに十分なほど均一なものとなっていたからであろう。

国家責任条文の規定によれば、責任国は、違法行為を停止する義務を負い、必要に応じて違法行為の再発を防止することを約束する（第三〇条）^{三八}。責任国はまた、賠償の義務を負う（第三十一条一項）。この義務は、常設国際司法裁判所のホルジョウ工場事件判決において示されたように、国家実行の集積に基づいて形成された慣習規則として従来から一般に認められてきたものである。賠償の形態は、原状回復、金銭賠償および満足の三つとされる（第三十四条）。国家責任法は、責任を解除するために必ず賠償が必要であるという構成をとっているため、満足は理論上、原状回復と金銭賠償を除く賠償の形式をすべて網羅する残余的な性格をもつことになる。さらに「一般国際法の強行規範に基づく義務の重大な違反」の場合、責任国以外の国には、重大な違反を終了させるために適法な手段を通じて協力すること（第四十一条一項）、重大な違反が生じさせた状態を適法なものとして承認してはならずならびにその状態を支援または援助してはならないこと（第四十一条二項）が義務づけられる。これらの義務は、第一読において「国際犯罪」の法的帰結の文脈において議論されたものであり、第一読第五三条の規定とほぼ同一の内容をもつ^{三九}。

もつとも、このような事後救済を中心とする国家責任法は、国際社会の一般利益を実現するための義務の不遵守という状況において十分に機能しない。第一に、このような義務の内実は自国管轄下における私人や法人の活動の規律であって、義務の不遵守という状況においても特定の他国に侵害が発生するわけではないからである。国際社会の一般利益を実現するための義務の不遵守の場合に重要とされるのは、不遵守という状況を是正し、不遵守国を遵守の状況に復帰させることにあり、その目的のために具体的な措置が必要である。第二に、国家責任法が対象としている義務違反は形式的な意味におけるものであって、不遵守が非意図的なものであるとしてもそのような状況は考慮されていない^{四〇}。報告の義務や国内実施義務の不遵守の多くは国内能力の欠如を原因とする非意図的なものである場合がほとんどである。このような場合に事後救済は何ら本質的な解決をもたらすものではなく、ほとんど意味をなさない。したがって、問題の性質上、従来の制度・手続が機能しない場合には異なる原理を持った制度・手続が設定されるべきである^{四一}。

（二）国家責任法への対抗措置

国家責任法上、被侵害国は責任国に対して対抗措置をとることができる。対抗措置とは、本来であれば国際違法行為であるものの、責任国が義務違反を犯しているという状況において一定の条件の下に違法性が阻却される行為のことをいう。

対抗措置に関する国家責任条文の規則は、第一読との間で若干の相違が見られるものの、基本的には第一読を踏襲した内容になっている。すなわち、まず、対抗措置の目的は責任国に対して二次的義務の遵守を促すことにある(第四九条一項)。ただし、その内容および方法には一定の制約があり(第四九条二項・三項)、被った侵害と均衡するものでなければならず(第五一条)、武力行使の禁止、基本的人権の保護、復讐を禁止する人道上の義務、強行規範に基づく義務には影響を受けない(第五〇条)。このような内容をもつ対抗措置は、「被侵害国」によって援用される(第四九条一項)^{四二}。国家責任条文には責任の援用主体として「被侵害国」以外に「被侵害国以外の国」というカテゴリーが設けられており、「被侵害国以外の国」に対抗措置の援用が認められるか否かが問題となった^{四三}。

この問題に関し、特別報告者 Crawford は、次の二つの場合に侵害国以外の国が対抗措置をとることができるという条文案を提出した^{四四}。一つは、被侵害国の要請に基づく場合であり、対抗措置を援用できるのは第四八条一項にいう「被侵害国以外の国」とされる^{四五}。いま一つは、国際社会全体に対する義務の重大な違反がありかつ違反によって侵害を受ける国が存在しない場合であり、対抗措置はいかなる国も援用することができる^{四六}。しかし、この提案は委員の間から十分な支持を得ることができなかったために削除され^{四七}、その代わりに、第四八条一項に該当する「被侵害国以外の国」が「適法な措置を取る権利を妨げるものではない」という規定が盛り込まれることになった(第五四条)^{四八}。第五四条において「対抗措置」ではなく「適法な措置」という文言が使用された理由は、一般的または集団的な利益の文脈における対抗措置に関する国際法の現状が明確ではなく、「被侵害国以外の国」に対抗措置の権利が認められるかどうかでないことにあつた。つまり、国際法委員会は、集団的利益を保護するための義務または国際社会全体に対して負う義務の違反に対して被侵害国以外の国が取る措置に関する立場に何ら影響を与えないとして、この問題を将来の国際法の発展に委ねたのである^{四九}。

以上のような内容を持つ対抗措置であるが、国際社会の一般利益を実現するための義務の不遵守を是正するという観点からすれば、この制度も十分に役立つものではない。第一に、対抗措置が目的とするのは責任国に対して二次的義務たる事後救済の義務の遵守を促すことにあるのであつて、一次的義務たる国際社会の一般利益を実現するための義務の不遵守を是正することとは文脈が異なる。第二に、対抗措置の条件として求められる均衡性の内実は「被った侵害」との均衡であるが、国際社会の一般利益を実現するための義務の場合には不遵守があつてもその侵害を特定の国家に帰属させることが困難であるため、対抗措置と均衡させるべき「被った侵害」がそもそも存在していない。第三に、仮に対抗措置が認められるとしても、対抗措置にはその一方的な性格ゆえに常に濫用の危険が内在していることに鑑みれば、国家責任の援用主体の拡大と相まって、濫用の可能性はさらに大きく

なると思われる。

第二節 不遵守への対応に関する制度の展開―一般国際法に代替する制度

第一節では、手続の援用と不遵守に対処するための措置という二つの論点を取り上げて、国際社会の一般利益を実現するための義務の場合に一般国際法が十分に機能しないという状況を明らかにした。これまでの検討を通じて示唆されることは、第一に不遵守の疑義を提起する主体を拡大すべきであり、第二に不遵守に対応するための措置は事後救済を目的とするのではなく、不遵守を是正すること、言い換えれば、行為を規範に合致する状況に戻すことを目的とするものであるべきだということである^{五〇}。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みでは、不遵守への対応として、一般国際法に代替する制度が整備されている。

不遵守への対応は一連の過程をたどるものである。すなわち、この過程は、まず、不遵守の疑義が提起されることから始まり、必要な場合には不遵守の存在または不存在に関する調査が行われる。次に、疑義の提起またはその後の調査を基礎として検討が行われ、その結果不遵守の存在が認定される場合には、さらに不遵守を是正するための措置についての検討が行われ、具体的な是正措置に関する意思決定がなされる。以下、それぞれの法的枠組みが備える制度について、不遵守の提起と、国際監視機関による不遵守の調査・認定・是正の順で検討を行う。

一 不遵守の提起

(一) ジュネーヴ議定書／国連加盟国からの提起

戦間期の一九二五年に作成されたジュネーヴ議定書に関連して、国連総会は一九八〇年代に入ってから三度にわたり、国連総会決議に基づいて、生物兵器または化学兵器の使用の疑義を調査する手続を設定している。

(a) 国連総会決議三五／一四四C^{五一}

まず、一九八〇年に採択された国連総会決議三五／一四四Cは、調査の対象および目的を「化学兵器の使用の申立てに関する通報に含まれている事実を確認し化学兵器の使用による損害の程度を評価すること」に特定した上で(第四項)、疑義を提起する主体について次のような規定を定めている。

る。

化学兵器が使用された国家の政府に対して事務総長に関連する情報を提供するように要請する。(第六項)

すべての国家に対して……関連する情報を提供するように求める。(第七項)

すなわち、化学兵器の使用による被害を受けた国家だけでなく、国連加盟国であればいかなる国家であつても関連する情報を提出することができるところとして、調査の援用を国連のすべて加盟国に対して認めたのである。国家が化学兵器を他国に使用するという状況は、化学兵器を使用した「被害国」と化学兵器を使用した「加害国」の存在を前提とし、「被害国」対「加害国」という構図が成立するため、この意味では伝統的な紛争解決手続になじみやすいものである。しかし、本決議によつて被害国でなくても使用国の行為について問題を提起することに道が開かれることになった(さらに重要と思われるのは、必ずしも使用国を特定しなくてもよいという点である)。実際に、この手続に従つて実施された調査は、米国とカナダから提供された情報に基づくものであり、これらの情報は化学兵器がカンボジアとラオスとアフガニスタンにおいて使用されたというものであつた。

(b) 国連総会決議三七／九八D^{五二}

次に、一九八二年に採択された国連総会決議三七／九八Dは、調査の対象を「ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反を構成しうる活動」に拡大した上で、国連総会決議三五／一四四Cと同様に、このような活動に関する注意がいかなる加盟国からも喚起されうる規定を置いている。

事務総長に対して、事実を確認するためにジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反を構成しうる活動に関して加盟国から注意喚起された情報を調査し、ならびに当該調査の結果を速やかにすべての加盟国および国連総会に報告するように要請する。(第四項)

本決議の採択を受けて、米国および民主カンボジアは、国連事務総長に対して化学兵器または生物兵器の使用の疑いに関する通報を提出している^{五三}。

(c) 国連総会決議四二／三七C^{五四}

さらに、一九八七年に採択された国連総会決議四二／三七Cは、国連総会決議三七／九八Dと同じ趣旨の規定を置く。

事務総長に対して、ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反を構成しうる化学兵器および細菌学(生物)兵器または毒素兵器の使用の可能性に関して加盟国から注意喚起された情報を調査し、ならびに当該調査の結果を速やかにすべての加盟国に報告するように要請する(第四項)

本決議に基づいて策定された「技術的指針および手続」(国連文書A／四四／五六一)^{五五}は、とくに、疑義を提起する主体が国連加盟国一般であることを明示している。

加盟国は、国連事務総長に対して使用の疑いを通報し、調査の実施のために注意喚起する権利を有する（パラ二五）。

この手続は、一九九二年にアゼルバイジャンとモザンビークによってそれぞれ援用されている^{五六}。

以上のように、国連総会決議に基づく事実調査手続のいずれの場合についても、国連のすべての加盟国に対して不遵守を一方的に事務総長に要請する権利が与えられたことが明らかである。

（二）生物兵器禁止条約締結国からの提起

生物兵器禁止条約は不遵守への対応に関する規定として、協議・協力に関する第五条、安全保障理事会への付託に関する第六条を置いている。

（a）協議・協力

第五条は次のように規定して、不遵守を含む条約の目的および適用に関する問題が締結国の間で解決されるべきであることを明示しつつ、このために第三者が関与する可能性を認めている。

締結国は、この条約の目的に関連して生ずる問題又はこの条約の適用に際して生ずる問題の解決に当たって相互に協議し及び協力することを約束する。この条の規定に基づく協議及び協力は、国際連合の枠内及び国際連合憲章に従って、適当な国際的手続により行うことができる。

本規定は、協議・協力に関する具体的な手続については、条約発効後に「運用を検討する」ために定期的に開催されている検討会議の実行を通じてその具体化が図られてきた。すなわち、一九八〇年の第一回検討会議は、協議および協力のために援用しうる国際的な手続として、締結国がすべての締結国に対して開かれた専門家レベルの「協議会合」の開催を要請する権利が含まれることを確認した^{五七}。そして、一九八六年の第二回検討会議は、当該権利を再確認し、合意された「協議会合」の制度について、

協議会合は、締結国により要請された場合、速やかに開催される。

と明記した^{五八}。協議会合の要請に関する手続は、一九九一年の第三回検討会議においてさらに次のように補足されている^{五九}。

協議会合を開催する要請は寄託者に通知される。寄託者はすべての締結国に対して当該要請を速やかに通報し、公式協議会合の開催を討議するため関係締結国の非公式会合を三〇日以内に開催する。公式協議会合は要請の受領から六〇日以内に開催される。

（b）安全保障理事会への付託

第六条一項は次のように規定して、生物兵器禁止条約の締約国であれば、いかなる国家も他の締約国の義務違反について苦情を申し立てることができる。

締約国は、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反していると認めるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができる。苦情の申立てには、同理事会に対する審議の要請のほか、その申立ての妥当性を裏付けるすべての証拠を含めるものとする。

このように、生物兵器禁止条約の場合は条約の明文の規定および条約発効後の実行によって、いずれの締約国に対しても、他の締約国による条約義務の不遵守について国際的な手続の下でこれを一方的に提起する権利を与えていることが分かる。

(三)化学兵器禁止条約の締約国からの提起

化学兵器禁止条約において不遵守への対応を想定したものと考えられる規定は、「協議、協力及び事実調査」に関する第九条(執行理事会を通じた手続に関する第九条四項から七項およびチャレンジ査察に関する第九条八項から二五条)、化学兵器の使用の疑いに関する調査に関する第一〇条八項から一一項、締約国会議への付託に関する第八条一九項、紛争解決に関する第一四条、ならびに技術事務局から執行理事会への通報に関する第八条四〇項である。これらの条文において不遵守の提起主体がどのように規定されているかをみてゆこう。

(a)協議・協力

化学兵器禁止条約の第九条一項は、協議・協力に関して生物兵器禁止条約の第五条とほぼ同様の文言を用いた一般的な規定をおいている。

締約国は、この条約の趣旨及び目的又は実施に関連して問題が生ずる場合には、当該問題について、締約国間で直接に又は機関を通じて若しくは他の適当な国際的手続(国際連合の枠内及び国際連合憲章に従って行われる手続を含む。)により、協議し及び協力する。

ただし、このような協議・協力の手続は、まず締約国間において行われることが予定されている(第九条二項)。^{六〇}

(b)執行理事会を通じた説明の制度

締約国は、第九条二項に基づく当事者間の協議に加えて次の規定に基づいて、問題を明らかにするために執行理事会を利用することができる。

締約国は、あいまいと認められる事態又は他の締約国によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こす事態を明らかにするに当たって援助するよう執行理事会に要請する権利を有する。(第九条三項)

締約国は、あいまいと認められる事態又は他の締約国によるこの条約の違反の可能性について懸念を引き起こす事態を明らかにするための説

明を当該他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利を有する。(第九条四項)

これらの規定は、化学兵器禁止条約のいかなる締約国も執行理事会に不遵守の疑義を一方的に提起することができるとしたものである。ただし、この手続が明示的に援用された例はこれまでに存在しない。

(c) チャレンジ査察

第九条はさらに、すべての締約国に対して、極めて短時間の事前通告で他の締約国のいかなる場所においても実施されるチャレンジ査察の実施を要請する権利を与えている(第九条八項)^{六二}。

締約国は、この条約の違反の可能性についての問題を明らかにし及び解決することのみを目的として他の締約国の領域内又は他の締約国の管轄若しくは管理の下にあるその他の場所におけるいかなる施設又は区域に対しても申立てによる現地査察を要請する権利並びにこの査察がいかなる場所においても事務局長が指名する査察団により遅滞なく、かつ、検証附属書に従って行われることを求める権利を有する。

査察の要請は、執行理事会と事務局長に対して行われる(第九条一三項)^{六二}。チャレンジ査察を要請された締約国は、執行理事会が査察の実施に反対の決定を行わない限り、これを受け入れなければならない(第九条一〇項)。

(d) 化学兵器の使用の疑いがある場合における調査

締約国は、化学兵器の使用がある場合、戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の疑いがある場合または化学兵器の使用の脅威がある場合に事務局長に対して調査を要請することができる^{六三}。当該調査は、第九条八項に基づくチャレンジ査察としてまたは第一〇条八項に基づく援助・防護の提供の要請の関連において実施される(検証附属書第一一部第一項)。いずれを根拠とする場合であっても、調査を要請する権利は、化学兵器の使用もしくは使用の脅威または戦争の方法としての暴動鎮圧剤の使用の対象となつている締約国に限定されることなく、すべての締約国に認められている。

(e) 締約国会議への付託

締約国会議の一般的な権限について規定した第八条一九項は、締約国会議による検討の対象として、「締約国により提起され」た条約に関するいかなる問題もこれに含めている。したがって、化学兵器禁止条約のすべての締約国は、本規定を援用することによって、他の締約国の不遵守に関する問題を締約国会議に対して一方的に提起することが可能である。

以上のように化学兵器禁止条約の場合についても、いずれの締約国も、複数の明文の規定に従って、他の締約国によるOPCWの内部機関に不遵守の問題を提起できることが明らかである。もともと、問題はこれらの手続が現実にはほとんど援用されていないということである。この点は後に改めて検

討する。

(f) 紛争解決

第十四条は紛争解決条項を置いている^{六四}。化学兵器禁止条約において不遵守の提起に関する一連の規定に加えて紛争解決手続に関する規定が盛り込まれている背景としては、条約の中には、たとえば、表剤の輸出入申告、チャレンジ査察時のオブザーバー派遣、査察において採取した試料の現地外分析、秘密情報の保護などのような二者間の権利義務に関わる規定が存在するためと考えられる。

この条約の適用又は解釈に関して生ずる紛争は、この条約の関連規定に従い及び国際連合憲章の規定によって解決する。(第十四条一項)

この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で：：紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該関係当事者が選択するその他の平和的手段(この条約に規定する適当な内部機関に対し提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む。)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。(第十四条二項)

第十四条の規定よりは伝統的な紛争解決条項の定式に従ったものであり、紛争当事国間の合意に基づいて紛争解決手続が選択されることになる。したがって、この規定を援用する限り、他の締約国の不遵守を一方的に提起することはできない。なお、この紛争解決条項についても、締約国が明示的にこれを援用してOPCWの内部機関を含めた第三者機関に付託した例は存在しない。

(g) 内部機関による提起？

化学兵器禁止条約は第八条四〇項において、次のように規定して、技術事務局が締約国による不遵守の疑いを執行理事会に対して通報するという任務を与えている。

技術事務局は、任務の遂行に関連して生じた問題(検証の活動実施に当たり知るに至ったこの条約の遵守についての疑義、あいまいな点又は不確かな点であつて、当該締約国との間の協議により解消することができなかったものを含む。)を執行理事会に通報する。

この規定は一見すると、技術事務局が締約国の不遵守に関する問題を執行理事会に提起することを認めるものである。このような理解に立てば、化学兵器禁止条約の場合は、不遵守を申立てる主体を締約国に限定することなく、技術事務局にまで拡大したと評価することも可能であろう。しかし、技術事務局の任務(とくに検証活動に関する任務)は、チャレンジ査察と化学兵器の使用の疑いに関する調査の場合を除けば、あくまでも締約国によって条約上の義務が遵守されているかどうかを確認するために締約国から提供された情報の内容を検証することであり、技術事務局が独自の情報源に基づいて不遵守を探知することではない。それゆえ、本規定は、技術事務局に対して一方的に不遵守の問題を提起することを認めたものととらえる

のは適切でなく、むしろ遵守の確保についての検討を通じて明らかになった不遵守または不遵守の疑いという状況を通報するという文脈において理解されるべきと考える。遵守の確保に関する手続と不遵守の確認・是正に関する手続はその性質上連続性を帯びているのであって、そもその出発点は締約国によって情報が提供されたことに見出すべきである。

なお、OPCWの実行を見るかぎり、このような遵守の確保と不遵守の確認・是正の連続性が現実の場面で非常に顕著となっている。OPCWの内部機関である執行理事会と締約国会議には条約の明文規定によって遵守の確保に関する一般的な任務が与えられている^{六五}。いずれの内部機関の場合であっても、当初は遵守の確保に関する検討を行っていたものが、その検討の過程において不遵守の状況が明らかとなり、それゆえ、その後は不遵守の状況をいかに是正するかという問題に取り組むというような、そのような実行が個別具体的な問題に関して見られているのである。

(四)安保理決議一五四〇／安保理事国からの提起

安保理決議一五四〇は第一項から第三項において法的拘束力のある規定を置いている。国連加盟国が当該規定を遵守しない場合、理論上は義務の不遵守という状況が生じる。

ある論者の見解によれば、国際立法のような場合にはすべての加盟国の重大な利害が影響を受けることは明白であるので、加盟国は、国連憲章第三条の規定に基づいて安全保障理事会の討議に参加する権利を持ち、公式会合が予定されていない場合は安全保障理事会に公開または非公式の会合を開催し、発言の機会を与えるために利害を有する加盟国を招請するよう求める権利を持つ^{六六}。また別の論者の見解によれば、安保理決議一五四〇は、加盟国が決議に基づいて禁止されている活動に関する疑義について他の加盟国に説明を求める枠組みを提供しており、他の加盟国が決議一五四〇を遵守しない場合には、本文第九項の精神により、当該加盟国が自らの領域において拡散の疑義について照会することができ、照会に回答すること回避するなどによって疑義が解消されない場合は不遵守の問題が生じる^{六七}。

しかし、安全保障理事会仮手続規則二において理事会の会合の招集を要請できる資格を有する主体が安保理事国に限られていることに鑑みれば、安保理決議の不遵守の問題を安全保障理事会に対して提起することができる主体は一般に安保理事国に限定されると理解すべきである。安保理事国以外の国連加盟国は、同規則三七および国連憲章三一条の規定に基づいて安全保障理事会における討議に参加することが認められているものの、参加のためには安全保障理事会によって「加盟国の利害に特に影響がある」ことが認められなければならない^{六八}、安保理非理事国が無条件で安保理決議の不遵守の問題を安全保障理事会に提起することはできない。一五四〇委員会の「作業活動のための指針」^{六八}も同様に、安保理事国以外の国連加盟国が一五四〇委員会の討議に参加するためには同委員会からの招請を必要としているのである(第四項(c))。

二 不遵守の調査、認定および是正

(二) ジュネーヴ議定書と国連事務総長による調査

先にみたように、ジュネーヴ議定書に関連して採択された国連総会決議は、すべての国連加盟国に対して生物兵器または化学兵器の使用の疑いに関する調査を事務総長に要請することを認めた。それでは、加盟国から調査の実施が要請された場合にどのような手続によつて当該調査が行われるのだろうか。以下、一九八〇年に採択された決議三五／一四四C、一九八二年に採択された決議三七／九八D、および一九八七年に採択された四二／三七Cを順に検討してみよう。

(a) 国連総会決議三五／一四四C

一九八〇年に採択された国連総会決議三五／一四四Cは、事務総長に対して、国連加盟国からの提起に基づいて化学兵器の使用の疑いに関する事実を確認し化学兵器の使用による損害の程度を評価するために、公平な調査を実施するよう要請したものである(第四項)^{六九}。調査にあたり、事務総長には、その領域において化学兵器が使用されたことを通報した国家の提案を考慮することおよび資格を有する医療専門家および技術専門家の支援を受けることが要請されている(第五項)。また、すべての国家に対して調査への協力を求めている(第七項)。

本決議の採択を受けて、一九八一年一月から同決議に基づく具体的な手続が開始された。すなわち、事務総長は、すべての国連加盟国に対して情報の提供を要請するとともに、専門家を指名して調査のための専門家グループを組織した^{七〇}。情報を提供した加盟国は二四カ国に及んでいる^{七一}。専門家グループは合計三回の会合を通じて、各国から提供された情報や通報された化学兵器の使用に関する提起について検討し、化学兵器に関する一般的な所見をまとめ、調査の対象を特定し、さらに証拠の収集および検討のために現地調査を行った^{七二}。具体的に検討されたのは、米国からの通報(アフガニスタン・ラオス・カンボジアにおける使用の疑いを提起したもの)とカナダからの通報(ラオスにおける使用の疑いを提起したもの)についてである。専門家グループが訪問したのはタイの二カ所の難民キャンプであり、現地において合計二八名に対する面談と試料の採取が行われた。ベトナムとラオスへの訪問は、両国が調査に対する協力を拒否したために不可能であった^{七三}。調査の結果は報告書にまとめられ、事務総長を通じて国連総会に提出されている。同報告書において専門家グループは、第一に化学兵器による攻撃から数カ月が経過して戦用化学剤に曝されたことを示す証拠を採知することができなかったこと、第二に採取された試料は国連に渡されたがまだ分析されていないということの二つを主な理由として、戦用化学剤が使用さ

れたかどうかを最終的に結論づけることはできないとした^{七四}。国連総会は、当該報告書の提出を踏まえて、新たに決議を採択し、専門家グループが調査を完了していないことに留意して、事務総長に対して専門家グループの支援の下で調査を継続し、翌年の国連総会(第三七会期)に報告するよう要請した(決議三六／九六C)^{七五}。

この決議三六／九六Cに従って、アフガニスタン・ラオス・カンボジアにおける使用の疑いに関する調査が継続された^{七六}。専門家グループは、パキスタンとタイの難民キャンプを訪問して関係者に対する面談と試料の採取を行った^{七七}。採取された試料は、前年にタイで採取された試料も含めて各国の実験施設において分析された^{七八}。なお、調査のためにカンボジアを訪問する可能性が追求されたものの、カンボジア側との意思疎通に問題があったために訪問は実現しなかった^{七九}。専門家グループは、最終的に、化学兵器の使用が証明されたということはできないものの、一定の場合にある種の毒性化学物質が使用された可能性を示唆する状況証拠を無視することもできない、との結論を出している^{八〇}。

一九八二年の国連総会第三七会期は、専門家グループの調査結果の検討を踏まえて^{八一}、決議三七／九八Eを採択して、事務総長報告書に留意し、専門家グループと同グループの任務遂行のために協力した加盟国に対して謝意を表明し(第一項)、すべての国によるジュネーヴ議定書の原則および目的の厳格な遵守を求め、この目的に反するすべての行動を非難した(第二項)^{八二}。ただし、この決議では調査のさらなる延長が求められなかったため、決議三五／一四四Cに基づく調査は終了した。

国際監視機関(本調査手続の場合は既存の国際機構に特定の監視任務を付与したものであるが)による不遵守問題の取り扱いという観点に立てば、国連総会決議三五／一四四Cに基づく調査手続には次のような特徴がある。第一に、調査の対象は化学兵器の使用に限定されている。ジュネーヴ議定書が禁止している行為は戦時における化学兵器と生物兵器の使用であるのに対して、本調査手続は化学兵器の使用のみを対象とするものである。なおこの点に関連して、本決議は前文において「ジュネーヴ議定書および関連する慣習国際法規則」に言及しているものの(前文第四項)、本文では、化学兵器の使用の疑いに関する調査を実施するというだけで、化学兵器の使用が国際法に違反する行為であるかどうかについては触れていない。第二に、本決議に従って行われる調査の性格はアドホックなものである。本文第八項の規定は事務総長に対して当該調査に関する報告書を翌年の国連総会に提出するよう求めており、このような規定よりは、調査がとりあえず一年間限りのものであることを示唆している。実際に、翌年の国連総会(第三六回会期)は新たな決議によって調査の一年間の延長を認めたのに対して、さらに翌々年の国連総会(第三七回会期)は再延長を求める動きがなく、調査は終了している。第三に、本決議は、実際に調査を行うことを主眼とするものである。すなわち、当時一部の国家から具体的な化学兵器の使用が主張されており、このような主張を念頭において、その事実関係を確認するために必要な措置をとったのである。それゆえ、化学兵器の使用の提起があった場合に一般的に適用可能な調査手続を策定することは決議の目的に含まれていなかった。

(b) 国連総会決議三七／九八D

一九八二年に採択された国連総会決議三七／九八Dは、提案国の見解によれば先に触れた一九八〇年の国連総会決議三五／一四四Cとは一切関係しないとされているものの、実質的にはこれをさらに発展させた内容を持つものである。

決議はまず、事務総長に対して、ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反となりうる活動に関して加盟国から注意喚起された情報を調査し、当該調査の結果を速やかにすべての加盟国および国連総会に報告するよう要請している(第四項)。手続の実施に関連して、事務総長には、資格を有する専門家と生物剤および化学剤の分析能力を備えた実験施設の一覧表を作成しこれを維持すること(第五項)、緊急の調査を行うために一覧表の中から専門家を任命すること(第六項(a))、専門家が証拠(現地における証拠を含む)を収集し検討するためにおよび必要な場合には分析を行うために必要な措置をとること(第六項(b))、政府および関連する国際機構などから適当な支援を求めること(第六項(c))などが要請されている。以上を一般的な事項として、事務総長にはさらに、「適時かつ実効的な調査のための手続」を作成することが要請されている(第七項)。なお、すべての政府、国内機関または国際機関および科学研究機関には事務総長に協力することが求められている(第八項)。

本文第七項に基づいて作成が要請されていた「調査のための手続」は、顧問専門家グループ^{八三}による作業を経て^{八四}、翌々年の国連総会第三九会期に事務総長報告書附属として提出された(国連総会文書A／三九／四八八)^{八五}。当該手続は、個別具体的な規則を条文に類似する形式でまとめたものというよりは、むしろ調査に必要な要素を網羅的に取り上げて記載したものとなっている。具体的に盛り込まれている要素は次のとおりである^{八六}。

① 事務総長が調査を開始するかどうかを決定するにあたり依拠すべき規準

② 調査の開始に関連したフォローアップ措置

③ 調査の実施に関する特定の指針(事務局が資格を有する専門家をグループ化するための指針、事務局が実験施設を分類するための指針、事務局によって保管されるべき装置の一覧表、専門家チームの構成員を選ぶための手続および規準、安全確保および活動の支援、現地調査のための手続、試料の採取および取り扱いに関する基準、試料の保全方法、実験施設の選定および試料の準備・輸送・分析、試料輸送のための手続ならびに専門家チームの報告)

④ 調査の実施に関する特定の任務

本決議の採択を受けて、米国および民主カンボジアは、国連事務総長に対して化学兵器または生物兵器の使用の疑いに関する通報を提出している^{八七}(もつとも、これらの通報に基づいて調査が実施された形成は見られない)。なお、米国および民主カンボジアによる提起以外にも、本暫定手続に基づく事実調査が行われても全く不思議ではない状況が生じていた。すなわち、イランは、イラン＝イラク戦争においてイラクが化学兵器を使用している

と主張して^{八八}、国連事務総長に対して現地調査を実施するよう度重ねて要請を行ったのである^{八九}。しかし、国連事務総長は政治的圧力を受けて国連総会決議三七／Dを利用できなかったと言われている^{九〇}。現実には、国連事務総長は一九八四年から一九八八年の間に数回にわたって現地調査を行い、その結果、いずれの調査においてもイラクがイラン・イラク戦争においてイランに化学兵器を使用した事実が明らかになったのであるが^{九一}、これらの現地調査は、安全保障理事会の決議に基づき、事務総長の仲介を慫慂するという文脈において行われたのであつて^{九二}、国連総会決議三七／九八Dが直接援用されたものではなかった。

国連総会決議三七／九八Dに基づく調査手続は、事務総長に対して調査を要請する点において国連総会決議三五／一四四Cに基づく調査手続と同じであるものの、次の点に発展的な側面を見出すことが可能である。第一に、「ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反を構成しうる活動」を調査するという規定ぶりから、調査の対象が化学兵器だけでなく生物兵器にまで拡大されることが含意されると同時に、調査が国際法違反の申立てに基づくものであることが明確となった。また、これに関連して、本決議が、化学兵器または生物兵器の使用禁止をジュネーヴ議定書という条約上の義務でありかつ慣習国際法上の義務でもあると理解しているということが明らかとなった。第二に、本決議によつて「適時かつ実効的な調査のための手続」が作成されることになった。国連総会決議三五／一四四Cの場合は、すでに提起されている具体的な化学兵器の使用の主張について、その事実を確認することが目的であつたのに対して、本決議は、具体的な使用の提起を念頭に置きつつも、そのような提起があつた場合に一般的に適用可能な調査手続を策定して、手続そのものを制度化することも目的としていたのである。もつとも、決議が「一九二五年ジュネーヴ議定書の権威を維持するための暫定手続」というタイトルを持つことから分かるように、本決議に基づいて設定される調査手続それ自体は暫定的な性格を有するにとどまつている。

(c) 国連総会決議四二／三七C

一九八七年に採択された国連総会決議四二／三七Cは、「事務総長が調査を行うために自らの利用に供しうる既存の態様(modalities)をさらに精緻なものとするよう求めたものである^{九三}。

本決議の内容は国連総会決議三七／九八Dの内容をほぼそのまま書き写す形で起草されている。すなわち、総会は、事務総長に対して、ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反となりうる生物・化学兵器の使用の可能性に関して加盟国から注意喚起された情報を調査し、当該調査の結果を速やかにすべての加盟国に報告するよう要請するとともに(第四項)、「適時かつ実効的な調査のために自らに利用可能となる技術的指針および手続」の策定を求めている(第五項)。手続の実施に関連して事務総長に要請されている事項も国連総会決議三七／九八Dと同じであり^{九四}、加盟国および関連する国際機構が調査手続において事務総長に十分に協力するよう求められているという点も同様である(第八項)^{九五}。

本文第五項に基づいて策定することが要請されている「技術的指針および手続」は、翌々年の国連総会第四四会期に事務総長報告書の附属として提出された(国連文書A/四四/五六一)^{九六}。概要は次のとおりである。

- ・加盟国は、国連事務総長に対して使用の疑いを通報し、調査の実施のために注意喚起する権利を有する(パラ二五)。
- ・国連事務総長は、調査の権限を有し、独自の判断によりまたは「専門的顧問(expert consultant)」と協議の上、調査の実施の方法を決定する(パラ一六および二九)。ただし、例外的に調査を実施しない場合^{九七}がある(パラ三三)。
- ・調査の実施には被調査国の同意が必要である(パラ二三および四三)。
- ・調査に直接関係するのは、国連事務総長、通報国、被調査国、国連事務総長を補佐する役割を持つ「専門的顧問」、実際に現地調査を行う任務を有する「資格を有する専門家」、および試料分析を実施する「実験施設」である(パラ三四〜八〇)。
- ・国連事務総長は、「専門的顧問」、「資格を有する専門家」、「実験施設」および「装置」に関してさまざまな準備的措置を講じる必要がある(パラ八三〜八八)。

・国連事務総長は、調査の実施にあたり、被調査国との調整を行い、「専門的顧問」を招集し、「資格を有する専門家」を任命の上現地に派遣し、および「実験施設」を選定する(パラ八九〜九三)。

・調査には試料分析および面談という方法が用いられる(パラ九七〜九八)。

・採取された試料は、三か所の実験施設に輸送される。調査団は、調査の結果に関する最終報告書^{九八}を国連事務総長に提出する(パラ一〇二)。

・本手続は定期的に再検討される(パラ一〇三〜一〇四)。

本手続は、翌年の国連総会第四五会期において承認されている^{九九}。

国連総会決議四二/三七Cおよび同決議に従って作成された「技術的指針および手続」(国連文書A/四四/五六一)の意義は、一九八二年の段階では「暫定手続」と位置づけられた調査手続を正式に恒常的に利用可能なものとした点にある^{一〇〇}。安全保障理事会は、一九八八年八月二六日に全会一致で採択した決議六二〇において、国連事務総長に対して、加盟国から国連事務総長に注意喚起された一九二五年ジュネーヴ議定書または他の慣習国際法の関連規則の違反となりうる化学および細菌(生物)または毒素兵器の使用の可能性に関する通報に対応し、事態の事実を確認するために調査を直ちに実施することし、ならびに調査の結果を報告するよう懇請しており^{一〇一}、また生物兵器禁止条約の第六回運用検討会議は、国連安全保障理事会に対して、必要と思う場合には国連安保理決議六二〇に従って、国連事務総長に国連総会文書A/四四/五六一に盛り込まれた「技術的な指針および手続」を利用して使用の申立てを調査するよう要請するよう求めている^{一〇二}。

一九九二年には、国連事務総長に対して化学兵器の使用の疑いに関する通報が二件提出され、これを受けてそれぞれの通報について現地調査が実施された。

一九九二年一月、モザンビークは国連事務総長宛の書簡において、反政府軍によって化学兵器が使用されたとして、国連の専門家チームを派遣するよう要請した^{一〇三}。事務総長はモザンビークから提供されたさらなる情報を踏まえて現地調査の実施を決定し、三月二三日から二七日にかけて三名の専門家をモザンビークに派遣した^{一〇四}。なお、モザンビークは現地調査が実施されるまでの間、スウェーデン人専門家と南アフリカ人医師を招いて予備的調査を行っている。現地調査として行われたのは、①モザンビーク政府関係者に対する面談、②モザンビーク南部の戦闘地域への訪問（化学兵器による攻撃に関する証拠の収集および実験施設における分析を行うための試料の採取を目的とする）、③化学兵器による攻撃による負傷者とされる者への面談、④二月にモザンビークを訪問したスウェーデン人専門家により収集された情報の検討、および⑤調査を行った南アフリカ人医師により提供された情報の検討である。専門家チームの見解によれば、負傷者の症状が戦用化学剤の使用による場合と一致しているものの、分析データがないために戦用化学剤が使用されたかどうかを結論づけることはできないとして、とくに攻撃が行われたとされた時から調査が実施されるまでにかかりの時間が経過しており、化学剤を探知することが困難であると結んでいる^{一〇五}。なお、現地で採取された試料は現地外分析のためスウェーデン、スイスおよび英国の実験施設に輸送され、実際に分析が行われたものの、いずれの施設における分析によっても化学兵器は検出されなかった^{一〇六}。

一九九二年六月、アゼルバイジャンは国連安保理議長に宛てた書簡の中で、アゼルバイジャンの領域においてアルメニア軍が化学兵器を使用したことを主張した^{一〇七}。アルメニアは国連事務総長に宛てた書簡の中で、アゼルバイジャンによるこのような主張を否定するとともに、専門家を紛争地域に派遣して状況を調査するよう要請した^{一〇八}。当該要請を受けて事務総長は、七月四日から八日にかけて三名の専門家によって構成される調査団をアゼルバイジャンおよびアルメニアに派遣した^{一〇九}。具体的な調査は、①アゼルバイジャン政府関係者に対する面談、②化学兵器による攻撃を受けたとされる場所への訪問、③化学兵器による攻撃による負傷者とされる者の面談、④アゼルバイジャンによる試料分析が行われた施設への訪問、⑤試料採取の必要性の評価、および⑥収集した情報の評価を通じて実施された^{一一〇}。調査団は、化学兵器の使用に関係するものとして提示されたすべての事象(events)は化学兵器以外の理由によって説明することも可能であり、さらに、いずれの事象も化学兵器を含む攻撃によって生じたものであることが裏付けられなかったとして、化学兵器の使用の証拠は調査団に対して提示されなかったと結論づけた^{一一一}。

以上、ジュネーヴ議定書の不遵守という状況に関する国連における実行を通じた対応を概観してきた。国連総会決議によって導入された調査手続は、国連加盟国に対して調査を一方的に要請する「権利」を与えるものであり、具体的な場面において当該「権利」の援用された例が複数存在している。

もつとも、当該調査手続は国連総会決議に根拠を置いているため強制力を持たず、国連加盟国の同意がなければそもそも調査を実施することができない。それゆえ調査の成功のためには国連加盟国の協力が不可欠である。また、本手続は事実調査にとどまり、義務の不遵守が確認された場合にどのような対処方法が考えられるのかについて必ずしも明らかではない。このように、当該調査手続は、その援用主体の拡大という点について意義が見られるものの、その実効性については大きな限界がある。

(二) 生物兵器禁止条約の条約機関を中心とした慎重な取り組み

生物兵器禁止条約は、条約の規定および検討会議の実行を通じて、いかなる締約国も他の締約国の不遵守を提起できる手続を備えている。それでは、実際に不遵守の提起があった場合、不遵守の問題はどのようにして検討されるのだろうか。そして、可能な場合には、どのような是正措置がとられるのだろうか。以下、検討会議の実行に基づく「協議会合」と第六条に基づく安全保障理事会への付託を取り上げ、さらに、第二二条に従って開催される検討会議による不遵守の検討についても言及する。

(a) 「協議会合」

生物兵器禁止条約は、これまでの検討会議の実行を通じて、第五条に基づく協議・協力のための手続として、「協議会合」の制度を設定している^{二二}。まず、第二回検討会議（一九八六年）において第五条の文言をかなり取り入れる形で次の点に合意がみられた^{二三}。

- ・協議会合は、締約国により要請された場合、速やかに開催される。
- ・協議会合は、条約の目的に関連して生ずる問題または条約の規定の適用に際して生ずる問題を検討し、あいまいまたは未解決と考えられる事項をとりわけ技術専門家の支援によりさらに明らかにするための方法および手段を提案し、ならびに国際連合の枠内および国際連合憲章に従って行われる適当な国際的手続により行うことができる。
- ・協議会合または締約国は、とりわけ国際連合の枠内および国際連合憲章に従って行われる適当な国際的手続を通じて条約の目的に関連して生ずる問題または条約の規定の適用に際して生ずる問題を解決するにあたり、特別な支援を要請することができる。
- ・締約国は条約の目的に関連して生ずる問題または条約の規定の適用に際して生ずる問題の検討にあたり、ならびにあいまいおよび未解決な事項を明らかにするにあたり協力し、さらに国際連合の枠内および国際連合憲章に従って行われる適当な国際的手続において協力しなければならない。

続く第三回検討会議（一九九一年）では、制度の内容について、さらに次の点について補足することに合意があった^{二四}。

・公式協議会合に先立ち、生じた問題に係る締約国の間の合意による二者間その他の協議が行われる場合がある。

・協議会合を開催する要請は寄託者に通知される。寄託者はすべての締約国に対して当該要請を速やかに通報し、公式協議会合の開催を討議するため関係締約国の非公式会合を三〇日以内に開催する。公式協議会合は要請の受領から六〇日以内に開催される。

・決定の採択に関し、協議会合は検討会議の手続規則二八^{二五}に従ってこれを行う。

・締約国は、協議会合または締約国が条約第六条に基づく安全保障理事会への苦情申立てを含む国際連合の枠内でのそのような手続を利用する場合、事務総長が引き続き通報を受けることに合意する。

このような「協議会合」手続について、第四回検討会議（一九九六年）は、当該手続の有効性を再確認するとともに、条約の目的に係るまたは条約規定の適用にあたり生じた問題を特定したいかなる締約国も、適当な場合には、これを明確にしおよび解決するために当該手続を利用するよう求めている^{二六}。さらに、第六回検討会議（二〇〇六年）は、本手続が第五条に基づく協議・協力のために締約国によって利用されるものとして有効であることを再確認し^{二七}、締約国が条約に基づく義務の違反の提起に対して具体的かつ適時な回答を提供することに合意したこと、および当該回答が本手続に従って提出されるべきであることに言及している^{二八}。

本手続は一九九七年にキューバによって援用されている。一九九七年四月二八日、キューバは国連事務総長に宛てた口上書において、前年の一〇月二一日に米国が国防省の航空機を使用してキューバの農作物に被害を与えるためにミナキイロアザミウマ(Thrips palmi Karny)（注 体長一ミリ前後の害虫でナス・キュウリ・ピーマン・メロン・スイカなどに被害をもたらす^{二九}）を空中から散布したと通報した^{三〇}。米国は五月六日に声明を发出してキューバの主張を全面的に否定した^{三一}。これに対して、キューバは、六月三〇日に生物兵器禁止条約の共同寄託国であるロシアに対して協議会合の開催を要請した。当該要請を受けて、七月三十一日に公式協議会合の開催について議論するための非公式協議が行われた。同非公式協議の結果、公式協議会合を八月二五日にジュネーヴで開催すること、直近の検討会議（一九九六年）の議長国であった英国が協議会合の議長を務めること^{三二}、協議会合の議題としてキューバによって提起された懸念^{三三}を取り上げること、の三点に合意が見られた。協議会合は八月二五日から二七日にかけてジュネーヴにおいて開催され、締約国七四カ国と署名国三カ国が出席した。協議会合は、キューバと米国がそれぞれ自らの立場を明らかにしたことを歓迎し、本件協議が第三回検討会議の最終文書に完全に合致したものであることに留意した^{三四}。もともと、実際にはキューバの懸念が完全に解消されたわけではなかった。このため、議長は締約国に対して、希望する場合には自らの見解を一カ月以内に文書で提出するよう要請し、期限までに二カ国（ニュージーランド、カナダ、キューバ、中国、日本、オーストラリア、ドイツ、デンマーク、オランダ、ベトナム、ハンガリーおよび北朝鮮）から文書が提出された^{三五}。協議会合の議長および副議長は一月二七日に会合を開催して本件に関するさらなる検討を行ったものの、「とりわけ問題の技術的な複雑性および

時間の経過を理由として、キューバ政府によって提起された懸念について確定的な結論を出すのは不可能である」と結論するにとどまった^{二二六}。

(b) 安全保障理事会への付託

生物兵器禁止条約の第六条二項は、同条第一項に基づいて締約国が他の締約国による条約義務の不遵守を安全保障理事会に申立てた場合について、次のような規定を置く。

締約国は、安全保障理事会がその受理した苦情の申立てに基づき国際連合憲章に従って行う調査に対し協力することを約束する。同理事会は、この調査の結果を締約国に通知する。

このように、安全保障理事会がいかなる調査を行うかについて明確な規定は存在していない。それゆえ、安全保障理事会は、苦情の申立てを受理するか否かを含めて、自らの裁量によって当該申立てに関する対応を決定することができると考えられる^{二二七}。ただし、検討会議はこれまでに、安全保障理事会に対して、第六条に基づいて苦情が申立てられた場合に、当該苦情を速やかに検討して苦情の調査のために必要と考える措置をとり、調査の結果を各締約国に通報し、必要な場合にさらなる適当な行動を速やかに検討するよう要請している^{二二八}。検討会議はまた、安全保障理事会が必要と考える場合、一九八八年の安保理決議六二〇に従い、国連事務総長に対して国連文書A/四四/五六一に盛り込まれた技術的な指針および手続を利用して^{二二九}、使用の疑いの調査を要請するよう求めている^{三〇〇}。なお、以上にみた安全保障理事会への付託に関する手続はこれまでに一度も援用されていない^{三〇一}。

以上のような二つの手続、すなわち、検討会議の実行に基づく「協議会合」と第六条に基づく安全保障理事会への付託といういずれの手続も、すべての締約国に対して不遵守を提起することを認めたものであるという点で評価できる。しかし、現実には、キューバによる「協議会合」手続の援用の一例を除けば、これらの制度が利用されたことはない。生物兵器禁止条約の実行に注目すると、締約国が他国による不遵守の問題を取り上げたり、不遵守の是正のための措置を検討してきたのは、むしろ、定期的に開催される検討会議のまさにその場においてだということが明らかとなる。そこで、次に検討会議における不遵守の検討について取り上げてみよう。

(c) 検討会議における検討

生物兵器禁止条約は第一二条において、「前文の目的の実現及びこの条約の規定の遵守を確保するようにこの条約の運用を検討する」ために検討会議を開催すると規定している。このような一般的かつ包括的な規定ぶりからすれば、遵守の確保の場合と同様に、不遵守の問題が検討の対象に含まれ

ると解釈することは可能であると考えられる。

(i) 生物兵器の開発

生物兵器禁止条約は第一条において生物兵器の開発を禁止している。これまでに開催された検討会議において、一部の締約国が他の締約国による秘密裏の生物兵器の開発を非難する声明を発表し、名指しされた締約国がこれに反論するという場面が見られている。

たとえば、第一回検討会議（一九八〇年）において米国は、一九七九年にソ連のスヴェルトロフスクで発生した生物剤によるものと思われる民間人の大量死事件を念頭に、ソ連が条約の規定に合致しない量の致死性生物剤を保有しているかどうかについて同国との間で協議を行っていることを明らかにした^{二二二}。これに対してソ連は、汚染された食肉を原因とする伝染病が発生したと説明し、ソ連が条約を遵守していることに何ら影響するものではない旨を反論している^{二二三}。このような米ソの応酬は、一九八六年の第二回検討会議でも繰り返された^{二二四}。また、一九九六年の第四回検討会議では、オーストラリアが、前回の検討会議以降、旧ソ連とイラクの攻撃用兵器計画が明るみになったとの指摘を行っており^{二二五}、さらに、二〇〇一年の第五回検討会議では、米国が、生物兵器を開発または生産している疑いのある国としてイラク、北朝鮮およびイランを、生物兵器の研究開発を行っている疑いのある国としてリビアをそれぞれ名指しで非難している^{二二六}。

もつとも、このように一部の締約国が他の締約国の行動を非難する場面があつたとはいえ、生物兵器の開発疑惑の真偽は別として、締約国が検討会議というすべての締約国に対して開かれた場においてこのような主張を行つた意図は、必ずしも当該疑惑を検討会議において解決することにあつたわけではなく、むしろ政治的な効果を狙うことにあつたと推測される。検討会議が仮に不遵守の状況を是正するために何らかの措置をとる権限を有しているとしても、現実問題としてこのように締約国の間で完全に主張が対立するような事項について意思決定を行うことは困難と思われ、実際にも何らかの具体的な措置はとられなかった。

(ii) 国内実施義務

生物兵器禁止条約の締約国は、第四条に基づいて、「第一条に規定する微生物剤その他の生物剤、毒素、兵器、装置及び運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止し及び防止するため」の国内実施義務を負う。検討会議はこれまでに、すでに条約の締約国となつていながら第四条に基づく国内実施義務の履行状況が十分とはいえない締約国が存在していると認識しているようである^{二二七}。このような状況を踏まえて検討会議は未履行国に対して一定の措置を講じており、その措置の内容は個別的かつ制裁的なものではなく、むしろ履行の確保を目指した一般的かつ協力的なものとなっている。

検討会議はまず、これまで、自国に憲法上の手続に従い必要な措置をとっていない締約国に対して、直ちにまたは遅滞なく当該措置をとるよう繰り

返し求めている^{一三八}。検討会議によつて採択される最終文書は、国内実施義務の履行の意義をさまざまな形でたびたび強調しており^{一三九}、このような言及は、国内実施義務に対する未履行国の意識を向上させることにも資するであろう。

検討会議はまた、未履行国に対して義務の履行を達成するために、条約規定の実施に関する措置に経験を有する締約国に対して要請に基づいて他の締約国を支援し^{一四〇}、とくに、信頼醸成措置の実施に関する有用な情報を提供するように求めている^{一四一}。また、地域的なイニシアチブが懲慫される一方で^{一四二}、国連安保理決議一五四〇に従つて国から国連に提供された情報が第四条に基づく義務の履行にあたり締約国にとって有用な情報源を提供しうるとしている^{一四三}。

なお、任意の情報提供制度である信頼醸成措置については、現在まで情報を提供する締約国の数が伸び悩んでいることを踏まえ、このような状況を改善し締約国からの情報提供を促進させる目的のための改善策がとられることになった。すなわち、第六回検討会議は、締約国に対して条約の国内実施を調整しならびに他の締約国および関連国際機関との連絡のための国内の連絡先を指定するよう懲慫し^{一四四}、信頼醸成措置のとりまとめを主な任務とする常設の「実施支援ユニット」を設置し^{一四五}、さらに電子様式の開発および利用を通じた情報の伝達メカニズムを構築する^{一四六}などの措置をとつた。信頼醸成措置の実施状況の改善については今後の動向を見守る必要があるだろう。

生物兵器禁止条約の不遵守の問題に関する以上のような議論をまとめると、次の二点を指摘することができる。第一に、条約は明文の規定およびその実行を通じてすべての締約国に対して他の締約国の不遵守を一方的に提起する制度を設けているものの、キューバによる「協議会合」の場合を除けば、実際に制度が援用された例はなく、むしろ不遵守に関する問題は検討会議の場において議論されているということである。問題は、不遵守を是正するためにどのような措置をとるかであつて、この点に関して検討会議の姿勢は概して慎重なものとなっている。これが第二点目の指摘である。

(三) 化学兵器禁止条約と国際機構を中心とした積極的な取り組み

化学兵器禁止条約の場合にも締約国が化学兵器禁止機関(OPCW)の内部機関に対して不遵守を提起する制度が整備されている。締約国からの提起があつた場合、その後どのような手続がとられるかについて、まず、締約国からの一方的な提起を認め、詳細な規定を置いている場合として、執行理事会を通じて説明の制度、チャレンジ査察、化学兵器の使用の疑いに関する調査について触れる。次に、現実には政策決定機関において遵守確保の検討と不遵守への対応が連続的に行われているという文脈から、執行理事会と締約国会議による検討および是正措置について触れる。とくに後者に関して、OPCWは、国際機構という常設の機関であるという特徴を十分に生かして積極的な姿勢で不遵守の是正に取り組んでいる。

(a) 執理事会を通じた説明の制度

第九条四項の規定を援用して、締約国が執理事会を通して他の締約国に対してあいまいと認められる事態または条約違反の可能性について懸念を引き起こす事態を明らかにするための説明を要請した場合、要請された締約国は当該要請の後一〇日以内に説明を行う(第九条四項(b))。説明の要請を行った締約国は、当該説明が十分でないと考える場合には、執理事会を通じて更なる説明を得るよう要請することができる(第九条四項(d))。執理事会は、更なる説明を得るために、事務局長に対して専門家会合を設置するよう要請することができる。専門家会合は、検討結果に基づく事実関係を執理事会に報告する(第九条四項(e))。更なる説明が依然として不十分である場合または疑義・疑念が一定期間に解消されない場合もしくは疑義が緊急の検討を要するものである場合、当該問題は執理事会特別会期または締約国会議特別会期に付託される(第九条四項(f)・七項)。いずれの機関も事態を解決するために適当と認める措置を勧告することができる。

(b) チャレンジ査察

チャレンジ査察の要請を受けた締約国(被査察締約国)は、執理事会による反対の決定がない限り、技術事務局が条約遵守の検証のために実施するチャレンジ査察を受け入れなければならない(第九条一〇項)^{一四七}。査察の要請が行われてから査察の完了までの流れは以下のとおりである。

・査察の要請から一二時間以内に、一方で、執理事会はチャレンジ査察を続行するか中止するか判断を行い(すべての執理事会国の四分の三以上の多数決によつて中止することができる)(第九条一七項)、他方で、事務局長は、被査察締約国に対して査察要請と査察施設所在地を伝達しつつ(第九条一五条・検証附属書第一〇部第一一項)、査察団を編成して被査察締約国に派遣する(検証附属書第一〇部第二項・第三項)。なお、被査察締約国の同意がある場合には要請締約国はオブザーバーを派遣することができる(第九条一二項)。

・査察要請の一二時間後から二四時間以内に、被査察締約国はすべての輸送機関による退去に関する情報の収集を開始する(検証附属書第一〇部第三二項)。

・査察要請から二四時間以内に、査察団は被査察締約国の入国地点に到着する。

・査察要請の二四時間後から三六時間が経過するまでの間に、査察団と被査察締約国は外縁に関する交渉を終了させる(検証附属書第一〇部第一九項)。

・査察要請の三六時間後から四八時間以内に、査察団は査察施設の外縁に到着する(検証附属書第一〇部第一四項・第一八項・第一九項)。
・査察要請の四八時間後から一二〇時間以内に、査察施設の「最終外縁」が決定される(検証附属書第一〇部第二二項)。査察団は被査察締約国から施設の退去の監視を引き継ぐ(検証附属書第一〇部第三二項)。

・査察要請の一二〇時間後から一八四時間後までの間、査察施設・区域に対して査察が実施される（検証附属書第一〇部第五七項）^{一四八}。
査察が完了した後、査察団は被査察締約国から退去し（検証附属書第二部第六〇項）、報告書の作成にあたる。

・査察完了後三〇日以内に、最終報告^{一四九}が事務局長に提出される（検証附属書第一〇部第六一項）。最終報告は、さらに、事務局長から要請締約国および被査察締約国を含むすべての締約国および・執行理事会に対し速やかに送付される（第九条二二項）^{一五〇}。

査察の最終報告は執行理事会における検討の対象となる^{一五一}。さらに措置が必要となるとの結論に到達する場合、執行理事会は事態を是正し条約の遵守を確保するための適当な措置をとる（第九条二三項）。検討の結果は、締約国および締約国会議の次期会期に対して報告され（第九条二四項）、執行理事会が締約国会議に対して具体的な勧告を行った場合、締約国会議は、第一二条の規定に従って事態は正のための措置を検討する（第九条二五項）。

（c）化学兵器の使用の疑いがある場合における調査

化学兵器の使用の疑いがある場合における調査は、第九条八項に基づくチャレンジ査察としてまたは第一〇条八項に基づく援助・防護の提供に関連して要請される。いずれの場合にも検証附属書第一一部の手続が追加的に適用される（検証附属書第一一部第二項）。調査の流れは以下のとおりである。

・事務局長は、要請の受領を執行理事会およびすべての締約国に通報する（検証附属書第一一部第五項）。

・事務局長は、具体的な要請の事情及び特性を考慮して査察団の構成員を選定し（検証附属書第一一部第八項）^{一五二}、できる限り早い機会に当該査察団を派遣する（検証附属書第一一部第一一項）。

・査察団は、調査のために、使用された疑いのある化学兵器により影響を受ける可能性のあるすべての場所に対してアクセスすること（検証附属書第一一部第一五項）、試料を採取し（検証附属書第一一部第一六項〜第一八項）、面談を行うことが認められる（検証附属書第一一部第二二項）。

・査察団は、被査察締約国の領域に到着した後二四時間以内に、事務局長に対して状況報告^{一五三}を送付し、調査期間を通じて、必要に応じ、経過報告^{一五四}を送付する（検証附属書第一一部第二二項）。

調査が終了した後、査察団は被査察締約国から退去し、報告書の作成にあたる。

・調査終了後三〇日以内に、最終報告^{一五五}が事務局長に提出される（検証附属書第一一部第二三項）。最終報告は、さらに、事務局長から執行理事会およびすべての締約国に対して速やかに送付される（検証附属書第一一部第二三項）。

状況報告は執理事会において検討の対象となる。とくに第一〇条八項に基づく援助・防護の提供に関連した要請の場合、執理事会は、調査の報告の受領の後二四時間以内に会合し、技術事務局に対し追加的な援助を提供するよう指示するか否かを次の二四時間以内に単純多数による議決で決定する。執理事会が技術事務局に対し追加的な援助を提供するよう指示することを決定する場合、事務局長は直ちに援助を提供する(第一〇条一〇項)。事務局長は速やかな措置が必要な場合には援助のための緊急措置をとり、当該緊急措置を常時執理事会に通報する(第一〇条一項)。なお、非締約国において化学兵器の使用の疑いがある場合、OPCWは国連事務総長と密接に協力する(検証附属書第一一部第二七項)。

以上にみるように、化学兵器禁止条約には締約国による一方的な付託によつて開始される複数の手続が定められている。とくに、チャレンジ査察制度は極めて短時間の通告によつて締約国のいかなる場所にも査察を実施するという前例のない画期的な制度であり、不遵守の抑止と信頼醸成の機能を備えるものとして高く評価されている^{一五六}。もつとも、このような手続が整備されていることは裏腹に、いずれの手続も現実の場面において利用された実績がない。そして、化学兵器禁止条約の場合も、生物兵器禁止条約の場合と同様に、不遵守に関する問題はもっぱら執理事会または締約国会議の場において取り上げられているのである。以下、両機関における実行を考察してみよう。

(d) 執理事会による検討および是正措置

執理事会は、その権限の範囲内の問題または事項であつて条約およびその実施に影響を及ぼすもの(条約の遵守についての懸念および違反を含む)を検討する任務を有し(第八条三五項)^{一五七}、適当な場合には、当該締約国に対して一定の期間内に事態を是正するために措置をとるよう要請する(第八条三六項)。さらに行動が必要である場合には次の措置をとる。すなわち、問題・事項をすべての締約国に通報すること、問題・事項について締約国会議の注意を喚起すること、事態を是正し条約の遵守を確保するための措置を締約国会議に対して勧告すること、である(第八条三六項)。「特に重大かつ緊急な場合」には、問題・事項について国連総会および安全保障理事会の注意を喚起すると同時に当該措置をすべての締約国に通報する(第八条三六項)。執理事会はまた、執理事会が適当と認める手段^{一五八}によつて条約の適用または解釈に関して生ずる紛争の解決に貢献することができ、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について国際司法裁判所に対して勧告的意見を求めることもできる(第一四条五項)^{一五九}。

(i) 査察受け入れに関する問題

締約国が査察を受け入れることおよびこれに関連して査察員に対して有効な査証を発給することは、いずれも条約上の義務となつている(第六条九項・検証附属書第二部第一〇項)。ところが、二〇〇一年一月、査察員に対する査証発給の遅れにより査察員が入国を認められなかったため、サウ

ジアラビアに対して通常査察(DOC/PSF施設査察)が実施できないという問題が発生した。事務局長は執行理事会の開催を要請し、当該要請を踏まえて、同月九日に執行理事会第一五会合が開催された。同会合において事務局長は、サウジアラビア常駐代表より査察団に対する査証の発給に許可が出たため査察はさらなる遅滞なく遂行されるであろうとの説明を受けたことを報告したため、本問題は解決を見た^{一六〇}。ただし、執行理事会同会合は、とくに、すべての締約国が条約に基づく査察関連の義務を履行することの重要性を強調し、すべての締約国に対して条約の要請に従って査察員に少なくとも二年間有効な数次査証を遅滞なく発給するよう緊急に注意喚起している^{一六一}。

(ii) 化学兵器生産施設の転換期限

検証附属書第五部第七二項は、化学兵器生産施設を締約国会議の承認を踏まえて転換する場合に、条約発効から六年以内(二〇〇三年四月二十九日まで)に転換を完了しなければならないと規定する。しかし、転換の状況は必ずしも条約の規定通りに進んでおらず、二〇〇二年末時点で転換の要請が承認された二〇施設のうち、転換を完了したのは八施設にとどまり、残りの一二施設はなお転換中の状況にあった^{一六二}。第一回運用検討会議(二〇〇三年四月二十八日から五月九日)は、技術事務局が二〇〇三年四月二十九日の転換期限満了後の早い時期に転換未完了の施設を査察し、転換状況を執行理事会に報告する意図を有していることを留意した^{一六三}。その後執行理事会に対して転換状況に関する事務局長報告が提出され、一二施設のうちの二施設は転換が完了しているものの、残りの一〇施設(すべてロシアの施設)は転換期限以降もなお転換中であることが明らかにされた^{一六四}。

執行理事会第三三会期(二〇〇三年六月二四日から二七日)は、①一方で、関係締約国に対して、執行理事会の暦年最後の会期において、自国領域にある転換中の化学兵器生産施設についてその転換状況を報告することを求め、②他方で、事務局長に対して、当該化学兵器生産施設に対する技術事務局による暦年で最初の通常査察の実施後に開催される執行理事会の通常会期において、転換の進展状況を報告することを求めた^{一六五}。

条約は化学兵器生産施設の転換に関して、査察の実施を予定しているものの、転換状況の申告は予定していない。したがって、執行理事会によるこのような情報提供の要求は、不遵守の状況に対処するためにとられる条約の既存の規定を超えた追加的な措置であると解するのが適当である。なお、当該措置は、事務局長およびロシアによって履行されている^{一六六}。二〇〇六年末現在、一八施設が転換され、四施設が転換中である(ただし、ロシアの二施設は転換期限不遵守であるのに対して、リビアの二施設は検証附属書第五部第七二項の二に従いその転換期限が延長されている)^{一六七}。

(iii) アルバニアの化学兵器の廃棄期限

第四条六項は、締約国に対して化学兵器を条約の発効から一〇年以内(二〇〇七年四月二十九日まで)に全廃するよう義務づけている。アルバニアは、二〇〇三年一月に技術事務局に対して化学兵器の保有を申告し、その後これらの化学兵器の廃棄に取り組んでいた。廃棄の中間期限は二度にわたっ

て延長されたものの^{一六八}、廃棄活動そのものは二〇〇七年四月二十九日までに完了するものと見込んでいたため^{一六九}、条約によって認められている廃棄完了期限の延長は要請しなかった^{一七〇}。しかし、現実には技術的な問題が発生して二〇〇七年四月二十九日の廃棄完了を遵守することができず、廃棄期限の不遵守という状況に陥ることになった。

二〇〇七年六月に開催された執理事会第四九会期は、アルバニアの化学兵器の廃棄を完了することが緊急の問題であることに留意し、第八条三六項の文言の下で(under the terms of Article VIII, paragraph 36)、アルバニアに対して化学兵器の廃棄を完了させる義務を遅滞なく履行することによって事態を是正するための措置をとるよう要請した^{一七一}。その後アルバニアは同年七月一日までにすべての化学兵器の廃棄を完了し^{一七二}、同年九月の執理事会第五〇会期においてこの事実に関する事務局長文書とアルバニアによつて提供された情報が留意されている^{一七三}。

(e) 締約国会議による検討および是正措置

締約国会議は、条約の実施を監督し、条約の趣旨・目的を推進するために行動し、条約の遵守状況を含む条約の範囲内のいかなる問題または事項も検討することを任務としており、条約に関するいかなる問題または事項についても勧告し決定するという一般的権限を有している(第八条一九項二〇項)。

締約国会議はまた、とくに条約の遵守を確保し条約に違反する事態を是正し改善するために、執理事会の勧告を考慮した上で、必要な措置をとることができる(第八条二二項(k)・第二二条一項)。当該措置には、条約に基づく締約国の権利・特権を制限しまたは停止すること(第二二条二項)^{一七四}、締約国に対して国際法に適合する集団的な措置を勧告すること(第二二条三項)^{一七五}、「特に重大な場合」に国連総会および安全保障理事会の注意を喚起することが含まれる(第二二条四項)。締約国会議はさらに、条約の適用または解釈に関する紛争で締約国により提起されまたは執理事会により注意喚起されたものを検討し(第一四条四項)^{一七六}、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について国際司法裁判所に対して勧告的意見を求めることもできる(第一四条五項)。

(i) 冒頭申告の提出

化学兵器禁止条約は、締約国に対して、条約が自国について発効した後三〇日以内に冒頭申告を提出するよう義務づけている。冒頭申告に必要な資料は、化学兵器(老朽化および遺棄化学兵器を含む)、化学兵器生産施設、化学兵器の開発のために設計・建設されたその他の施設、暴動鎮圧剤(以上、第三条一項)、表一剤施設、表二剤施設、表三剤施設、その他の化学生産施設(OPF)(以上、第六条七項)である。第三条に基づく冒頭申告には保有の有無に関する項目が含まれているため^{一七七}、活動のいかんにかかわらず、いずれの締約国も必ずこの冒頭申告を提出しなければならない。このような冒頭申告が適時、正確かつ完全な形式で提出されることは、検証制度の公平な実施および条約遵守に対する締約国の信頼醸成のために不

可欠である。しかし、締約国による冒頭申告の提出状況は必ずしも芳しいものではなかった。たとえば、条約が発効した一九九七年四月二十九日の時点で締約国であった八七カ国中、同年五月二十九日の期限までに冒頭申告を提出したのは三二カ国にとどまり、また一九九七年末の時点でもすでに提出期限を迎えている一〇三カ国中、七三カ国が義務を履行したにすぎない^{一七八}。

執行理事会は、早くも一九九七年六月の第二会期において各会期に事務局長から提出された報告を基礎として条約の遵守状況に関する検討を行うことを決定しており、同年一〇月の第六会期では、条約に規定された提出期限から数か月が経過しているにもかかわらず、多数の国家申告・義務的通報が未提出であることについてはじめて「懸念」を表明し、申告を未提出であるかまたは申告の内容が不完全である締約国に対してさらなる遅滞なく提出の義務を履行するよう求めた^{一七九}。同年一二月の締約国会議第二会期において、事務局長は締約国に対して冒頭申告をできる限り速やかに提出するよう求めるとともに^{一八〇}、多くの締約国の「技術的不遵守(technical non-compliance)」によって条約の実施が不公平になることを問題視した^{一八一}。

もともと、本件は締約国会議第二会期の正式な議題とされていなかったため、具体的な検討は引き続き執行理事会において行われた。執行理事会は、まず一九九八年一月の第八会期において、未提出国に対して、改めて提出を求めるとともに、支援の提供を容易なものとするために技術事務局に未提出の理由を伝達するよう求めた^{一八二}。次いで同年四月の第九会期において、提出状況に強い不満を表した上で、事務局長に対して関係国に再度連絡をとり未提出または不完全提出につき説明を求めるよう要請し^{一八三}、さらに同年六月の第一〇会期では、今後技術事務局が未提出締約国の国名を明らかにすることを認めた。そして同年一〇月の第二二会期に至り、第八条三二項に基づく「条約の効果的な実施及び遵守を促進する」義務を想起し、第八条三五項および三六項に基づいて事態を締約国会議に注意喚起することを決定した^{一八四}。

同年一一月の締約国会議第三会期は、事務局長から提出された冒頭申告の提出状況に関する報告を検討した。同報告には、一九九八年一月二日の時点で第三条から第六条および検証附属書に基づいて要請される冒頭申告を提出していない締約国として具体的に三四カ国の国名が列挙されている^{一八五}。検討を踏まえ、締約国会議同会期は、多数の締約国が冒頭申告を提出していないかまたはその一部しか提出していないことに重大な懸念を表明し、とくに第四条七項、第五条九項および第六条七項の文脈において冒頭申告を期限内に提出しなかった締約国に対して冒頭申告をこれ以上遅滞することなく提出するよう求めた^{一八六}。締約国会議同会期はまた、この条約の遵守を確保しならびに第二二条に従ってこの条約に違反する事態を是正しおよび改善するために必要な措置をとるという条約第八条二二項(ト)に基づく締約国会議の責任に留意しつつ、執行理事会に対して事態改善のための勧告を締約国会議第四会期に提出することを前提に冒頭申告の適時かつ完全な提出という義務の締約国による提出遵守を引き続き十分に監視するよう求めた^{一八七}。

一九九九年から二〇〇〇年にかけて、一方で、技術事務局は、実務的な申告支援プログラムを策定した上で冒頭申告未提出の締約国に職員を派遣

して技術支援を実施し、事務局長から当該締約国の外相宛の書簡を送付するなどの働きかけを行い、他方で、執行理事会および締約国会議も政治的圧力を強めつつ、本件を継続的に協議した^{一八八}。なお、一九九九年六月の締約国会議第四会期に対して提出された冒頭申告の提出状況に関する報告では、同年六月一五日の時点でなお二九カ国が冒頭申告を未提出であることが明らかにされている^{一八九}。

このようなさまざまな活動が実を結び、一九九九年末の時点で七三・四％だった提出率は、二〇〇〇年五月一日の時点で一〇〇％に達した^{一九〇}。国内法の未整備を理由として第六条に基づく産業施設の冒頭申告の提出が遅れていた米国も、二〇〇〇年四月と五月にそれぞれ表一剤および表二剤施設ならびに表三剤およびOCPFに関する資料を申告した^{一九一}。このような状況を踏まえ、二〇〇〇年五月の締約国会議第五会期は、締約国会議および執行理事会によって表明された懸念が解消されるに至ったことに賞賛をもって留意した^{一九二}。冒頭申告の提出期限不遵守の問題はここに一定の解決をみることになる。本件は、その後しばらくの間、執行理事会または締約国会議の場において問題として取り上げられることはなかったが、新たな条約に参加する国が現れて締約国数が増加するにつれて冒頭申告の提出率が再び低下していることを踏まえ^{一九三}、再び問題として認識されるようになっていく。なお、二〇〇三年以降、本件は次に見る第七条に基づく国内実施義務の枠組みに包摂されて検討が行われている。

(ii) 国内実施に関する問題

すでに触れたように、二〇〇三年一〇月の締約国会議第八会期は、第七条に基づく国内実施義務の履行に関する問題に対処するため、同会期に対して提出された事務局長報告書^{一九四}を基礎として、「第七条義務の実施に関する行動計画」を採択した^{一九五}。主な内容は次のとおりである。

・第七条義務を未履行のすべての締約国は、二〇〇五年一月に予定される締約国会議第一〇会期までに罰則を含む必要な法令を制定しおよび／または条約を実施するための行政上の措置を採択するための段階に関して、現実的な目標期日を設定しなければならない。

・当該締約国に対して、(a) 国内当局を早期に指定または設置し、第七条に従って技術事務局に通報すること、(b) 罰則を含む必要な法令を制定し、および／または条約を実施するための行政上の措置を採択するために必要な段階を踏むこと、(c) 技術事務局に国内実施法令の全文を提供すること、ならびにそのための現実的な期日を設定することを求める。

・技術事務局および他の締約国に対し、当該締約国による第七条義務の履行を促進するために、当該締約国を支援するよう要請する。

・技術事務局に対し実施状況を報告するよう要請し、執行理事会に対し行動計画の実施状況を監視し技術事務局に指針を与える任務を与える。

・締約国会議は第九会期において進展状況を検討しさらなる行動を決定し、さらに第一〇会期において第七条の実施状況を検討し、必要な場合にはすべての締約国による第七条の遵守を確保するために適当な措置を検討し決定する。

当該「行動計画」の採択以降、第七条に基づく国内実施義務の履行に関する問題は、多数の締約国による当該義務の不遵守という状況をどのようにして是正するかという段階に移行したといえる。より具体的には、同会期において採択された「行動計画」の実施状況が、締約国会議と、締約国会議から指針を与えられた執行理事会とによって検討され、検討の結果を踏まえて必要に応じてさらなる措置がとられているのである。

二〇〇四年一月の締約国会議第九会期は、執行理事会の隔会期における検討を踏まえて^{一九六}、「行動計画」の実施状況を取り上げた。事務局長報告書^{一九七}によつて状況の改善が進んでいないことが明らかとなったため、締約国会議同会期は、「第七条義務の実施に関する行動計画の下でのさらなる行動」を採択して、締約国および技術事務局に対して行動計画の実施のために引き続き積極的な取り組みを求め、執行理事会にはこの問題を毎会期検討するよう要請した^{一九八}。もともと、二〇〇五年に入つても状況はあまり改善されることなく、執行理事会における議論は、「行動計画」の期限が満了する同年の締約国会議第一〇会期以降本件をどのように取り扱うか、より具体的には、行動計画の規定に基づき、締約国会議第一〇会期がいかなる「適当な措置」を決定すべきかについて焦点が移つていった。

この問題に関して、米国は、二〇〇五年六月三〇日に提出したノンペーパーにおいて、未履行国に対してさらなる説明責任を求める一方で、執行理事国への選出資格を停止することを提案し、さらに未履行国の一覧表を国連安全保障理事会に提出することにも言及した^{一九九}。米国の提案に対する他の締約国からの反応は大きく分かれた^{二〇〇}。たとえば、具体的な措置の内容に関して、大幅に実施の遅れている締約国に対して圧力をかける必要があると主張する国がある一方で、制裁的な措置は未履行国に対する動機付けとはならず、また普遍化の促進について非締約国に対して誤ったメッセージを与えることになると主張する国もあった。また、OPCWの政策決定機関から国連機関への付託に関して、国連機関に付託できるのは第一条の違反だけであること、国内実施義務の不履行は安全保障理事会への付託の対象となるほどの重大性を有していないこと、安全保障理事会が関与する国際の平和および安全を害する問題でもないことを主張する国がある一方で、交渉過程から国連機関への付託の対象となる問題は第一条の違反に限られないことは明らかであり、また国内実施義務の不履行は今日のテロの脅威により国際の平和および安全を害する事態であるとして真つ向から反論する国もあった^{二〇一}。

議論がこのような状況にある中で、締約国会議第一〇会期の直前に事務局長から最終報告書^{二〇二}が提出された。同報告書によれば、同年一月七日の時点で一七四カ国中、一四八カ国（八五％）が国内当局を指定または設置し、一〇六カ国（六一％）が国内法令・行政措置を採択し技術事務局に通報し^{二〇三}、八三カ国（四八％）が国内法令・行政措置を技術事務局に提出し、四七カ国（二七％）が網羅的な国内法令を制定していた^{二〇四}。また、「行動計画」の下で一〇七カ国から支援の要請があり、これらの要請に基づいて、国内法案に対する専門的助言を行ったり、現地で立法作業過程に直接関与するなどの支援活動が行われた^{二〇五}。

二〇〇五年一月の締約国会議第一〇会期は、当該最終報告書を基礎として、今後の措置について検討し、その結果、「第七条義務の実施に関する行動計画に対するフォローアップ」に合意した^{二〇六}。フォローアップの主たる内容は、未履行国に対して一定の期限までに具体的な措置をとるよう求めること^{二〇七}、技術事務局および締約国に対して引き続き支援を提供するよう要請すること^{二〇八}、および執行理事会に対して技術事務局の補助を受け、監視を行うことであり^{二〇九}、締約国会議自らが第一一会期において実施状況を検討し、必要な場合にはすべての締約国による第七条の履行を確保するために適当な措置を検討し決定するとしている^{二一〇}。なお、事務局長は本決定をすべての締約国に通知するよう求められている^{二一一}。当該「フォローアップ」は、その後の進展状況に鑑みて^{二一二}、二〇〇六年二月の締約国会議第一一会期において一年間延長され^{二一三}、さらに二〇〇七年一月の締約国会議第一二会期において新たに採択された決定（「第七条義務の実施に関する決定」）によつて事実上再延長されることになった。すなわち、本決定は、まず、未履行国に対して、さらなる遅滞なく、可能な限り執行理事会第五二会期（二〇〇八年三月）までに、国内当局の指定または設置を通報すること、および罰則を含む国内法令を制定し条約実施のための行政措置を採択するためにとつた措置を通報することを求め^{二一四}、執行理事会議長、技術事務局および締約国に対して、相互に連携して未履行国に支援を提供するよう要請し^{二一五}、さらに執行理事会に対して、技術事務局により作成された進捗状況に関する年次報告に勧告を付して締約国会議第一二会期（二〇〇八年二月）に提出するよう指示している^{二一六}。

以上、化学兵器禁止条約の不遵守の問題について、その制度と運用の実態を考察してきた。考察によつて明らかになったことは次の二点にまとめることができる。第一に、化学兵器禁止条約の場合も、締約国が他の締約国の不遵守を一方的に提起できる制度が導入されており、とくにチャレンジ査察制度は締約国に対する侵入度の高い画期的な制度として評価されているものの、現実にはこれらの制度が援用された例はなく、不遵守に関する問題は執行理事会または締約国会議というOPCWの政策決定機関において議論されているということである。これは生物兵器禁止条約の場合と共通する点である。第二に、執行理事会または締約国会議は、あるときは迅速な対応をとりまたあるときは継続に対処するなど、常設の機関であるという特徴を十分に生かして不遵守の是正に向けて積極的に取り組んでいるということである。これは不遵守の問題に対する取り組みが慎重な生物兵器禁止条約の場合と異なる点である。

（四）安保理決議一五四〇（安保理）による強化された協力的措置

先に指摘したように、安保理決議一五四〇について、理論上は決議に基づく義務の不遵守という状況が生じる。一般的には、従来から安全保障理事会は憲章第七章に基づく強制措置の不遵守に対して、自ら新たに決議を採択することによつて「制裁的な」不遵守是正措置を強めてゆくという方法

をとっている。安保理決議一五四〇も、次のような規定を置いて、決議の実施が安全保障理事会によって継続的に監視されるところから、安全保障理事会が決議の不遵守に対処する権限を有しているのは明らかである。

この決議の実施を緊密に監視し、適当な段階で、この目的のために必要とされる更なる決定を行う意図を表明する。(第一一項)

この問題に引き続き関与することを決定する。(第二項)

すなわち、決議一五四〇は憲章第七章の下で採択されており、決議に基づく義務は拘束的であるので、理論的には、安全保障理事会において義務の不遵守の場合に制裁の可能性について検討する道が開かれている^{二七}。

これに対して、安全保障理事会の補助機関たる一五四〇委員会についていえば、決議一五四〇が一五四〇委員会に与えた任務は、「この決議の実施状況について、安全保障理事会の検討のために同理事会に対して報告する」というものであり、法的拘束力のある第一項から第三項の規定が遵守されない場合について、同委員会がどのような権限を持つかは定かでない。一五四〇委員会が策定した「作業活動のための指針」^{二八}および「作業計画」^{二九}も、一五四〇委員会の任務として、決議の実施に関する国家報告書を受理しおよび検討することを明記するにとどまり、決議の不遵守への対処についての具体的な権限はとくに明記されていない。

決議一五四〇の起草過程を見る限り明らかと思われることは、不遵守に対する措置には新たな決議が必要であるという認識が共有されているということであろう。すなわち、たとえば、フィリピンは「決議はそれ自体で、決議によって課された義務を遵守せずまたは遵守できない国に対する強制行動を許可するものではない」と発言し^{三〇}、ドイツも「実施が不十分な場合について決議はいかなる一方的な強制措置も想定していない。そのような措置が必要な場合には決議第一項の下で国連憲章に従って安全保障理事会全体により採択される追加的な特定の決定に基づかなければならない」と述べている^{三一}。また、共同提案国の見解も同様である。たとえば、スペインは「本決議案は、明示にも黙示にも、不遵守の場合に武力行使を含む強制措置の利用を白紙委任するものでは決していない」^{三二}と言い、英国は「国家または他国領域にある非国家主体に対して強制行動を許可することは本決議案によって行うことができない。いかなる強制行動も新たな安全保障理事会決議が必要であろう」^{三三}と述べ、米国も「本決議案は強制または執行に附いてのものではない」という立場を示している^{三四}。

このように、安保理決議一五四〇の文脈において当該決議の不遵守という問題が生じ、これに対して何らかの措置をとるという場合は、新たな安保理決議を採択する必要があるという点で各国は一致しているようである^{三五}。もともと、安保理決議一五四〇は採択されてからまだ三年半強しか経過しておらず、国家報告書の提出状況も国連全加盟国のうち三分の二を上回る程度にとどまっている。少なくともこのような状況において、一五四〇委員会および安全保障理事会は、決議に基づく義務の不遵守に関する問題を正面から議論するには至っていない。まして、遵守の強制という問題には

直面していない^{二二六}。

ひとつ留意されるべき点は、安保理決議一五四〇の規定によつて設置された一五四〇委員会が、国家報告書の検討を行つてゐることである。生物兵器禁止条約や化学兵器禁止条約の場合に見られたように、義務の遵守についての評価を行うのであれば、それは同時に義務の不遵守についての評価を行うことでもあるため、義務の遵守の検討と不遵守の問題の検討は連続性を帯びる場合がある。もつとも、実際の問題として安保理決議一五四〇に基づく義務の履行を評価することは容易ではない^{二二七}。なぜなら、「適切で効果的な法律を採択し執行すること」(第二項)、「効果的な措置を採用し実施すること」(第三項)などの規定ぶりが用いられているため、義務の内容があいまいなものとなつてゐるからである。現実には、一五四〇委員会は、国家報告書の内容について対照表を駆使して分析し、遵守状況が不十分であると考えられる場合には追加情報の提供を求めている^{二二八}。不十分な点は一五四〇委員会と国家との間におけるこのような対話を通じて漸進的に解消されていくことになる。対話において不遵守という文言が用いられることはないが、これは形式的な意味においてこの文言が意図的に避けられてゐるとみることができるかもしれない。より肯定的な評価をするならば、対話という非強制的な方法に依拠することを通じて、実質的な意味において「不遵守」の防止や是正が図られてゐると理解することが可能であるかもしれない。

この文脈に関連して、決議一五四〇第七項において支援に関する次のような規定が設けてゐる点に注目すべきである。

一部の国はこの決議の規定をその領域内において実施するにあたり支援を必要とすることを認識し、国に対し、可能なときは、個々の要請に応じ、上記の規定を履行するための法令上の基盤、実施の経験または資源を欠く国に対して適当な援助を提供するよう招請する。

当該支援条項は米国の提案により盛り込まれたものである。当初は、米国が非国家主体に対する大量破壊兵器の拡散に対抗する方法を押しつけるのではないかと危惧する国もあつた^{二二九}。しかし、このような支援の重要性は、決議一五四〇を起草する段階においても、同決議の採択の際にも、そして同決議が実施の段階に入つた後も、発展途上国と先進国とを問わず各国によつて共有されてゐる^{二三〇}。

一五四〇委員会は、当該規定を受けて、第一次作業計画以来継続して支援の調整を作業計画に盛り込んでおり、とくに第五次作業計画では情報 の検討と啓発・対話・支援協力を作業の二本柱と位置づけてゐる。具体的には、啓発促進のために地域会合やセミナーを開催したり、支援に関する情報センター(clearing house)として支援国と被支援国との間の調整を行うなどの活動を行つてゐる^{二三一}。支援は、一五四〇委員会による国家報告書の検討を踏まえて、国内能力を欠く国家に対してとくに必要と思われる場合に提供されるものである。決議一五四〇は、「国際立法」の先例である決議一三七三が後の決議によつて支援の枠組みを整備したのとは異なり^{二三二}、支援条項を法的拘束力のある規定とパッケージで決議の中に盛り込んでいる。このことに着目すれば、支援そのものはいわば「一次規則」に位置づけられてゐるといえる。この含意は、実質的な意味における「不遵守」の防止や是正

が支援の実施という問題に置き換えられているのではないかとということであり、いわば協力的措置そのものの強化である。

安全保障理事会は一五四〇委員会の任期を二年間延長することを決定した決議一六七三の前文第六項において次のことに留意している。

すべての国家による決議一五四〇の完全な実施（国内法の採択および国内法の実施を確保するための措置の採択を含む）は長期的な課題であり、国内レベル、地域レベルおよび国際レベルでの継続的な努力が必要である。

決議一五四〇は、「国際の平和および安全に対する脅威」の認定を経て国連憲章第七章で採択され、とくに法的拘束力のある国内実施義務を設定したものであり、理論上は憲章第七章を援用した場合の最大のメリットである強制力に依拠することが可能である。しかし、安全保障理事会および一五四〇委員会のこれまでの対応はこのような強制力に頼るものではなく支援を通じた協力的な措置が中心となっている。安全保障理事会は何よりも決議の実施を重視し、これを長期的な課題として取り組む姿勢を示している。決議一五四〇に基づく義務が一定の時間と継続的な努力を必要とする性質のものであることから、協力的措置を通じて決議の実施を図るという安全保障理事会の姿勢は今後も維持されると思われる。

第三節 分析／不遵守に対応するための制度としての評価

第三章では不遵守への対応という論点を取り上げて考察を行ってきた。第一節において背景として指摘したことは、国際社会の一般利益を実現するための義務の場合には、義務違反があったとしても、当該義務の性質上、国家責任法に基づく事後救済を目的とする伝統的な一般国際法過程が機能しないということであった。すなわち、国際法によつて規定される義務が双務的相対的な性質を有する場合には、義務違反の状況において「被害国対加害国」という構図が成立し、被害国が自ら蒙った損害の事後救済を受けるために紛争解決手段を援用して加害国に請求を行うことが可能であつて、とくに国際裁判への付託について両国の間で何らかの合意がある場合には、国際裁判の場において義務違反を追及することができたのに対して、国際社会の一般利益を実現するための義務の場合には、義務違反の状況において違反国は存在しても「被害国対加害国」という構図が成立しないため、とくに国際裁判において請求を提起することができず、また、義務の性質上、義務違反という状況において違反国に求められることは義務の遵守という状況への復帰であり、事後救済はほとんど意味がない。このような背景を前提として、第二節では生物・化学兵器の禁止に関するそれぞれの法的枠組みにおいて設定された不遵守への対応のための制度について議論してきた。このような議論によつて明らかになった点は次の三つである。

第一に、条約を基礎とする法的枠組みの場合において、いわゆる不遵守制度が「機能しない一般国際法」に代替するものとして設計されているという

ことである。具体的には、二つの方法によつて「被害国対違反国」という構造を前提とし事後救済を目的とする伝統的な紛争解決方法の限界が克服されている。すなわち、その一つは、法的枠組みに拘束されるすべての国家に対して他国の不遵守の問題を提起する権利を与えるという方法であり、これはとくに不遵守国に対して行われる事実調査や国際監視機関に対する一方的な付託という態様をとる^{三三〇}。いま一つは、国際監視機関に対して不遵守の問題を取り扱うための一般的または特定の権限を与え、その権限に基づく措置によつて不遵守の是正を図るという方法である。国際監視機関は措置の内容について大幅な裁量を与えられ、個別の事例ごとに適当と考える措置をとることができるのである。

第二に、制度の運用状況を踏まえると、制度の設計時に予定されていた機能が果たされているものもあれば果たされていないものもあることが明らかとなった。一方で、これまでに運用されてきた制度はほとんどが国際監視機関による権限の行使を通じたものであった。現実には、国際監視機関による遵守の確保を目的として行われる遵守状況の検討を通じて不遵守または不遵守の疑義が明らかとなり、当該機関がこれを不遵守への対応という文脈に置き換えて取り扱うという場面が多かつた（遵守手続から不遵守手続への連続性）。他方で、これまでに援用された例がない制度または援用されたとしてもごくわずかの例しかない制度は、実際には、伝統的な紛争解決方法の限界を克服するために導入された一方的な不遵守提起であつた。

第三に、不遵守を是正するための措置は、強制的かつ制裁的な性格のものではなく、勧告的かつ協力的な性格のものとなっている。是正措置の目的は、国際監視機関によるまたは国際監視機関を通じた協力的な措置に基づいて不遵守国による不遵守の状況を遵守の状況に復帰させることにあり、とくに不遵守国に対する支援の提供と国際監視機関による継続的な監視が不可欠の要素となっている^{三三四}。支援の提供については、法的枠組みの事後の実行を通じてその必要性が充足されるというアプローチに加えて、安保理決議一五四〇にみられるように法的枠組みに内在化されるという新たなアプローチが見られている。このような新たな展開は、不遵守の是正という二次規則的な性格をもつ問題が支援条項の実施という一次規則上の問題に置き換えられたと評価することも可能であり、興味深い実行である。

不遵守に対応するための制度について以上の点が明らかとなつたが、それではどのような制度は、どのように評価することができるであろうか。第二章のときと同様に、この第三章においても、前節における考察を踏まえて、不遵守に対応するための制度について、国家と国際監視機関のそれぞれに与えられた機能に基づいて検討し、さらに両者の協働という観点からこれを分析する。

一 国家の機能

不遵守に対応するための制度は不遵守国（または不遵守疑惑国）の存在を前提としている。このため、国家の機能は不遵守国とそれ以外の国家との

間で質的に大きく異なっている。すなわち、不遵守国に与えられる機能は説明責任機能と実施機能であって、いずれも義務的な性格を有しているのに対し、不遵守国以外の国に与えられる機能は手続作動機能、監視参加機能、実施機能であって、いずれの権力的な性格を備えている。以下、不遵守の提起から、その検討を通じた是正措置の採択、さらに当該措置の実施という流れに即して国家の機能を分析する。

(二) 手続作動機能

安保理決議一五四〇を除く法的枠組みの場合において、国家は不遵守提起に関する手続に従って他国による不遵守の疑義を提起する権利を認められている(手続作動機能)。この機能は違反の提起主体を被害国に限定している伝統的な一般国際法の限界を克服するものである^{二三五}。不遵守の疑義が提起された後は、国際監視機関が事実調査や検討を行うことでこれに対応することになる。ここで留意されるべきは、あくまでも手続を作動するのは国家であり、国際監視機関にはこの機能が付与されていないということである(国家による手続作動機能の独占)。この背景として、国際社会が今日においてもなお集権的な機関を欠いた主権国家の並立共存という構造を基盤としており、国家は一義的に手続作動機能を持つという認識が存在すると思われること、そして、とくに自国の安全保障に直結する軍備管理の分野では、国際監視機関に手続作動機能を与えた場合に国家によるコントロールが及ばなくなることを危惧する意識が強いことを指摘できるだろう。手続作動機能については、作動の態様として手続が遅滞なく作動されること、および濫用を防止しその趣旨目的の実現のためにのみ援用されることが重要である。なお、現実には国家による一方的な不遵守の提起がなされる場面がほとんどないことから、当該機能の存在意義が問われることになる。

(a) 作動の態様

国家が不遵守を提起した場合、不遵守に対応するための制度は適時かつ迅速に作動する必要がある。行為が規範から乖離しているという状況が長くなれば長くなるほど規範に対する信頼性が害されるからである^{二三六}。とくに法的枠組みの目的に直結するような義務の不遵守が疑われる場合には、この必要性が大きくなる。

まず、不遵守の疑義に関する事実調査が実施される場合に関して、ジュネーヴ議定書に関連した調査手続は、一九八四年に作成された手続では「調査は可能な限り速やかに、望ましくは二四時間以内に開始されるべきであることが明記され^{二三七}、さらに一九八九年に作成された手続では「事務総長は、通報の受領から起算して可能であれば二四時間以内に調査の実施を決定し、可能であれば七十二時間以内に専門家団を派遣する」という規定になった^{二三八}。化学兵器禁止条約の場合は、チャレンジャーについては、申立てから起算して一二時間以内に査察の実施に関する執理事会の決定が下され(第九条一七項)、遅くとも一二〇時間以内に被査察施設(最終外縁)への立ち入りが認められる(検証附属書第一〇部第二二項)。化学

兵器の使用の申立てに関する調査については、援助の要請から起算して二四時間以内に調査が開始される(第一〇条八項)。

次に、国際監視機関に付託される場合に関して、生物兵器禁止条約に基づく協議会合については、「公式協議会合の開催を調整に関して討議するための関係締約国の非公式会合が三〇日以内に開催された後に^{二三九}、「速やかに開催される」^{二四〇}。ただし、同条約に基づく安保理への付託の場合には条約に明文の規定が存在せず、これまでの検討会議の最終文書において「速やかに検討」されるという文言が盛り込まれるにとどまっている^{二四一}。化学兵器禁止条約の場合は、まず、執理事会を利用した協議・協力の制度では、締約国からの説明の要請は二四時間以内に他の締約国に対して送付され(第九条四項(a))、当該他の締約国は一〇日以内に執理事会場で説明を行う(第九条四項(b))^{二四二}。また、締約国が他の締約国の不遵守を締約国会議に付託する制度では、要請から三〇日以内に特別会期が開催される(第八条二二項(c))^{二四三}。

以上のように、国家によって一方的に不遵守が提起される場合に関して、ほとんどの制度は具体的なタイムラインを設定しており、その適時性が手続的に担保されている。適時性という文脈においてむしろ問題となるのは、不遵守を提起する権利を持つ国家がいつこの権利を援用するかという点にあるだろう。

(b) 濫用の防止

不遵守提起の制度は、法的枠組みに拘束されている国家である限りいかなる国家も不遵守国(または不遵守疑惑国)の同意を必要とせずにこれを作動することができる。このように国家が手続を一方的に作動できるということは、別の角度からみれば、手続濫用の可能性が存在するということを意味する。したがって、ここにおいて不遵守提起手続がその趣旨に合致した目的のために正当に援用されることを確保する必要がある。この手続の基礎が提起国から提供される情報であることに鑑みれば、当該情報において提起国から手続援用のための合理的な根拠が示されるべきである。とくに、国家領域に対して現地調査の実施が要請される場合には、国家主権の法理との関係においてこの必要性が強く求められるだろう。

この点に関して、ジュネーヴ議定書に関連した調査手続の場合、一九八四年に作成された手続は「通報に十分な情報が記載されている」ことを調査開始の条件に挙げた上で当該情報に含まれるべき項目を列挙しており^{二四四}、さらに一九八九年に作成された手続も「通報にはその妥当性を支える関連情報が添付されるべきである」ことに言及して同様に関連情報に含まれるべき項目を特定している^{二四五}。生物兵器禁止条約に基づく安全保障理事会の付託については、「申立ての妥当性を裏付けるすべての証拠を含める」ことが求められている(第六条一項)。また、化学兵器禁止条約に基づくチャレンジ査察と化学兵器の使用の申立てに関する調査の場合は、それぞれ条約の関連規定において要請に必要な情報が詳細に明示されている^{二四六}。なお、チャレンジ査察の場合には手続濫用を抑止するためにさらにハードルが設けられており注目に値する。すなわち、締約国は根拠のない要請を慎むよう義務づけられ(第九条九項)、濫用の有無は執理事会において検討の対象となり(第九条二二項(c))、濫用が認められた場合には要請締約国による査察

の財政的負担の可能性がある(第八条二三項)。これらの規定は、チャレンジ査察が締約国の主権に対して高い進入性を有する制度であることに鑑みてとくに設けられたものと考えられる。

(c) 存在意義

すでに明らかなように、不遵守の提起に関する手続が実際に援用された事例はきわめて少ない。手続が援用されていないとしても、援用されるような場面がなかったのであれば問題はなく、むしろ手続の存在が抑止力としてその存在意義を肯定的に評価することが可能であろう。しかし、現実には必ずしもそうではなく、手続が援用されても不思議ではない場面が実際に存在している。たとえば、米国は、二〇〇一年の生物兵器禁止条約第五回検討会議において、生物兵器を開発または生産している疑いのある国としてイラク、北朝鮮およびイランを、さらに生物兵器の研究開発を行っている疑いのある国としてリビアをそれぞれ非難し^{二四七}、さらに二〇〇三年の化学兵器禁止条約第一回運用検討会議では、イランおよびスーダンを名指しして化学兵器の開発を行っていると非難した^{二四八}。しかし、米国のこのような行為は特定の制度が設定されているにもかかわらずこれをあからさまに無視するものであつて、制度の信頼性を傷つけ、制度そのものの存在意義を揺るがしかねない^{二四九}。

不遵守の提起を行うのは国家の法的権利または政治的「権利」であることに鑑みれば、国家が手続を援用するかどうかは自由であつてその完全な裁量に委ねられている。さらに、不遵守の提起主体は法的枠組みに拘束されるすべての国家に拡大されていることを考慮すれば、不遵守の提起にあたりどの国家も等しく完全な裁量を有しているといえる。不遵守提起手続には本質的に非常に高い政治性が内在しているのであり、不遵守提起手続が実際に援用された場合に政治的な争いが展開され助長されることは避けがたい。問題はそこまでのリスクを負つて手続を援用する国家がはたして存在するかどうかである^{二五〇}。

一般国際法において義務の不遵守を争うことができるのは「被害国」に限られていたのに対して、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みはこのような手続的な限界を克服するものとしてすべての締約国に他の締約国の不遵守を一方的に提起する制度を導入した。言うまでもなく、当該制度は援用のためのハードルが低く、手続的には極めて有用性が高いものとなっている。しかし、このような手続的な有用性は、皮肉なことにまさにその有用性ゆえに内在する政治性によって譲歩を迫られている。

(二) 説明責任機能

不遵守への対応の文脈における説明責任機能は遵守の確保の文脈における説明責任機能と同じように義務的な性格を持つものであるが、説明に必要な情報の性質の面において異なっている。すなわち、遵守の確保の文脈における説明責任機能の場合に提供される情報は、法的枠組みがすべての国

家に等しく求める一次的なものであるのに対して、不遵守への対応の文脈における説明責任機能の場合に提供される情報は、すでに提供された一次情報について問題があるために要求される二次的追加的なものである。説明に必要な情報がこのような性格を有していることから、不遵守を提起されている国または不遵守の状況にある国には積極的かつ説得的な説明責任が求められる。

(a) 不遵守疑惑国の場合

国家が不遵守の疑義を提起された場合、当該国家は自らにかけられた疑義を解消するための手段として説明責任機能を活用することができる。

この点につき、ジュネーヴ議定書に関連した調査手続と化学兵器禁止条約に基づくチャレンジ査察との間では説明責任の積極性と説得性の意味合いが若干異なっている。まず、ジュネーヴ議定書に関連した調査手続調査は、その非法的性格ゆえにその受入が義務的なものではなく事務総長からの要請に対する同意を条件するものである^{二五二}。事務総長からの要請を受け入れるかそれとも拒否することかは不遵守の疑義を提起された国家が自由であるが、事実調査の受け入れに同意する場合には少なくとも不遵守の疑義を解消するための姿勢として好意的に受け止められるだろう。このとき、調査受入国は、自らにかけられた不遵守の疑義を解消するためにむしろ積極的に説明責任を果たすと思われる。一九八九年に作成された「技術的な指針および手続」は調査受入国に求められる事項として、資格を有する専門家に対して被害者への接触を認めること^{二五三}、必要なすべての情報を提供すること^{二五三}、試料の採取および移送を許可すること^{二五四}を挙げており、これらの要求が充たされれば調査受入国による説明の説得性は高まるといえるだろう。これに対して、化学兵器禁止条約に基づくチャレンジ査察では、不遵守の疑義を提起されている締約国（被査察締約国）が査察を受け入れるのは法的な義務となっている（第九条一〇項）。被査察締約国はチャレンジ査察にあたり「条約の遵守を証明するためにあらゆる合理的な努力を払う」のであり（第九条一一項（a））、ここに被査察締約国には一般的に積極的かつ説得的な説明責任が求められている。もともと、化学兵器禁止条約の場合には、チャレンジ査察の受け入れが拒否される可能性をなくす代わりに、「管理されたアクセス」制度を導入して被査察締約国が化学兵器に関係しない施設や秘密情報へのアクセスを制限することを認めている（第九条一一項（c）・検証附属書第一〇部第四八項）。したがって、被査察締約国が査察団に対して十分なアクセスを認めない場合、被査察締約国にはその理由についてより積極的かつ説得的な説明を行うことが求められるのである（検証附属書第一〇部第四二項・第四九項）。このような被査察締約国の説明責任は、「アクセスおよび協力の程度および性質」という形で査察団による評価の対象となる（第九条二二項・検証附属書第一〇部第五九項）。

(b) 不遵守国の場合

国家が不遵守の状況にある場合、当該国家は不遵守が意図的ではないということおよび不遵守の状況を是正するために努力していることを積極的に説明するよう求められる。不遵守国による不遵守の理由や背景の説明は、理論上可能な国際監視機関による制裁的措置を回避するとともに具体

的な不遵守の是正措置を策定しこれを実施するために必要不可欠である。

化学兵器禁止条約において複数の実が見られている。まず、第三条に基づく冒頭申告の提出義務を履行していない締約国に対して、執行理事会は、冒頭申告の提出を支援するために技術事務局に対して未提出の理由を伝達するよう求めている^{二五五}。また、第七条に基づく国内実施義務を履行していない締約国には、一定の期間までに支援の要請を行うことや^{二五六}、当該義務の実施のための計画を明らかにすることなどが求められており^{二五七}、検証附属書第五部第七二項に基づいて化学兵器生産施設の転換期限を履行していない締約国には、執行理事会の暦年最後の会期において自国領域にある転換中の化学兵器生産施設についてその転換状況を報告することが求められている^{二五八}。

(三) 監視参加機能

不遵守国以外の国は、不遵守を是正するための措置を検討するフォーラムにおいてその構成員として、具体的な措置に関する合意の形成過程に参加する。不遵守への対応の文脈における監視参加機能は、遵守の確保の文脈における監視参加機能と同様に権利的な性格を有しているが、個別具体的な不遵守または不遵守の疑義が存在し、これを是正または解消するという特定の目的を持つことが前提であるために、本質的な状況において遵守の確保の文脈における監視参加機能の場合と異なっている。

(a) 参加の開放

国家による義務の不遵守または不遵守の疑義に関する問題が国際監視機関の場において討議される場合も、義務の遵守の確保に関する問題が扱われる場合と同様に、討議の場はできる限り多数の国家に対して開かれているべきである。なぜなら、不遵守への対応の場合には議論の結果として具体的な是正措置を採択する場面が出てくるため、措置の正当性を獲得するという意味において討議へのより広範な参加を確保することが要請されるからである。この反面、不遵守の状況はできる限り速やかに是正されるべきであることから、是正措置を迅速に採択するという要請も考慮しなければならない。

この点に関して、まず、生物兵器禁止条約の場合は、検討会議、「締約国会議」、「協議会合」のいずれもすべての締約国の参加が認められている。なお、迅速な対応が必要である場合には、不遵守の問題を安全保障理事会に付託するという手段がある。次に、化学兵器禁止条約の場合は、締約国会議（条約の規定に基づき暦年に一回開催される）についてすべての締約国の参加が認められているのに対して、執行理事会（実行に基づき近年は暦年に四回開催されている）については四一理事国が意思決定に参加しそれ以外の締約国はオブザーバーとして出席し発言することができ、締約国会議と執行理事会の役割分担はフォーラムの開放性の要請と事案処理の迅速性の要請とのバランスの上に成り立っているといえよう。

(b) 国際監視機関の任務の補完

不遵守への対応という文脈において国家が監視に参加する態様は、個別の不遵守または不遵守の疑義に関する討議への参加にとどまらない。国際監視機関（事務局）はその任務遂行のために必ずしも常に十分な資源を有しているわけではなく^{二五九}、国家はこのような場合に当該機関を補完するよう求められるのである。

たとえば、ジュネーヴ議定書に関連する事実調査の場合は、国連加盟国に対して現地調査を実施する資格を有する専門家および試料分析のための実験施設を提供し利用可能とするよう求めている^{二六〇}。また、生物兵器禁止条約の場合は、協議会合において「技術専門家」の支援によって問題の明確化が図られる可能性に言及している^{二六一}。さらに、化学兵器禁止条約の場合は、執行理事会を通じた説明手続にあたり「技術事務局の職員以外の専門家」の会合が事実関係についての報告を行う場合のあること（第九条四項（e））、チャレンジャー調査の際に要請締約国から派遣されたオブザーバーが査察団に勧告を行うこと（検証附属書第一〇部第五項）、化学兵器の使用の申し立てに関する調査の際に締約国から提供される「資格を有する専門家」が査察団に加わること（検証附属書第一一部第八項）、現地外における試料分析のために締約国に所在する指定実験施設が利用されること（検証附属書第二部第五項）^{二六二}、などについて明文の規定を置いている。ここにおいて、国家が国際監視機関（事務局）と連携して制度の運用にあたるという側面を見出すことができるのである。

(四) 実施機能

国家は国際監視機関（政策決定機関）によって採択された是正措置に基づいて具体的な行動をとるよう求められる。まず、不遵守国は是正措置を実施し、とくにその実施状況について説明責任が求められる場合がある（実施機能）。次に、不遵守国以外の国家は、国際監視機関によって採択された是正措置の求めに応じて特定の措置を実施する場合がある。なぜなら、不遵守国が不遵守の状況を是正するにあたり国際監視機関の行動だけでは十分でない可能性があるからである。措置の内容は基本的に不遵守国に対する支援の提供を求めるものである。ただし、支援を受ける立場にある発展途上国は大国からの支援の押し付けに懸念を抱いており、この背景からは是正措置はあくまでも勧告的なものとどまり、さらに被支援国による要請が前提となっている。

この点につき、国内実施義務の未履行国に支援を提供するよう求める実行は生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約のいずれの場合にもみられている^{二六三}。とくに化学兵器禁止条約の場合には、締約国による支援策や支援措置に関する情報がOPCW技術事務局と共有される仕組みになっており^{二六四}、国家と国際監視機関が不遵守の是正に協働で取り組んでいるという状況が浮き彫りとなる。

なお、以上の例は、義務の不遵守という状況を踏まえて、不遵守の是正を図るために国家に是正措置の実施機能を付与したものである。これに対して、不遵守という状況に陥ることまたはそのような状況が顕在化することを回避するために、国際監視機関が締約国に対して支援を要請することによつて事実上の是正措置をとる場合がある。

たとえば、ロシアの化学兵器廃棄期限（第一段階）の延長に関する締約国会議第七会期決定一九は、「化学兵器廃棄計画の実施のためのロシア連邦の努力を支持するために支援を提供する立場にある締約国に対して支援を提供するよう求める」というパラグラフを盛り込んでいる^{二六五}。また、安保理決議一五四〇の場合には、決議を実施することに困難を見出す国家が出てくることを想定して支援に関する規定が設けられている（第七項）。支援そのものが「一次規則」に位置づけられているという実行であり、実質的な意味における「不遵守」の防止や是正は支援の実施という問題に置き換えられていると評価することも可能であり興味深い。

二 国際監視機関の機能

国家による義務の不遵守に対応するために国際監視機関が有する機能は、事実確認機能、情報管理機能、検討・意思決定機能および実施機能の四つである^{二六六}。これらの機能も遵守確保の場合と同様に、法的枠組みによつて任務または権限という形で付与される必要がある。

（一）事実確認機能

国際監視機関（事務局）は、国家から不遵守の疑義が提起された場合に事実関係を確認するために現地調査または現地査察を実施する（事実確認機能）^{二六七}。国際監視機関に対して事実確認機能が与えられている理由は、遵守の確保のための事実確認の場合と同様に、生物・化学兵器に関する法的枠組みの普遍的な性格と国際監視機関の中立性・客観性・専門技術性への依拠にあると考えられる。不遵守への対応のための事実確認は、その前提、その目的および基礎となる情報、ならびに手続の作動方法において遵守の確保のための事実確認と異なっている。すなわち、遵守の確保のための事実確認の場合は、国家によつて義務が遵守されていることを前提としてこれを確認することが目的であり、国家から提出された情報を基礎にあらかじめ合意された客観的な要件または基準に基づいて実施されるのに対して、不遵守への対応のための事実確認の場合には、義務の不遵守の疑いを前提として、その事実関係を確認することが目的であつて、国家による一方的な提起により作動し当該国家から提供された情報が基礎となるのである。このように、国際監視機関は不遵守の提起手続において提起国と被提起国の間に入る形で任務を遂行するのであり、それゆえ、国際監視機関にはとくにその中立

性・客観性を厳格に維持することが求められる。この点に関連して、化学兵器禁止条約に基づくチャレンジ査察の場合には、要請締約国または被査察締約国の国民が査察団の構成員となることはできないという明文の規定がおかれている（検証附属書第一〇部二項）。

もつとも、これまで何度か指摘してきたように、現実の問題として不遵守の一方的な提起の手続が国家によって実際に援用された例はきわめて少ない。そこで、主な手続のうち、実際に援用された例のある手続とまったく援用された例のない手続とに分けてその有用性についての検討を行う。

（a）有用性／援用例のある手続

国連総会決議に基づくジュネーヴ議定書に関連した調査はこれまでに複数回実施されている。まず、国連総会決議三五／一四四Cに基づいてタイおよびパキスタンにおいて現地調査が実施され、このときには、化学兵器の使用が証明されたということはできないものの一定の場合にある種の毒性化学物質が使用された可能性を示唆する状況証拠を無視することもできない、という結論が示されている^{二六八}。また、国連総会決議四二／三七Cに従ってモザンビークおよびアゼルバイジャンにおいて現地調査が実施された際には、十分な証拠が提示されなかったため化学兵器の使用は裏付けられなかった、という結論が出されている^{二六九}。

このように、国連総会決議に基づく調査には複数回の援用例があるものの、いずれの場合にも調査の結果として化学兵器の使用が明らかになつたわけではなかった。個別的な背景として、使用の疑われた国家の協力が得られなかったことや、化学兵器が「使用」された時期と調査の実施までに一定の時間が経過していることがあり、このために十分な現地調査の実施が阻害されたこととらえることも可能であろう^{二七〇}。しかし、だからといって、化学兵器の使用の疑いに関する調査が技術的に困難であるというわけではない。調査はいずれの場合も、関係者への面談に加えて試料分析という科学的手法を用いて実施されており（とくに試料分析は原則として複数の分析施設において実施されている）、調査の結果はこれらを踏まえたものだからである。また、国連事務総長がイランの要請に基づいて複数回にわたって実施した調査（ただし、当該調査は国連総会決議ではなく安全保障理事会の指示に根拠を置くものである）ではイラクによる化学兵器の使用の事実が明らかにされたのであり、この点をとらえれば、調査が技術的に可能であることにはむしろ疑いの余地がない。

もつとも、調査は、本質上、事実関係を確認することにとどまるものだということに留意する必要があるだろう。調査の結果として事実が規範に合致しないという状況が明らかになつたとしても、当該状況に対して何らかの措置をとることができるのか、措置をとることができる場合、どのような措置が考えられるのか。このような問題は別途検討されなければならないのである。本調査手続が国連総会決議に従って事務総長によって実施される制度であることに鑑みれば、調査の結果として「ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反」という状況が確認された場合には、法的には国連憲章の枠組みで処理される問題であつて、国連総会または事務総長がその権限に基づいて行動し、必要に応じて安全保障理事会の注意

を喚起することが必要であろう。安全保障理事会に付託された場合には平和に対する脅威として認定され、憲章第七章に基づく措置がとられる可能性も十分にありうるであろう。いずれにしても、調査は事実関係を確認することにとどまるため、不遵守という状況が確認された場合には何らかの手続によってこれを是正する必要がある。

(b) 有用性／援用例のない手続

(i) 生物兵器禁止条約に基づく国連安全保障理事会への付託

生物兵器禁止条約第六条によれば、「締約国は、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反していると認めるときは、国際連合安全保障理事会に苦情を申し立てることができる」。しかし、本規定は同条約発効以来援用されたことがない。まず当該制度に内在する問題として、付託される機関が安全保障理事会となつている点を指摘することができる。安全保障理事会への付託という制度は、国連憲章第二十七条に基づく拒否権の存在ゆえに、安全保障理事会の常任理事国による義務違反を申立てるためのものとして機能しない^{二七二}。言い換えれば、第六条の規定が機能するのは、事実上、安全保障理事会常任理事国を除く締約国による条約違反の疑いがある場合に限られるのである。

第六条に基づいて事案が安全保障理事会に付託された場合、安全保障理事会がどのような行動を行うかについて明文の規定はない。これは逆に言えば安全保障理事会には大幅な裁量が与えられていることを意味する。生物兵器禁止条約の検討会議はこれまでに、安全保障理事会に対して、第六条に基づいて苦情が申し立てられた場合にこれを速やかに検討し、苦情の調査のために必要と考える措置をとり、調査の結果を各締約国に通報し、必要な場合にさらなる適当な行動を速やかに検討することを求めてきた^{二七三}。そして、具体的な措置の一つとして、「国連安保理決議六二〇に従つて、

^{二七三}。当該「技術的な指針および手続」は、既述のとおりジュネーヴ議定書に関連する調査手続について定めた国連総会決議四二／三七Cに従つて作成されたものであつて、その対象は生物・化学兵器の使用の疑いにある。生物兵器禁止条約は生物兵器の「使用」を禁止した明文規定を置いていないことから、「技術的な指針および手続」を利用することには問題があるかもしれない。しかし、生物兵器の使用という状況は論理必然的に生物兵器禁止条約上の義務である保有の禁止に違反していることを意味するものである^{二七四}。むしろ、「技術的な指針および手続」の積極的な利用が望まれるであろう。違反を提起された国家が調査に協力しない場合には、これを「平和による脅威」と認定し、さらに国連憲章第七章に基づく強制措置を発動することも可能である。なお、生物兵器禁止条約は第七条において、安全保障理事会によつて「条約の違反によりいづれかの締約国が危険にさらされている」ことが決定される場合、「締約国は……国際連合憲章に従つて援助又は支援を行うことを約束する」と明記している。

(ii) 化学兵器禁止条約に基づくチャレンジ査察

チャレンジ査察は締約国の要請に基づいて自動的に実施されるわけではない。つまり、執行理事会は、査察の要請を受領した後一二時間以内に「すべての理事国の四分の三以上の多数による議決で、申立てによる査察の実施に反対することを決定することができる」(第九条一七項)。もともと、反対の決定のためには、①査察の要請に根拠がないこと、②権利の濫用であること、または③条約の違反の可能性についての問題を明らかにしこれを解決するという目的から明らかに逸脱していること、のいずれかが認められなければならない、また、意思決定が、出席し投票する執行理事国による特定多数ではなく、すべての執行理事国による特定多数(四一カ国中三一カ国の賛成)によるとされているため、チャレンジ査察はほぼ自動的に実施されると考えられている^{二七五}。

チャレンジ査察を行うのは技術事務局である。それゆえ、技術事務局には常に要請に応じて直ちに措置をとることができる状態であることが求められる。この点に関し、第一回検討会議は技術事務局に対して「条約の規定に従ってチャレンジ査察を実施するための準備を高いレベルで維持し続け、その準備状況について執行理事会に継続して報告し、チャレンジ査察を実施するための準備の必要な水準を維持することに関連して生じる問題を報告するよう」要請しており^{二七六}、技術事務局は、当該要請を踏まえて査察員に対する訓練の実施や締約国で行われた模擬チャレンジ査察への参加などを通じて対応能力の維持に努めている^{二七七}。

実際に査察が行われた場合にその結果を評価するのは執行理事会である。不遵守の存在を科学的に裏付ける明白な証拠が検出された場合は、第八条二三項の規定に従って「事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための適当な措置(会議に対する具体的な勧告を含む。)」がとられることになるだろう。これに対して、そのような証拠が検出されなかった場合の対応は必ずしも容易ではない。チャレンジ査察によって不遵守の存在が明らかにならなかったという結果は、一方で「条約の違反の可能性についての問題を明らかにし及び解決すること」ができたものと評価することもできれば、他方で被査察締約国の潔白が証明され、要請締約国に権利の濫用があったと評価することも可能だからである。存在しないものを存在しないと証明することとは不可能であり、不遵守の疑義を完全に解消することができないという問題の本質がこの背景に隠れている。とくに、化学兵器禁止条約のチャレンジ査察制度は、「他の締約国の領域内又は他の締約国の管轄若しくは管理の下にあるその他の場所におけるいかなる施設又は区域に対しても」行われることを想定している一方で、被査察締約国に対して「条約に関係しない機微に係る設備を保護し並びにこの条約に関係しない秘密の情報及び資料の開示を防止するための措置をとる権利」(第九条一一項(c))を認めており、そもそも査察自体に一定の制約が課されているのである。いずれにしても査察の結果を評価するのは執行理事会である。条約は、執行理事会に対して検討のために提出される「最終報告」において、「事実関係の調査結果」に加えてチャレンジ査察の十分な実施のために認められた「アクセス及び協力の程度及び性質」に関する査察団の評価が含まれることを規定している(第九条二二項)。執行理事会の心証形成にとって査察団による評価が大きな影響を与えることは間違いなく、このような観点に立てば、技術事務局には厳

格な中立性・客観性が求められるといえよう。

(iii) 化学兵器禁止条約に基づく化学兵器の使用の疑いの調査

化学兵器の使用の疑いの場合の調査は、第九条八項に基づくチャレンジ査察としてまたは第一〇条八項に基づく援助・防護の提供に関連して実施され(検証附属書第一一部第一項)、検証附属書第一一部に規定される手続が追加的に適用される(検証附属書第一一部第二項)。もっとも、当該調査の有用性に関する論点はチャレンジ査察の場合と重なることから、同部の規定を詳細に取り上げるにあまり意義はないと思われる。したがって、ここでは技術事務局が、化学兵器の使用の疑いの場合の調査の場合についても締約国において実施される模擬調査に参加していること^{二七八}、また、当該調査に査察団の一員として加わる「資格を有する専門家」の通報を締約国に求めていること^{二七九}を指摘するにとどめる。

(二) 情報管理機能

国際監視機関(事務局)は、不遵守に関する国家からの提起を直接または国際監視機関(政策決定機関)を通じて他国に通報する(情報管理機能)。国際監視機関に情報管理機能が与えられているのは、情報管理の一元化および効率性ならびに手続上の透明性の確保などもっぱら制度の運営上の理由によるものであり、それ以上の理由は見出されない。ただし、化学兵器禁止条約に基づくチャレンジ査察の場合は、例外的に、事務局(事務局長)に対して手続的な合法性を確保することが求められている。すなわち、同条約第九条一四項の規定によれば、締約国がチャレンジ査察を要請した場合、「事務局長は、直ちに、査察の要請を検証附属書第一〇部四に定める要件を満たすことを確認し及び、必要な場合には、要請締約国が当該要件に従って査察の要請を行うことを援助する」。

(三) 認定・意思決定機能

国際監視機関(政策決定機関)は、その任務および権限に基づいて不遵守の存在を認定し、当該不遵守を是正するための措置について意思決定する(認定・意思決定機能)^{二八〇}。

(a) 不遵守の認定

国際監視機関は、不遵守のための是正措置をとるに先立ち、同僚評価方式によって不遵守の存在を認定する。ここで留意しなければならないのは、不遵守の前提となる事実の問題は、国家による情報の提供および説明責任によってならびに必要な場合には国際監視機関(事務局)による事実確認によつて、すでに一定の程度明らかになっているということである。したがって、国際監視機関に求められるのは、これを法的観点から不遵守であるか否か

を認定することとなる^{二八一}。問題はその認定基準である。

この点につき、まず、認定基準を確立するまでもなく誰の目から見ても不遵守であることが明白な場合があり、このとき認定基準は問題とならないであろう。この典型的な例は期限の義務である。化学兵器禁止条約では、情報(申告を含む)の提供、化学兵器の廃棄、化学兵器生産施設の廃棄および転換などについて期限の義務が課されている。このような期限の義務の不遵守は、通常、国際監視機関(政策決定機関)によって遵守状況が検討される際に明らかになる。このとき、期限の義務に関する問題は遵守の確保という文脈から不遵守の是正という文脈に切り替えて検討されることになる(遵守手続から不遵守手続への連続性)。これに対して、そもそも認定基準を確立することが困難な場合がある。この例は国内実施義務であろう。国内実施義務については義務の内容が一般的すぎるため、具体的にどのような措置をとれば義務を履行したことになるかどうか必ずしもはっきりしないからである。そこで、国内実施義務の問題の場合には不遵守であるか否かを確定させるよりも、義務の実施状況の改善や充実を図ることを重視するアプローチがとられている。以上のような極端な場合を除けば、義務の不遵守は何らかの客観的な認定基準に従って認定されることが望ましい。もともと、不遵守の認定を行う機関は政治的機関であり、認定にあたり大幅な裁量を与えられていることから、必ずしも客観的な基準が設定されとは限らない。逆に言えば、法的枠組みの起草者たちは、国際監視機関(政策決定機関)における同僚評価方式を通じて不遵守の問題を間主観的に取り扱うことに合意したのである。

(b) 是正措置

不遵守を是正するための措置の内容は強制的かつ制裁的なものではなく非拘束的かつ協力的なものである。措置の最大の目的は、不遵守国による不遵守の状態を遵守の状態に復帰させ、さらに、将来における義務の遵守に対する障害を除去することにある^{二八二}。この目的を達成するため、不遵守国に義務の履行のための行動をとるよう求めるのは言うまでもないが、さらに、国際監視機関に特定の任務を与え、また、他の国家に対して一定の行動をとるよう要請する場合が多い^{二八三}。

(i) 非拘束的な措置

不遵守を是正するための措置はいずれも法的拘束力を持たないという点に特徴を持つ^{二八四}。この背景として国際監視機関に対して拘束力のある措置を採択する権限が与えられていないという点を指摘することができる。なお、安保理決議一五四〇の監視は安全保障理事会(およびその補助機関たる一五四〇委員会)によって行われているため、この場合は例外的に法的拘束力のある措置を採択することが可能である。しかし、安保理決議一五四〇の実行から明らかなことは、一方で不遵守の是正という問題は正面から取り扱われておらず、他方で安保理決議一五四〇第七項の支援条項に基づいて一五四〇委員会が支援の調整にあたっているということである。安保理決議一五四〇は、当該決議そのものは憲章第七章の下に採択された法

的拘束力のある決議であるものの、その実施はこれまでのところ法的拘束力のある決定に依拠するのではなく、むしろ「対話」を重視した継続的なプロセスとして、必要に応じて協力的な支援の提供を通じて、漸進的に行われているととらえることができる（憲章第七章に基づくソフトロー）。

法的拘束力を伴わない措置の利点は法的拘束力のある措置に比べて不遵守国に受け入れられやすいということにある^{二八五}。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの目的が義務の履行を通じてはじめて実現するものであることに鑑みれば、不遵守国に求められているのはあくまでも（一次規則上の）義務を遵守することである。そして、不遵守が是正されるかどうかは最終的には不遵守国の自助努力に委ねられている。不遵守国に対して強制的な措置をとったとしても、当該措置の履行すら確実ではないと予想される以上、是正措置は不遵守国が遵守の状態への復帰のために履行可能なものである必要がある。実際に、措置が非拘束的なものであるからといって成果が得られないわけではない。たとえば、化学兵器禁止条約第七条に基づく国内実施義務については二〇〇三年に「行動計画」が採択されて以来徐々にその効果が現れており、状況は緩やかに改善されつつある。重要なことは措置の具体的な内容であつて、その法的性格にこだわることとは適当ではない。「ラジカルなアプローチ」よりも「地道なアプローチ」の方が適当な場合もあるのである^{二八六}。

（ii）協力的な措置

不遵守を是正するための措置は、不遵守国が遵守の状態に復帰しかつ将来の不遵守を防止しうるような協力的な性格のものとなっている^{二八七}。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みに基づいて設定される義務の場合、その性質上、履行のために国内事項を規律する能力を備えていることが不可欠の前提となる。不遵守という状況は現実存在しているが、その主な原因はこのような国内能力の欠如にあると考えられている。今日、国家には、たとえば人権条約や地球環境条約や国連安全保障理事会の制裁決議などのさまざまな法的枠組みの下で多種多様な情報の提供が求められており、「報告疲れ」という状況も指摘されている^{二八八}。したがって、国際社会は協力的な措置に基づく国内能力の構築を通じて不遵守の是正を図っているのである。ただし、協力的措置に依拠する限り、不遵守の是正までの道のりは長くかつ必ずしも平坦なものではないということを十分に認識する必要がある。また、不遵守を是正するための協力的措置は、主として国の遵守能力の欠如を原因とする意図的でない不遵守の場合を念頭に置いており、不遵守が意図的に行われる場合は対象としていない。意図的な不遵守と意図的でない不遵守は区別されるべきであつて^{二八九}、意図的な不遵守の場合に協力的措置をとつてもほとんど効果はないため、このような場合は、むしろ制裁的な措置をとるにより、少なくともそのような態度の変更を迫る可能性を排除すべきではない。

（四）実施機能

国際監視機関が不遵守を是正するための措置に基づいて具体的な任務を与えられる場合、当該機関はこれを実施する（実施機能）。不遵守を是正するための措置に関して国際監視機関はその内部機関の間で役割分担をしている。すなわち、不遵守は正のための措置は国際監視機関の中でもとくに意思決定の権限を与えられた機関によって採択されるのに対して、措置の具体的な実施は当該機関の中でもとくに執行的な役割を果たす機関によって行われるのである。

具体的には、一方で意思決定の役割を担っているのは、生物兵器禁止条約の場合には検討会議であり、化学兵器禁止条約の場合には締約国会議であり、安保理決議一五四〇の場合には安全保障理事会である。他方で措置の実施にあたっているのは、生物兵器禁止条約の場合には実施支援ユニットであり、化学兵器禁止条約の場合には執理事務会と技術事務局であり、安保理決議一五四〇の場合には一五四〇委員会である。実施にあたる機関には主として透明性の確保と支援の二つの任務が与えられている。

(a) 透明性の確保

国際監視機関には是正措置に基づいて当該措置の実施状況を明らかにする任務が与えられる。国際監視機関による透明性の確保は不遵守国に対して課される説明責任と相まって、国家からの情報の提供と国際監視機関による情報の確認および検討というサイクルを構成する。国家と国際監視機関の協働による規範目的の実現はここに典型的に現れる。透明性の確保のために用いられる情報は、義務が実施されたことを明らかにするという肯定的な内容のものだけではなく、不遵守国の公表（いわゆるブラックリスト）などの否定的な内容のものも含まれている^{二九〇}。

(b) 支援

是正措置に基づいて国際監視機関に対して与えられるもう一つの任務は支援の提供または支援の提供の調整である^{二九一}。国際監視機関は、自ら支援を提供するための資源を有している場合は不遵守国に対して支援を提供し、そのような資源を有していない場合には、支援を提供する意思と能力のある国家や国際機構または地域機関との間で支援の枠組みについて調整を行う。

化学兵器禁止条約の場合、OPCW技術事務局はとくに国内実施義務の不遵守を是正するための積極的な支援活動を行っている^{二九二}。これに対して安保理決議一五四〇の場合、支援の問題は不遵守の是正ではなく一次規則たる同決議第七項の支援条項に基づいて取り組まれている。一五四〇委員会は国家に対して直接支援を提供する任務を持たず、その活動は支援に関する情報センターとして支援国と被支援国との間の調整を行うこととどまる^{二九三}。生物兵器禁止条約の場合、第六回検討会議においてはじめて常設の「実施支援ユニット」の設置が決定され、締約国の実施支援がその任務に含まれることになった^{二九四}。「実施支援ユニット」が不遵守の是正という文脈において支援に従事することになるかどうかは今後の実行に委ねられている。

三 国家と国際監視機関の協働

これまで分析してきたように、国家と国際監視機関には、不遵守に対応するための制度においてもその目的を達成するためのさまざまな機能が付与されている。国家と国際監視機関は、この制度の場合も遵守を確保するための制度と同様に、協働することを通じて不遵守の問題に対処している。以下では、具体的な場面に応じた国家と国際監視機関の協働の形態を不遵守への対応の過程に沿って検討する。

(一) 手続の作動と連携型

他国の不遵守を提起する国家と国際監視機関は、不遵守に対応するための制度の開始という場面において連携する(連携型)。国家による他国の不遵守に関する提起は通常、不遵守への対応に関する任務を有する国際監視機関に対して直接行われる。具体的な対応として、国際監視機関(事務局)に事実調査・査察の実施を求める場合には、国家の手続作動機能が国際監視機関(事務局)の事実確認機能と連結し、国際監視機関(政策決定機関)に不遵守の問題の検討を求める場合には、国家の手続作動機能が国際監視機関(政策決定機関)の認定・意思決定機能へと連結する。なお、不遵守に対応するための制度が国家から国際監視機関(事務局)への不遵守の提起を通じて開始される場合には、国家の手続作動機能は、国際監視機関(事務局)の情報管理機能を介して、不遵守への対応に関する任務を有する国際監視機関の機能と間接的に連結する。

国家と国際監視機関の連携型の協働は遵守の確保という文脈でもみられたものである。遵守の確保という文脈においても不遵守への対応という文脈においても、国家の行動によって制度が開始されるという点で共通しているが、連携型の協働の内実は両者の間で大きく異なっている。

第一に、国家の行動の態様および性格が異なっている。遵守を確保するための制度の場合には、法的枠組みに拘束される国家がそれぞれ等しく自らの遵守の状況に関する情報を提供するものであつて、国家には情報の提供という作為が求められているのに対して、不遵守に対応するための制度の場合には、国家が他国による不遵守の疑義を追及するために法的枠組みに備えられた制度を作動させるのであつて、国家には当該制度を援用する資格が与えられているのである。

第二に、第一点目に関連して、連携型の協働を可能とするための根拠が異なっている。遵守を確保するための制度の場合には、国家に対して国際監視機関(事務局)に情報を提供することを求める規定を設けるというアプローチと、国際監視機関(事務局)に対して国家から情報を受領する任務を与えるというアプローチの二つ方法が可能であつた。言い換えれば、国家と国際監視機関(事務局)は、国家から国際監視機関(事務局)へという方向によつて連携することもできれば、国際監視機関(事務局)から国家へという方向によつても連携することができたのである。これに対して、不遵守に対応

するための制度の場合には、制度を援用する資格を有するのは国家であるため、制度の援用は国家の完全な裁量に委ねられている。したがって、国家と国際監視機関（事務局）の連携は、国家から国際監視機関（事務局）への一方向きしかない。

第三に、第二点目に関連して、手続的観点から連携型の協働の実現可能性に相違がある。遵守を確保するための制度の場合には、国家からのアプローチと国際監視機関（事務局）からのアプローチのいずれを用いたとしても、手続的にみれば連携型の協働の実現可能性を阻害する要因は存在しない。これに対して、不遵守に対応するための制度の場合には、不遵守に対応するための制度を援用する資格を国家に与えたものの、国家が手続を開始させたからといって手続が自動的に進んでいくというわけではない。国際監視機関が具体的な行動をとらない可能性もありえるのである。

まず、ジュネーヴ議定書に関連した事実調査の場合は、調査の対象となる国家の同意が必要であり、同意が得られなければ調査を実施することができない。また、イラン・イラク戦争の場合にみられたように、事務総長が国際社会の政治的状況の影響を受けて調査の要請に応じないという場面もあった。次に、生物兵器禁止条約の場合は、国連安全保障理事会への付託に関する制度があるものの、この制度は拒否権の存在により安保理常任理事国による不遵守に対して機能しえない。さらに、化学兵器禁止条約のチャレンジャー制度の場合、執行理事会によって査察の中止を決定することができる。この問題は、国際監視機関の側に由来する障害を可能な限り除去することにより解決されることになる。たとえば、生物兵器禁止条約の場合には、検討会議の実行を通じて締約国に対して他国の不遵守を一方的に提起することを認めた「協議会合」制度が設定されており、また、化学兵器禁止条約のチャレンジャー査察についても、執行理事会の決定に全理事国の三分の二以上の多数を必要とするという厳しい条件が課されることによって、査察は事実上自動的に実施される仕組みとなっている。

（二）事実の確認と対峙型（国家対事務局）

不遵守の疑義に関する手続が作動し、国際監視機関（事務局）が不遵守疑惑国において事実確認のための調査または査察を実施するという場面において、不遵守国の説明責任機能と国際監視機関（事務局）の事実確認機能は結合し、国家と国際監視機関（事務局）は対峙することになる（対峙型）。

このような形態の協働が見られるのはジュネーヴ議定書に関連した事実調査の場合と化学兵器禁止条約のチャレンジャー査察の場合である。この二つの制度の間では、対峙型の協働を実現するための根拠が異なっており、そのために具体的な調査または査察の実施方法にも相違が生じることになる。

まず、ジュネーヴ議定書に関連した事実調査の場合には、調査の実施にあたり受入国の同意が根拠となっている。事実調査制度は国連総会決議という非法的措置に基づいて導入されたのであり、そもそも国家に対して調査の実施を義務づけることはできない。事実調査に関する「技術的指針および

手続」には、具体的な調査の方法として試料分析と面談が挙げられているものの、調査の実施に受入国の同意が必要とされている以上、調査の方法についても調査団と受入国の間で合意しなければならない。

これに対して、化学兵器禁止条約のチャレンジ査察の場合には査察の受け入れが法的に義務づけられている(第九条一〇項)。したがって、チャレンジ査察の受け入れを拒否することは条約の不遵守を構成する。査察の方法は条約および検証附属書において詳細に定められている。一般的な事項(たとえば、査察員の特権免除、査察装置、試料分析)などについては遵守を確保するための現地査察(通常査察)の場合に適用可能な権利義務が同様に適用される。これに加えて、チャレンジ査察に固有の事項(たとえば、外縁の設定、退去の監視、外縁活動、アクセス)などについては被査察締約国と技術事務局(査察団または査察員)との間の権利義務が別途設定されている。

(三)不遵守の認定と是正措置の意思決定／対峙型(「不遵守国」対政策決定機関)・不完全融合型

不遵守の認定およびその是正措置の採択という場面では、不遵守を提起された国家または不遵守の状況にある国家(不遵守を提起された国家は不遵守疑惑国であつて不遵守の状況にあるとは限らないが、ここでは、便宜的に両者を「不遵守国」として総称する)、不遵守国以外の諸国家(不遵守を提起した国家を含む)および国際監視機関(政策決定機関)という三つの主体が関係する。この場面において、国家と国際監視機関(政策決定機関)の協働の態様は、「不遵守国」と国際監視機関(政策決定機関)の関係と、「不遵守国」以外の国家と国際監視機関(政策決定機関)の関係とで異なる。

(a)対峙型(「不遵守国」対政策決定機関)

不遵守の認定およびその是正措置の採択という場面において、「不遵守国」の説明責任機能と国際監視機関(政策決定機関)の認定・意思決定機能が結合し、両者は対峙する(対峙型)。

まず、「不遵守国」があくまでも不遵守の存在を認めないという場合、「不遵守国」はこれを証明するために説明責任を負う。とくに、自国領域において国際監視機関(事務局)による調査または査察が実施される場合には第三者の立場から事実関係が明らかにされており、その内容は「不遵守国」の説明責任に大きな影響を与える。国際監視機関(事務局)の調査または査察によって不遵守の存在が客観的に明らかになるかまたはその存在が強く示唆される場合には、これを否定するための積極的かつ説得的な証拠を示す必要があるからである。いずれにしても、「不遵守国」が不遵守の存在を認めない場合には「不遵守国」と国際監視機関(政策決定機関)との対峙が対立的なものとならざるをえない。

これに対して、「不遵守国」による不遵守の状況が客観的に明らかであつて不遵守が意図的な理由によるものでない場合、「不遵守国」はこれを是正す

るためにどのように取り組むかについての説明責任を負う。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの目的はあくまでも義務の履行を通じて実現されることから、規範と行為の不一致という状況を改善するために、「不遵守国」と国際監視機関（政策決定機関）は協調的な対峙の中から改善策を探ることになる。

（b）不完全融合型

不遵守の認定およびその是正措置の採択という同じ場面において、一方で「不遵守国」以外の国家は監視参加機能を有し、他方で国際監視機関（政策決定機関）は認定・意思決定機能をもつが、この相違は視点の置き方の相違によるものにすぎず、「不遵守国」以外の国家と国際監視機関（政策決定機関）はここに融合する。この場面の融合も、「不遵守国」が含まれないという意味で不完全なものである（不完全融合型）。

遵守の確保という文脈において、融合型の協働は国際監視機関（政策決定機関）が同僚評価の場としての役割を果たすという点に特徴を有していた。この特徴は不遵守への対応の文脈においても同じようにみられる。異なる点を見出すとすれば、それは不遵守への対応の文脈では、不遵守の存在・不在を認定し、さらに不遵守が存在する場合にはこれを是正するための措置をとるという点である。

なお、規範と行為との不一致という状況が長く続けば続くほど規範性が害されるため、不遵守が存在する場合にはこれをできる限り早く是正することが要請される。この目的を実現する方法は、不遵守の問題に関する任務・権限を一部の国家により構成される執行機関に与えることである。たとえば、生物兵器禁止条約に基づく安全保障理事会への付託や、化学兵器禁止機関の執行理事会における対応は、制度としてこの要請を充たすものである。

また、第二章で触れたように、不遵守という問題が遵守を確保するための制度を通じて明らかになる場合があり、このとき、遵守の確保に関する任務・権限を与えられた国際監視機関（政策決定機関）が、同時に不遵守の是正に関する任務・権限を有している場合には、遵守の確保から不遵守の是正への連続した対応が可能となり、規範目的の実現のために有用である。

（四）是正措置の実施と連携型

不遵守の是正措置を実施するという場面では、不遵守国と当該措置によって特定の任務を与えられた主体がともに実施機能を通じて連携する（連携型）。是正措置はそれぞれの事例に応じた個別具体的なものであるため必ずしも一般化することはできないが、①不遵守国に対する義務の履行の要求、②不遵守国の是正状況に関する透明性の確保、③義務の履行に対する支援の提供の三つが主な内容となっている。とくに、透明性の確保と支援の提供について国家と国際監視機関の連携型の協働が現れる場合がある。

不遵守の理由が主として国内能力の不足にある場合は義務の履行までに時間のかかることが予想される。このため、第一に、是正措置を通じた透明性の確保が図られる場合がある。不遵守国による不遵守の是正状況も国内事項であつて国際社会によつて非可視的であるために、是正状況の透明性を確保することが必要となるのである。具体的には、まず、不遵守国には不遵守の是正状況を国際監視機関（政策決定機関）に明らかにすることが求められる。さらに、国際監視機関（政策決定機関または事務局）には不遵守国の是正状況を監視するための特定の任務が与えられる。不遵守国と国際監視機関の双方からの連携によつて不遵守国の是正状況に関する透明性の確保はより強固なものとなる。化学兵器禁止条約の実行（たとえば、化学兵器生産施設の転換期限、冒頭申告の提出、国内実施措置）においてこのような厚みのある対応が見られている。第二に、国内能力を向上させるための支援の提供が是正措置に組み込まれる場合がある。支援を提供する主体は必ずしも国際監視機関（事務局）に限られるわけではなく、国際監視機関（事務局）が十分な資源を有していない場合にはその意思と能力を持つ国家に依拠するしかない。そこで、是正措置の一環として不遵守国以外の国家に対して支援の提供が求められ、具体的な支援は国際監視機関（事務局）との連携を通じて不遵守国に対して提供されることになるのである。

一 常設国際司法裁判所がマヴロマチスのパレスティン特許事件において示した定式によれば、紛争とは、「法または事実に関する不一致であり、すなわち二者間における法的見解または利益の争ひ」のことをいう（マヴロマチスのパレスティン特許事件、PCIJ Series A, No.2, 1924, p.11, cf. 東チモール事件判決、ICJ Reports 1995, p.99, paragraph 22、カメルーン・ナイジェリア間の陸地海洋境界事件先決的抗弁判決、ICJ Reports 1998, p.314, paragraph 87、ロッカビー事件先決的抗弁判決（リビア対英国）、ICJ Reports 1998, p.17, paragraph 22、ロッカビー事件先決的抗弁判決（リビア対米国）、ICJ Reports 1998, p.122, paragraph 21、ある種の財産事件先決的抗弁判決、dated 10 February 2005, paragraph 24、ニカラグア・ホンジュラス間の領域海洋境界紛争事件、dated 8 October 2007, p.38, paragraph 130）。

二 一八九九年国際紛争平和的処理条約第一条、一九〇七年国際紛争平和的処理条約第一条、一九一九年国際連盟規約第二条、一九四五年国際連合憲章第二条三項。このような紛争の平和的解決義務は、国際司法裁判所のニカラグア事件（本案）判決において、慣習法の原則として確立していることが認められている（ICJ Report 1986, p.145, paragraph 290）。

三 森田章夫『国際コントロールの理論と実行』東京大学出版会（二〇〇〇年）九七頁。

四 小寺彰『ラダイク国際法 国際法の基本構成』有斐閣（二〇〇四年）一六七頁。

五 宮野洋一「国際紛争処理制度の多様化と紛争概念の変容」『国際法外交雑誌』第九七巻二号（一九九八年）二頁。

六 Andreas L. Paulus, "Dispute resolution", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, p.352.

七 小森光夫「国際公序秩序における履行確保の多様化と実効性」『国際法外交雑誌』第九七巻三号（一九九八年）二頁。

八 山本草二『国際法（新版）』有斐閣（一九九四年）四三頁。

九 Bruno Simma, "From Bilateralism to Community Interest in International Law", *Recueil des cours* (1994-VI), p.221-384.

一〇 佐藤哲夫「国際組織による国々の義務履行に関する国際的コントロール—国際人権法から国際環境法へ—」『一橋論叢』第一一四巻一号（一九九五年）一〇三頁〜一〇四頁、宮野洋一「前掲論文」（注五）二二三頁。

二 小寺教授は、「国際的利益を保護するために設定される義務は直接被害国がなくとも遵守されなければならない」と主張している（小寺彰「国際コントロールの機能と限界——WTO／ガット紛争解決手続の法的性質——」『国際法外交雑誌』第九五巻二号（一九九六年）五頁）。また、村瀬教授は、「合目的性をめぐる紛争』では、自国に対する具体的な損害の発生は必ずしも原告適格の要件とはならない」との立場をとっている（村瀬信也「国際紛争における『信義誠実』原則の機能——国際レジームの下における締約国の異議申立手続を中心に——」『上智法学論集』第二八巻三号（一九九五年）一九七頁）。

三 Pierre-Marie Dupuy, “A General Stocktaking of the Connections between the Multilateral Dimension of Obligations and Codification of the Law of Responsibility”, *European Journal of International Law* (2002), Vol. 13, No. 5, p. 1058, footnote 14.

三三 Pierre-Marie Dupuy, *Ibid.*, p. 1058.

三四 Yearbook of the International Law Commission 1973 Vol. II, p. 175, paragraph (10). このアプローチは、国家責任に関する一般規則を確立することを法典化の目的とした特別報告者グループによって提唱されたものであり（Yearbook of the International Law Commission 1970 Vol. II, p. 185, paragraph 25）第一読の第一条、第三条、第一六条および第一七条に反映され、若干の修文を経て、最終条文の第一条、第一条および第一二条として規定された。

三五 なお、国際法委員会は当初第三国の立場について議論していたが、この論点は後に取り上げられなくなった（Yearbook of the International Law Commission 1981 Vol. II Part Two, p. 143, paragraphs 136-137）。

三六 Marina Spinedi, “From One Codification to Another: Bilateralism and Multilateralism in the Genesis of the Codification of the Law of Treaties and the Law of State Responsibility”, *European Journal of International Law* (2002), Vol. 13, No. 5, p. 1122.

三七 Yearbook of the International Law Commission 1985 Vol. II Part Two, p. 25. 第一読第四〇条は次のように規定している。

二 二〇〇「被侵害国」は、次のものを指す。

(a) 国の行為により侵害された権利が二国間条約から生じる場合には、当該条約の他の締約国
(b) 国の行為により侵害された権利が国際裁判所の判決または拘束力ある他の紛争解決手段の決定から生じる場合には、当該紛争の他の当事国であつてその権利から受益する資格を有するもの
(c) 国の行為により侵害された権利が国際裁判所以外の国際機構の拘束力ある決定から生じる場合には、当該国際機構の設立文書に従い、その権利から受益する資格を有する国

(d) 国の行為により侵害される権利が第三国のための条約規定から生じる場合には、当該第三国
(e) 国の行為により侵害された権利が多数国間条約または慣習国際法から生じる場合、次のことが証明される場合には、多数国間条約の他の締約国または慣習国際法の関連する規則により拘束される他の国

(一) その権利がその国のために創設されたまたは確立している場合
(二) 国の行為による権利の侵害が多数国間条約の他の締約国または慣習国際法の規則に拘束される他の国の権利の享受または義務の履行に必然的に影響する場合
(三) 権利が人権および基本的自由の保護のために創設されたまたは確立している場合

(f) 国の行為により侵害された権利が多数国間条約から生じる場合には、その権利がその条約の締約国の集团的利益の保護のために当該条約で明示的に規定されている場合には、当該多数国間条約のいずれかの他の締約国
三 二〇〇「被侵害国」は、国際違法行為が国際犯罪を構成する場合には、すべての他の国

三八 Yearbook of the International Law Commission 1984 Vol. II Part Two, p. 102, paragraph 357.

三九 Marti Koskeniemi, “Breach of Treaty or Non-compliance? Reflections on the Enforcement of the Montreal Protocol”, *Yearbook of International Environmental Law*, Vol. 3, 1992, pp. 147-148.

四〇 たとえば、基本的人権を保護する義務の場合、義務に対応する権利は他の国ではなく個人が有するものであることから、被侵害国と責任国との間に二面的な関係を設定す（四一）と自体に問題がある（四二）（Pierre-Marie Dupuy, *supra* note 12, pp. 1069-1070; Lino-Alexander Siciliani, “The Classification of Obligations and the Multilateral Dimension

of Relations of International Responsibility", *European Journal of International Law* (2002), Vol.13, No.5, p.1132⁹ erga omnes 義務の場合に関する批判として Bruno Simma, "Is damage a distinct for the existence of an internationally wrongful act?", *United Nations Codification of State Responsibility*, edited by Marina Spinedi and Bruno Simma, 1987, p.19¹⁰ また、国際犯罪の場合に関する批判として Bruno Simma, "Bilateralism and Community Interest in the Law of State Responsibility", *International Law at a Time of Perplexity: Essay in Honour of Shabtai Rosenne*, 1989, p.832; Manfred Mohr, "The ILC's distinction between "international crimes" and "international delicts" and its implications", *United Nations Codification of State Responsibility*, edited by Marina Spinedi and Bruno Simma, 1987, p.137¹¹

二 国際法委員会における議論は、たとえば Sinclair 委員の見解 (Yearbook of the International Law Commission 1984 Vol. I, 1865th meeting, paragraphs 1-10) Tomesch 委員の見解 (Yearbook of the International Law Commission 1985 Vol. I, 1896th meeting, paragraphs 33-46 and 49) 国連総会第六委員会における議論は、たとえばルーベントの見解 (Official Records of the General Assembly, Thirty-ninth Session, Sixth Committee, 43rd meeting, paragraph 57) トムシュの見解 (Official Records of the General Assembly, Fortieth Session, Sixth Committee, 34th meeting, paragraphs 127-151) ほか、特別報告者 Arangio-Ruiz 氏の見解に強く反論した (Yearbook of the International Law Commission 1992 Vol. II Part One, pp.44-45, paragraphs 134-136)¹²

なお Sachariew は、第一読第四〇条を基礎として、多面的な義務の場合にはすべての当事国を被侵害国とする一方、特別に影響を受けた当事国に対して請求を執行するための追加的な権利を認めるべきだと主張する (K. Sachariew, "State Responsibility for Multilateral Treaty Violations: Identifying the 'Injured State' and its Legal Status", *Netherlands International Law Review* (1988), pp.281-289) 彼の主張と正反対に位置する考え方として Dominice は、多面的な義務の違反があるからといってすべての国が被侵害国とみなされるべきではなく、被侵害国の概念は、限られた範囲で適用するのが適当であると述べている。他方で、多面的な義務の違反の場合には第三国に対して責任を援用する権利を認めるべきだとする (Christian Dominice, "The International Responsibility of States for Breach of Multilateral Obligations", *European Journal of International Law* (1999), Vol.10, No.2, pp.361-362)¹³

三 Simma は、直接被侵害国と間接被侵害国とを区別することが双務的な権利義務関係の体系としての国際法の一体性を維持しながら二辺主義を克服するという試みに合致するものであることを認めた上で、国際犯罪とそれ以外とは意味合いが異なるので、そのような区別によって複雑さが増幅されることになる」と指摘している (たとえば、侵略の場合には間接被侵害国を特定できるのに対して、人権侵害の場合には被侵害国が存在しないであろう) として (Bruno Simma, *supra* note 20, pp.839-840)¹⁴

三 James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility*, 2002, pp.256-257.

第四二条は次のように規定する。

国は、違反のあった義務が次の条件を満たす場合には、被侵害国として他の国の責任を援用することができる。

(a) 当該被侵害国に対し個別的に負う義務であるとき、又は

(b) 国の集団 (当該被侵害国を含む) 又は国際社会全体に対して負う義務であつて、かつ、

(i) その義務違反が、当該被侵害国に特に影響を与えるとき、若しくは、

(ii) その義務違反が、当該義務の履行の継続について当該義務の他のすべての相手国の立場を根本的に変更する性質のものであるとき。

二四 (i) の例は公海の汚染防止義務の違反に対する沿岸国であるのに対して、(ii) の例は軍縮条約や非核地帯条約であるとされる (James Crawford, *supra* note 23, p.259)¹⁵

二五 第四八条一項は次のように規定する。

被侵害国以外の国は、次の場合には、二に基づいて他の国の責任を援用することができる。

(a) 違反のあった義務が、国の集団 (当該国を含む) に対して負う義務であつてかつその集団の集団的利益を保護するために設けられたものであるとき、又は

(b) 違反のあった義務が、国際社会全体に対して負う義務であるとき。

最終条文は、第四八条一項 (a) (b) において、「被侵害国以外の国」が国家責任の援用を認められるための条件を、義務の性質におき、これらの国がさらに第四二条 (b) 項に基づいて、義務違反の性質に応じて被侵害国と定義される場合のあることを認めた。しかし、いかなる義務であれば第四八条一項の適用を受け、いかなる義務違反であれば第四二条 (b) 項の適用を受けるのかという問題について、最終条文には手がかりが見当たらない。国際法委員会によれば、この問題は一次規則の解釈の問題だとされるが、現状では

erga omnes 義務として理解される義務の内容は諸国の間で必ずしも一致していない。また、国際法委員会は、強行規範の重大な違反に関する規定のコメントにおいて、強行規範と *erga omnes* 義務とが同じ内容を異なる側面から表現したものであると記述するに至っていることから、強行規範の内容次第では第四八条のハードルは実質的に非常に高くなり、多岐的な義務の中には第四八条によって網羅されないものが多数出てくる可能性もある。

二六 集团的利益を保護する義務の例は、非核地帯条約や地域的な人権保護制度であるのに対し、国際社会全体に対する義務の例は、さまざまな人権条約とされている(James Crawford, *supra* note 23, pp.277-279)。

二七 Linos-Alexander Sicilianos, *supra* note 20, pp.1131-1133; Pierre-Marie Dupuy, *supra* note 12, p.1070.

二八 Pierre-Marie Dupuy, *Ibid.*, p.1073. 森田教授も「国家責任の対象を相互的義務に限定すべき」であると立場をとっている(森田章夫『前掲書』(注三)九三頁)。

二九 James Crawford, *supra* note 23, pp.244-245, paragraph (7)。

三〇 Pierre-Marie Dupuy, *supra* note 12, p.1062; Linos-Alexander Sicilianos, *supra* note 20, p.1137.

三一 Pierre-Marie Dupuy, *Ibid.*, p.1073.

三二 安藤仁介「国家責任に関する国際法委員会の法典化作業とその問題点」『国際法外交雑誌』第九三巻三・四号(一九九四年)四八〇五〇頁。

三三 なお、条約法条約には「条約の重大な違反の場合に条約を終了または運用停止する根拠として援用できるという規定があり(第六〇条)」、これも不遵守に対処する措置に含めるとは可能であるが、当該規定はそもそも「規範の実現」とは正反対の方向性をもつものであるため、本稿における議論の対象とはしない。

三四 Pierre-Marie Dupuy, "Reviewing the Difficulties of Codification: On Ago's Classification of Obligations of Means and Obligations of Result in Relation to State Responsibility", *European Journal of International Law* (1999), Vol.10, No.2, p.372; C.P.J.I. série A no17, 1928, pp.27-29.

三五 Pierre-Marie Dupuy, "Dionisio Anzilotti and the Law of International Responsibility of States", *European Journal of International Law* (1992), Vol.3, pp.145-147. なお、伝統的な国家責任法では、救済が最も重要な機能とされていたのに対し、執行はその対象に含まれていなかったことに留意すべきである(Pierre-Marie Dupuy, *Droit International Public, 4^e édition*, p.439)。

三六 Yearbook of the International Law Commission 1993 Vol. II Part Two, p.54. 特別報告者 Riphagen は、責任の内容を「当初は責任国の義務として」(Yearbook of the International Law Commission 1981 Vol. II Part One, pp.87-91, paragraphs 68-99) その後条文案を起草する段階では被侵害国の権利として構成した(Yearbook of the International Law Commission 1984 Vol. II Part One, p.3)。なお、Gray は「特別報告者 Riphagen が被侵害国の権利をリスト化した条文案を示したことに對して、義務違反が生じた場合の国家実行を検討したものではなく、アプリアリな理由づけに依拠したものである」という批判について(Christine Gray, "Is there an international law of remedies?", 56 *British Yearbook of International Law*, 1985, pp.26 and 28-29)。

三七 一の変更は特別報告者 Crawford によつて提案されたものである(A/CN.4/507, p.15, paragraph.26)。賠償をどのように位置づけるかという問題につき Crawford は「①賠償を被侵害国の権利として定式化する考えは、一国が他国に対して義務を負い当該他国が唯一の被侵害国となるような二辺的な関係において機能するのであって、義務の違反に複数の国が法的利益を有する場合には重大な困難に直面することになる」と②賠償の義務は、被侵害国による要求や抗議などとは無関係に、国際違法行為の発生によつて自動的に生じるものである」とを指摘している。

三八 第一読では、違法行為の停止が責任国の義務として規定されたのに対し(Yearbook of the International Law Commission 1988 Vol. II Part One, pp.42-43)、再発防止は賠償の一形態に含められて被侵害国の権利として規定された(Yearbook of the International Law Commission 1989 Vol. II Part One, p.56)。このような構成に関して、特別報告者 Crawford は「国家責任の文脈において停止と再発防止の機能はほぼ同じであり、いずれも一次義務の違反によつて害された法律関係を回復するものとして扱われるべきであると主張した(A/CN.4/507, p.26, paragraph.57)。国際法委員会はこの主張を支持し、再発防止が被侵害国によつて要求される場合、問題は継続的な法律関係の再構築にあり、焦点は過去にではなく未来にあるとの見解を示した(James Crawford, *supra* note 23, p.199)。この結果、再発防止と停止は、第二部第一章の「一般規則」の項目の下に盛り込まれ、「賠償」の項目が第二部第二章として続くこととなった。

三九 Wylter は「国際犯罪の法的帰結と」、「一般国際法の強行規範に基づく義務の重大な違反」の特別の効果はほぼ同一であることとをうけて、「国家の犯罪」と「一般国際法の強

行規範に基づく義務の重大な違反」が「双子の兄弟」であると評価しつつ(Éric Wylter, "From 'State Crime' to Responsibility for 'Serious Breaches of Obligations under Peremptory Norms of General International Law'", *European Journal of International Law* (2002), Vol.13, No.5, pp.1147-1160)。

四〇 Pierre-Marie Dupuy, "International Control and State Responsibility," *Völkerrecht zwischen normativem Anspruch und politischer Realität: Festschrift für Karl Zemanek zum 65. Geburtstag*, 1994, p.126.

四一 宮野洋一「前掲論文」(注五)二三頁、吉田脩「国際法における『国際制度』の新展開―国際社会の組織化現象の理論的再検討―」『国際法外交雑誌』第九九卷二号(二〇〇〇年)五〇頁。

四二 対抗措置をとることのできる「被侵害国」には、「二辺的な義務の違反によって侵害を受けた国と多辺的な義務の違反によって侵害を受けた国とがあることから(第四〇条一項)、対抗措置には、伝統的な復讐に由来するものと「国際社会全体」によって規範的に認められたものとが混在しているとの指摘がなされている(Pierre-Marie Dupuy, *supra* note 12, p.1078)。

四三 この点に関して、第一読では「被侵害国」以外の第三国が対抗措置をとりうる可能性を認めなかったため(その一方で「被侵害国」の概念は大幅に拡大されている)、このような問題は理論上生じなかった。第一読第四〇条に規定される「被侵害国」の定義に依拠する限り、対抗措置をとることができるのは「被侵害国」に限られることから、「第三国による対抗措置」という問題は理論上生じなくなることになる(cf. A/CN.4/498/Add.4, p.6, paragraph.371)。ただし、第一読の条文草案が議論されている時点において「第三国による対抗措置」という問題を設定して議論した論者もある(例として) Jochen A. Frowein, "Reactions by not directly affected states to breaches of public international law", *Recueil des cours* 1994 IV, p.431; Bruno Simma, *supra* note 20, pp.828-829 を参照)。

四四 A/CN.4/507/Add.4, p.25, paragraph.413.

四五 A/CN.4/507/Add.4, pp.19-20, paragraphs 401-402.

四六 A/CN.4/507/Add.4, pp.20-21, paragraphs 403-406.

四七 Yearbook of the International Law Commission 2000 Vol. II Part Two, pp.60-61, paragraphs 364-373.

四八 第五四条は次のとおり規定する。

「この章は、第四八条一に基づいて他の国の責任を援用することができる国が被侵害国又は違反のあった義務の受益者のために違反の停止及び賠償を確保する目的で責任国に対して適法な措置を取る権利を妨げるものではない。

四九 James Crawford, *supra* note 23, p.305, paragraphs (6) and (7). なお、第五四条にいう「適法な措置」が対抗措置を含むかどうかについて論者の間で見解は一致しない。「適法な措置」は、他国の違法行為が存在しなければ本質的に違法である対抗措置ではなく、報復の行為を意味するにすぎないと解する論者もあれば(Denis Alland, "Countermeasures of General Interest", *European Journal of International Law* (2002), Vol.13, No.5, p.1233)、報復はそれ自体合法であることから報復を許容するのでは意味がなく、対抗措置は本質的には違法であるものの他国による違法行為があつてはじめて合法になるとして、対抗措置は「適法な措置」として正当化されると主張する論者もある(Linos-Alexander Sicilianos, *supra* note 20, p.1143)。

五〇 小寺教授は、「紛争解決手続の場合は手続を援用する国家と援用された国家との間に『紛争』が生じていることが前提となるのに対して、国際コントロールの場合は、不遵守を提起する国家と提起された国家の間に『紛争』が生じていることは前提とされない」ことを指摘し、また、「国際コントロールの対象となる『不遵守』は、義務が遵守されていないという事実概念にとどまるのに対して、国家責任法の対象となる『義務違反』は、義務が遵守されていないという事実に加えて、当該事実の存在ゆえに国家責任が発生し、加害国による責任解除の義務までを含む法的概念である」と述べている(小寺彰「前掲書」(注四)二〇二―二〇四頁)。

五一 A/RES/35/144C, dated 12 December 1980. 本決議は西側諸国によって提案されたもので、一九八〇年十二月二日に国連総会において、賛成七八、反対一七、棄権三六により採択されている。採択をめぐる詳細は第四章第二節において詳述する。

五二 A/RES/37/98D, dated 13 December 1982. 本決議は西欧と中南米諸国によって提案されたもので、一九八二年十二月一三日に国連総会において、賛成八六、反対一九、棄権三三により採択されている。採択をめぐる詳細は第四章第二節において詳述する。

五三 たとえば、民主カンボジアおよびラオスにおける違反に関する一九八三年の米国からの提起(A/38/326, dated 4 August 1983)‘ベトナムによる違反に関する一九八三年の民主カンボジアからの提起(A/38/96-S/15622, dated 24 February 1983; A/38/156-S/15702, dated 13 April 1983) アフガニスタン‘民主カンボジアおよびラオスにおける違反に関する一九八四年の米国からの提起報(A/39/113, dated 21 February 1984)。

五四 A/RES/42/37C, dated 30 November 1987. 本決議は三〇カ国によって提案されたもので、一九八七年十一月三〇日に国連総会において、無投票で採択されている。

五五 A/44/561, dated 4 October 1989.

五六 A/47/78-S/23490, dated 29 January 1990.

五七 BWC/CONF.IV/9, Article V

五八 BWC/CONF.II/13, Article V.

五九 BWC/CONF.III/23, Article V.

六〇 当事者間協議の場合、疑義または懸念に関する問題を明らかにするよう要請された締約国は、できる限り速やかに、いかなる場合にも当該要請の後一〇日以内に、提起された疑義または懸念に答えるために十分な情報を提供し、その情報がどのようにして当該問題を解決するかについての説明を行わなければならない(第九条二項)。

六一 締約国は、チャレンジ査察を要請するにあたり、条約の違反の可能性について懸念を引き起こす基礎となったすべての適当な情報を提供しなければならない(第九条九項)。締約国はまた、濫用を避けるために注意を払い、根拠のない査察の要請を慎まなければならない(第九条九項)。

六二 要請にあたり、少なくとも次の事項に関する情報が含まれる。(a) 査察が行われる締約国及び適当な場合には接受国、(b) 使用される入国地点、(c) 査察施設の規模及び種類、(d) この条約の違反の可能性についての懸念(当該懸念に関係するこの条約の規定の明示、可能性のある違反の性質及び状況の明示並びに当該懸念を引き起こす基礎となったすべての適当な情報を含む)。(e) 要請締約国のオブザーバーの氏名(検証附属書第一〇部四項)。

六三 要請にあたり、次の事項に関する情報が可能な範囲内で含まれる。(a) その領域内で化学兵器が使用された疑いのある締約国、(b) 入国地点又はアクセスのための他の安全な経路についての提案、(c) 化学兵器が使用された疑いのある場所の所在地及び性質、(d) 化学兵器が使用された疑いのある時期、(e) 使用されたとと思われる化学兵器の種類、(f) 疑いのある化学兵器の使用の程度、(g) 使用された可能性のある毒性化学物質の性質、(h) 人、動物及び植物に対する影響、(i) 適当な場合の具体的な援助の要請(検証附属書第一一部第三項)。

六四 化学兵器禁止条約は紛争解決条項と不遵守手続との関係について第一四条六項に次のような規定を置くにとどまる。

一の条の規定は、**第九条の規定又は事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置(制裁を含む)に関する規定を害するものではない。**

なお、遵守管理制度(検証および査察を含む)を含む多数国間条約において紛争解決条項が並立して置かれている場合に、ほとんどの条約は両者について何ら明確な答えを与えていない(指摘)。Thilo Maruhn, “Dispute resolution, compliance control and enforcement of international arms control law”, *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulstein (ed.), 2007, p.257.

六五 「締約国」会議は、この条約の遵守状況を検討する(第八条二〇項)。「執行理事会は、この条約の効果的な実施及び遵守を促進する」(第八条三二項)。

六六 Stefan Talmon, “The Security Council as World Legislature”, *American Journal of International Law*, Vol.99, 2005, pp.18, p.187

六七 Olivia Bosh and Peter van Ham, “UNSCR 1540: its Future and Contribution to Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism”, *Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540*, edited by Olivia Bosh and Peter van Ham, 2007, p.213.

六八 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>.

六九 本パラグラフは関係国の同意の有無に拘わらず調査を実施するという規定ぶりになっている。この点に関し、本パラグラフの内容を、調査が「関係国の同意の下で」実施されるというものに修正する提案が東側諸国から提出されたものの、この提案が賛成三〇、反対三五、棄権五二によって否決されたという事実がある。しかし、国連総会決議に法的な拘束力がなく鑑みれば、本パラグラフの規定ぶりにかわらず、加盟国が同意しない場合には調査が実施できないということに変わりはなく。

七〇 A/36/613, dated 20 November 1981, Annex p.5. なお、専門家グループは次のメンバーにより構成された。Major General Dr. Esmat A. Ezz(エズマ・ア・エズ) Dr. Edward E. Ambeva(アムベヴァ) Lt. Col. Nestor C. Cruzillo(クルジロ) Dr. Humberto Guerra(グエラ)(A/36/613, dated 20 November 1981, Annex p.3)。

七二 二四カ国の内訳は次のとおりである。オーストラリア、ベルギー、カナダ、キューバ、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、フランス、西ドイツ、ギリシア、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ラオス、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、セントビンセント・グレナディン、英国、米国およびベトナム(A/36/613, dated 20 November 1981, Annex p.3)。なお、これら二四カ国から提供された情報のすべてが化学兵器の使用についての提起であるというわけではない。

七三 A/36/613, dated 20 November 1981, Annex pp.8-92.

七四 A/36/613, dated 20 November 1981, Annex pp.11-13, paragraphs 33-34.

七五 A/36/613, dated 20 November 1981, Annex pp.34-35, paragraphs 93-98.

七六 A/RES/36/96C, dated 9 December 1981, 決議案は、賛成八六、反対二〇、棄権三四によって採択されている。

七六 専門家グループは一名が入れ替わり次のメンバーにより構成されている。Major General Dr. Esmat A. Ezz(エジプト) Dr. Edward E. Ambeva(タニヤ) Colonel Hugo B. Javier(ベリムン)中佐 Dr. Humberto Guerra(ペルー)(A/37/259, dated 1 December 1982, p.5)。

七七 A/37/259, dated 1 December 1982, pp.26-42, paragraphs 88-158.

七八 A/37/259, dated 1 December 1982, pp.42-48, paragraphs 158-184. 分析は、オランダ、デンマーク、日本(東京理科大学)、オーストリア、フィンランド(二カ所)の各実験施設において実施された。

七九 A/37/259, dated 1 December 1982, pp.10-11, paragraphs 19 and 23.

八〇 A/37/259, dated 1 December 1982, pp.48-50, paragraphs 185-197.

八一 主として西側諸国は、これを好意的に評価したのに対し、東側諸国は極めて否定的な受け止め方をした。たとえば、ニュージーランドは、化学兵器の使用に関する証拠を示す多くの事例があつたといふことに専門家グループが合意したとして、専門家グループによる調査の結論が完全でないとすれば、それは必要と思われる現地調査を認められなかったからであると述べたのに対して、東ドイツやモンゴルは、調査によつて化学兵器の使用を示す証拠は何ら発見されなかつたとして、調査そのものを国連の資源の無駄遣いであるとみなした(Yearbook of the United Nations 1982, p.105)。また、シンガポールは、調査グループによつて検討された証拠からアフガニスタンと民主カンボジアにおいて化学兵器が使用されたことを確信するとし、このような証拠に鑑みれば、紛争地域を占領している当局とベトナムを指すが専門家グループの調査を認めなかつた理由を理解できると述べた(Yearbook of the United Nations 1982, p.106)。なお、民主カンボジアは、専門家グループに対して謝意を示すとともに、意思疎通の問題により自国に対する訪問が実現しなかつたことに遺憾の意を表した(Yearbook of the United Nations 1982, p.106)。

八二 A/RES/37/98E, dated 9 December 1982.

八三 顧問専門家グループは次の七名によつて構成されてゐる。Dr. Mats Ahlberg(スウェーデン) Dr. Philippe Breton(フランス) Major-General Dr. Esmat A. Ezz(エジプト) Ambassador Charles Flowerree(米国) Prof. Dr. Gottfried Machata(オーストリア) Dr. Amada Segarra(チリ) および Dr. Serge Sur(フランス)。

八四 顧問専門家グループの作業は一年間延長されつゝ(Cf. A/RES/38/187C, dated 20 December 1983)。

八五 A/39/488, dated 2 October 1984.

八六 A/39/488, dated 2 October 1984, pp.21-35. 報告書にはさらに、調査の開始にあたり考慮されるべき時間的要素、調査に必要な専門家に関する情報、調査に必要な実験施設に関する情報、調査に必要な装置の一覧表、国連と調査の実施に係る国家との間の交換公文の雛形、面談の際の質問事項、試料の取り扱い方法、戦用生物・化学剤の健康面に関する文献、戦用生物・化学剤の一覧表、などについての記述を加えてゐる(A/39/488, dated 2 October 1984, pp.39-80)。

八七 注五三参照。

八八 S/16128, dated 3 November 1983; S/16139, dated 9 November 1983; S/16998, dated 12 March 1985; A/40/176-S/17028, dated 13 March 1985; S/17031, dated 14 March 1985; A/40/189-S/17046, dated 20 March 1985; S/17088, dated 8 April 1985; S/17089, dated 9 April 1985; S/17095, dated 11 April 1985; A/40/231-S/17096, dated 11 April 1985; S/17129, dated 25 April 1985; S/17143, dated 2 May 1985; S/17818, dated 13 May 1985; A/40/487-S/17342, dated 16 July 1985; S/40/849-S/17606, dated 4 November 1985; A/40/873-S/17623, dated 11 November 1985; S/17782, dated 31 January 1986; S/17790, dated 4 February 1986; S/17822, dated 12 February 1986; S/17829, dated 13 February 1986; S/17833, dated 14 February 1986; S/17858, dated 20 February 1986; S/17887, dated 3 March 1986; S/17888, dated 3 March 1986; S/17944, dated 26 March 1986; S/18028, dated 22

April 1986; S/18036, dated 24 April 1986; S/18322, dated 5 September 1986; S/18334, dated 10 September 1986; S/18549, dated 26 December 1986; S/18553, dated 2 January 1987; S/18555, dated 5 January 1987; S/18574, dated 9 January 1987; S/18600, dated 14 January 1987; S/18605, dated 15 January 1987; S/18614, dated 19 January 1987; S/18626, dated 22 January 1987; S/18635, dated 26 January 1987; S/18657, dated 3 February 1987; S/18675, dated 6 February 1987; S/18676, dated 6 February 1987; S/18679, dated 9 February 1987; S/18723, dated 25 February 1987; S/18757, dated 19 March 1987; S/18788, dated 7 April 1987; S/18796, dated 10 April 1987; A/42/219-S/18799, dated 13 April 1987; A/42/220-S/18800, dated 13 April 1987; S/18806, dated 14 April 1987; S/18809, dated 16 April 1987; S/18810, dated 16 April 1987; A/42/237-S/18819, dated 21 April 1987; A/42/253-S/18825, dated 27 April 1987; A/42/255-S/18828, dated 27 April 1987; A/42/257-S/18829, dated 28 April 1987; A/42/269-S/18844, dated 4 May 1987; A/42/279-S/18851, dated 7 May 1987; A/42/282-S/18855, dated 8 May 1987; A/42/286-S/18859, dated 11 May 1987; A/42/294-S/18866, dated 15 May 1987; A/42/315-S/18890, dated 2 June 1987; A/42/334-S/18910, dated 10 June 1987; A/42/350-S/18928, dated 17 June 1987; A/42/360-S/18941, dated 23 June 1987; A/42/370-S/18952, dated 29 June 1987; A/42/371-S/18953, dated 29 June 1987; A/42/373-S/18955, dated 29 June 1987; A/42/375-S/18956, dated 30 June 1987; S/18986, dated 2 July 1987; A/42/382-S/18966, dated 6 July 1987; A/42/384-S/18967, dated 7 July 1987; A/42/397-S/18973, dated 13 July 1987; A/42/405-S/18984, dated 16 July 1987; A/42/408-S/18986, dated 17 July 1987; A/42/426-S/19006, dated 29 July 1987; A/42/467-S/19029, dated 10 August 1987; S/19191, dated 8 October 1987; S/19193, dated 9 October 1987.

^{八九} S/16104, dated 31 October 1983; S/16128, dated 7 November 1983; S/16154, dated 16 November 1983; A/40/154-S/16987, dated 27 February 1985; A/40/176-S/17028, dated 13 March 1985; S/17089, dated 9 April 1985; S/17822, dated 12 February 1986; S/17829, dated 14 February 1986; S/17833, dated 14 February 1986; S/17836, dated 17 February 1986; S/18556, dated 5 January 1987; S/18635, dated 27 January 1987; S/18675, dated 6 February 1987; A/42/237-S/18819, dated 21 April 1987.

^{九〇} 国連事務総長は政治的圧力を受けて国連総会決議三七／九八Dを利用してゐる(杉島正秋「国連総会決議三七／九八Dの研究」名古屋大学法政論集 第一二二号(一九八六年)一〇六頁)。

^{九一} S/16433, dated 26 March 1984; S/17127, dated 24 April 1985; S/17911, dated 12 March 1986; S/18852, dated 8 May 1987; S/19823, dated 25 April 1988; S/20060, dated 20 July 1988; S/20063, dated 25 July 1988; S/20134, dated 19 August 1988.

ただし、安全保障理事会は、その調査結果に対しても、議長声明を発して、イランによる化学兵器の使用を非難するにとどまり(S/16454, dated 30 March 1984; S/17130, dated 25 April 1985; S/17932, dated 21 March 1986; S/18863, dated 14 May 1987)や、なる措置をとる(ジュ)はなかった。

^{九二} S/RES/514(1982), dated 12 July 1982, paragraph 3; S/RES/598(1987), dated 20 July 1987, paragraph 2; cf. S/RES/522(1982), dated 4 October 1982; cf. S/15834, dated 20 June 1983, paragraph 2.

^{九三} A/C.1/42/PV.37, pp.3-5, dated 9 November 1987.

^{九四} すなわち、決議は、事務総長に対して、資格を有する専門家の一覧表および使用が禁止されている剤の存在を検知する能力を備えた実験施設の一覧表をとりまとめかつ維持すること(第六項)、事務局長に対して、(a)通報された活動の調査を行うために専門家を任命すること、(b)専門家が証拠を収集しおよび検討するために必要なる場合には検査を行うために必要な措置をとること、(c)加盟国および関連する国際機構からの適当な支援を求めること(第七項)を要請している。

^{九五} なお、生物兵器禁止条約の第三回検討会議は、この国連総会決議四二／三七Cに言及して、締約国が同決議に基づいて実施される調査に十分協力することを確認している(BWC/CONF.III/23, Article V, cf. チャリ・ペン・マ・ン・ズ・エ・ラ・ヘル 提案(BWC/CONF.III/23, p.85))。

^{九六} A/44/561, dated 4 October 1989.

^{九七} 例外となるのは、加盟国から通報された使用の疑いに関する情報および説明について不明確な問題が解決されない場合ならびに技術的要因により調査の目的が実現できない場合とされてゐる。

^{九八} 報告書に記載されるべき事項として次のものが列挙されている。調査団の構成、調査中に収集されたすべての情報、調査の詳細、結論ならびに個別意見。

^{九九} A/RES/45/57C, dated 4 December 1990.

^{一〇〇} ただし、国連総会決議四二／三七Cの採択された一九八七年当時、化学兵器禁止条約に関する交渉が同時進行していたことから、同決議の前文において、「化学兵器禁止条約の発効時に、化学兵器の使用の可能性に関する通報の調査のために事務総長に利用可能な態様を再検討する必要を認める(第三項)」という文言が挿入されている。

^{一〇一} S/RES/620(1988), dated 26 August 1988.

- 一〇二 BWC/CONF.VI/6, p.13, paragraph 28, cf. BWC/CONF.IV/9, Article VI; BWC/CONF.III/23, Article VI.
 一〇三 A/47/78-S/23490, dated 29 January 1990.
 一〇四 三名の氏訳は、Dr. Sven-Ake Persson (スウェーデン) Mr. Heiner Staub (スイス) 及び Dr. J.P. Thompson (英国) である(A/24065, dated 12 June 1992, p.2 paragraphs 3-4)。
 一〇五 A/24065, dated 12 June 1992, p.11, paragraphs 34-37.
 一〇六 A/24065, dated 12 June 1992, pp.19-22.
 一〇七 A/24053, dated 2 July 1992; A/24103, dated 16 June 1992.
 一〇八 A/24344, dated 24 July 1992, p.1 paragraph 3.
 一〇九 三名の氏訳は、Dr. Johan Santesson (スウェーデン) Mr. Heiner Staub (スイス) 及び Dr. Jan Willems (ベルギー) である(A/24344, dated 24 July 1992, p.2 paragraph 6)。
 一一〇 A/24344, dated 24 July 1992, p.5, paragraphs 1-4.
 一一一 A/24344, dated 24 July 1992, p.8, paragraphs 23-24.
 一一二 BWC/CONF.I/10, Article V; BWC/CONF.II/13, Article V, pp.5-6; BWC/CONF.III/23, Article V.
 一一三 BWC/CONF.II/13, Article V. カナダ・フランス・西ドイツ・ノルウェー・スペイン・トルコ・英国提案(BWC/CONF.III/9, p.18)を基礎としたものである。
 一一四 BWC/CONF.III/23, Article V.
 一一五 検討会議の手続規則二八は次のように規定している。
 手続事項についての決定は出席した投票する締約国の過半数による議決で行われる。(第一項)
 前文の目的および条約の規定が実現されることを確保するために条約の運用を検討しならびにその実効性を強化するという検討会議の任務に関しては、コンセンサス方式にもつて行うものあらゆる努力を払うものとする。(第二項)
 合意に達しなかつたときは、出席した投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で当該決定を行う。(第四項)
- 一一六 BWC/CONF. IV/9 Part II p.19, paragraph 2.
 一一七 BWC/CONF.VI/6, p.12, paragraph 21.
 一一八 BWC/CONF.VI/6, p.12, paragraph 22.
 一一九 工藤巖「果菜類を加害するシナシキイロアザシウム」『植物防疫』第三五号(一九八一年)二八五頁〜二八八頁。
 一二〇 A/52/128, dated 29 April 1997. この問題は、キューバ民間航空機の機長が米国航空機による何らかの物質の空中散布を目撃したことに端を発したものであり、その後のキューバ当局による調査分析によつて当該物質がシナシキイロアザシウムであることが判明したところ。
 一二一 Press Statement by John Dinger/Acting Spokesman, U.S. Department of State, dated May 6, 1997.
 一二二 副議長は「ブラジル・カナダ・イラン・オランダ・ナイジェリアおよびロムが務めることになった」。
 一二三 A/52/128, dated 29 April 1997; A/52/13, dated 27 June 1997.
 一二四 Graham S. Pearson, "Article V: Consultation and Cooperation", The Biological and Toxin Weapons Convention Database: Strengthening the Biological Weapons Convention: Key Points for the Fifth Review Conference, p.5 (<http://www.brad.ac.uk/acad/sbwc/key5rev/5thArtV.pdf>).
 一二五 *Ibid.*
 一二六 *Ibid.*
 一二七 なお、安全保障理事会がこの条約の違反によりいずれかの締約国が危険にさらされていると決定する場合、当該締約国の要請に基づいて他の締約国は援助または支援を提供する(第七条)。
 一二八 BWC/CONF.IV/9, Article VI; BWC/CONF.III/23, Article VI; BWC/CONF.VI/6, p.13, paragraph 28.
 一二九 ジュネーブ議定書を取り上げた箇所と触れたように、当該「技術的な指針および手続」は、元来、一九八七年の国連総会決議四二／三七〇に従つて作成するよう求められたものである。

一三〇 BWC/CONF.VI/6, p.13, paragraph 28(ii). 第四回検討会議（一九九六年）では、安全保障理事会決議六二〇と国連文書A/四四／五六一の技術的な指針および手続を「想起」するよう述べたが（BWC/CONF.IV/9, Article VI）第六回検討会議（二〇〇六年）ではその「利用」にまで踏み込む形となった。

一三一 BWC/CONF.VI/6, p.13, paragraph 26.

一三二 BWC/CONF.I/SR.12, p.3, paragraph 16.

一三三 BWC/CONF.I/SR.12, p.5, paragraph 29.

一三四 BWC/CONF.II/SR.3, dated 18 September 1986, p.5, paragraph 21 and p.7, paragraph 35.

一三五 Statement by H.E. Mr. John Campbell, Ambassador of Australia for Disarmament Matters (http://www.opbw.org/rev_cons/4rc/docs/statements/IV-OS-AUSTRALIA.pdf).

一三六 Statement of the Honorable John R. Bolton, Under Secretary of State for Arms Control and International Security, United States Department of State to the Fifth Review Conference of the Biological Weapons Convention(<http://www.state.gov/t/us/rm/jan/july/6231.htm>). 米国が開発疑惑国として名指した国家には非締約国のシリアおよびスーダンが含まれている。

一三七 cf. BWC/CONF.I/10, Article IV; BWC/CONF.II/13, dated 30 September 1986, Article IV, p.4; BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.IV/9, Part II, p.18; BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 12.

一三八 BWC/CONF.I/10, Article IV; BWC/CONF.II/13, dated 30 September 1986, Article IV, p.4; BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.IV/9, Part II, p.18; BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 12. なお、安全保障理事会決議一五四〇は第八項において、生物兵器禁止条約を含む大量破壊兵器の不拡散に関連した多数国間条約で自らが締約国となっているものにつき、それら条約に基づく国内法令の採択を含む条約の完全な実施を求めている（第八項（a）（b））。この規定は、条約上の国内実施義務が十分に履行されていないことを示唆するものである。

一三九 たとえば、次のような内容の記述が盛り込まれている。

・国内実施措置は、締約国の領域内およびその管轄または管理の下における条約の規定の遵守を保証する（BWC/CONF.II/13, dated 30 September 1986, Article IV, p.4）。

・国内実施措置は、条約の国内的な遵守の促進する（BWC/CONF.III/23, Article IV）。

・国内実施措置は、条約の実効性を強化する（BWC/CONF.II/13, dated 30 September 1986, Article IV, p.5; BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.VI/6, p.10, Article IV）。

・国内実施措置は、テロリストまたは犯罪活動における生物および毒素兵器の使用を排除するために必要である（BWC/CONF.IV/9, Part II, p.17, Article IV）。

一四〇 BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 16.

一四一 BWC/CONF.III/23, Article IV; BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 11.

一四二 BWC/CONF.IV/9, Part II, p.18; BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 16.

一四三 BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 17.

一四四 BWC/CONF.VI/6, p.11, paragraph 18.

一四五 BWC/CONF.VI/6, pp.19-20, paragraphs 5-6. 「実施支援ユニット」は次のような任務を与えられている。行政上の支援として、（i）検討会議により合意された会合に対して行政上の支援を提供しおよび文書を準備すること、（ii）締約国の意思伝達を促進すること、要請に応じて国際機関との意思伝達を促進すること、（iii）要請に応じて、締約国と科学芸術団体およびNGOとの連絡を促進すること、（iv）条約に関連する締約国からの情報提供および締約国への情報提供の連絡先となること、（v）適当な場合に、締約国による第六回検討会議の決定および勧告の実施を支援すること。信頼醸成措置に関して、（i）締約国から信頼醸成措置に関する情報を受領し、締約国に信頼醸成措置に関する情報を送付すること、（ii）締約国に年次提出に関する通知を送付すること、（iii）信頼醸成措置に関する情報および締約国会合の参加に関する情報の準備を編集し送付すること、（iv）信頼醸成措置に関して締約国のみがアクセスできる安全性の確保されたウェブサイトを開発し維持すること、（v）信頼醸成措置に関する情報の準備を支援するための情報交換先となること、（vi）締約国による合意に基づき信頼醸成措置プロセスへの参加を促進する活動を支援すること。

一四六 BWC/CONF.VI/6, p.12, paragraph 24 and p.22, paragraph 8.

一四七 被査察締約国は、チャレンジャーの査察の受け入れにあたり、次のような権利を有し義務を負う。

・自国による条約の遵守を証明するためにあらゆる合理的な努力を払う権利・義務およびこのために査察団がその査察命令を遂行することができるようにする権利・義務(第九条一一項(a))

・専ら条約違反の可能性に対する懸念に関連する事実の確認を目的として、要請される施設・区域内へのアクセスを認める義務(第九条一一項(b))

・条約に関係しない機微な設備を保護し秘密の情報・資料の開示を防止するための措置をとる権利(第九条一一項(c))

・被査察締約国は、チャレンジ査察が行われている間を通じて、査察団を援助しその任務の遂行を容易にする(第九条二〇項)。

一四八 査察の実施に関する詳細な手続は検証附属書第一〇部三八項から五七項に定められている。この中で最も重要なものは最終外縁におけるアクセス(「管理されたアクセス」)について定めた規定である。すなわち、「管理されたアクセス」において、被査察締約国は、化学兵器に関係しない機微な設備を保護し秘密の情報・資料の開示を防止するための措置をとる権利を有する。当該措置には、とくに次のことを含めることができる。(a)機微な文書を事務所内から撤去すること、(b)機微な表示・貯蔵品・設備を覆うこと、(c)設備の機微な部品を覆うこと、(d)コンピュータ・システムのオンライン接続を終了しデータ表示装置の使用を終了すること、(e)表剤または適当な分解生成物が存在するか否かについての試料の分析を制限すること、(f)無作為の選定に基づくアクセスの方法を採用すること、(g)例外的な場合には、査察施設の特定の場所へのアクセスを個別の査察員のみ与えること(検証附属書第一〇部第四八項)。この規定は、チャレンジ査察制度の導入に否定的な立場をとる国家に対する妥協案として、同制度を導入する代わりに、被査察締約国の安全保障上および商業上の利益を理由とするアクセスの制限を認めるために盛り込まれたものである(Douglas S. Scott and A. Walter Dorn, "The Compliance Regime under the Chemical Weapons Convention - A Summary and Analysis", *Treaty compliance: some concerns and remedies*, edited by Canadian Council on International Law and the Markland Group, 1998, p.96)。

一四九 最終報告に記載される事項は、事実関係の調査結果およびチャレンジ査察の十分な実施のために認められたアクセス・協力の程度・性質に関する評価である(第九条二二項・検証附属書第一〇部第五九項)。

一五〇 事務局長に対して要請締約国による評価、被査察締約国による評価または評価のため他の締約国の見解が提出される場合には、これらの評価または見解は事務局長から執行理事会に対し速やかに送付され、さらに全締約国に送付される(第九条二二項)。

一五一 要請締約国および被査察締約国はいずれも当該検討に参加することができ(第九条二四項)。

執行理事会はとくに、違反の有無、査察要請の妥当性および権利濫用の有無について検討する(第九条二二項)。権利濫用があったと判断する場合、執行理事会は要請締約国がチャレンジ査察の財政的負担の一部を負うべきであるか否かについて検討する(第九条二三項)。

一五二 調査の適切な実施のために必要とされる専門的知識がOPCWの査察員からは得られないと認める場合は、査察団の構成員は、資格を有する専門家の名簿の中から選定される(検証附属書第一一部第八項)。なお、事務局長は締約国に対して「資格を有する専門家」を通報するよう要請している(S/648/2007, dated 6 July 2007)。

一五三 状況報告に記載される事項は、「援助を緊急に必要としていることその他の関係する情報」である(検証附属書第一一部第二四項)。

一五四 経過報告には、援助が更に必要であることが調査の過程において明らかになった場合に、その旨を記載する(検証附属書第一一部第二四項)。

一五五 最終報告は、特に調査の要請において示された使用された疑いのある化学兵器の使用についての事実関係の調査結果を要約したものであり、調査の過程についての説明(調査の各種の段階に応じたもの)であって特に、(a)試料の採取および現地分析が行われた場所および時期、(b)裏付けとなる証拠(例えば、面談の記録、医療上の検査および科学的な分析の結果、査察団が調査した文書)が含まれる(検証附属書第一一部第二五項)。

一五六 Masahiko Asada, "The Challenge inspection system of the CWC", *The Chemical Weapons Convention: Implementation, Challenges and Opportunities*, Ramesh Thakur and Eric Hanu (ed.), 2006, p.77.

一五七 なお、当該問題または事項は、技術事務局によって通報される場合がある。すなわち、技術事務局は、検証の活動実施にあたり知るに至った条約遵守についての疑義、あいまいな点または不確かな点を含む締約国との間で協議により解消するという任務を有しており、協議によっても解消されない場合、このような任務の遂行に関連して生じた問題は技術事務局から執行理事会に通報される(第八条四〇項)。たとえば、技術事務局は、申告の内容及び、不完全または不一致であると思われる場合に、国内当局に対して明確化を要請するという実行を行ってきたのであり(RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 2.22)・要請に対する回答状況は執行理事会に対して報告されてきた(CBW

Conventions Bulletin No.53, September 2001, p.12; CBW Conventions Bulletin No.66, December 2004, p.8)。なお、条約実施についての疑義が「検証の活動実施」に関係ない文脈で生じた場合、技術事務局がイニシアチブをとって締約国と協議することができるとは微妙な問題である。たとえば、二〇〇二年一〇月に発生したロシアのモスクワ劇場占拠事件について技術事務局は特段の行動をとらなかったのに対して、二〇〇四年九月にスーダンのダルフール地域において文民に対して化学兵器が使用された疑いがあるとの報道がなされた時は、事務局長がスーダン政府に対して公式見解および関連情報を提供するよう緊急に要請している(スーダンOPCW常駐代表は、スーダン政府の名における文書において、スーダン政府はこの疑いを何ら根拠のないものとして完全に否定すると述べた(Press Release No.45, dated 8 October 2004))。技術事務局は「条約に規定する検証措置を実施する」(第八条三七項)任務を与えられているものの、「検証措置の実施」と関係のない文脈で締約国に対して直接事実関係を照会する権限を与えるような明文規定は存在しない。技術事務局には、検証措置の実施の他に「締約国会議及び執行理事会が任務を遂行するに当たり」、「締約国会議及び執行理事会を補佐する」任務(この条約によつて与えられるその他の任務)、「締約国会議及び執行理事会によって委任される任務」が与えられているものの、締約国会議や執行理事会に与えられているような条約の実施に関する一般的な任務は与えられていない。事務局長が自らのイニシアチブによつて締約国に対して事実関係の説明を求めることは、むしろ他の締約国によるチャレンジャー制度の援用であり、技術事務局は客観的かつ中立的な立場からその専門技術性に依拠して査察を実施するのである。この規定が、「検証措置の実施」と関係ない文脈において技術事務局が自らのイニシアチブにより不遵守の問題を提起することを排除した趣旨であるならば、黙示的権限に依拠するのは困難であると思われる。

一五八 あつせんを提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請することおよび合意された手続きに従つて解決するための期限を勧告することを含む(第一四条三項)。

一五九 第一四条五項は勧告的意見の要請に關してOPCWと国連との間で協定を締結するよう求めている。当該規定に基づく協定(「国際連合と化学兵器禁止機関との間の連携に関する協定」(C-IV/DEC.5, dated 17 May 2001; A/RES/55/283 dated 7 September 2001))は二〇〇一年に効力を発生しており、同協定第七条が国際司法裁判所の勧告的意見にのっとり規定している。

一六〇 C-7/2, dated 3 October 2002, paragraph 2.51.

一六一 C-7/2, dated 3 October 2002, paragraph 2.53.

一六二 C-8/5, dated 22 October 2003, paragraph 2.32.

一六三 RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.52.

一六四 CBW Conventions Bulletin No.60, June 2003, p.21.

一六五 *Ibid.*

一六六 CBW Conventions Bulletin No.63, March 2004, p.9; Chemical Disarmament, Volume 3 No.1/March 2005, p.7; Chemical Disarmament, Volume 3 No.4/December 2005, p.6; EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraph 2.25; Chemical Disarmament, Volume 5 No.4/December 2007, p.5.

一六七 C-12/6, dated 6 November 2007, p.7, paragraph 1.29.

一六八 C-9/DEC.8, dated 30 November 2004; C-11/DEC.19, dated 8 December 2006.

一六九 cf. Statement by H.E. Ambassador Regelio Pfirter, Director-General of the Organisation of the Prohibition of Chemical Weapons, Sixty First Session of the United Nations General Assembly First Committee (Disarmament), New York, 9 October 2006.

一七〇 条約は、廃棄完了期限を最大で条約の発効から一五年まで延長することを認めている(検証附属書第四部第二四項・第二六項)。ただし、廃棄完了期限の延長は、条約発効後九年以内(二〇〇六年四月二十九日まで)に要請しなければならない(検証附属書第四部第二四項)。

一七一 EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, p.6, paragraph 2.16. 執行理事会はさらに、本件の例外的な性質を強調し、本件が将来の先例とならず、いかなる方法によつても化学兵器を保有する締約国が条約の規定に従つて、第二一回締約国会議によつて延長された期限までにその化学兵器を廃棄するという法的拘束力のある義務に影響を与えるものではないことを確認している(*Ibid.*, paragraph 2.17)。

一七二 OPCW Press Release No.73, dated 12 July 2007.

一七三 Chemical Disarmament, Volume 5 No.4/December 2007, p.6

一七四 当該措置は「締約国が、自国によるこの条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正する措置をとることを執行理事会により要請され、かつ、一定の期間内に当該要請に応ずることができなかった場合」であつて「当該締約国が条約に基づく義務に従うための必要な措置をとるまでの間」に限られる(第一四条二項)。

一七五 当該措置はこの条約の趣旨及び目的に対する重大な障害がこの条約(特に第一条の規定)によつて禁止されている活動から生ずる可能性のある場合に限られる(第一四条三項)。

一七六 締約国会議が必要と認める場合には「これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置または補助機関に任務を委託することができる(第一四条四項)。

一七七 第一項(a)(i)(ii)第一項(c)(i)(ii)および第一項(c)(i)(iv)。

一七八 RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 2.3.

一七九 C-II/3, dated 31 October 1997, paragraph 2.6. 「申告の内容が不完全である締約国」の一つとして念頭に置かれているのは米国である。米国は、提出期限日の一九九七年五月二十九日に第二条に基づく化学兵器および化学兵器生産施設に関する冒頭申告を提出したものの、第六条に基づく産業関連の冒頭申告は国内実施法の未整備を理由に未提出であつた(C-II/DG.11, dated 13 November 1998)。

一八〇 C-II/DG.10, dated 1 December 1997, paragraph 7.

一八一 CBW Conventions Bulletin No.38, December 1997, p.13.

一八二 CBW Conventions Bulletin No.39, March 1998, p.14.

一八三 CBW Conventions Bulletin No.40, June 1998, p.6.

一八四 CBW Conventions Bulletin No.42, December 1998, p.8.

一八五 C-III/DG.11, dated 13 November 1998. 三四カ国の内訳は、バーレーン、ペナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、ブルンジ、カメルーン、コスタリカ、キプロス、赤道ギニア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、イラン、クウェート、ラオス、マラウイ、マリ、モーリタニア、ナミビア、パプア・ニューギニア、パラグアイ、カタール、モルドバ、セントルシア、セネガル、スワジランド、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタンおよびタンザニアである。

一八六 C-III/4, dated 20 November 1998, paragraph 12.2(h).

一八七 *Ibid.*

一八八 CBW Conventions Bulletin No.42, December 1998, p.8; C-IV/6, dated 2 July 1999, paragraph 10.1; RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 2.5.

一八九 CBW Conventions Bulletin No.45, June 1999, pp.6-7. 二九カ国の内訳は、バーレーン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、ブルキナファソ、ブルンジ、コスタリカ、キプロス、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ガイアナ、クウェート、ラオス、マラウイ、マリ、モーリタニア、ナミビア、パラグアイ、カタール、モルドバ、セントルシア、セネガル、スワジランド、トリニダード・トバゴ、トルクメニスタン、タンザニアおよびベトナムである。

一九〇 CBW Conventions Bulletin No.48, June 2000, p.28.

一九一 CBW Conventions Bulletin No.48, June 2000, p.25 and CBW Conventions Bulletin No.49, September 2000, pp.8 and 10.

一九二 C-V/6, dated 19 May 2000, paragraph 10.1.

一九三 二〇〇四年末の時点における冒頭申告の提出率は九三％(一六七カ国中一五六カ国)であり(C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.1)「さらに、二〇〇五年末の時点になると九一％(一七五カ国中一五九カ国)に減少する(C-11/4, dated 6 December 2006, paragraph 1.1)。

一九四 C-8/DG.5, dated 18 September 2003, paragraph 3. 事務局長報告書によれば、二〇〇三年九月一日時点で、立法措置および行政措置の通報を行っている締約国は九三カ国(六一％)、立法措置および行政措置のデキストを提出した締約国は六三カ国(四一％)にとどまつてゐる。

一九五 C-8/DEC.16, dated 24 October 2003.

一九六 C-8/DEC.16, dated 24 October 2003, paragraph 16.

一九七 立法措置および行政措置の通報を行っている締約国は九六カ国(五八％)にとどまり、さらなる措置および目標期日を明らかにした締約国は四六カ国、支援の提供を正

式に要請した締約国は「三カ国にすぎなかった(Chemical Disarmament Quarterly, March 2005, pp.4-5)。

一九八 C-9/DEC.4, dated 30 November 2004.

一九九 http://www.cwc.gov/assets/pdf/outreach_international_national_art7_2.pdf. ただし、国内法令の制定に関して一定の進展が見られる締約国および新規締約国については措置の内容および適用の条件が緩和されている。

二〇〇 CBW Conventions Bulletin No.69+70, September/December 2005, pp.7-8.

二〇一 もともと、すでにみたように締約国会議第三会期は、条約が自国に対して発効してから三〇日以内に提出することを義務づけられる冒頭申告の未提出の問題に関して、この条約の遵守を確保しならびに第一二条に従ってこの条約に違反する事態を是正および改善するために必要な措置をとるという条約第八条二二項(ク)に基づく締約国会議の責任に留意しつつ(C-III/4, dated 20 November 1998, paragraph 12.2(h))。

二〇二 C-10/DG.4/Rev.1, EC-M-25/DG.1, dated 2 November 2005; C-10/DG.4/Rev.1/Add.1, EC-M-25/DG.1/Add.1, dated 8 November 2005; C-10/DG.4/Rev.1/Corr.1, EC-M-25/DG.1/Corr.1, dated 10 November 2005.

二〇三 なお、報告書には、第七条五項の義務を履行していない六九カ国が明示されている。内訳は次のとおり。アフガニスタン、アンチグア・バーブーダ、バーレーン、ベリーズ、ベナン、ブータン、ブルネイ、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボベルデ、チャド、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、フィジー、ガーナ、グレナダ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、モルジブ、マリ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニジェール、ニウエ、パプアニューギニア、パラグアイ、カタール、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セルビア・モンテネグロ、シエラレオネ、ソロモン諸島、スリナム、スワジランド、東チモール、トーンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、ツバル、アラブ首長国連邦、タンザニア、バヌアツ、ベネズエラ、イエメン、およびザンビア(C-10/DG.4/Rev.1, EC-M-25/DG.1, dated 2 November 2005, p.17, paragraph 36)。

二〇四 国内法令が網羅的であるか否かの評価は、第一次質問票および第二次質問票に対する回答を基礎に行われており、とくに次の六つのが「主要分野」とされている。①第一条に関連する化学兵器の禁止、②属人的管轄権の域外適用、③化学兵器の定義における一般目的基準の採用、④表剤の規制における罰則の導入、⑤表三剤の非締約国に対する移譲の場合の最終用途証明書取得の要求、⑥申告未提出の場合の罰則の導入(C-10/DG.4/Rev.1, EC-M-25/DG.1, dated 2 November 2005, p.23, paragraphs 44-46)。

二〇五 C-10/DG.4/Rev.1, EC-M-25/DG.1, dated 2 November 2005, pp.33-39, paragraphs 68-86.

二〇六 C-10/DEC.16, dated 11 November 2005.

二〇七 具体的には、国内当局の指定または設置を執行理事会第四五会期までに通報すること、罰則を含む国内法令を制定し条約実施のための行政措置を採択するためにとった措置を執行理事会第四七会期までに通報すること、OPCWとの連携を強化し望ましくは二〇〇五年末までに実施にあたり直面している困難を通報すること、現実的な目標期日を含む実施計画を策定し望ましくは二〇〇五年末までに同計画を提供すること、第七条義務の実施に関する進展状況をOPCWに引き続き通報すること、などである(C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraphs 2-3)。

二〇八 C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraphs 4-8.

二〇九 監視の方法は次のとおりである(C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraphs 9-13)。

• 技術事務局が執行理事会の第四四会期、第四五会期および第四六会期に対して進捗状況に関する報告書を提出すること

• 技術事務局が締約国国内当局の連絡先をウェブサイトに公開すること

• 執行理事会が第七条の完全な実施を確保するために条約の規定に従いつつならざる措置をとること

一一〇 C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraph 14.

一一一 C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraph 15.

一二二 進展状況については、OPCWの季刊誌である「Chemical Disarmament Quarterly」において統計に基づく客観的な数値および個別国家による特定の措置の内容が明らかにされている(Chemical Disarmament Quarterly, Volume 4 No.3/June 2006, p.20; Chemical Disarmament Quarterly, Volume 4 No.3/September 2006, p.17; Chemical Disarmament Quarterly, Volume 4 No.4/December 2006, p.33; Chemical Disarmament Quarterly, Volume 5 No.1/March 2007, p.16; Chemical Disarmament Quarterly, Volume 5 No.2/June 2007,

- p.32; Chemical Disarmament Quarterly, Volume 5 No.3/September 2007, p.11; Chemical Disarmament Quarterly, Volume 5 No.4/December 2007, p.23)。なお、技術事務局は二〇〇六年の一年間に訓練コースワークショップ、技術支援訪問その他の活動を四十六件実施し、四十五カ国から提出された六十四件の国内法令案に見解を付し、さらに二二カ国に対して国内法令案に関する提案を行った(C-12/6, dated 6 November 2007, p.23, paragraph 5.11)。
- 二〇〇七年一〇月一日時点において、立法措置および行政措置を通報した締約国は、二〇〇五年一月の一〇五カ国(当時の全締約国一七四カ国中の六〇%)から一二二カ国(全締約国一八二カ国中の六七%)に、すべての主要分野を網羅する立法を採択している締約国は、二〇〇五年一月の五九カ国(当時の全締約国一七四カ国中の三四%)から七七カ国(全締約国一八二カ国中の四二%)に、立法措置および行政措置のテキストを提供した締約国は、二〇〇五年一月の八三カ国(当時の全締約国一七四カ国中の四八%)から一〇五カ国(全締約国一八二カ国中の五八%)に、それぞれ増加している(Chemical Disarmament Quarterly, Volume 5 No.4/December 2007, p.23)。
- 二二三 C-11/DEC.4, dated 6 December 2006.
- 二二四 C-12/DEC.9, dated 9 November 2007, paragraph 1.
- 二二五 C-12/DEC.9, dated 9 November 2007, paragraph 2-7.
- 二二六 C-12/DEC.9, dated 9 November 2007, paragraphs 8-9.
- 二二七 Olivia Bosch and Peter van Ham, "Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: The Role of Resolution 1540 and Its Implications", *"Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540"*, edited by Olivia Bosch and Peter van Ham, 2007, p.10.
- 二二八 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>.
- 二二九 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>.
- 二三〇 S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.3.
- 二三一 S/PV.4956, dated 28 April 2004, p.10.
- 二三二 S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.7.
- 二三三 S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.12.
- 二三四 S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.17.
- 二三五 Bosch は、安全保障理事会が決議一五四〇に違反する国に対して制裁を課すことができるかどうか、また、制裁を課すことができるとしても新たな安全保障理事会決議が必要かどうかといった問題は、将来に委ねられており、本文第一一項および第一二項において解決されることになる(Olivia Bosch and Peter van Ham, *supra* note 67, p.214)。
- 二三六 Olivia Bosch and Peter van Ham, "Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: The Role of Resolution 1540 and Its Implications", *"Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540"*, edited by Olivia Bosch and Peter van Ham, 2007, pp.19-20.
- 二三七 浅田正彦「安保理決議一五四〇と国際立法―大量破壊兵器テロの新しい脅威をめぐって」国際問題第五四七号(二〇〇五年)四九頁。
- 二三八 一五四〇委員会の任務を二年間延長することを決定した安保理決議一六七三においても、安全保障理事会はすべての国に対して一五四〇決議の実施に関する追加情報の提供を勧誘している(S/RES/1673(2006), dated 27 April 2006, paragraph 3)。
- 二三九 Olivia Bosch and Peter van Ham, *supra* note 217, p.12.
- 二四〇 決議一五四〇の起草段階における見解とジョージ・スーベイン発言(S/PV.4950, dated 22 April 2004, p.7)「アルゼンチン発言(S/PV.4950 (Resumption J), dated 22 April 2004, p.9)」ミルダン発言(S/PV.4950 (Resumption J), dated 22 April 2004, p.11)「タイ発言(S/PV.4950 (Resumption J), dated 22 April 2004, p.18)など。同決議の採択時における見解とジョージ・米國発言(S/PV.4956, dated 28 April 2004, p.5)など。同決議が実施段階に入った後の見解として「インドネシア発言(S/PV.5679, dated 22 May 2007, pp.11-12)」ロビン発言(S/PV.5679, dated 22 May 2007, p.21)「カタル発言(S/PV.5679, dated 22 May 2007, p.22)など。
- 二四一 S/2006/257, dated 25 April 2006, paragraphs 109-116.
- 二四二 二〇〇一年九月二十八日に採択された決議一三七三には実施の支援に関する明文の規定が含まれていなかった。安全保障理事会は、決議一三七三の採択から約一か月後の十一月二二日、決議一三七三の実施にあたり多数の国が支援を要請するであろうとの認識の下に、決議一三七三を採択して対テロ委員会に対して実施支援に関連する任務

を付与した(S/RES/1377(2003), dated 12 November 2003)。

村瀬教授は、「異議申立制度」(筆者注：本稿における「不遵守」への対応のための制度と実質的に同義である)を取り上げて、「申立国が具体的な法的侵害を受けたことを必ずしも要件とせず、条約レジームで設定されている共通利益の回復を目指すことを第一次的な目的として、当事者適格の範囲を拡大している」という点がこの制度の特徴であると指摘している(村瀬信也「前掲論文」(注一)二一九頁)。なお、同教授によれば、「異議申立制度」または「不遵守手続を、当事国間の権利義務の確定、違法性・有責性の認定、被疑国の救済を第一次的目的とする過程である」「紛争解決手続」の系譜で捉えるか、条約レジームの維持を第一次的目的とする過程である(村瀬信也「国際環境レジームの法的側面―条約義務の履行確保―」世界法年報第一九号(二〇〇〇年)二二頁)。筆者の見解では、これらの制度は、不遵守という状況の存在を前提とするという点において「履行確保手続」と異なり、また、当事者適格と法益侵害の観点から「紛争解決手続」とも異なることから、用語の定義の問題として処理することは適当ではなく、むしろ「履行確保手続」とも「紛争解決手続」とも異なる別の概念によって理解すべきであると考ええる。

Pierre-Marie Dupuy, “The International Law of State Responsibility: Revolution or Evolution?”, *Michigan Journal of International Law* (1989), Vol. 11, pp.317-318.
cf. Thilo Marauhn, *supra* note 64, p.262.

ただし、規範の妥当性が問題とされていることが前提となる。この前提が崩れる場合は、現実に対して規範を適合させる必要がある。

A/39/488, dated 2 October 1984, p.22, paragraph 15.

A/44/561, dated 4 October 1989, p.13, paragraph 32.

BWC/CONF.III/23, Article V.

BWC/CONF.III/13, Article V.

BWC/CONF.IV/9, Article VI; BWC/CONF.III/23, Article VI; BWC/CONF.VI/6, p.13, paragraph 28.

説明が十分でない場合にはさらに執理事務会の特別会期の開催を要請し、さらに締約国会議の特別会期の開催を要請する手段が残されている。

ただし、締約国が締約国会議特別会期の開催を要請する場合には加盟国の三分の一の支持が必要となる(第八条一二項(c))。

A/39/488, dated 2 October 1984, pp.21-22, paragraph 14(b). 情報に含まれるべきものとして列挙されている項目は次のとおり。(i)使用された状況(運搬手段、攻撃の間、人、動物および植物に対する影響、生物医学上の試料、ならびに物的証拠(残存弾薬、汚染された衣類、水、土壌および植物)、(ii)使用された正確な時間(日時など)、(iii)使用された所在地(場所、名称または地理的座標など)。

A/44/561, dated 4 October 1989, p.12, paragraph 26. 関連情報に含まれるべきものとして次の一四項目が特定されている。①場所の特定、②施設の特徴(軍事施設か民間施設かなど)、③気候条件、④使用された兵器の種類(ロケット弾か砲弾かなど)、⑤使用された兵器の範囲(使用された数量や期間など)、⑥化学・生物・毒素剤の特徴、⑦人に対する影響、⑧動物に対する影響、⑨農作物に対する影響、⑩試料、⑪暫定的な結論、⑫医療支援の要請、⑬技術支援(探知、除染など)の要請および⑭調査団に使用可能な装置(*ibid.*, pp.32-33, Appendix J)。

チャレンジャー査察の場合、締約国は、条約の違反の可能性について懸念を引き起こす基礎となったすべての適当な情報を検証附属書に従って当該査察の要請の中で提供する義務を負う(第九条九項)。要請には少なくとも次の事項に関する情報が含まれる。(a)査察が行われる締約国および適当な場合には接受国、(b)使用される入国地点、(c)査察施設の規模および種類、(d)条約の違反の可能性についての懸念(当該懸念に係るこの条約の規定の明示、可能性のある違反の性質および状況の明示ならびに当該懸念を引き起こす基礎となったすべての適当な情報を含む)、(e)要請締約国のオブザーバーの氏名(検証附属書第一〇部四項)。

化学兵器の使用の疑いに関する調査の場合、要請にあたり次の事項に関する情報が可能な範囲内で含まれる。(a)その領域内で化学兵器が使用された疑いのある締約国、(b)入国地点又はアクセスのための他の安全な経路についての提案、(c)化学兵器が使用された疑いのある場所の所在地および性質、(d)化学兵器が使用された疑いのある時期、(e)使用されたと思われる化学兵器の種類、(f)疑いのある化学兵器の使用の程度、(g)使用された可能性のある毒性化学物質の性質、(h)人、動物および植物に対する影響、(i)適当な場合の具体的な援助の要請(検証附属書第一一部第三項)。

Statement of the Honorable John R. Bolton, Under Secretary of State for Arms Control and International Security, United States Department of State to the Fifth Review

Conference of the Biological Weapons Convention(<http://www.state.gov/t/us/fm/january/6231.htm>). なお、イランは手続規則一九に基づく答弁権を行使して米国の主張を全面的に否定した(http://www.opbw.org/rev_cons/5rc/docs/statements/5RC-OS-IRAN_REPLY.pdf)。

^{二四八} United States of America National Statement to the First Review Conference of the Chemical Weapons Convention by Assistant Secretary of State for Arms Control Stephen G. Rademaker, 28 April 2003(http://www.opcw.org/cwcrevcon/doc/NAT/UnitedStates_s.pdf). なお、イランは手続規則五八に基づく答弁権を行使して米国の主張を全面的に否定した(http://www.opcw.org/cwcrevcon/doc/NAT/Iran_reply_2_US.pdf)。

^{二四九} Masahiko Asada, *supra* note 156, p.89.

^{二五〇} なお、浅田教授は「化学兵器禁止条約のチャレンジ査察がこれまで一度も要請されていない理由として、第一に核兵器との比較において化学兵器の検証が困難であること、第二にチャレンジ査察の要請に対抗してチャレンジ査察が要請される可能性があること、第三に諜報源および諜報能力が明らかにすること、第四に二カ国間関係に対する政治的影響を指摘する」(Masahiko Asada, *supra* note 156, pp.88-90)。

^{二五一} A/44/561, dated 4 October 1989, p.16, paragraph 43.

^{二五二} A/44/561, dated 4 October 1989, p.17, paragraph 49.

^{二五三} A/44/561, dated 4 October 1989, p.17, paragraph 54.

^{二五四} A/44/561, dated 4 October 1989, p.17, paragraph 55.

^{二五五} CBW Conventions Bulletin No.39, March 1998, p.14; CBW Conventions Bulletin No.40, June 1998, p.6.

^{二五六} C-8/DEC.16, dated 24 October 2003, paragraph 3.

^{二五七} C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraph 6.

^{二五八} CBW Conventions Bulletin No.60, June 2003, p.21.

^{二五九} Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, "Managing compliance: A Comparative Perspective", *Engaging Countries: Strengthening Compliance with International Environmental Accords*, edited by Edith Brown Weiss and Harold K. Jacobson, 1998, p.49.

^{二六〇} A/37/98D, dated 13 December 1982, paragraph 5; A/39/488, dated 2 October 1984, pp.24-25, paragraphs 24-27; A/42/37, dated 30 November 1987, paragraph 6; A/44/561, dated 4 October 1989, pp.15-20, paragraphs 34-80.

^{二六一} BWC/CONF.II/13, Article V.

^{二六二} 二〇〇七年九月一日現在、一七カ国に一九の指定実験施設がある(ただし、このうち七施設は資格停止中となつてゐる)(S/654/2007, dated 14 September 2007, p.2)。「一七カ国の内訳は次のとおり。ベルギー、中国(二施設)、チエコ(資格停止中)、フィンランド、フランス、ドイツ(資格停止中)、インド(資格停止中)、オランダ、ポーランド(資格停止中)、韓国(資格停止中)、ロシア、シンガポール、スペイン(資格停止中)、スウェーデン、スイス、英国および米国(二施設)のうち一施設が資格停止中)。なお、実験施設の指定に関する手続は「C-I/DEC.60, dated 22 May 1997; C-I/DEC.61, dated 22 May 1997; C-I/DEC.62, dated 22 May 1997; C-I/DEC.65, dated 22 May 1997; EC-XX/DEC.3, dated 28 June 2000」を参照。

^{二六三} 生物兵器禁止条約の実行と「C-8/DEC.16」化学兵器禁止条約の実行と「C-10/DEC.16, dated 24 October 2003, paragraph 6; C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraph 5」を参照。

^{二六四} C-8/DEC.16, dated 24 October 2003, paragraphs 7 and 18; C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraph 5.

^{二六五} C-7/DEC.19, dated 11 October 2002, paragraph 9.

^{二六六} cf. W.E. Butler, "Ensuring Compliance with Arms Control Agreements: Legal Responses", W.E. Butler (ed.), *Control over Compliance with International Law*, 1991, p.36.

^{二六七} なお、Chayes は「事務局による事実確認機能が必ずしも十分に果たされない場合があるとして、その背景として事務局に十分な資源が与えられていないこと、不遵守の状況が明らかにされることを嫌う国家が事務局に対してこのような機能を求めないことを指摘してゐる。とくに、国家の発想は、他国の不遵守を問わなければ自らの不遵守も問われないというものである」(Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 259, p.49)。

^{二六八} A/37/259, dated 1 December 1982, pp.48-50, paragraphs 185-197.

二六九 A/24065, dated 12 June 1992, pp. 11 and 19-22; A/24344, dated 24 July 1992, p.8, paragraphs 23-24.

二七〇 ある論者は、国連総会決議三五／一四四〇に基づく事実調査は冷戦という状況下で東側諸国の反対を押し切って採択されたために期待された役割を果たさなかったと評価している(杉島正秋「前掲論文」(注九二二九一〜九四頁))。

二七一 このように第六条が安保理常任理事国にとって有利な規定ぶりとなっている点については、すでに一九八〇年の第一回検討会議において各国から不満が表明されていた。たとえば、スウェーデンは、最近の軍備管理軍縮条約において苦情申立ての事実調査の段階が安全保障理事会の政治的討議から切り離されるようになってきていると指摘し(BWC/CONF.I/SR.3, paragraph 38)、「ナイジェリアは、より直接的に苦情申立ての事実調査の段階を安全保障理事会の政治的討議から切り離すべきだと主張し(BWC/CONF.I/SR.7, paragraph 15; cf. BWC/CONF.III/23, p.112)」。また、ガーナは、国連の枠組みにおいて活動する国際苦情申立て委員会の設置を提案している(BWC/CONF.I/SR.7, paragraph 21)。¹⁾このような意見は一九八六年の第二回検討会議において「協議会合」制度が導入される背景となったものと考えられる。もっとも、第六条の規定に変更が求めたわけではなく、当該規定に内在する問題も解決されたわけではない。

二七二 BWC/CONF.IV/9, Article VI; BWC/CONF.III/23, Article VI; BWC/CONF.VII/6, p.13, paragraph 28.

二七三 BWC/CONF.VI/6, p.13, paragraph 28; cf. BWC/CONF.IV/9, Article VI; BWC/CONF.III/23, Article VI.

二七四 第四回検討会議および第六回検討会議において採択された最終文書には、生物兵器の使用に関して次のような文言が盛り込まれている(BWC/CONF.IV/9; BWC/CONF.VI/6, paragraph 19)。

検討会議は、あらゆる場合において細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の使用が実効的に条約によって禁止されることを再確認した。

二七五 Masahiko Asada, *supra* note 156, p.79.

二七六 RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.91.

二七七 C-10/4, dated 8 November 2005, paragraph 1.35; C-11/4, dated 6 December 2006, paragraphs 1.31-1.33; C-12/6, dated 6 November 2007, paragraphs 1.40-1.42; S/659/2007, dated 26 October 2007; C-12/DG.11, dated 5 November 2007, paragraphs 40-44.

二七八 C-9/5, dated 30 November 2004, paragraph 1.34; Chemical Disarmament, Volume 2/2003, June 2003, pp.26-27; Press Release No.20, dated 24 June 2004; Press Release No.57, dated 10 October 2005.

二七九 S/648/2007, dated 6 July 2007.

二八〇 M.I. Lazarev, "On a theoretical concept of control over the fulfillment of international obligations of states", *Control over Compliance with International Law*, W.E. Butler (ed.), 1991, p.18.

二八一 法的な評価にあたり、「合法性」または「違法性」という用語は国家責任の概念にあまりに近いため多くの多数国間条約において回避されているという指摘がある(Thilo Maruhn, *supra* note 64, p.270)。

二八二 M.I. Lazarev, *supra* note 280, p.19.

二八三 Pieter van Dijk, "Normative Force and Effectiveness of International Norms", *German Yearbook of International Law*, Volume 30, 1987, p.27.

二八四 Jutta Brunnée, "Compliance control", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, p.390.

二八五 Jutta Brunnée, *Ibid.*, p.390.

二八六 Masahiko Asada, "Bio-terrorism and National Implementation of the Biological Weapons Convention", *Kyoto Journal of Law and Politics*, Volume 3, No.1, 2007, pp.32-36.

二八七 Thilo Maruhn, *supra* note 64, p.271; cf. Christian J. Tams, "Enforcement", *Making Treaties Work: Human Rights, Environment and Arms Control*, Geir Ulfstein (ed.), 2007, p.404.

二八八 たとえば、安保理決議一五四〇に関連して、デンマークの発言(S/PV.5168, dated 25 April 2005, p.5)「ハイリム」の発言(S/PV.5168, dated 25 April 2005, p.12)「ナルジェリア」の発言(S/PV.5168, dated 25 April 2005, p.18)「タンザニア」の発言(S/PV.5168, dated 25 April 2005, p.21)「チリ」の発言(S/PV.5168, dated 25 April 2005, p.24)「ガーナの発言(S/PV.5375, dated 21 February 2006, p.19)「オーストリア(EUを代表)の発言(S/PV.5375, dated 21 February 2006, p.26)「南アフリカの発言(S/PV.5635, dated 23 February 2007, p.16)「ベネズエラの発言(S/PV.5635 (Resumption 1), dated 23 February 2007, p.6)」。なお、米国も同様の認識を抱いている(USUN PRESS RELEASE # 093(06), dated April 26,

2006(http://www.usunewyork.usmission.gov/press_releases/20060426_093.html)°

二八九 Serge Sur, *Disarmament and Arms Limitation Obligations: Problems of Compliance and Enforcement*, 1994, p.8.

二九〇 化学兵器禁止条約の実行と「冒頭申告の提出」について CBW Conventions Bulletin No.42, December 1998, p.8; C-III/4, dated 20 November 1998, paragraph 12.2(h)°

国内実施義務について C-8/DEC.16, dated 24 October 2003, paragraph 16; C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraphs 9, 11 and 13° 化学兵器生産施設の転換期限に關

二九一 について CBW Conventions Bulletin No.60, June 2003, P.21° cf. Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *Ibid.*, p.50.

二九二 Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *Ibid.*, p.50.

二九三 C-8/DEC.16, dated 24 October 2003, paragraphs 1 and 2; C-10/DEC.16, dated 11 November 2005, paragraph 4.

二九四 S/2006/257, dated 25 April 2006, paragraphs 109-116.

二九四 BWC/CONF.VI/6, pp.19-20, paragraphs 5-6.

第四章 適合性の確保

規範目的の実現に関する論点としてこれまでに遵守の確保と不遵守への対応を取り上げてきた。いずれも実効性の確保に係る課題であった。本論で最後に取り上げる論点は適合性の確保である。適合性の確保とは、法的枠組みにより設定された義務や制度をその後の社会の変化に適合させるために明確化しまたは変更することを意味する。法の存在理由を示すものとして「社会あるところに法あり(*ubi societas, ibi ius*)」という法格言に言及されることが多いが、法は必ずしも静的なものではなく、社会が変化すれば当然に法もそれに対応することを求められるのである¹⁾。

適合性の確保という場合、その対象には実体的な規則だけではなく手続的な規則も含まれるが、その方向性は必ずしも規制一辺倒ではないことに留意すべきであろう。法的枠組みの趣旨目的が許容する場合には、規制的な規則に例外を設けたり法的枠組みによって許容しうる範囲を拡大したりすることもありえる²⁾。たとえば、生物・化学兵器の場合には原料物質に汎用性があることから、兵器目的の活動を厳重に禁止する要請と平和目的の活動を促進させる要請との調和を図る必要がある。法的枠組みの設定時に想定されていた状況が前者の要請を過度に強調しすぎるものであることが判明した場合には、後者の要請を考慮して規制を緩和することも考慮しなければならない。

以下において、まず、第一節では、背景として適合性の確保に関する一般国際法の状況を取り上げて、その内実を明らかにする。次に、第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開において、それぞれの法的枠組みが適合性の確保を図るために一般国際法を発展させるような制度を整備しまたはこれに依拠し、さらに実際の場面でこれを運用してきたかを明らかにする。最後に第三節では、適合性を確保するための制度について、国家と国際監視機関に与えられた機能を軸としてこれを評価し、両者の協働という観点からさらに掘り下げた分析を行う。

第一節 背景／合意原則に依拠する一般国際法

既存の規範の社会的な適合性を確保するという問題は、解釈論と立法論という二つのアプローチから扱うことが可能である。すなわち、個別規則の文言は維持したままその内容の明確化を図る必要がある場合には「規範の解釈」という手法が適当であるのに対して、個別規則の文言そのものを変更したり新たに規則を設ける必要がある場合には「規範の形成」という手法が適切である。以下、規範の解釈と規範の形成に関する一般規則についてそれぞれ検討してみよう。

一 規範の解釈

規範の解釈という問題を扱う場合において、その前提として当該規範が明文で存在する必要がある。条約は明文の国際規範であることから規範の解釈という問題が生じうる。条約法条約は第三一条から第三三条にかけて条約の解釈に関する一般規則を定めており、当該規則はすべての国家を拘束する慣習規則として確立している^三。

条約の解釈とは、条文の意味としてありえる複数のの中から適切なものを探し出すことを通じて、条文の意味を明確にすることである。条約法条約第三一条一項は、条約解釈の原則を次のように規定している。

条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。

この規定に続く同条第二項および第三項は、このような原則に従って行われる解釈にあたり参照することのできる事項を定めている。このうちで、既存の条文の存在を前提として後にその内容を積極的に明確化するための手段となりうるのは第三一条三項(a)および(b)の規定である。

(一)「後にされた合意」

第三一条三項(a)は、条約の解釈にあたり、文脈ともに考慮されるものとして「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意」が含まれると規定している。国際法委員会のコメントリーによれば、条約文の解釈について交渉中になされた了解が解釈の基礎として意図されたものであるか否かという問題が生じた場合は、解釈に関する合意が条約の作成前または作成時になされることによつて解決されるのであるから、「条約の作成の後になされた条約文の解釈に関する合意も同様に、当事国による有権的な解釈を表すものであつて、解釈の目的のために条約に読み込まれなければならない」とされている^四。条約の当事国が後に条約を変更することに合意できることから、当事国はまた、条約の文言の有権的な解釈についても合意することができるという論者もある^五。

(二)「後に生じた慣行」

第三一条三項(b)は、「条約の適用につき後に生じた慣行であつて、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」も条約の解釈にあたり文脈ともに考慮されるものに含めると規定する。条約文があいまいな場合、後からの実行は、通常と解される複数の意味の中から一つを確立することに資する^六。国際法委員会は、条約の適用における後からの実行が解釈の要素として重要であることは明白であると言ひ、その理由として、後からの実行が

条約の意味に関する当事国の了解を客観的に示す証拠となることを指摘している^七。国際裁判所はこれまでにさまざまな事件においてこの「後に生じた慣行」に参照している^八。

既存の条文の存在を前提に後にその内容の積極的な明確化を図るという観点から重要なことは、第三十一条三項において認められた解釈の要素である「後にされた合意」と「後に生じた慣行」のいずれもが、合意原則に依拠しているということである。合意原則に依拠することは、一方で、主権国家の並立共存という国際社会の基本構造において基礎となっている国家主権の考え方に合致するものの、他方で、規範の社会的な適合性を迅速に確保するという観点からみれば障害となる可能性がある。条約法条約は合意原則に依拠することを基本的な立場としているものの、個別の条約において特別の規定があればそれを許容しており一定の柔軟性を認めるものでもある。したがって、適合性の確保という観点を重視する場合、個別の条約が自ら設定する手続・制度において、どの程度まで合意原則に柔軟性を認めるかが焦点となる。

なお、条約法条約は、「後にされた合意」がどのような形式をとるかという問題についても、「後に生じた慣行」がどのような場合に認められるかという問題についても何ら言及しておらず、国際法委員会のコメンタリーにもこの点に関する記述はみられない。したがって、これらの問題について条約法の一般規則は柔軟であつて、条約の当事国による実行にこれを委ねているといえる。したがって、たとえば、締約国が集まって開催された会議における決定を「後にされた合意」の一つの形式ととらえることも可能となる^九。

二 規範の形成

既存の規範を変更しまたは補完するために新たな規範の形成を目指す場合、新しい条約の作成と条約の改正いう二つの方法が考えられる。なお、慣習法の成立は規範形成の一つの方法であるものの、不文法という性質上内容が不明確であり、また一般に成立までに時間がかかるので^{一〇}、既存の規範に代替する新しい規範を積極的かつ迅速に形成するための手段として必ずしも適当ではなく、それゆえこの節における検討の対象から外されている。

(一) 新しい条約の作成

規範を形成するための最もストレートな方法は新しい条約の作成である。条約法条約は、新しい条約が国家を拘束するために二つの段階を想定している。すなわち、第一段階として条約文が採択される。同条約第九条によれば、

一 条約文は、二の場合を除くほか、その作成に参加したすべての国の同意により採択される。

二 国際会議においては、条約文は、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、出席しかつ投票する国が三分の二以上の多数による議決で異なる規則を適用することを決定した場合は、この限りでない。

このような手続に従って条約が採択された後、第二段階として、国家は、署名、条約を構成する文書の交換、批准、受諾、承認若しくは加入により又は合意がある場合には他の方法によつて当該「条約に拘束されることについての同意」を表明する（第一条）。

このように、条約法条約の一般規則は、条約の採択については原則としてすべての国家の合意を必要としつつこの原則が適用されない場合があることを明示的に認めることにより一定の柔軟性を認めているのであり、これに対して条約の拘束力については例外を認めることなく合意原則を貫いていることが分かる。

（二）改正

条約の改正とは、条約の内容を国際社会の変化や発展に適合させるために変更することという。条約の内容を変更するために改正手続という方法が開発されたのは、条約を別の条約によつて変更することを回避するという背景がある。改正手続の存在により、改正が条約の解釈と異なる手続で行われることが明確となる¹¹。

条約法条約は条約の改正に関する一般規則として、第三九条に次のような規定を置いている。

条約は、当事国の間の合意によつて改正することができる。当該合意については、条約に別段の定めがある場合を除くほか、第二部に定める規則を適用する。

本規定によれば、改正の合意に関する規則として「第二部に定める規則」が適用されるため、この結果として、改正の採択およびその拘束力についての議論は先の新しい条約の作成の場合に帰着することになる。すなわち、改正の場合も、その採択は原則としてすべての国家の合意を必要とするものの合意原則が適用されない場合があるのに対し、改正の拘束力については依然として合意原則が維持されるのである。

条約法条約が規範の形成のための方法として規定する「新しい条約の作成」と「改正」についても、採択に関して一定の柔軟性がみられるものの、拘束力については合意原則が厳格に維持されていることが確認された。これらの方法についても、条約の解釈の場合と全く同様のことを指摘することが可能である。すなわち、合意原則への依拠は国家主権の法理に基づき必然的な要請であるものの、規範の適合性の確保という観点からみれば負に作用する

のであり、それゆえ、この観点を追求するならば、条約法条約によって許容されているように、個別条約においてこの合意原則を柔軟に扱うことが必要となる。

第二節 適合性の確保に関する制度の展開―一般国際法を発展させる制度

適合性を確保するということは、規範と社会状況の乖離がある場合に規範を社会状況に合わせて明確にしたりまたは変更するということを意味するのであり、このような乖離はできる限り早期に解消させる必要がある。この点につき、第一節の検討において、条約法の一般規則は国家間の合意を原則としつつ一定の柔軟性も認めており、ただし柔軟性の内実はいずれも個別条約に委ねていることを確認した。適合性の確保が迅速に行われるためには、何らかの方法によって合意原則を柔軟に扱う必要がある、場合によっては合意原則そのものから逸脱する方法も考えなくてはならない。また、条約法の一般規則では国家間の合意がどのような場において形成されるかに関して現実の実行に委ねる立場をとっており、この点については今日の国際社会の組織化という現象を踏まえた対応が必要となる。さらに、適合性を確保するための手段として必ず法的措置を用いなければならないということもない。以上のような方向性を念頭に、この第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開の下でどのような制度が組み込まれかつ利用されているかを検討する（ただし、安保理決議一五四〇は条約ではないので、安保理決議一五四〇についての考察は条約法の一般原則を背景としたものではないことをあらかじめ断っておく）。まずはじめに、いずれの法的枠組みの場合も具体的な措置の提案は国家から行われることを簡単に確認し、次に、国際監視機関においてどのような措置がどのような意思決定によってとられているかを考察する。

一 措置の提案

生物・化学兵器の禁止に関する条約および安保理決議一五四〇はいずれも、手続上、その法的枠組みに拘束される国家から具体的な提案が行われることを規定している。以下、このことを確認しておこう。

（一）ジュネーヴ議定書―国連加盟国からの提案

ジュネーヴ議定書については、国連総会決議という方法に依拠することによって事務総長による調査手続が導入された。国連総会手続規則七八は

「提案および修正は、通常、書面により事務総長に提出するものとする」と規定している。国連総会はすべての加盟国によって構成されているので、この規則はすべての加盟国に適用されるものと解される。

(二) 生物兵器禁止条約の締約国からの提案

生物兵器禁止条約には条約の改正に関する規定があり、また第二二条の規定に基づいて開催される検討会議において特定の措置に合意するという実行が集積している。

(a) 改正

生物兵器禁止条約は、次に示される第一条において、すべての締約国が改正の提案を行うことができると規定している。

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を受諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後、改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

(b) 検討会議

検討会議手続規則二四は、「提案および実体的な修正は、通常、書面により検討会議事務局長に提出するものとする」と規定する。検討会議はすべての締約国によって構成されていることから、当該規則はすべての締約国に適用されると解される。

(三) 化学兵器禁止条約の締約国からの提案

化学兵器禁止条約には条約の変更について改正と修正という二つの制度がある。また政策決定機関である締約国会議または執理事務会において特定の措置に合意するという実行が集積している。

(a) 改正・修正

化学兵器禁止条約第一五一条一項の規定によれば、改正と修正のいずれについてもすべての締約国がその提案を行うことができる。

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。

いずれの締約国も、この条約の附属書の修正を提案することができる。

(b) 締約国会議

締約国会議手続規則六三は、「提案および修正は、通常、書面により事務局長に提出するものとする」という規定を置いている。締約国会議はすべて

の締約国によつて構成されているため、この規則はすべての締約国に適用されるものと解される。

(c) 執行理事会

執行理事会手続規則三一によれば、「提案および修正は、通常、書面により事務局長に提出するものとする」とされている。この規則により、執行理事会に対して何らかの提案を行うことができる資格を有するのは理事国に限定されることになる。

(四) 安保理決議一五四〇「安保理事国からの提案」

安全保障理事会に対して決議案を提出することができるのは、安全保障理事会仮手続規則三一が「決議案、修正案及び実質的な動議は、通常、文書で代表者に配布するものとする。」と規定していることから、安保理事国に限られているといえる。ただし、安保理非理事国は、国連憲章第三一条の規定に基づいて、安全保障理事会によつて、同理事会に付託された問題に対してその「利害に特に影響がある」と認められた場合には討議に参加でき、安全保障理事会仮手続規則三八によれば、当該加盟国は「提案および決議案を提出することができる」。

二 措置の採択

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みは、既存の国際機構において利用可能な手続を活用したり、条約により新たに設置された国際監視機関の権限に依拠することによつて、適合性の確保という要請に込んでいる。制度を特徴づけるのはその柔軟性である。一つには適合性を確保するための措置の形式の柔軟性であり、条約の改正に関する独自の規定が設けられているだけでなく、国際監視機関に与えられた権限に基づいて条約規定の解釈が行われたり、条約の内容が補充されたりする場合が多くなっている。いま一つには意思決定方式の柔軟性であり、個別の手続に応じて合意原則からの逸脱を含む意思決定方式が導入されている。

(一) ジュネーヴ議定書「国連総会による措置」

一九七〇年代末から一九八〇年代はじめにかけてカンボジア内戦やアフガニスタン紛争などにおける化学兵器の使用の疑いが伝えられるようになる、紛争当事者または関係国が、ジュネーヴ議定書または関連する慣習国際法規則の不履行の文脈において当該主張を国連や国際会議の場において提起し、また、このような主張に対して使用の事実を否定するようなケースが見られるようになった^{二〇}。もともと、ジュネーヴ議定書は、締約国に対して戦時における生物・化学兵器の使用を禁止するという実体的な義務に関する規定を有するのみで、この他に義務の違反を追及する手続などを備え

ていない。

条約法の一般規則に従う限り、ジュネーヴ議定書の適合性を確保しようとする場合には条約を改正しまたは新たな条約を作成するという立法論のアプローチに依拠するしかない。しかし、実際に用いられたのは、第三章においてすでにみたように、国連総会決議によるジュネーヴ議定書の「權威の維持」というアプローチであった。すなわち、ジュネーヴ議定書はその枠外において非法的措置を通じて適合性が確保されることになったのである。以下、適合性を確保するための制度としてやや特殊な形で利用された国連総会決議という方式について取り上げて検討する。

(a) 国連総会決議三五／一四四C

一九八〇年一月一八日、西側諸国六カ国(カナダ、フランス、西ドイツ、トルコ、スペインおよびニュージーランド)は「化学兵器および細菌学(生物)兵器」という議題において、化学兵器の使用の場合の事実調査に関する共同決議案を提出した^{二三}。共同提案国を代表してニュージーランドは、ジュネーヴ議定書には使用の調査に関する規定が存在しておらず、そのために迅速かつ公平で敬意の払われた機関による事実調査を導入することを提案したものであると説明した^{二四}。この共同決議案の最大のポイントは、化学兵器の使用に関する通報があった場合に、国連総会が事務総長に対して資格を有する専門家の支援を受けて当該調査を実施することを要請する(本文第四項および第五項)という点にある。

しかし、冷戦の真つ只中という時期にあつて決議案は東側諸国からの強い反発を招いた。本件が東西陣営の政治対立の文脈で議論されたことは言うまでもないが^{二五}、東側陣営は西側諸国提案を法的観点からも批判している。すなわち、東側陣営の主張によれば、国連による調査の実施は国内問題への干渉であり^{二六}、ジュネーヴ議定書が同議定書の締約国ではなく国連によって改正されることになるという^{二七}。このような批判は非同盟諸国の一部にも共有された^{二八}。これに対して、西側陣営はこれらの批判があてはまらないとして反論した^{二九}。

共同決議案が提出された後、東西両陣営はお互いに対案を提示し合うことによって歩み寄りの可能性を模索したが^{三〇}、最終的には西側諸国が東側諸国を押し切る形となった。すなわち、国連総会は十二月二日に修正された決議案を賛成七八(西側諸国を中心に民主カンボジアをはじめとする非同盟諸国が含まれる)、反対一七(東側諸国を中心に使用の疑いを指摘されたアフガニスタン、ラオスおよびベトナムが含まれる)、棄権三六により採択したのである(決議三五／一四四C)^{三一}。

(b) 国連総会決議三七／九八D

一九八二年七月に第二回国連軍縮特別総会が開催され、「ジュネーヴ議定書の權威の維持」という問題が取り上げられた。ジュネーヴ議定書に違反する行為があつた場合の調査手続を導入する具体的な提案がベルギーやフランスから提出されていたものの^{三二}、同特別総会では具体的な結論を出

することができなかった。このような背景を踏まえて、一九八二年一月一日、西側諸国四カ国に中南米二カ国を加えた六カ国（ベルギー、エクアドル、フランス、オランダ、スウェーデンおよびウルグアイ）は、国連総会に対して「一九二五年ジュネーヴ議定書の權威を維持するための暫定手続」に関する共同決議案を提出した^{二二}。

決議案によれば、国連総会は、事務総長に対して「ジュネーヴ議定書またはその他の関連する慣習国際法の規則の違反を構成しうる活動」に関して加盟国から提供された情報を調査することおよび「適時かつ実効的な調査のための手続を作成するよう要請している。すなわち、この決議案の狙いは、化学兵器または生物兵器の使用の疑いに関する情報が提供された場合に、一般的に適用可能な手続に従って調査を実施する制度を設定することにあるといえる。共同提案国を代表してフランスは、決議案の趣旨として、その目的がジュネーヴ議定書の權威を維持することであり、このために公平で柔軟かつ実用的で迅速な制度を導入する必要があること、本手続は恒久的な解決を提供するものではなく将来合意が得られるまでの措置であることを説明するとともに、決議三五／一四四Cを念頭に、化学兵器の使用という問題について国連総会が過去二年間に行ってきた措置とは無関係であることを強調している^{二四}。

この決議案に対して、東側諸国は再び反対の論陣を張った。東側陣営の法的観点からの主張は決議三五／一四四Cの場合とほぼ同じである。すなわち、国連による調査の実施は国内問題への干渉であり^{二五}、国連総会決議によつてジュネーヴ議定書を改正することや第三国や国際機構に義務や権利を創設することはできず^{二六}、事務総長には自らが法的な関係を持たない条約の実施について調査する権限がないという^{二七}。このような批判は非同盟諸国の一部にも共有された^{二八}。

しかし、今回は東側諸国から対案が提出されることはなく、決議案は十二月一日に国連総会において賛成八六、反対一九、棄権三三で採択された（総会決議三七／九八D）^{二九}。なお、東西両陣営間の法律論争は決議の採択後も続いた^{三〇}。

（C）国連総会決議四二／三七C

一九八七年一月二七日、オーストラリアは単独で「一九二五年ジュネーヴ議定書の權威を維持し化学兵器『禁止』条約の締結を支持するための措置」に関する決議案を国連総会第一委員会に提出した^{三一}。同年一月九日、同決議案は、若干の内容の変更を経て三〇カ国の共同修正決議案として第一委員会に再提出され^{三二}、第一委員会はこれを翌々日の一月一日に無投票で採択した^{三三}。本決議案は国連総会に送付され、国連総会はこれを一月三〇日に、決議四二／三七Cとして無投票で採択した^{三四}。この決議により一九八二年決議において暫定的と位置づけられた調査手続は正式に恒常的に利用可能なものとなった。また、決議が無投票で採択されたという事実は、事務総長による調査手続が東西対立の解消の中で確固たる正当性を獲得するに至ったことを示すものである。

以上、ジュネーヴ議定書に関連する調査手続が三度にわたる国連総会決議によって整備されてきた過程をみてきた。ジュネーヴ議定書は実体義務のみを規定しているという意味で非常に単純な構造となっているため、調査手続のような制度を備えるようにすれば立法論に依拠するしかない。しかし実際には国連総会決議という方法が用いられたのであり、この事実は非常に興味深い。国連総会決議の特徴を二つ挙げるとすれば、それは多数決によって採択することができることと、法的拘束力を持たないことであろう。

まず、多数決によって採択されるという特徴は、東西冷戦の対立構図の中で、逆にうまく利用された形になっている。ただし、一九八〇年の国連総会決議三五／一四四Cと一九八二年の国連総会決議三七／九八Dは一定数の反対票を含む多数決によって採択されたために、調査にあたり反対票を投じた加盟国からの協力が得られなかったのは事実である。国連総会決議だからといって反対意見を抑えてまで採決すればよいというものではなく、その実効性を確保するためにはできるかぎりコンセンサスを得るよう努力すべきである。この点につき、調査手続の正当性の問題は一九八七年の国連総会決議四二／三七Cの無投票採択によって解消されたといつてよい。次に、国連総会決議が法的拘束力を持たないという特徴については、必ずしも否定的にとらえる必要のないことに留意すべきである。適合性を確保するための措置という観点からみれば、国連総会決議は法的拘束力のない措置ではあるものの、一方で国連の側から見れば、この決議は国連総会がその権限に基づいて具体的な制度を設定し、とくに事務総長に対して特定の任務を与えたものであり、他方で国連加盟国の側から見れば、この決議はすべての国連加盟国に対して制度を援用するための「権利」を与えたものだという点に意義を有するからである。

ジュネーヴ議定書に関連する調査手続は、適合性の確保という文脈において、当初は問題を抱えていたものの、三度にわたる国連総会決議を経て最終的にその正当性を獲得し、国連総会決議という方法が一定の可能性をもつものであることを証明するに至ったと評価することができるのではないだろうか。

(二) 生物兵器禁止条約の条約機関を通じた創造的な措置

生物兵器禁止条約の場合、適合性を確保するための具体的な措置としては、まず改正に関する明文の規定(第一条)が存在する。また、第二二条によって開催される条約機関たる検討会議はこれまで、コンセンサスによって採択される最終文書においてさまざまな措置に合意してきた。さらに、一九九〇年代後半から二〇〇一年にかけては、検証制度の導入を主たる目的とする議定書交渉が行われてきた。以下、はじめに改正および議定書交渉を取り上げ、次に検討会議によって合意された創造的な措置として解釈と補完を取り扱う。

(a) 改正

生物兵器禁止条約は第一条において改正に関して次のような規定を設けている。

いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、締約国の過半数が改正を受諾した時に、受諾した締約国について効力を生ずるものとし、その後改正を受諾する他の締約国については、その受諾の日に効力を生ずる。

このように、第一条は、改正の提案主体、改正の発効条件および改正の発効日についてのみ明文の規則を定めるのみで、それ以外の事項については何ら具体的に規定していない。それゆえ、改正に関する具体的な提案が公式になされた場合、どのような手続に依拠するべきかという問題の生じることが予想された。

実際に、締約国の中には、検討会議の場において条約規定の具体的な改正を主張するものも現れていた。たとえば、コロンビアは、第二回検討会議において、第六条に(三)項および(四)項を追加して、WHOが違反の疑いの調査に関与することおよび締約国が生物兵器関連施設の一覧表をWHOに提出することを主張した^{三五}。また、イランは、第三回検討会議において、「会議は、いかなる改正提案も締約国の特定多数決(三分の二)によつて承認されなければならないことを留意する。」という文言を最終文書に盛り込むよう提案した^{三六}。しかし、これらの主張は、改正に関する公式な提案としてではなく、最終文書に盛り込まれるテキストの提案として扱われたため、改正手続に関する具体的な問題は生じなかった。なお、英国は、第二回検討会議において、欧州共同体二カ国の見解として条約の改正は検討会議の権限の対象外であると主張している^{三七}。

改正規定の援用は、第四回検討会議におけるイラン提案の提出によつて現実のものとなった。すなわち、イランは、生物兵器の使用は生物兵器禁止条約の趣旨および目的に反するものであるが、同条約は現在の形式において生物兵器の使用を禁止する特定の規定を含んでいないとして、条約第一条に従つて第四回検討会議の期間における締約国の検討および採択のために次の改正を提案したのである^{三八}。

一 条約のタイトルに『使用(Use)』という文言を加える。

二 条約第一条に生物兵器を使用することを加える。

このようなイラン提案の提出を受けて、第四回検討会議の事務局長は、国連法務局に対して手続的な有効性について照会を行った。生物兵器禁止条約第一条は改正について詳細な手続を置いていないからである。国連法務局は、生物兵器禁止条約検討会議の事務局長からの照会に応じて、生物兵器禁止条約に別段の定めがなくかつイランはすべての当事国の間で生物兵器禁止条約を改正することを提案しているので、条約法に関するウィーン条約第四〇条二項がイランの提案に適用されるとし、それゆえ、各締約国が当該提案に関してとられる措置についての決定および／または当該条約を改

正する合意の交渉および締結に参加する権利を有するので、イランの提案は生物兵器禁止条約のすべての当事国に対して通告しなければならないと回答した^{三九}。イラン提案は、第四回検討会議において「議論」の対象となったものの、まず、実体面について、第一条の禁止が生物兵器の使用の禁止を黙示的かつ実効的に禁止しているという見解が多数の締約国から提示されるとともに、一つの規定の改正は他の規定の改正に道を開き、その結果として条約が弱体化するおそれがあること、改正に同意する締約国と同意しない締約国との間で二重の制度が作り出されてしまうことなどを懸念する見解が示された^{四〇}。また、手続面についても、第二条は改正案の検討および合意のための手続に関して十分ではなく、条約法条約第四〇条二項の規定に鑑みすべての締約国に改正案が通告されること、そしてすべての締約国が交渉に参加する権利を有することが必要であるという主張がなされた^{四一}。「議論」の結果として、第四回検討会議は最終文書において、寄託国がすべての締約国に提案を通告したことに留意し、すべての締約国に対して、生物兵器の使用が実効的に禁止されることを明文で明確にするよう条約を改正する必要があるか否かについて自らの見解を寄託国に伝達するよう懲慫すると同時に、寄託国に対して、締約国の過半数により要請される措置（提案について決定するためにすべての締約国に対して開かれた会議を適当な早い機会に開催するという選択肢を含む）をとるよう求めて^{四二}、事実上イラン提案の検討を先送りとした^{四三}。

（b）議定書交渉

生物兵器禁止条約の遵守に関する問題は、一九八二年に開催された第二回国連軍縮特別総会において議論されたものの、同総会では具体的な文言に合意することができなかった。このため、同年の国連総会（第三七会期）に対してオーストリア、コロンビア、エクアドル、西ドイツ、アイルランド、メキシコ、パキスタン、スウェーデン、ウルグアイおよびユーゴスラビアの一〇カ国は、生物兵器禁止条約の遵守問題に関する柔軟、客観的かつ無差別な手続を設定するための特別会議を開催するよう求める共同決議案を提出し、この決議案は十二月一日に総会で賛成一二四、反対一五、棄権一で採択された^{四四}。もともと、実際には特別会議の開催は実現せず、このような状況の下で一九八六年に開催された第二回検討会議では、締約国の間から検証制度の導入を主張する声が広がっていた。たとえば、アイルランドは、条約の遵守に関する問題を扱うための柔軟、客観的かつ無差別な手続を設定するために特別会議を開催すべきであると提案し^{四五}、東ドイツやソ連は、信頼醸成、協議および協力を促進するためおよび遵守の検証に関する制度を強化するために附属議定書が必要であると主張した^{四六}。また、フランスは、ジュネーヴ議定書との関連において国連総会決議三七／九八Dおよび三九／六五Eによって導入された制度を基礎とする事実調査手続の導入を検討すべきであるとの立場をとった^{四七}。

冷戦終結後に開催された検討会議として初めてのものにあたる一九九一年の第三回検討会議は、

「条約の実効性を強化しおよび条約の実施を向上させることを決意し、実効的な検証が条約を補強しうることを認識して、科学的技術的観点か

ら検証制度を特定しおよび検討するためにすべての締約国に開かれた政府専門家アドホック・グループの設置を決定する。」

として、同グループに対して生物兵器禁止条約に関する検証措置の可能性について議論をまとめて報告書を作成することを求め、とくに過半数の締約国が要請する場合には同グループの報告書を検討するために特別会議が開催されることとなった^{四八}。政府専門家アドホック・グループは一九九二年と一九九三年に合計四回会合し、コンセンサスで報告書を採用した^{四九}。同グループは報告書において、二一の検証措置を特定してこれらを検討した上で、いくつかの検証措置が条約の実効性を強化しおよび条約の実施を向上させることに資するものであつて、現地外の措置および現地の措置の両方を含む検証措置のいくつかを組み合わせることが生物兵器禁止条約の主目的のために有用であらうとの立場から、適当かつ実効的な検証が条約を補強しうるであらうと結論づけた^{五〇}。報告書は検討のためにすべての締約国に送付され、過半数の締約国による要請を踏まえて一九九四年に特別会議が開催された^{五一}。

特別会議は、政府専門家アドホック・グループの結論に留意した上で、すべての締約国に開かれた新たなアドホック・グループの設置を決定し、「検証措置を含む適当な措置を検討し、条約を強化するための提案を起草して、適当な場合には法的拘束力のある文書に盛り込み、締約に対してその検討のために提出する」という任務を与えた。具体的には、①用語の定義および客観的基準、②信頼醸成および透明性措置を制度に盛り込むこと、③政府専門家アドホック・グループ報告書において特定、検討、評価された措置を含む条約の遵守を促進するための措置体系、ならびに④第一〇条の実効的かつ完全な実施のための特別な措置の四項目について検討し^{五二}、さらに、具体的な措置の定式化および実施にあたり、商業上の知的財産に関する機微な情報および正当な国家安全保障の必要性を保護することと^{五三}、科学研究、国際協力および産業開発に対する悪影響を回避することを求めた^{五四}。

このように特別会議によつて与えられたマנדートに従つて、生物兵器禁止条約議定書交渉が開始された。アドホック・グループは二〇〇一年一月に開催される第五回検討会議での採択を目指して精力的に交渉を行い、一二回にわたる会合を通じて本文二三カ条と六つの附属書によつて構成される議定書案の内容が固まりつつあった^{五五}。ところが、米国は、二〇〇一年七月に開催された第二三回会合において、議定書案が生物兵器禁止条約の遵守を検証するものとして適当ではなく、生物兵器の開発を探索することにならず、国家安全保障および企業秘密の保護を阻害するものであるとして、議定書アプローチの受け入れが困難であることを表明し^{五六}、さらに、同年一月に開催された第五回検討会議では冒頭のステートメントにおいて、「代替アプローチ」として国内実施(第四条)、協議・協力(第五条)、被害者支援(第七条)および科学技術協力(第一〇条)の個別項目ごとに条約を強化する案を示したのに加えて^{五七}、同会議の最終日になつてアドホック・グループおよびそのマנדートを終了させること、その代わりに第六回検討会議までの間に毎年開会会合を開催すること最終文書に盛り込むよう提案した^{五八}。ここに議定書交渉は完全に行き詰まり、会議はとりあえず一

年間延期されたものの、翌年に再開された会議では議定書アプローチは事実上放棄され、米国が提案した「代替アプローチ」に基づいて今後の検討が行われることになった。

これまでは条約の適合性を確保するための措置として、改正と議定書という法的に強固な方式を考察してきた。いずれも合意原則の壁は厚く、目に見える成果は得られていない。次に取り上げるのは、検討会議の実行を通じた解釈と補完に関する創造的な措置である。

(c) 解釈

検討会議では検討の結果に関する最終文書をコンセンサスによって採択することが慣行となっている（手続上は多数決による採択が可能であるが、これまでの最終文書はすべてコンセンサスによって採択されている）。まず注目されるのは、最終文書において条文規定の解釈に關係するテキストが含まれていることである。これまで検討会議の最終文書において盛り込まれたテキストで条文の解釈に關係するものの主な例は次の通りである。

(i) 第一条に関する解釈

・会議は、条約がその範囲において網羅的であること、ならびに防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類および量の（原料または製法のいかんを問わずおよび人、動物または植物のいずれに有害であるとを問わず）天然にまたは人工的に作成されまたは改変されたすべての微生物剤その他の生物剤または毒素およびその構成物が第一条によって無条件に網羅されることを再確認した。^{五九}

・会議は、第一条が条約に關連する生命科学その他の科学の分野におけるすべての科学および技術の進歩にあてはまることを再確認した。^{六〇}

・会議は、人、動物および植物に対して有害な病原体または毒素の大気中への放出を含む実験であつて防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができないものが第一条に含まれている約束に合致しないことを留意する。^{六一}

・会議は、締約国による微生物剤その他の生物剤または毒素のいかなる方法によるいかなる場合における使用であつて、防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的に合致しないものが、第一条の実効的な違反である（effectively a violation of Article I）ことを確認する。^{六二}

・会議は、完全かつ永久に使用の可能性をなくすために、戦闘の目的のためまたは武力紛争において微生物剤その他の生物剤もしくは毒素を使用するために意図された兵器、装置もしくは運搬手段をいかなる場合にも開発せず、生産せず、貯蔵せずもしくはその他の方法によって取得せずまたは保有しないという第一条の約束を再確認する。^{六三}

・会議は、とりわけ微生物学、生物工学、分子生物学、遺伝工学、およびゲノム研究によりもたらされる応用の分野における關連する科学および

技術の発展から生じる懸念ならびに条約の趣旨および規定に合致しない目的のためにそれらが利用される可能性を認識し、第一条において締約国が行った約束がすべてのそのような発展にあてはまることを再確認する。^{六四}

(ii) 第二条に関する解釈

・会議は、条約の効力発生後に条約に参加する国について、第二条に規定される廃棄または平和的目的のための転用は条約への参加の際に完了されるであろうことを再確認する。^{六五}

(iii) 第三条に関する解釈

・会議は、第三条が国際的、国内的またはサブ国内的レベルにおけるいかなる受領者も含むのに十分なほど網羅的であると確認する。^{六六}

(iv) 第四条に関する解釈

・会議は、あらゆる状況において細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の使用が条約によつて実効的に禁止されることを再確認する。^{六七}

検討会議には法的拘束力のある決定を採択する権限が明文で与えられていないので、検討会議において採択された最終文書はそれ自体として法的拘束力を持つことはなく、その内容は単なる政治的な意思を表明したものにすぎない。しかし、生物兵器禁止条約の締約国が最終文書に盛り込まれたテキストに一定の法的な意味を与えていることを示す有力な実行が存在する。すなわち、第六回検討会議に対して、それまでの検討会議において採択された最終文書に盛り込まれたテキストのうち「追加的な理解または合意」に関するものをまとめた背景的情報文書^{六八}が提出されており、この「追加的な理解または合意」は、とくに「(i) 条約の規定の意味または範囲を解釈し、定義しまたは説明するもの、(ii) 規定が実施されるべき方法に関する指示、指針または勧告を示すもの」と明記されているのである。^{六九}そして、本文書を作成したのは第六回検討会議事務局であるが、事務局に文書の作成を要請したのはすべての締約国によつて構成される検討会議準備委員会なのである。^{七〇}最終文書の文言はいずれも、締約国によつて行われた提案を基礎として検討会議の場において議論された結果として「合意」されたものであることから、最終文書の中でとくに条約の解釈に言及した文言については、これを条約法条約第三十一条三項(a)において認められた解釈規則である「後にされた合意」の重要な証拠の一つとして評価することができる。このように、生物兵器禁止条約の場合は、とくに検討会議を通じて条約の解釈が積極的に創設されているのであつて、ここに検討会議が意思決定の場として機能していることが示されるのである。

(d) 補完

検討会議の最終文書は条約の解釈について言及するだけではなく、条約を補完するさまざまな非法的措置の「合意」を盛り込んできた。

(i) 信頼醸成措置(第五条および第一〇条の補完)

第二章においてすでに言及したように、一九八六年九月に開催された第二回検討会議は、任意の情報・データ交換の枠組みである信頼醸成措置を導入した^{七二}。この信頼醸成措置は、「第五条および第一〇条の規定に鑑み、条約の権威を強化しおよび条約の規定の実施に関する信頼を向上させることを決意して」合意されたものである^{七三}。この信頼醸成措置の制度において締約国から提供される情報として特定された事項は、①研究所および実験施設に関するデータの交換、②感染症などの発生に関する情報の交換、③生物学研究の知見の公表および利用促進に関する情報の交換、④生物学研究者の交流促進に関する情報の交換、の四項目である。このような信頼醸成措置の具体的な態様は後に開催されるアドホック専門家会合において確立した。すなわち、実態的な態様として、情報交換の対象となる研究所および実験施設ならびに感染症などの発生に関する指針および標準様式が作成された^{七四}。また、情報交換の手続的な態様として、情報の公用語による作成、情報の国連軍縮局への提出と国連軍縮局からすべての締約国およびWHOへの送付、第一回目の情報・データの交換の提出期限(一九八七年一月一五日まで)、その後の情報・データの交換の提出期限(毎年四月一五日まで)などが決定された^{七五}。さらに、一九九一年に開催された第三回検討会議では、第二回検討会議における合意に基づいて信頼醸成措置の実効性について検討し結果、信頼醸成措置の項目が追加・変更されて七項目に再編成されることになり、いずれの事項についても、「申告の該当なし」または「新たな申告の該当なし」という情報の提供が求められることになった^{七六}。また、このような追加・変更を受けて情報・データ交換の指針および様式も改定された^{七六}。

(ii) 協議会合(第五条の補完)

第五条に規定される協議および協力のために援用しうる国際的な手続として、とくに「すべての締約国に開かれた専門家レベルの協議会合の開催を要請する締約国の権利」が含まれるということが第一回検討会議において確認されたことを受けて^{七七}、第二回検討会議は「協議会合」の具体的な制度に合意した^{七八}。この制度のポイントは、いかなる締約国も協議会合の開催を要請できるとしたこと、および協議会合において条約の目的に関連して生ずる問題または条約の規定の適用に際して生ずる問題を検討するにあたり、技術専門家の支援を受ける可能性に言及したことにある^{七九}。

本制度は、第三回検討会議における合意に基づいて詳細な手続を備え、さらなる発展を遂げている^{八〇}。すなわち、関係する締約国の間の事前協議、協議会合の開催を要請する通知、当該要請の締約国への通報、協議会合の開催のための非公式会合、協議会合の開催時期、協議会合の意思決定、協議会合の費用負担などについて詳細な規定が設けられている。

(iii) 締約国会合(Meeting of States Parties)(第二二条の補完)

生物兵器禁止条約は第二二条の規定およびその後の実行に基づいてほぼ五年の間隔で検討会議を開催している。条約には検討会議以外の機関が想

定されていないが、二〇〇二年の第五回検討会議は、米国によって提案された「代替アプローチ」を踏まえて、翌二〇〇三年から二〇〇五年（第六回検討会議（二〇〇六年）の前年）の三年間に毎年事実上の間会期会合である「締約国会合」(Meeting of States Parties)を開催し、テーマ別に議論を行うことに合意した。具体的なテーマは下記の五つであり、最初の二つを二〇〇三年に、次の二つを二〇〇四年に、最後の一つを二〇〇五年にそれぞれ集中的に検討することとなった^{八二}。

- ・条約に規定された禁止を実施するための必要な国内的措置(罰則を含む)の採択
- ・病原体および毒素の保安および監視を確立および維持するための国内制度
- ・生物毒素兵器の使用の疑いの場合または疾病の発生の疑いの場合の影響に対処し、調査しおよび被害を緩和するための国際的な能力の向上
- ・人、動物および植物に影響を与える感染症の監視、探知、診断および対処のための国内的および国際的制度上の努力および既存の制度の強化および拡大

・科学者の行動規範の内容、普及および採択

二〇〇六年の第六回検討会議も同様に、第七回検討会議（二〇一一年）までの活動として毎年締約国会合を開催し、下記の六項目について、最初の二つを二〇〇七年に、次の二つを二〇〇八年に、残りの二つを二〇〇九年と二〇一〇年に、それぞれ検討することを決定した^{八三}。

- ・国内実施を向上させるための手段および方法
- ・条約の実施に関する地域協力およびサブ地域協力
- ・バイオセーフティーおよびバイオセキュリティを改善するための国内的、地域的および国際的な措置
- ・誤用を防止するための監査、教育、啓発ならびに行動期間の採択および／または採択
- ・生物科学の分野の国際協力の向上および感染症に関連する能力開発の促進を目的とする被支援国からの要請の特定および支援国による機会の特定

・生物毒素兵器の使用の疑いの場合、締約国の要請に基づく援助および関連機関との調整の提供

(iv) 実施支援ユニットの設置(信頼醸成措置の補完)

第六回検討会議は、信頼醸成措置の提供を行っている締約国の数が限られているので、参加国を増やすことが緊急の課題であると認識し、情報の伝達メカニズムを改善するための措置に合意した^{八三}。その最大の柱は常設の「実施支援ユニット」を設置したことにある。とくに、信頼醸成措置のとりまとめに関する任務として、①締約国からの情報の需要および締約国に対する情報の送付、②年次提出に関する通知の送付、③信頼醸成措置に関する情

報の編集および締約国会合に対する情報の提供、④信頼醸成措置に関するウェブサイト構築、⑤支援のための情報交換ポイントとしての従事、⑥信頼醸成措置への参加支援が特定されている^{八四}。

以上のように、生物兵器禁止条約において備えられた適合性を確保するための制度について、改正と議定書という法的に強固な方式、および国際監視機関たる検討会議の実行を通じた解釈と補完に関する措置を取り上げてその運用を踏まえて考察してきた。生物兵器禁止条約は検証制度を備えていないという意味で不完全なものであり、適合性の確保として重視されてきたのはもっぱら条約の実効性を確保しこれを強化するための制度の整備であつたといえる。この目的のため、一時期において議定書交渉という法的アプローチが追求されたものの、このアプローチは米国による議定書案の反対という事態によつて成功しなかつた。したがつて、適合性の確保という文脈において具体的に合意された事項は、結局すべて検討会議による措置ということになる。もつとも、これらの措置は実体的なものから手続的・制度的なものまで多様であり、検討会議は「条約の運用を検討する」という任務を唯一の拠り所として、さまざまな創造的な措置をとつてきたと評価することができる。

(三)化学兵器禁止条約と国際機構を通じた広範な措置

化学兵器禁止条約は条約本文に三つの附属書を加えると実体および手続に関する規定が膨大な量に及ぶため、新しい社会状況の出現によつて規範と現実との乖離が生じる場面は条文の量に比例して多くなり、また条約の実施を通じて規範そのものの問題が浮き彫りとなる場面も多くなる。化学兵器禁止条約の場合にはこのような背景を十分に認識した上で、規範の適合性の確保を図る必要がある。以下、はじめに条約の変更(改正および修正)を取り上げ、次に締約国会議において合意された措置として解釈と補完を取り扱う。化学兵器禁止条約の場合の特徴として指摘できるのは、国際機構たる化学兵器禁止機関(OPCW)の政策決定機関を通じて広範な措置がとられているということである。

(a)条約の変更(改正および修正)

化学兵器禁止条約には、条約の内容を変更する手段として「改正」と「修正」という二つの手続が置かれている。改正の場合には改正会議の開催を含む非常に厳格な手続が求められるのに対して、修正の場合には執理事務会による検討にサイレント手続の要素を組み合わせた迅速かつ簡素な手続が用いられているという点に大きな特徴がある^{八五}。

条約法条約の一般規則によれば、「条約を改正する合意は、既に条約の当事国となっている国であつても当該合意の当事者とならないものについては、

拘束しない(第四〇条四項)」。改正についてこれを明示的に受け入れた加盟国だけを拘束するというこのような規則は、多数国間条約の改正に関する伝統的な規則に由来するものであるが、国際機構設立文書の改正の場合には、加盟国の間で異なる規則が適用されることは適当でなく、この規則は国際組織法に適合しないとされている^{八六}。化学兵器禁止条約の場合には、「改正」と「修正」の間で採択と効力発生のプロセスが異なるものの、いずれの方式であっても「すべての締約国について効力が生じる」ことを明記することにより、他の国際機構の設立文書の場合と同様に、改正または修正された規定の可分性の問題は回避されている。

◆改正

条約の改正にはきわめて厳格な条件が課されている。すなわち、改正会議においてのみ行われ、いずれの締約国の反対もなく、その発効にあたり賛成国すべての批准が必要である。

改正手続の対象となる規定は、条約本文すべておよび各附属書の規定のうち修正の対象とまらないもの(すなわち、秘密扱いに関する附属書のAおよびCの規定、検証附属書第一〇部の規定、検証附属書第一部に規定する定義であつてチャレンジ査察にのみ関係するもの、ならびに附属書の規定であつて運営上のまたは技術的な性質の事項に関連しないもの)である。改正は次のような手続に従って行われる。

①締約国による改正案の提出

締約国から改正案が提出される。「いずれの締約国も、この条約の改正を提案することができる(第一五条一項)」^{八七}。改正案は提案国から事務局長に対して提出される(第一五条二項)。

②事務局長による改正案の送付

事務局長は改正案をすべての締約国および寄託者に対して送付する(第一五条二項)。

③改正会議の開催

改正案を検討するための改正会議^{八七}が開催される^{八八}。

④改正案の採択

改正案は、いかなる締約国も反対票を投ずることなく、すべての締約国の過半数の賛成票により採択される必要がある(第一五条三項(a))^{八九}。

⑤改正の効力発生

改正は、賛成票を投じたすべての締約国が批准しまたは受諾した場合に、これらの締約国による批准書または受諾書の寄託から三〇日後にすべての締約国について効力を生じる(第一五条三項)。

改正案の採択条件と改正の発効要件をあわせて読むと、採択に賛成票を投じた締約国と採択に棄権または欠席した締約国との間で改正の採択に対する同意と改正に拘束されることへの同意がアンビバレントな関係になっていることが分かる。すなわち、採択に賛成票を投じた締約国の場合は批准または受諾の拒否により発効を阻止することができのに対して、採択に棄権または欠席した締約国の場合には自国の批准または受諾が発効に対する法的効果を持たず、棄権または欠席したという事実が改正に拘束されることについて黙示の同意を与えたことになるのである。なお、化学兵器禁止条約が発効してからこれまでの間に改正案が提出された例はない。

◆修正

条約の修正の場合は条件が柔軟なものとなっている。すなわち、執行理事会における「採択の勧告」に対していずれの締約国からも異議が提起されなければ承認されたものとみなされ、一定の期間後にすべての締約国に対して効力を発生する。このような手続の柔軟性に加えて、事務局長が執行理事会に評価文書を提出することによって手続の過程に一定の関与をするという点に特色をもつ。

修正手続の対象となる規定は、附属書の規定であつて運営上のまたは技術的な性質の事項にのみ関連するものであり、化学物質に関する附属書のすべてを占め、秘密扱いに関する附属書のAおよびCの規定、検証附属書第一〇部の規定ならびに検証附属書第一部に規定する定義であつてチャレンジ査察にのみ関係するものは含まれない(第一五条四項)。修正は次のような手続に従って行われる。

① 締約国からの修正案の提出

締約国から修正案が提出される。「いずれの締約国も、…この条約の附属書の修正を提案することができる(第一五条一項)」。修正案は、必要な情報とともに提案国から事務局長に提出される(第一五条五項(a))。

② 事務局長からの修正案の送付

事務局長は修正案をすべての締約国、執行理事会および寄託者に対し速やかに送付する(第一五条五項(a))。締約国または事務局長から「当該修正案を評価するための追加の情報」が提供される場合にはこれもあわせて送付する(第一五条五項(a))。

③ 事務局長による「評価の結果についての情報」の送付

事務局長は、修正案の受領後六〇日以内に、条約の規定および実施に及ぼし得るすべての影響を把握するために当該修正案を評価した上で、その結果についての情報をすべての締約国および執行理事会に対して送付する(第一五条五項(b))。

④ 執行理事会による検討と勧告

修正案は、執行理事会においてすべての入手可能な情報に照らして検討される(第一五条五項(c))^{九〇}。執行理事会は、当該修正案の受領後九〇

日以内に、修正案を採択することを勧告するかまたは修正案を拒否することを勧告する(第一五条五項(c)(d))^{九一}。当該勧告は、適当な説明とともに、検討のためにすべての締約国に送付される(第一五条五項(c))^{九二}。

⑤修正案の承認または拒否

修正案は、いずれの締約国からもその受領後九〇日以内に異議が付されなければ、執行理事会の勧告のとおり承認または拒否されたとみなされる(第一五条五項(d))。執行理事会の勧告が締約国によって受け入れられない場合には、締約国会議が実質事項として修正案の承認についての決定を行う(第一五条五項(e))^{九三}。

⑥修正の効力発生

承認された修正は、原則として事務局長が当該承認を通報した日から一八〇日後にすべての締約国につき効力を生ずる(第一五条五項(f))。修正案の承認条件と修正の発効についての規定をあわせて読むと、最終的に自国の同意によらずに修正に拘束されることがありえることが分かるのであつて、ここに合意原則からの逸脱を見てとることができる。

修正案については、一九九七年四月に化学兵器禁止条約が発効して以来、すでに三件が提出されている。このうち、サキシトキシシン(表一剤の一つ)の移譲通報に関する修正案および化学兵器生産施設の転換期限に関する修正案は執行理事会による採択の勧告がサイレント手続により承認されたのに対し、サキシトキシシンの再移譲に関する修正案は取り下げられている。

(i)サキシトキシシンの移譲

表一剤の移譲に関して、検証附属書第六部は次のような事前通報と再移譲の禁止を義務づけている。

他の締約国に対する移譲の少なくとも三〇日前までに、締約国及び当該他の締約国は、技術事務局に当該移譲について通報する。(検証附属書第六部第五項)

移譲された化学物質は、第三国に対して再移譲してはならない。(検証附属書第六部第四項)

サキシトキシシンは貝毒の一種であるが、化学的に合成することが可能なために化学兵器禁止条約の規制対象に含まれており、化学物質附属書の表一剤に分類されている。したがって、サキシトキシシンを締約国間で移譲する場合、輸出国および輸入国の双方は移譲の三〇日前までに当該通報を技術事務局に通報しなければならない。また、このような手続を踏まえて移譲されたサキシトキシシンを輸入国が第三国に再移譲することは禁止される。しかし、サキシトキシシンをめぐる特殊な事情から、いずれの規定についてもその現実への適合性を確保する要求が提示された。まず、検証附属書第六部第五項に基づく事前通報義務の問題点はカナダによつて指摘された。麻痺性貝毒の検出器の中には少量のサキシトキシシンが含まれているものがあるが、麻痺性

貝毒の検出は麻痺性貝毒が発生してから極めて短時間のうちに行われなければならない、検出器を必要とする者が検出器を国外から緊急に輸入する場合、検証附属書第六部第五項の事前通報義務を履行することは極めて困難であるという^{九四}。また、検証附属書第六部第四項に基づく表一剤の第三国への再移譲禁止義務の問題点はオーストラリア、カナダおよび英国によって主張された。全世界で研究目的のために放射性同位体で識別されたサキシトキシンを生産している企業は英国に一つしかなく、同企業は米国から輸入したサキシトキシンを放射性同位体で識別した上で国外に輸出してきたため、サキシトキシ関連の研究が第三国への再移譲禁止によって重大な制約を受けているという^{九五}。なお、条約が発効した一九九七年において、表一剤の移譲の八二％はこのサキシトキシンに関係するものであった^{九六}。

執理事務会は一九九七年末からこれらの問題に対する善後策の検討を開始し、一九九八年一〇月の同第二二会期は、本件が緊急の問題であるとの認識から、第一五条に基づく行動の必要性に留意した上で^{九七}、とりあえずの措置として次のような「暫定指針」を採択した（執理事務会第二二会期決定五）^{九八}。

（a）移譲締約国は、技術事務局に対してこれから二七〇日の間五ミリグラム以下の量のサキシトキシンを他の締約国に移譲する意図を事前通報することができる。

（b）事前通報を行った締約国および移譲を受ける締約国は、技術事務局に対して移譲が行われた時に当該移譲を通報することが義務づけられる。

（c）締約国間のすべてのサキシトキシンの移譲に関する情報（量のいかんを問わない）は、検証附属書第六部第六項に基づく年次申告に含める。

なお、この暫定指針は、二七〇日の期間が満了するまでに当該指針を条約規定に一致させるような条約の改正または修正が採択されない限り、二七〇日間のみ適用されることとされた^{九九}。この指針に基づいて、カナダおよび米国はそれぞれ一九九八年一〇月と一一月に技術事務局に対して事前通報を行っている^{一〇〇}。

暫定指針の採択から約一か月後に、検証附属書第六部に対する二つの修正案が義務局長に対して提出された。一つはカナダが提出したサキシトキシンの移譲通報に関する提案であり、もう一つはカナダと英国が共同で提出したサキシトキシンの再移譲の通報要件に関する提案である。

まず、サキシトキシンの移譲通報に関して、カナダは次の修正案を検証附属書第六部に新たに追加するものとして提示した^{一〇一}。

五ミリグラムまたはそれ以下の量であって、その移譲が医療診断目的の場合、表一剤サキシトキシンは第五項の通報期限の対象とならない。このとき、通報は移譲時に行う。

修正案の提出を受けて、事務局長は、第一五条五項（b）の規定に従って、同案の評価結果に関する情報を作成して締約国に通報した。事務局長の評

価は肯定的なものであった。当該修正案は国際協力を促進し、条約の実施を強化するものであつて、移譲されたサキシトキシンの量を記録することに関して技術事務局が多大な影響を受けることもないという^{一〇二}。一九九九年一月の執行理事会第二会合はすべての締約国に対してカナダの修正案を採択するよう勧告し^{一〇三}、この勧告に対していずれの締約国も条約が定めた期限までに異議を付さなかったことから、同案は一九九九年五月四日に承認され、一九九九年一〇月三十一日に検証附属書第六部第五項の二として効力を発生した^{一〇四}。サキシトキシンの移譲は、一九九八年に行われた表一剤の移譲全一二六件のうちの九二％を占めるに至ったが^{一〇五}、一九九九年には全六三件のうちの六八％^{一〇六}、二〇〇〇年には全三三件のうちの二四％に減少している^{一〇七}。

また、サキシトキシンの再移譲の通報要件に関して、カナダと英国は次の共同修正案を検証附属書第六部にさらに追加するものとして提示した^{一〇八}。

五ミリグラムまたはそれ以下の量であつて、その移譲が研究、医療診断および製薬目的の場合、表一剤サキシトキシンは第三国に移譲することができる。このとき、通報は移譲時に行う。

修正案の提出を踏まえて、事務局長は同じように、第一五五項(b)の規定に従つて、同案の評価結果に関する情報を作成して締約国に通報した。しかし、本修正案に対する事務局長の評価は否定的なものであった。修正案は実質規定を変更するものであるため、法的観点から条約の運営上または技術上の修正の範囲を超えるものであつて、まさに改正にあたるというのである^{一〇九}。一九九九年二月の執行理事会第一四会期は本提案を検討したもののコンセンサスを得ることができなかった。このため、カナダと英国は執行理事会に対して提案を取り下げる旨を明らかにした^{一一〇}。

(ii) 化学兵器生産施設の転換期限

化学兵器生産施設に関して、条約は、やむを得ず必要となる例外的な場合に平和的目的のために転換されることを認めている(第五条一三項)。転換の手續に関するさまざまな規定が置かれているが、とくにその期限については次のように定められている。

化学兵器生産施設の転換は、この条約が効力を生じた後六年以内に完了する。(検証附属書第五部第七二項)

化学兵器生産施設の転換の場合には、化学兵器の廃棄や化学兵器生産施設の廃棄と異なつて^{一一一}、条約によつて設定された期限の終了後に条約に参加した締約国に対して例外を認めるような規定が存在しない。したがつて、当該締約国が化学兵器生産施設を転換することは法的に不可能である。リビアは、自国の化学兵器生産施設をHIV/AIDS、マラリア、結核などに対する低コストのワクチンおよび医薬品を生産するために転換する意図を有していたものの、リビアに対して条約が発効した時点(二〇〇四年二月五日)ですでに転換期限(二〇〇三年四月二九日)が終了していたことから、この障害を克服するために、次のような条約の修正案を提出した^{一二二}。

国が第七二項に規定される六年の転換期限後にこの条約を批准しまたはこの条約に加入する場合、執行理事会は、二回目の通常会期において、この条約によって禁止されていない目的のために化学兵器生産施設を転換するための要請を提出する期限を定める。第七五項に基づいてこの要請を承認するための会議の決定は、転換終了の最も実的な期限を設定する。転換は、可能な限り速やかに、ただしこの条約が締約国に対して効力を発生してから六年以内に終了する。

当該修正案は、二〇〇四年七月一六日に第一五五項(a)に基づいてすべての締約国、執行理事会および寄託者に通報され^{二二}、その後、第一五五項(b)に従って事務局長から同修正案の評価結果に関する情報が配布された。事務局長の見解によれば、修正は第五條一三項から一五項に合致するものであつて条約に基づく基本原則を変更するものではなく、化学兵器生産施設の転換のために設定された制度も政策決定機関の権限または手続も変更するものではなく、すてに化学兵器生産施設の転換の権利を認められている締約国の権利義務を変更するものではないという^{二四}。二〇〇四年一〇月の執行理事会第三八会期は、修正案が非締約国に対して転換の権利というインセンティブを与えるによつて条約の普遍化を促進するものであるという認識の下で、第一五五項(c)に基づいてすべての締約国に対して修正案を採択するよう勧告した^{二五}。リビアはこの間に、修正案が承認されることを条件として、ラバタにある二つの化学兵器生産施設の転換を要請し、当該要請は二〇〇三年一月の締約国会議第九会期において承認されている^{二六}。同勧告には勧告受領後九〇日以内にいずれの締約国からも異議が付されず、二〇〇五年一月三一日、条約の修正は検証附属書第五部第七二項の二として正式に発効した^{二七}。

(b) 解釈

化学兵器禁止条約は、締約国会議を「機関の主要な内部機関」と位置づけた上で、第八條一九項において次のように規定して、締約国会議に対して一般的包括的な権限を与えている。

この条約の範囲内のいかなる問題又は事項(執行理事会及び技術事務局の権限及び任務に関するものを含む。)も検討し、また、締約国が提起し又は執行理事会が注意を喚起するこの条約に関するいかなる問題又は事項についても、勧告及び決定を行うことができる。(第八條一九項)

このような一般的包括的権限には条約を解釈する権限も含まれると考えられる^{二八}。また、第一四條二項では次のように規定して、条約の解釈または適用に関する紛争が締約国会議に提起される可能性を認めている。

この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で又は一若しくは二以上の締約国と機関との間で紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交

涉又は当該関係当事者が選択するその他の平和的手段（この条約に規定する適当な内部機関に対し提起すること……を含む。）によって紛争を速やかに解決するため、協議する。…

実行上も、締約国会議はこれまでに条約規定の解釈に関する多数の決定をコンセンサスによって採択してきた（なお、手続上は多数決による採択が可能であるが、締約国会議は、条約規定の解釈に関するものだけでなく、事務局長の任期を終了させた締約国会議第一特別会期決定^{一一九}を除くすべての決定をコンセンサスによって採択している）。主なものを例示的にいくつか挙げるとすれば次の通りである^{一二〇}。

（i）第一会期決定三一『締約国の領域内に埋められた』および『海洋に投棄された』という用語に関する了解^{一二一}（第三条二項の解釈）

化学兵器禁止条約の目的のため、「締約国の領域内に埋められた」という用語は、締約国の陸地領域および内水に埋められた化学兵器を含むと解されなければならない。「海洋に投棄された」という用語は、締約国の領海を含むすべての海洋の部分に投棄された化学兵器を含むと解されなければならない。第三条二項および第四条一七項を実施する実務目的のため、締約国の領海と陸地領域および内水の境界は、関連する国際海洋法規則に従って決定される。化学兵器が群島水域に投棄された場合、当該化学兵器は「海洋に投棄された」とみなされるべきである。

（ii）第二回会期決定九「検証附属書第二部第二六項に関する決定」^{一二三}

条約の検証附属書第二部第二六項の『解釈』という用語は、『査察団によって使用される言語と査察施設において使用される言語の間の解釈』を意味すると解されなければならない。

（iii）第三会期決定七「検証附属書第七部第三二項および第八部第二六項に基づく条約の締約国でない国に対する表二剤および表三剤の移譲のための『最終用途証明書』」^{一二三}

…『受領国に対し証明書を要請する』という用語は、『この条約の締約国でない国の権限のある政府当局によって発行された最終用途証明書』を意味する。…

（iv）第五回会期決定一七「リシン生産の申告」^{一二四}（検証附属書第六部の解釈）

ひまし油調製工場は表一剤の下条約の申告手続の対象となるべきではない。

（v）第九会期決定六「条約の検証附属書第七部および第八部に基づく生産および消費の申告に関連する『自家使用（Captive Use）』概念に関する了解」^{一二五}

表二剤および表三剤の生産は、申告目的のため、特定された化学製造過程において生産されかつ消費される中間物、副産物または廃棄物であつて、化学的に安定しかつそれゆえ製造過程から単離することができると十分な時間存在するが、通常または設計された操作条件の下では単離

が生じない場合、これらを含むと了解される。

(c) 補完

条約の適合性の確保という文脈において化学兵器禁止条約について特に注目すべき点は、条約発効後の実行によって条約の規定が補完される場合があるということである。条約の補完は、具体的には化学兵器禁止機関の内部機関（すなわち締約国会議または執行理事会）による措置という形式によつて行われる。その法的根拠は、内部機関に与えられた特定の根拠規定に基づく場合と、内部機関の有する一般的権限に基づく場合の二つがある。

◆ 特定の根拠規定に基づく補完

化学兵器禁止機関の内部機関には特定の事項について条約を補完する措置をとる権限を与えられている。

第一に、締約国と化学兵器禁止機関との間または他の国際機構と化学兵器禁止機関との間で特定の協定を締結することが義務づけられている。すなわち、執行理事会は「会議が事前に承認することを条件として、機関に代わつて国及び国際機関と協定又は取決めを締結する」（第八条三四項（a））。この例は特権免除協定（第八条五〇項）^{二二六}である。執行理事会はまた、「技術事務局が締約国と交渉する検証活動の実施に関する協定又は取決めを承認する」（第八条三四項（c））。この例は査察の手續を定めた「施設協定」^{二二七}である。

第二に、運営上・技術上の実施規則や手續規則などを補完することが予定されている。これらの規則は内容が詳細なものとなるために、条約に盛り込むものとしては適当ではないからである。締約国会議は第一通常会期において、「準備委員会が作成する協定案、規則案及び指針案」を検討しおよび承認することが求められている（第八条二二項（i））。本規定の対象となる事項は計二四項目に及んでいる^{二二八}。締約国会議はまた、援助のための任意の基金を設置し（第八条二二項（j））^{二二九}、科学諮問委員会の付託事項を採択し（第八条二二項（h））^{二三〇}、防護に関するデータベースを設置する（第二〇条五項）^{二三一}。

第三に、条約の発効から一定の期間において特定の問題について結論を出すことを想定している場合がある。具体例として、DOC/PSF施設査察制度の開始時期（検証附属書第九部第二二項）^{二三二}、DOC/PSF施設査察の選定方法（検証附属書第九部第二四項）^{二三三}、非締約国に対する表三剤移譲制度（検証附属書第八部第二七項）^{二三四}、転換された化学兵器生産施設の検証制度（検証附属書第五部第八五項）、化学兵器および化学兵器生産施設全廃後の執行理事会の構成の再検討（第八条二五項）をあげることができる。

◆ 一般的権限に基づく補完

締約国会議は、特定の問題について個別具体的な規定を根拠とするのではなく一般的権限に基づいて意思決定を行っている。すなわち、条約の作成

時には必ずしも認識されていなかった事項が条約の実施を通じて問題となり、当該問題を解決するために具体的な措置がとられている。

(i) 表二剤事業所のモデル施設協定(締約国会議第三会期決定一五^{一三五})

化学兵器関連施設、化学兵器生産施設および表一剤施設のモデル施設協定は検証附属書第三部第八項において締約国会議第一会期において承認されることが明記されているのに対して^{一三六}、表二剤施設の場合、検証附属書第七部第二四項において表二剤施設協定がモデル協定に基づいて被査締約国と化学兵器禁止機関との間で締結される旨が定めているものの、モデル施設協定の承認に関する明文の規定は存在しない。そこで、このような不備を補うべく、締約国会議第三会期は、モデル表二剤施設協定を採択した。

(ii) 承認された装置の改定手続(締約国会議第七会期決定二〇^{一三七} および締約国会議第八会期決定三^{一三八})

検証活動に使用される「承認された装置」の一覧表は、検証附属書第二部第二八項に基づいて締約国会議第一会期によって承認されている^{一三九}。ところが、同決定には同一一覧表を改定する手続が含まれておらず、新しい装置を導入することができないという問題が生じたことになった^{一四〇}。本件は、承認された装置の一覧表の改定手続と承認された装置の技術的使用の修正手続に分けて議論された。締約国会議第七会期は前者に関する決定を採択して、承認された装置の一覧表そのものの改定を締約国会議の承認事項としたのに対して^{一四一}、締約国会議第八会期は後者に関する決定を採択して、承認された装置の技術的仕様の修正については執行理事会における承認事項とした^{一四二}。なお、いずれの手続も締約国会議における採択の後に実施され、承認された装置の一覧表および承認された装置の技術的仕様が変更されている^{一四三}。

(iii) 非締約国に対する表二剤・表三剤の移譲の例外(締約国会議第五会期決定一六^{一四四} および締約国会議第六会期決定一〇^{一四五})

条約は表二剤の生産・加工・消費施設および表三剤の生産施設の申告に関して明文の規定を置いて低濃度敷居値の設定を予定して、敷居値を下回る濃度の混合物の場合を申告義務から除外している(検証附属書第七部第五項および第八部第五項)^{一四六}。これに対して、表二剤の移譲禁止および表三剤の移譲規制に関する規定には、低濃度敷居値の設定を含め何ら例外が想定されていなかった。締約国会議第五会期は、表二剤の移譲禁止に関して、「条約の締約国でない国に対するおよび条約の締約国でない国からの表二剤の移譲に関する規定の適用に関し、検証附属書第七部第三一項は、(a) 表二Aまたは二A*剤を一パーセント以下含む製品、(b) 表二B剤を一〇パーセント以下含む製品、および(c) 個人使用のための小売用に包装されまたは個別使用のために包装された消費財として特定できる製品に適用しない^{一四七}」ことを決定し^{一四七}、さらに第六会期は表三剤の移譲制限に関して、「条約の締約国でない国に対する表三剤の移譲のために最終用途証明書規定を求める義務の適用に関し、いずれに締約国もより制限的なアプローチをとる権利を害することなく、最終用途証明書は、(i) 表三剤を三〇パーセント以下含む製品、および(ii) 個人使用のための小売用に包装されまたは個別使用のために包装された消費財として特定できる製品に必要ではない^{一四八}」と決定した^{一四八}。

これまで、適合性を確保するための措置として化学兵器禁止条約に組み込まれた制度とその運用の状況を考察してきた。化学兵器禁止条約については、化学兵器禁止機関（OPCW）がさまざまな課題について広範な措置をとっているという状況が明らかになった。このような国際監視機関による措置への依拠は生物兵器禁止条約の場合にも見られたが、化学兵器禁止条約の場合は生物兵器禁止条約の場合以上に国際監視機関による措置が多用されている。これは国際監視機関たるOPCWが常設の国際機構でありかつ締約国会議に対して一般的な任務が与えられているという特徴が十分に活用されたからだと考えることができる。さらに、条約には、附属書の規定を変更するための手続として最終的には合意原則からの逸脱を認める「修正」という手続が備えられており、すでに修正の例が二件存在している。この手続には国際監視機関が政策決定機関の意思決定と事務局による情報提供という形で関与しており、国家と国際監視機関の協働による適合性の確保の一つの方法を示すものとして非常に興味深い実行である。

（四）安保理決議一五四〇／安全保障理事会および一五四〇委員会による措置

適合性の確保という課題に関し、安保理決議一五四〇の場合はこれまでに検討したジュネーヴ議定書、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約とは必ずしも同じ方法に依拠することができないことに留意する必要がある。なぜなら、これら三つの法的枠組みが条約であるのに対して、安保理決議一五四〇は憲章第七章に基づいて安全保障理事会によって採択されたものだからである。

安全保障理事会はこれまで、憲章第七章に基づく決議によって制裁措置を実施する場合の多くにおいて、安全保障理事会の理事国によって構成される制裁委員会を設置して決議の実効性を確保するという実行を積み重ねてきた^{一四九}。安保理決議一五四〇の場合も基本的に同様の方式がとられている。すなわち、安保理決議一五四〇は、第四項の規定に基づいて補助機関（一五四〇委員会）を設置し、決議の実施状況を監視する任務を与えている。

このようにして設置された一五四〇委員会は、当該任務を遂行するにあたり、まず二〇〇四年八月三十一日に「作業活動のための指針」を採択した^{一五〇}。当該「指針」に盛り込まれている事項は、①委員会の地位、②委員会の任務、③委員会の構成、④委員会の会合、⑤文書および議題、⑥委員会に対する情報の提供、⑦報告書、⑧意思決定、⑨透明性の九項目である。一五四〇委員会はまた、「決議一五四〇に基づく国家報告書の準備のための指針」^{一五一}を作成して、決議一五四〇の規定のうちで法的拘束力のある第一項から第三項までの実施状況に関する情報の提供を優先課題としている。一五四〇委員会はさらに、二〇〇五年四月から、三カ月間の具体的な活動内容を特定した「作業計画」を策定し、中期的なスパンで活動に取り組むよ

うになった^{一五二}。二〇〇五年四月一日から同年末までに三次にわたり三カ月の作業計画が策定され、①第一報告書および追加情報の検討、②立法データベースの設置、③支援の調整、④第一報告書提出および追加情報提供の慫慂、⑤透明性の確保、⑥関係諸機関との協力、⑦安全保障理事会に対する報告書の作成の七項目を特定している。第四次作業計画はこれら七項目に一五四〇委員会の任務の検討という項目を加え、二〇〇六年一月一日から九月三〇日までの九カ月間適用されることとなった。

一五四〇委員会の活動は以上のような展開の下に行われてきた。同委員会の活動期間は安保理決議一五四〇の規定によって二年間に限定されていたため、安全保障理事会は二〇〇六年四月二七日に決議一六七三^{一五三}を採択して、同委員会の任期を二年間延長することを決定し(第四項)、同委員会に対して二〇〇八年四月二七日までに決議一五四〇の遵守状況を報告するよう求めた(第六項)。この決議ではさらに、一五四〇委員会がすべての加盟国による決議の完全な実施を促進するために努力を強化しなければならないとして、一五四〇委員会の作業計画において、決議のすべての側面(啓発・対話・支援・協力)の実施に関する情報の取りまとめを含め、とくに第一項および第二項のすべての側面ならびに計量管理、物理的防護、国境管理・法執行、輸出管理を含む第三項のすべての側面を扱うよう指示している(第五項)。なお、一五四〇委員会に対する任務の付与とあわせて、第一次報告書の未提出国に対して当該報告書の遅滞ない提出が求められ(第二項)、またすでに報告書を提出した国に対して追加情報の提供が慫慂されている(第三項)。

この決議を受けて一五四〇委員会は、①決議一五四〇の実施状況に関する情報の検討により知見を向上させることと、②決議一五四〇のすべての面の実施を促進するために啓発・対話・支援・協力を行うことの二本を柱とする第五次作業計画を策定し^{一五四}、二〇〇六年一月一日から二〇〇七年九月三〇日の一年間にわたって本作業計画の下で活動することとした。なお、この第五次作業計画は、二〇〇八年四月一八日までに安全保障理事会に報告することを作業に加えた上で、二〇〇八年四月二八日まで延長されている^{一五五}。

なお、一五四〇委員会の任務は安保理決議一六七三によって二年間延長されたものの、その期限も二〇〇八年四月二七日に迫っている。安全保障理事会では、欧州諸国を中心に、一五四〇委員会の任務を再延長するべきだという声が上がっている^{一五六}。

安保理決議一五四〇それ自体の適合性の確保は一五四〇委員会の活動の展開を中心に以上のようにまとめられるが、安保理決議一五四〇の場合については適合性の確保という課題を全く異なる角度から議論することが可能である。すなわち、生物・化学兵器の禁止に関する四つの法的枠組みを総合的にとらえるとき、安保理決議一五四〇は従来の法的枠組み(つまり、生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約)の欠陥を埋める新しい法的枠組みを提供するものであり^{一五七}、生物・化学兵器の禁止規範全体としての適合性の確保が図られているということである。このような認識は安保理決議

一五四〇の採択に先立つて開催された安全保障理事会の公開討議において多くの国家によって表明されている^{一五八}。

第三節 分析し適合性を確保するための制度としての評価

この章で議論してきたのは適合性の確保という課題である。国家間の合意によって規範が確定したとしても、規範をめぐる環境は必ずしも固定的かつ不変なものではなく、その後の社会状況の変化によって規範の内容が時代遅れとなる場合がある。規範と規範の妥当基盤たる社会との間に乖離が生じてしまえば、規範目的を実現すること自体が意味を持たなくなってしまう。それゆえ、このような場合に規範の適合性いかにして維持し確保するかということが課題となるのである。第一節では、適合性の確保という文脈における一般国際法の内実について、とくに条約法の一般規則を中心に検討を行った。検討によつて確認されたことは、条約法の一般規則が、基本的に国家間の合意を原則とする考え方であると同時に一定の範囲で柔軟性を認めているということであつた。これを背景として、第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開において適合性を確保するためにどのような制度が備えられているかを検討した。検討の結果明らかになったことをまとめると次のようになる。

まず、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みは、規範の適合性を確保するための柔軟な制度を整備しまたはこれに依拠しているということである。まず、改正という方式については、一般国際法において重視されている合意原則が基本的に維持されており、ただし化学兵器禁止条約の「修正」という例外が存在した。次に、国際監視機関の権限に基づいて条約を解釈しまたは条約を「補完」するような措置が多用されている。これらの措置は国際監視機関の意思決定手続に従つて採択または合意されたものであり、形式的に見れば合意原則からの逸脱が見られている。さらに、ジュネーヴ議定書に関連する事実調査では国連総会決議が援用され、また、安保理決議一五四〇については国連憲章に基づく措置がとられている。

法的枠組みにおいて整備された制度の多くはこのように現実の場面において実際に利用されているのであつて、この事実はさらに次の二つのことを意味する。一つには、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みがその成立時に妥当基盤としていた社会がその後変化を遂げた結果、規範と社会との間に乖離が生じたということであり、いま一つには、そのような乖離を解消させるために法的枠組みに内在する制度または外在的であるが利用可能な制度が援用され実際に機能したということである。規範の適合性を確保することは、第一に規範と現実のギャップを把握し、第二にそのギャップを具体的な措置により埋めてゆくという作業であり、本質的に規範と社会との適合性を積極的に確保することを含意している。社会状況の変化は常に生じうる現象であり、それゆえ、今後とも適合性の確保が求められる場面は増加することはあつても減少することはないであらう。

さらに、本稿で検討の対象とした生物・化学兵器の禁止に関する四つの法的枠組みを総合的にとらえるとき、従来の法的枠組みに新しい法的枠組みが加わることによって、全体として適合性の確保が図られているということである。生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約を従来の法的枠組みと位置づけるとき、安保理決議一五四〇はこれらの欠陥を埋める新しい法的枠組みを提供するものである^{一五九}。安保理決議一五四〇は、義務と監視制度の設定によって既存の法的枠組みを実体的かつ手続的に補強するだけでなく、憲章第七章の下で採択された決議という方式に依拠することによってすべての国連加盟国に対して法的義務を課したのであって、従来の条約方式の限界を克服するものとしても重要である。

以上が適合性の確保のための制度について明らかになった点である。前二章の場合と同じように、ここでも、第二節で取り上げた生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの展開を踏まえて、適合性を確保するための制度について、国家と国際監視機関に与えられた機能を軸としてこれを評価し、両者の協働という観点からさらに掘り下げて分析する。

一 国家の機能

適合性の確保という文脈において国家は、手続を作動させるとともに(手続作動機能)、適合性を確保するための措置を議論し(手続参加機能)、当該措置についての意思決定を行う。形式的にみれば意思決定を行う主体は国際監視機関(政策決定機関)であるものの、その実態は法的枠組みに拘束される国家による集団的な意思決定であり、ここに国家と国際監視機関の関係は完全に融合することになる。ただし、このような意思決定の側面は国際監視機関の機能の箇所で取り上げる。

(二) 手続作動機能

国家は規範の適合性を確保するための措置について提案を行う。一般に、法を解釈し変更することができるのは法を形成した者であって、国際社会においてそれは国家ということになる。ただし、条約の場合にこれを解釈しまたは変更することができるのは条約の当事国に限られる^{一六〇}。

この点につき、ジュネーヴ議定書に関連する調査手続の場合は、同議定書の当事国間の合意ではなく、国連総会決議という方法が用いられた。しかし、決議案(とくに冷戦中における一九八〇年の決議三五/一四四Cと一九八二年の決議三七/九八D)をめぐる議論によって示されることは、条約の当事国のみが当該条約を解釈し変更することができるという考え方について何ら変更がないということである。たしかに、東西両陣営の見解は真つ向から対立している。すなわち、東側諸国は、国連総会決議によって調査手続を導入することはジュネーヴ議定書の当事国ではなく国連によって同議定

書を改正するものであると批判したのに対して^{一六二}、西側諸国はこれらの批判があてはまらないとして反論した^{一六三}。しかし、両者の見解には論点のずれがあることに留意すべきである。すなわち、東側諸国はジュネーヴ議定書を条約ととらえた上で、その強化は当事国の合意に基づいて行うべきだという立場であるのに対して、西側諸国は国連総会決議という非拘束的な文書によってジュネーヴ議定書が法的に変更されることはないという立場である。「条約が条約を作成した国家によってのみ変更することができる」(フランスの発言^{一六三})ということは両者の間で一致しているのである。

(二) 手続参加機能

法的枠組みに拘束されている国家は、当該法的枠組みの適合性を確保することが必要となる場合にそのための手続に参加する(手続参加機能)。適合性を確保するための措置について合意原則を前提とするならば、当該法的枠組みに拘束されているいかなる国家も適合性確保のための手続から排除されるべきではない。これは、主権平等の原則から必然的に導き出される要請である。

この点につき、まず、ジュネーヴ議定書に関連する調査手続の場合には、すでに見たとおり国連総会決議という手法が用いられたために、条約を条約非当事国によって改正するものだという東側諸国からの批判があった。たしかに、手続参加機能という観点から見れば、その法的拘束力の有無は別として、ジュネーヴ議定書を強化するための措置を議論するにあたり同議定書の非当事国がこれに参加することは奇異と思われる。しかし、一九八〇年の国連総会決議三五／一四四Cでは前文第四項において「ジュネーヴ」議定書および関連する慣習国際法規則の権威に言及があり、一九八二年の国連総会決議三七／九八Dは本文第七項において、また、一九八七年の国連総会決議四二／三七Cは本文第四項において、いずれも一九二五年ジュネーヴ議定書または関連する慣習国際法に違反がある場合に調査が実施される旨が明示されている。決議案に関する議論においてジュネーヴ議定書が慣習法であることを否定した国家はいなかったものであり^{一六四}、一連の決議を慣習法としてのジュネーヴ議定書を強化するための措置としてとらえれば、同議定書非当事国の手続への参加は問題とならないと思われる。

次に、生物兵器禁止条約の場合にはすべての締約国に対して検討会議における討議と意思決定への参加が認められており、さらに化学兵器禁止条約の場合も同様にすべての締約国は締約国会議の場で行われる討議と意思決定に参加することができるのでいづれも問題はない^{一六五}。

これに対して、安保理決議一五四〇の場合には安保理を構成する一五カ国によって討議と意思決定が行われるという制度上の限界が存在する。一方で、安保理決議一五四〇は「国際立法」と評されていることに鑑みて、決議を強化するための措置をとるにあたり国際社会の一般意思を一定程度反映させるという要請があり、他方で、安全保障理事会には国連憲章に基づいて与えられた任務を迅速に遂行するという要請がある。この二つの要請のバランスを図ることが安全保障理事会には求められるであろう。

なお、法的枠組みに拘束されるすべての国家に対して適合性を確保するための手続への参加が認められているからといって、実際にすべての国家が手続に参加していることはとうわけではないことに留意する必要がある。出席状況を統計的にみれば、化学兵器禁止条約の締約国会議への出席率は、条約発効から数年間は八割前後で推移していたものの、近年は七割を若干上回る程度にとどまり五〇カ国近くが欠席していることになる。生物兵器禁止条約の検討会議の場合も出席している締約国はすべての締約国のうちの六割半ばにすぎない。欠席国の圧倒的多数は発展途上国や小国である。軍備管理に限らず人権・開発・経済・環境などの広範な分野において多種多様な国際枠組みが構築され、それぞれの枠組みの下で多数の会議や会合が頻繁に開催されている現状において、これらの諸国は利用可能な資源の不足から出席そのものが困難となっている可能性が高い。このような「民主性の虚像」といいうる状況は、定足数が充たされる限り手続的には問題とならないものの、適合性の確保のための措置が実質的な正当性を有していると言いつつ切るためには必ずしも適当なものではない。もっとも、この問題に対して根本的な解決方法があるわけではない。不参加国に対して会議や会合の結果を積極的に周知することによって「民主性の虚像」を穴埋めしてゆくというような地道な努力に依拠するしかない。

二 国際監視機関の機能

適合性の確保のために国際監視機関が有する機能として最も重要なものは意思決定機能である。意思決定の実態は法的枠組みに拘束される国家による集団的な意思決定であるが、形式的には国際監視機関（政策決定機関）による表決を通じて行われるため、国際監視機関の機能として取り上げている。なお、国際監視機関（事務局）は、極めて事務的側面の強い情報管理機能と、化学兵器禁止条約の「修正」手続において評価文書を提出するという特殊な機能を有する。これら二つは国際監視機関（任務）の任務として明文の規定により定められた機能である。

（一）情報管理機能

国際監視機関（事務局）は明文の規定に従って国家からの提案を自らの手により他国に送付する場合がある。たとえば、国連総会手続規則七八によれば、提案は事務総長に提出され、事務総長から各国代表団に配布される。また、生物兵器禁止条約検討会議手続規則二四でも、提案は検討会議事務局長に提出され、事務局長からすべての代表団に配布されると規定されている。さらに、化学兵器禁止条約の場合も、改正および修正の提案^{一六六}、締約国会議に対する提案^{一六七}、執行理事会に対する提案^{一六八}のいずれもが事務局長に提出され、事務局長から各国代表団に配布されることとなっている。なお、安全保障理事会仮手続規則にはこのような規定は見あたらない。

(二) 意思決定機能

国際監視機関（政策決定機関）は、国家から提出された適合性を確保するための提案を検討し、当該提案を踏まえた具体的な措置について意思決定を行う（意思決定機能）。いかなる措置であっても、その採択のために国際監視機関における国家間の合意が必要である。もともと、適合性の確保を重視する場合には、合意の形成に対して一定の柔軟性を認めることが重要となる。以下、国際監視機関の意思決定機能に関連してどのような柔軟性が認められているかを検討する。

(a) 適合性確保の形式

適合性確保のための形式としては、改正および解釈に加えて、「補完」が用いられている。生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの実行を見る限り「補完」が非常に多用されている。国際監視機関（政策決定機関）が「補完」を行うことの根拠は、当該機関に与えられた任務・権限に求められる。生物兵器禁止条約の場合には、「条約の運用を検討する」というわずか一つの条文によって認められた検討会議の一般的な任務・権限に基づいて創造的な措置が採択されている。化学兵器禁止条約の場合は、そもそも条約において特定の事項が締約国会議の決定によって補完されることを想定しており、また、生物兵器禁止条約の検討会議と同様に、締約国会議が自らに与えられた一般的な権限を根拠として補完措置を決定する場合も見られている。ジュネーブ議定書に関連する調査手続についても、「軍備縮少及び軍備規制を律する原則」を含む国際の平和および安全の維持についての協力に関する一般原則を審議し勧告するという国連総会の一般的な権限に根拠を見出すことが可能である^{一六九}。

(b) 意思決定方式

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みでは国際監視機関（政策決定機関）による意思決定において多数決による採決が認められている場合がある。まず、法的拘束力のある措置について多数決が認められている例がある。化学兵器禁止条約の修正手続がこれに該当する。修正案については、執行理事会の意思決定と締約国の黙示的同意を組み合わせた手続によって承認できなかった場合、最終的に締約国会議において実質事項として扱われるのである。そして、締約国会議が修正案の承認を決定すれば、修正された規定は反対国を含むすべての締約国を拘束することが明記されている（第一五条五項（g））。これに対して、法的拘束力のない措置については、制度上一般的に多数決が認められている。国際監視機関は自らに与えられた権限に基づいて多数の非法的な措置を採択しているが、これらはすべて手続的には多数決による採決が可能なのである。

もともと、現実には手続上認められた多数決制度は、軍備管理という分野が国家の安全保障に直結するものであることに由来する軍備管理の分野に特有の手続慣行によって大きく阻害されている。その慣行とは「コンセンサス主義」ともいえる厳格なコンセンサスの重視である^{一七〇}。すなわち、政策決定機関の意思決定として手続上は最終的に多数決に依拠できることが明示的に規定されているにもかかわらず、実際にはすべての意思決定がコンセン

サスによって行われているのである。

たとえば、生物兵器禁止条約の場合には検討会議において最終文書が作成されるが、これまでその採択にあたり投票による採決が行われたことはなかった。とくに、最終文書は各条ごとに検討を行った結果を一括して採択するため、厳格なコンセンサスへの依拠によって最終文書の内容はより妥協的なものとなる。化学兵器禁止条約の場合にはこれまで投票による採決が五回行われているが、いずれも事務局長の任用に関連した国際機構上の問題であることに鑑みれば^{「七」}、基本的にすべての意思決定がコンセンサスによって行われているといえる。

このような硬直的な「コンセンサス主義」は、特定の問題の迅速な処理を阻害し、また措置の内容を妥協的かつ曖昧なものとしかねず、適合性の確保という要請にとつて悪影響を及ぼす。もともと、国際監視機関（政策決定機関）は政治的なマイナスの影響を嫌ってか、投票による意思決定かなりのためらいがみられる^{「七」}。また、ジュネーヴ議定書に関連する事実調査の場合には、三つの国連総会決議のうち二つを多数決によって採択したものの、現実の場面では多数決によって採択された国連総会決議に基づく調査について採択に反対した諸国からの協力が得られなかったのであり、多数決への依拠が具体的な措置の実効性を阻害するというリスクは否定しえない事実である。軍備管理の分野は常に、「コンセンサス主義」という特有の慣行と迅速な意思決定の要請の間でジレンマを抱えており、このジレンマを解消することは容易ではない。

(三) 特殊な機能

第二節において取り上げた制度の中で国家以外の主体が実質面において関与するものが一つだけ存在した。化学兵器禁止条約の「修正」手続がそれである。同条約第一五条五項には次のような規定が置かれている。

(a) ……事務局長は、当該修正案を評価するための追加の情報を提供することができる。

(b) 事務局長は、修正案の受領の後六十日以内に、この条約の規定及び実施に及ぼし得るすべての影響を把握するために当該修正案を評価するものとし、その結果についての情報をすべての締約国及び執行理事会に通報する。

すでに触れたように、化学兵器禁止条約の「修正」は、運営上または技術的な性質の事項にのみ関連する附属書の規定について適用される条約の変更のための簡易な制度であり、すべての国家が執行理事会の意思決定を黙示的に承認することによって附属書の規定の変更を可能とするものである。評価文書を提出するという事務局長の任務は、「会議及び執行理事会が任務を遂行するに当たり、会議及び執行理事会を補佐する」（第八条三七項）という事務局の任務を大きく超えるものである^{「七」}。事務局長に対してこのような任務が与えられたのは、執行理事会という四一カ国による意思決定にあたり、迅速な決定のために客観的中立的な立場から専門技術的知見を提供することにあると考えられる。第二節において取り上げたとおり、当

該「修正」手続は、一九九七年四月に条約が発効してからすでに三度援用されており、このうち事務局長が修正案を肯定的に評価した一件については修正が実現したのに対して、修正案を否定的に評価した一件については修正案そのものが取り下げられている。このような実行を見る限り、事務局長により提出される評価文書は「修正」手続において極めて重要な役割を果たしていることが分かる。

三 国家と国際監視機関の協働

適合性を確保する制度の場合においても、国家と国際監視機関はそれぞれ独自の動きをするのではなく、協働してこの課題に取り組んでいる。この章においても、具体的な場面ごとに現れる協働の形態を考察する。

(一) 手続の開始と連携型

国家と国際監視機関(事務局)は、手続の開始の時点において事務的な観点から連携する(連携型)。適合性の確保のための手続は、国家が具体的な措置を提案することによって開始されるが、明示的な規定がある場合には国際監視機関(事務局)が当該規定に基づいて中立的な立場から国家の提案を他国に送付するのである。すなわち、国家の手続作動機能と国際監視機関(事務局)の情報管理機能が結合することになる。このような連携型の協働は必ずしも本質的なものではなく、適合性の確保という課題にとつて不可欠ではない。しかし、事務的な手続が明確であることは、手続的な透明性の確保に資するものであるし、本質的でない問題についての無用な争いを回避するという意味で一定の意義があると考えられる。

前節において触れたように、生物兵器禁止条約の検討会議も化学兵器禁止機関の締約国会議や執行理事会も手続規則において事務局の任務が明記されており、化学兵器禁止条約については改正および修正の場合にも事務局が情報管理機能を果たしている。これに対して、生物兵器禁止条約の改正に関しては条約において改正案の提出の事務的な手続に関する規則が存在しなかったため、このような連携型の協働が構築できず、イランの改正提案の取り扱いに関して検討会議事務局が国連法務局に対して手続的な有効性を照会することになった。

(二) 措置の検討・意思決定と完全融合型

適合性の確保という文脈において、国家の手続参加機能と国際監視機関(政策決定機関)の意思決定機能は、具体的な措置を検討し意思決定を行うという状況をそれぞれ国家の側と国際監視機関(政策決定機関)の側からとらえたものにすぎない。それゆえ、この状況において、国家と国際監視機関(政策決定機関)は融合する。とくに、国際監視機関(政策決定機関)がこれを設置する法的枠組みに拘束されるすべての国家によって構成される

場合には融合が完全なものとなる(完全融合型)。適合性の確保という文脈においてもとても重要な協働の形態はこの完全融合型である。

完全融合型の協働は第一に、国際監視機関(政策決定機関)が諸国家間の討議の場として制度的に組み込まれているという点に特徴を持つ。

生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みによって設置された国際監視機関は、それぞれの機関によって間隔に差はあるものの、法的枠組みの規定に従いまたは実行を通じて定期的に会合を行っている。このため、国際監視機関(政策決定機関)が諸国家間の討議の場として制度的に組み込まれているということは、適合性を確保するための具体的な措置の検討にあたりモメンタムを与えるものとして積極的な意義を持つ。第二節における考察から、とくに、生物兵器禁止条約の検討会議と化学兵器禁止機関の締約国会議がこのような討議の場としての役割を果たしてきたことが分かる。なお、遵守状況の検討を通じて適合性の確保を図る必要性が明らかになる可能性があり、遵守の確保に関する任務・権限を有する国際監視機関(政策決定機関)が同時に適合性の確保に関する任務・権限を与えられていれば、遵守の確保から適合性の確保へと連続的な対応が可能となる。

完全融合型の協働は第二に、諸国家の意思が国際監視機関(政策決定機関)によって採択された措置という形式で表明されることに特徴を有する。

適合性の確保という観点に立つとき、協働の意義は国際監視機関(政策決定機関)の意思決定においてどの程度の柔軟性が認められるかによって評価することができよう。

まず、意思決定方法が法的枠組みに拘束されるすべての国家による合意を求めるという場合には条約法の一般規則が重視する合意原則と何ら変わりはない。これでは国際監視機関(政策決定機関)は単に国家に対して開かれた討議の場としての役割しか果たさないのであり、それ以上の意義は見出されない。たとえば、化学兵器禁止条約の改正手続では一カ国でも改正案に反対すれば改正は阻止されるのであり(第一五条三項(a))、このような手続は適合性の確保からもっともかけ離れたものといえる。これに対して、意思決定方法に多数決が採用されかつ採択された措置が反対国をも拘束するという場合には適合性の確保が迅速に図られることになる。化学兵器禁止条約の修正手続は、修正案に反対する国であっても、多数の意思を反映した締約国会議の決定が採択される場合には修正案に拘束されることになるのであって、適合性の確保に親和的な手続となっている。もっとも、このように法的措置の多数決による採択を認めた手続は、ごく稀である。そして、法的措置であつても非法的措置であつても、軍備管理分野に特有の「コンセンサス主義」によって、多数決制度の利点は事実上大きく阻害されているのである。したがって、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みでは、適合性の確保という要請に対して手続上認められている意思決定方法の柔軟性に依拠することは現実には困難である。であるならば、柔軟性は意思決定の対象となる措置の内容に見出されるべきである。実際に、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの実行によれば、コンセンサスによる採択であるとしても、国際監視機関(政策決定機関)が適合性を確保するためにさまざまな措置に合意してきたのである。

適合性を確保するための措置の内容としてもつとも合意が困難であるのは、国家に対して特定の行動を義務づけることであろう。しかし、国家に対して特定の行動を勧告するのではその実効性が確保されず問題である。最終的には国家が義務を遵守しなければ規範目的は実現されないのであるが、国家を中心に考えると義務が義務でないかという二分法のわなに陥ってしまう。そこで、いまいちど、国際監視機関の役割が目的の実現を達成するための手段であることを想起することが重要である。国際監視機関（政策決定機関）の非法的措置であつても、国際監視機関（事務局的作用をもつ機関）に対して任務や権限を与えることは可能である。そして、その任務や権限を通じて新たな制度や手続を設定することも可能である。たとえば、ジュネーブ議定書に関連する調査手続は国連総会決議によつて導入されたし、生物兵器禁止条約の検討会議は信頼醸成措置に基づく情報提供の状況を改善することを主目的として「実施支援ユニット」を設置した。適合性の確保という文脈において、国家に対して特定の行動を義務づけることが難しく、任意の要求では実効性を欠くというのであれば、このように国際監視機関（事務局的作用をもつ機関）の役割を強化することに可能性を見出すことが重要である。

(三) 特殊型

化学兵器禁止条約の「修正」手続に関して、修正提案が提出されてから執行理事会の意思決定が行われるまでの局面は、締約国と執行理事会と技術事務局の三者が協働するという特殊型である。条約の改正は、条約法の一般規則に従えば、当事国の間で改正規定に合意し、さらに当事国が個別に改正規定に拘束されることに同意するという二段階ステップを踏む。これに対して、当該「修正」手続では、すべての締約国に対して修正案の提出が認められるものの、修正案に関する検討および意思決定は四一カ国によつて構成される執行理事会により排他的に行われる。執行理事会は修正案を検討する際に事務局長から提出された評価文書を考慮する必要がある。修正を迅速に実現するために、執行理事国以外の国家が意思決定に加わることができないという短所は、事務局長による客観的中立的な立場からの専門技術的知見を提供によつて補われているととらえることができるのであつて、適合性の確保という文脈における国家と国際監視機関の協働の新たな一面として理解されよう。

¹ cf. Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, "Managing compliance: A Comparative Perspective", *Engaging Countries: Strengthening Compliance with International Environmental Accords*, edited by Edith Brown Weiss and Harold K. Jacobson, 1998, p.56.

² Chayesらは「不注意や能力欠如その他の意図的でない要因による不遵守が明らかになる場合、当事国はこのような問題を解決するために新しい規則や手続を採択することができると指摘する」(Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 1, p.58)。

- 三 リビヤ・チャド領土紛争事件判決¹ I.C.J. Reports 1994, p.21, paragraph 41² オイル・プラットフォーム事件先決的抗弁判決³ I.C.J. Reports 1996 (II), p.812, paragraph 23⁴ カンキリ・ヤンブウ島事件判決⁵ I.C.J. Reports 1999, p.1059, paragraph 18⁶
- 四 Yearbook of the International Law Commission, 1966, Vol.II, p.221, paragraph.14.
- 五 Anthony Aust, *Modern treaty law and practice, second edition*, 2007, p.239.
- 六 C.F. Amerasinghe, *Principles of the institutional law of international organizations, 2nd revised edition*, 2005, p.49.
- 七 Yearbook of the International Law Commission, 1966, Vol.II, p.221, paragraph.15.
- 八 たとえば「コロン海峽事件本案判決」 I.C.J. Reports 1949, p.25⁷ スベーン国王の仲裁裁定事件判決⁸ I.C.J. Reports 1960, pp. 206-207⁹ トンブ・ア寺院事件本案判決¹⁰ I.C.J. Reports 1962, pp. 33-35¹¹ 特定経費事件勧告的意見¹² I.C.J. Reports 1962, pp. 157, 160-161 and 172-175¹³ ニカラガ事件先決的抗弁判決¹⁴ I.C.J. Reports 1984, pp.408-413, paragraphs 36-47¹⁵ リュン・チャド領土事件判決¹⁶ I.C.J. Reports 1994, pp. 34-37, paragraphs 66-71¹⁷ 武力紛争における核兵器の使用の合法性事件勧告的意見¹⁸ I.C.J. Reports 1996 (I), p. 75, paragraph 19¹⁹ カンキリ・ヤンブウ島事件判決²⁰ I.C.J. Reports 1999, pp.1075- 1095, paragraph 47-75²¹
- 九 Anthony Aust, *supra note 5*, p.239.
- 一〇 国際司法裁判所は「北海大陸棚事件判決において、慣習法の成立が短期間でも可能であるとの見解を示し(北海大陸棚事件判決²² ICI Reports 1969, p.43, paragraph.74)」、実際に一九五八年に成立した大陸棚条約第一条から第三条までの規定が慣習法として結晶化したと述べた(北海大陸棚事件判決²³ ICI Reports 1969, p.39, paragraph.63)。²⁴ この適合性の確保という文脈では、より迅速な規範の形成が求められるのであつて、数年という単位は、このための期間として長すぎると思われる。
- 一一 cf. Anthony Aust, *supra note 5*, pp.263-264.
- 一二 たとえば「民主カンボジアによる提起」 A/34/710-S/13638, dated 22 November 1979; A/35/96, dated 11 January 1980; A/35/80-S/13769, dated 29 January 1980; A/35/85-S/13780, dated 5 February 1980; A/35/91-S/13786, dated 8 February 1980; A/35/140-S/13856, dated 24 March 1980; A/35/159-S/13866, dated 28 March 1980; A/35/173, dated 11 April 1980; A/35/185, dated 24 April 1980; A/35/288, dated 10 June 1980; A/35/462, dated 17 September 1980²⁵ ベトナムによる反論」 A/35/71, dated 22 January 1980²⁶ アフガニスタンによる反論」 A/35/430, dated 4 September 1980²⁷
- 一三 A/C.1/35/L.43, dated 18 November 1980. 本共同提案はその後一か所だけ修正された(A/C.1/35/L.43/Rev.1)。
- 一四 A/C.1/35/PV.43, dated 25 November 1980, pp.2-7.
- 一五 たとえば「ベトナムは、決議案がベトナムを含む社会主義諸国に対するプロパガンダを目的と」 A/C.1/35/PV.43, dated 25 November 1980, pp.18-20²⁸。
- 一六 ベトナムの主張(A/C.1/35/PV.43, dated 25 November 1980, pp.18-20)。
- 一七 ベトナムの主張(A/C.1/35/PV.43, dated 25 November 1980, pp.18-20)²⁹、白ロンの主張(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.2-6)³⁰、ハンガリーの主張(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.8-10)³¹、ブルガリアの主張(A/C.1/35/PV.47, dated 29 November 1980, p.41)。
- 一八 たとえば「マダガスカルは、「国際条約の適用が条約の当事国のコントロールを外れて第一委員会によって直接検討されるような先例を作る」とになるのではない」という見解を示した(A/C.1/35/PV.45, dated 26 November 1980, pp.28-30)。
- 一九 たとえば「フランスは「条約が条約を作成した国家によつてのみ変更する」とがであると認めた上で、「決議案は決して議定書を変更するものではない」とし、むしろ「国際法を強化する問題である」と」(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.13-15) 西ドイツも「ジュネーヴ議定書に関連する検証制度を設定することを目的とするものではなく、…単に一定の通報に基いて客観的かつ事実に基づく調査を行うよう求めるものであつて、決議案はジュネーヴ議定書を変更したりこれに追加する」という意図を持つものではない」と」(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, p.22) など、ザイールは「このような西側陣営の主張に同調する発言を行つた」(A/C.1/35/PV.48, dated 2 December 1980, p.46)。
- 二〇 まず東側諸国七カ国(アフガニスタン、ブルガリア、チェコスロバキア、ラオス、モンゴル、ポーランドおよびベトナム)は、十一月二五日に西側諸国六カ国共同決議案に対する共同修正案(注:修正箇所のみを記したものを提出した(A/C.1/35/L.57, dated 25 November 1980) 〇)これを受けて西側諸国六カ国は、十一月二六日に当該東側諸国共同修正案の一部を取り入れる形で自らの決議案を修正し、これを再提出した(注:前文と本文によつて構成される決議案の形式をとつた)(A/C.1/35/L.43/Rev.2, dated 26 November 1980)。

東側諸国八カ国(先の七カ国にハンガリーが加わっている)はさらに、一月二十八日に当該西側諸国六カ国修正決議案に対する共同再修正案(注：修正箇所のみを記したもの)を提出した(A/C.1/35/L.61, dated 28 November 1980)。決議案の修文に関する東西両陣営の間の主な対立点は、調査の対象と調査の条件の二点に絞られる。すなわち、東側諸国は、調査の対象を人および環境に対する有害な影響にまで拡大すると同時に(東側諸国はベトナム戦争における米国の枯葉剤の使用を調査対象に含めようとする意図を有していると考えられる)、調査の実施にあたり関係諸国の同意を条件することに固執したのに対して、西側諸国は、前者につきジュネーヴ議定書の範囲を超えるものであること、後者につき公平な調査が阻害されることを理由として、いずれについても拒否する姿勢を貫いたのである(A/C.1/35/PV.47, dated 29 November 1980, p.22)。

一月二十八日、第一委員会は、まず東側諸国八カ国共同再修正案について議決することとした。議決にあたり再修正案を全体として採決すべきであるというオランダの主張(A/C.1/35/PV.47, dated 29 November 1980, p.36)と、パラグラフ二に採決すべきであるという白ロシアの主張(A/C.1/35/PV.47, dated 28 November 1980, p.37)が対立したが、西側諸国六カ国修正決議案の前文に関する再修正案と同決議案の本文に関する再修正案を分離してそれぞれについて一括して採決するという議長の妥協案が受け入れられたため、このような変則的な議決方法が用いられることになった(A/C.1/35/PV.47, dated 28 November 1980, pp.57-60)。採決の結果、東側諸国八カ国共同再修正案は、前者について賛成三四、反対二五、棄権五八で採択されたのに対して(A/C.1/35/PV.47, dated 28 November 1980, p.61)、後者については賛成三〇、反対三五、棄権五二で否決された(A/C.1/35/PV.47, dated 28 November 1980, p.62)。(なお、東側諸国八カ国共同再修正案に関する議決の効果について、手続規則の解釈問題として、西側諸国六カ国修正決議案の本文に関する東側諸国八カ国共同再修正案が否決されたことをもって東側諸国八カ国共同再修正案の全体が否決されたとする西側陣営の主張と、このような効果を否定する東側陣営の主張が対立した上に、さらにインドが西側諸国六カ国修正決議案そのものの議決をとりやめるべきとの提案を行ったため、議場は大きく混乱した。最終的には西側諸国六カ国修正決議案を東側諸国八カ国共同再修正案のうち採択された部分によって修正したものが議決の対象となった(A/C.1/35/PV.47, dated 28 November 1980, p.63-101; A/C.1/35/PV.48, dated 2 December 1980, pp.2-32)。

一月一日、このように修正された西側諸国六カ国修正決議案は第一委員会の議決に付され、賛成六二、反対一七、棄権三二で採択されたことをもって国連総会に送付された。

二二 A/RES/35/144C, dated 12 December 1980.

二三 バンギール提案(A/S-12/A/C.1/18, dated 16 June 1982)とフランス提案(A/S-12/A/C.1/41, dated 28 June 1982)。

二四 A/C.1/37/L.54, dated 18 November 1982.

二五 A/C.1/37/PV.38, dated 29 November 1982, pp.82-91.

二六 チェコスロバキアの主張(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, p.41)。

二七 東ドインの主張(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, p.28)とハンガリーの主張(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, p.21)と連名の主張(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, pp.46-47)とベトナムの主張(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, p.41)。

二八 チェコスロバキアの主張(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, p.41)。

二九 たとえば、アルゼンチンは、ジュネーヴ議定書の検証手続に関する決議にジュネーヴ議定書の非当事国が参加する点および決議案がジュネーヴ議定書の非当事国からの違反の提起を認めている点について疑義を呈し(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, p.36)アルジェリアは、提案された手続が法的観点から国際法の規則および広範な実行に合致しないとの見解を示した(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, pp.43-45)。また、フィンランドは、このような措置は国連総会決議を通じてではなく、ジュネーヴ議定書の締約国によって行われるべきであると述べた(A/C.1/37/PV.47, dated 13 January 1983, pp.64-65)。

三〇 A/RES/37/98D, dated 13 December 1982.

三一 まず、ソ連は、当該決議はジュネーヴ議定書当事国の義務の範囲を非当事国の参加の下で拡大したものであって完全に違法(illegal)であろうとして、当事国間の合意のみによって条約を改正することができると規定した条約法条約第三十九条に明白に矛盾すると主張した(A/38/131, dated 31 March 1983)。また、ベトナムも同様に、決議が条約法条約第三十九条に合致しないものであるとの立場を示した(A/38/162, dated 21 April 1983)。これに対し、西ドイツは、決議の目的はジュネーヴ議定書および慣習国際法に由来する義務の遵守を確保することにあるのであって、ジュネーヴ議定書の当事国に課される義務の範囲を拡大するものではないと言った(A/38/281, dated 22 June 1983)。英国は、

決議がジュネーヴ議定書を改正することを目的とするものではなく、そもそも決議は法の問題としてジュネーヴ議定書を改正しうるものではなく法的拘束力もないと指摘し(A/38/285, dated 29 June 1983)。米国は、一九二五年ジュネーヴ議定書に含まれている禁止規範は慣習国際法の一部となっており、それゆえすべての国家を拘束するとの見解を述べ(A/38/184, dated 9 May 1983)。フランスは、憲章第一条は総会に対して軍縮に関する勧告を行う権限を認めており、それゆえ総会は第九八条を条件として国連事務総長に対して特定の任務を付与するものとすべきとの解釈を示した(A/38/370, dated 26 August 1983)。

三〇 A/C.1/42/L.67, dated 27 October 1987.

三一 A/C.1/42/L.67/Rev.1, dated 9 November 1987. 三〇カ国の内訳は次のとおりである。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、デンマーク、フランス、東ドイツ、西ドイツ、ギリシア、アイスランド、イタリア、日本、ケニア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン、ポルトガル、ルワンダ、スウェーデン、タイ、ソ連、英国、米国、ウルグアイおよびザイル(A/C.1/42/L.67/Rev.1/Corr.1, dated 11 November 1987)。なお、イランは共同提案国となる意思を有していたものの、イランが共同提案国に加わるよう加盟国(注 イラクを指すものと思われる)によってコンセンサス採択が阻止される可能性があったため、イランは共同提案国になることを断念した(A/C.1/42/PV.41, p.36, dated 11 November 1987)。

三二 A/C.1/42/PV.41, p.31, dated 11 November 1987.

三三 A/RES/42/37C, dated 30 November 1987.

三四 BWC/CONF.IV/9, p.25.

三五 BWC/CONF.III/23, p.122.

三六 BWC/CONF.II/SR.3, paragraph 5. アイルランドも検討会議は条約を改正するためのフォーラムではないという趣旨の発言を行っている(BWC/CONF.II/SR.6, paragraph 10)。

三七 BWC/CONF.IV/COW/WP.2, dated 28 November 1996. なお、条約が使用の禁止を規定していないという欠陥について、これを克服する試みとして、たとえば、ナイジェリアは使用の禁止に関する了解書を作成し検討会議の最終文書の一部とすることを(BWC/CONF.III/23, p.62)。また、ハンガリーは、検討会議においてジュネーヴ議定書に盛り込まれた細菌兵器(生物兵器)および毒素兵器の使用の禁止が無条件のものであることを宣言し、いかなる状況においても当該兵器の使用を認めないという決意を確認することを(BWC/CONF.III/23, p.63)。いずれも第三回検討会議において提案している。

三八 BWC/CONF.IV/7, dated 3 December 1996. このように、国連法務局は条約法条約の一般規則が適用されるといふ立場をとっており、この立場によれば、生物兵器禁止条約第一条に明文の定めのない改正の採択に関しても、条約法条約の一般規則が適用され、「改正は、出席しかつ投票する国の三分の二以上の多数による議決で採択される」条約法条約第三九条および第九条)ことになる。

三九 BWC/CONF.IV/9, pp.38-40. たとえば、南アフリカは、この問題に関して生物兵器の使用が第一条の違反であるという内容のテキストを検討会議最終文書に盛り込むよう提案したが(BWC/CONF.IV/COW/WP.1, dated 27 November 1996)、これは第三回検討会議においてナイジェリアやハンガリーによって提案された政治的合意の焼直しである。

四〇 BWC/CONF.IV/9, pp.38-40. これに関連して、寄託国である米国・英国・ソ連の三カ国より、イラン提案をすべての締約国に通報する措置を取った旨が報告された(BWC/CONF.IV/9, pp.38-39)。

四一 BWC/CONF.IV/9, p.27.

四二 第六回検討会議の最終文書によれば、イランの提案は現在もなお締約国によって検討が行われているという状況が続いている(BWC/CONF.VI/6, p.17, paragraphs 57-58)。なお、イラン提案とは異なる文脈で、生物兵器の使用の問題は将来の検討会議においても引き続き検討されるべきであることに見解の一致が見られ、第四回検討会議の最終文書では「使用」に言及した次のようなテキストが盛り込まれることになった。

・第四回検討会議は、いかなる方法によってもいかなる場合においても防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的に合致しない締約国による微生物剤その他の生物剤または毒素の使用が実効的に(effectively)条約第一条の違反であることを確認した。(BWC/CONF.IV/9, Part II, p.15; cf. BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 3)

・第四回検討会議は、完全かつ永久に使用の可能性をなくすために、いかなる場合にも微生物剤その他の生物剤もしくは毒素または兵器、装置もしくは運搬手段を開発せず、生産せず、貯蔵せずもしくはその他の方法によって取得せずまたは保有しないという第一条の約束を再確認した。(BWC/CONF.IV/9, Part II, p.15)

- ・第四回検討会議は、あらゆる場合において細菌兵器（生物兵器）および毒素兵器の使用が実効的に条約によって禁止されることを再確認した。（BWC/CONF.IV/9, Part II, p.18; cf. BWC/CONF.VI/6, paragraph 19）
- 四四 A/RES/37/98C, dated 13 December 1982, paragraph 2.
- 四五 BWC/CONF.II/9, p.20.
- 四六 BWC/CONF.II/9, p.24.
- 四七 BWC/CONF.II/SR.8, paragraph 23.
- 四八 BWC/CONF.III/23, Article V. 次の締約国からの提案が基礎となつてゐる。ナイジェリア提案（BWC/CONF.III/23, p.84）^{六〇} スウェーデン提案（BWC/CONF.III/23, p.101）^{六一} フランス提案（BWC/CONF.III/23, pp.101-102）およびハンガリー提案（BWC/CONF.III/23, p.104）。
- 四九 BWC/CONF.III/VEREX/9.
- 五〇 BWC/CONF.III/VEREX/9, paragraph 32. 政府専門家アドホック・グループが特定した二一の措置は、現地外の措置と現地の措置の二種類に分けられる。現地外の措置としては、情報監視（①刊行物の監視・立法措置の監視・②移譲・③移譲の要請および生産に関する資料・④多数国間の情報共有）、資料交換（⑤申告・⑥通報）、遠隔監視（⑦衛星による監視・⑧航空機による監視・⑨地上における監視）ならびに査察（⑩試料分析・⑪観察・⑫監査）であり、現地の措置としては、相互訪問（①国際的な取決め）、査察（②面談・③視察・④装置・⑤監査・⑥試料分析・⑦医学検査）ならびに継続的な監視（⑧機器による監視・⑨人員による監視）である。
- 五一 cf. A/RES/48/65, dated 16 December 1993^{六二} paragraph 3.
- 五二 BWC/SPCONF/I, Part II, p.10, paragraph 36.
- 五三 BWC/SPCONF/I, Part II, p.10, paragraph 36. ドイツ、ロシア、南アフリカ、スイス、英国およびオーストラリアの主張が取り入れられた（BWC/SPCONF/MP.1, BWC/SPCONF/MP.7, BWC/SPCONF/MP.11, BWC/SPCONF/MP.3, BWC/SPCONF/MP.9, BWC/SPCONF/MP.12）。
- 五四 BWC/SPCONF/I, Part II, p.10, paragraph 36. ブラジル、南アフリカ、中国、ブルガリア、中国・インディ・イランの主張が取り入れられた（BWC/SPCONF/MP.5, BWC/SPCONF/MP.11, BWC/SPCONF/MP.13, BWC/SPCONF/MP.14, BWC/SPCONF/MP.15）。
- 五五 BWC/AD HOC GROUP/CRP.8, dated 3 April 2001.
- 五六 Ambassador Donald Mahley, U.S. Special Negotiator for Chemical and Biological Arms Control Issues, Statement by the United States to the Ad Hoc Group of Biological Weapons Convention States Parties, Geneva, Switzerland, dated July 25, 2001 (<http://www.state.gov/t/ac/rls/m/2001/5497.htm>).
- 五七 Statement of the honorable John R. Bolton, Under Secretary of State for Arms Control and International Security, United States Department of State to the Fifth Review Conference of the Biological Weapons Convention (<http://www.state.gov/t/us/m/jan/july/6231.htm>).
- 五八 CBW Conventions Bulletin No.54 December 2001, p.20.
- 五九 BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 1, cf. BWC/CONF.II/13, Article I, p.3; BWC/CONF.III/23, Article I; BWC/CONF.IV/9, Part II, Article I, p.15, paragraphs 2 and 5. 生物剤が人に有害であるだけでなく、植物と動物にとつても有害であるものだとつづつ理解は、第三回検討会議においてニュージーランドが提案したものである（BWC/CONF.III/23, p.64）^{六三}。なお、WHOは一九七〇年の段階ですでに「生物剤には、対象となる組織体の中で増殖する効果を持ち、人間、動物または植物に病気をもたらすために戦争で使用することを目的とするもの」を定義しつつ（Health aspects of chemical and biological weapons, 1st edition, WHO, 1970, p.12）^{六四}。
- 六〇 BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 2. cf. BWC/CONF.I/10, Article I; BWC/CONF.II/13, Article I, p.3.
- 六一 BWC/CONF.III/23, Article I; BWC/CONF.IV/9, Part II, p.16, Article I, paragraph 7; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 4. 第三回検討会議におけるドイツ提案（BWC/CONF.III/23, p.63）が受け入れられたものである。
- 六二 BWC/CONF.IV/9, Part II, p.15, Article I, paragraph 3; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 3. 第四回検討会議におけるチリ提案（BWC/CONF.IV/9, p.42）^{六五}、南アフリカ提案（BWC/CONF.IV/9, p.42）^{六六}、非同盟諸国提案（BWC/CONF.IV/9, p.44）^{六七}、米国提案（BWC/CONF.IV/9, p.43）^{六八}を踏まえて合意されたテキストである。
- 六三 BWC/CONF.IV/9, Part II, p.15, paragraph 4; BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 3.

- 六四 BWC/CONF.IV/9, Part II., p.15, Article I, paragraph 6, cf. BWC/CONF.II/13, Article I, p.3; BWC/CONF.III/23, Article I. 分子生物学およびゲノム研究への拡大は第四回検討会議におけるチリ提案(BWC/CONF.IV/9, p.42)が基礎となっている。
- 六五 BWC/CONF.VI/6, p.9, paragraph 5, cf. BWC/CONF.IV/9, Part II., p.16, Article I, paragraph 1. このテキストが盛り込まれた背景としては、第四回検討会議において、イランが「条約発効後に条約に加入する国について、第二条に規定される廃棄または平和目的のための転用のための期限は、条約が自国に対して発効してから九か月以内となる。」という文言を最終宣言に盛り込むよう提案した(BWC/CONF.IV/9, p.4)事実があると思われる。
- 六六 BWC/CONF.II/13, Article III; BWC/CONF.III/23, Article III; BWC/CONF.IV/9, Part II., p.17, Article III, paragraph 1; BWC/CONF.VI/6, p.10, paragraph 8.
- 六七 BWC/CONF.IV/9, Part II., p.18, Article IV, paragraph 7; BWC/CONF.VI/6, paragraph 19.
- 六八 “Background information document showing the additional understandings and agreements reached by previous Review Conferences relating to each Article of the Convention”, (BWC/CONF.VI/NF.1, dated 11 July 2006).
- 六九 BWC/CONF.VI/NF.1, dated 11 July 2006, paragraph 2.
- 七〇 BWC/CONF.VI/PC/2, dated 3 May 2006, p.5, paragraph 22(e).
- 七一 BWC/CONF.II/13/II, p.6.
- 七二 BWC/CONF.II/13/II, p.6.
- 七三 BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, pp.4-10.
- 七四 BWC/CONF.II/EX/2, dated 21 April 1987, p.10.
- 七五 BWC/CONF.III/23, Part II, Article V.
- 七六 BWC/CONF.III/23, Part II, Annex.
- 七七 BWC/CONF.I/10, Article V.
- 七八 BWC/CONF.II/13, Article V, pp.5-6.
- 七九 協議会合制度の内容は、カナダ・フランス・西ドイツ・スウェーデン・トルコ・英国提案(BWC/CONF.II/9, p.18)が基礎となっている。
- 八〇 なお、国連事務総長に対して直接または間接に事実調査を要請する権利を締約国に認めるべきだという提案もあったが(たとえば、オーストラリア・ベルギー・西ドイツ・フランス米国提案(BWC/CONF.II/9, p.18)・スウェーデン提案(BWC/CONF.II/9, p.21))、このような主張はすべての締約国の支持を得るまでに至らなかった。
- 八一 BWC/CONF.III/23, Article V. 英国提案(BWC/CONF.III/23, pp.73-74)が基礎となっている。
- 八二 BWC/CONF.V/17, pp.3-4, paragraph 18. なお、検討会議が五年に一度しか開催されないことに鑑みて、次の検討会議までの間に間会期会合を開催するというアイデアは、すでに第三回検討会議(一九九一年)においてフランスによって提案されていた(BWC/CONF.III/23pp.79-80)。
- 八三 BWC/CONF.VI/6, pp.20-21, paragraph 7.
- 八四 BWC/CONF.VI/6, p.12, paragraph 24.
- 八五 BWC/CONF.VI/6, pp.19-20, paragraph 5.
- 八六 Trapp は、修正手続が条約に盛り込まれた理由として、運営上のまたは技術上の規定が将来、非実用的、不十分または技術的に時代遅れとなった場合に、当該規定を現実に適合させることを可能にするにあつたことを指摘している(Ralf Trapp, “The Chemical Weapons Convention: multilateral instrument with a future”, *The Chemical Weapons Convention: Implementation, Challenges and Opportunities*, Ramesh Thakur and Eric Haru ed., 2006, p.24)。
- 八七 Schermers and Blokker, *International Institutional Law, fourth edition*, 2003, p.746.
- 八八 改正会議は、締約国会議の二つの形式と位置づけられている(「会議は、また、第五条二の規定に従い改正会議として開催される」(第八条一三項))。改正会議の目的が条約を「改正」することに限定されていること、また改正会議の開催要件や意思決定について特別の規定が置かれていることなどから、改正会議は他のタイプの締約国会議と区別しなければならない。つまり、改正会議は、他のタイプの締約国会議に与えられた任務を行うことはできず、改正会議の運営に必要な事項を除き、改正の採択以外の事項について何らかの意思決定を行うこともできない。また、条約の改正は改正会議の排他的な任務であつて、改正会議を経ずに、たとえば他のタイプの締約国会議の決定によって条

約を改正することはできない。

八八「改正案は、改正会議においてのみ検討する(第一五条二項)」ことが規定されているからである。改正会議が開催されるためには、すべての締約国に対する改正案の送付後三〇日以内に「三分の一以上の締約国が改正案を更に検討することを支持する旨を事務局長に通報する(第一五条二項)」という条件を充たす必要がある。なお、改正会議の開催時期は、締約国にとって検討のための時間が必要であるとの要請からすべての締約国に対する改正案の送付から六〇日を経過した後とされ、また、会議運営コストの観点から締約国会議の通常会期の直後に開催されることが原則となっている(第一五条二項)。

八九この条件が意味することは、一国の反対によつて改正案の採択を阻止することが可能だということである。なお、改正案にコンセンサスが得られたとしても、賛成票を投じた締約国がどの国で何力国であるかが重要であるため、採択はコンセンサスによるのではなく、必ず投票によることとなる。

なお、改正案の採択に関する条件を条約法条約の一般規則と比較すると興味深い事実が明らかになる。条約法条約によれば、採択にあたって「出席しかつ投票する国の三分の二の多数決」が必要である(第九条二項)のに対して、化学兵器禁止条約は、反対票がなくなつ「すべての締約国の過半数の賛成」を求めている。したがつて、化学兵器禁止条約は条約法条約に比べて、反対票に関する限り極めて高いハードルを設けていることが明らかであるものの、賛成票については必ずしも厳格な条件を設定しているとはいえず、欠席または棄権の数に左右されることになる。欠席または棄権がない場合には化学兵器禁止条約の条件は条約法条約の条件よりも緩やかであるが、欠席または棄権が全締約国の四分の一以上になると出席しかつ投票する締約国が全締約国の四分の三以下になると、化学兵器禁止条約の条件は条約法条約の条件よりも厳しくなる。

九〇この検討には、修正案が「この条約の実行可能性及び実効性を確保するため」のものでありかつ「運営上の又は技術的な性質の事項にのみ関連する」かどうかについての検討が含まれる(第一五条五項(c))。

九一「第一五条五項(c)の規定によれば、執行理事会は「当該修正案の受領の後九〇日以内に」勧告を行うよう求められており、この規定の存在によつて継続審議の可能性は排除されることになる。

九二締約国は、一〇日以内にその受領を確認する(第一五条五項(c))。

九三すなわち、締約国から執行理事会の勧告に対して異議が付されたとしても、締約国会議で出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数があれば修正案は採択されることになる。なお、この決定には、修正案が「この条約の実行可能性及び実効性を確保するため」のものでありかつ「運営上の又は技術的な性質の事項にのみ関連する」かどうかについての判断が含まれる(第一五条五項(c))。

九四 RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 6.9.

九五 RC-I/S/6, dated 25 April 2003, paragraph 6.10; CBW Conventions Bulletin No.43, March 1999, p.5.

九六 C-III/3, dated 20 November 1998, paragraph 5.24.

九七 CWB Conventions Bulletin No.40, June 1998, p.8.

九八 EC-XII/DEC.5, dated 9 October 1998.

九九 EC-XII/DEC.5, dated 9 October 1998, paragraph 4.

一〇〇 C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraph 3.23.

一〇一 CBW Conventions Bulletin No.42, December 1998, p.9. 原文(英文)は次の通りである。

“For quantities of 5 milligrammes or less, the Schedule 1 chemical Saxitoxin shall not be subject to the notification period in paragraph 5 if the transfer is for medical/diagnostic purposes. In such cases, the notification shall be made by the time of transfer.”

一〇二 CBW Conventions Bulletin No.42, December 1998, p.9.

一〇三 EC-MII/DEC.1, dated 15 January 1999.

一〇四 EC-XVII/DG.6, dated 10 November 1999, paragraph 1. なお、修正が発効する間に執行理事会第二二会期決定五に基づく暫定指針の有効期間が満了してしまつたため、一九九九年四月の執行理事会第一五会期は同暫定指針の延長に関する決定を採択し、同指針は一九九九年七月六日から延長して適用されることとなつた(EC-XV/DEC.5, dated 29 April 1999)。

一〇五 C-IV/5, dated 2 July 1999, paragraph 3.21.
一〇六 C-V/5, dated 17 May 2000, paragraph 3.22.
一〇七 C-VI/5, dated 17 May 2001, paragraph 3.21.
一〇八 CBW Conventions Bulletin No.43, March 1999, p.5.
一〇九 CBW Conventions Bulletin No.43, March 1999, p.5.
一一〇 EC-XIV/2, dated 5 February 1999, paragraph 11.4. なお、Rudduck 英国国内当局長によれば、再移譲の文脈において問題とされたサキントキンは、化学物質附属書において特定された〇〇の番号を持ったサキントキンはなかつたことが判明したため、もはや化学兵器禁止条約上の問題ではなくなつたといふ (Interview with Mr. Martin Rudduck, Head of the National Authority of the United Kingdom, at the OPCW Headquarters, the Hague on 16 March 2007)。

一一一 第四条八項および第五条一〇項。

一一二 Chemical Disarmament Quarterly, December 2004, p.4.

原文(英文)は次の通りである。(72 bis) "If a State ratifies or accedes to this Convention after the six-year period for conversion set forth in paragraph 72, the Executive Council shall, at its second subsequent regular session, set a deadline for submission of any request to convert a chemical weapons production facility for purposes not prohibited under this Convention. A decision by the Conference to approve such a request, pursuant to paragraph 75, shall establish the earliest practicable deadline for completion of the conversion. Conversion shall be completed as soon as possible, but in no case later than six years after this Convention enters into force for the State Party. Except as modified in this paragraph, all provisions in Section D of this Part of this Annex shall apply."

一一三 CBW Conventions Bulletin No.66, December 2004, p.11.

一一四 Chemical Disarmament Quarterly, December 2004, p.4; CBW Conventions Bulletin No.66, December 2004, p.11.

一一五 Press Release 2004 No.50, dated 18 October 2004.

一一六 C-9/DEC.9, dated 30 November 2004. 承認にあたり締約国会議は、修正案の発効後三年以内に、化学兵器生産施設の転換を完了する期限を設定するといつてゐる。

一一七 Press Release 2005 No.01, dated 31 January 2005.

一一八 cf. Abram Chayes, Antonia Handler Chayes and Ronald B. Mitchell, *supra* note 1, p.56.

一一九 C-SS-I/DEC.1 dated 22 April 2002. cf. C-SS-I/5, dated 25 July 2002, paragraph 4.3.

一二〇 〃の他にも、締約国会議のそれぞれの会期において多数の決定が採択されている。たとえば、第一会期の決定として、決定一四「検証附属書第四部(A)セクション一第一項(c)(iii)および第一項(c)(iv)の弾薬類」(C-I/DEC.14, dated 16 May 1997)、決定一五「化学兵器と定義された毒性化学物質およびその前駆物質ならびに個別弾薬類および容器の国内集計量の申告の正確性」(C-I/DEC.15, dated 16 May 1997)、決定一七「化学兵器の所在地および詳細な目録の申告」(C-I/DEC.17, dated 16 May 1997)、決定一八「化学兵器貯蔵場所の申告および国内集計申告の申告」(C-I/DEC.18, dated 16 May 1997)、決定一九「化学兵器廃棄施設の一時的な保管場所における検証活動」(C-I/DEC.19, dated 16 May 1997)、決定二二「二国間・多数国間の検証手続の適用可能性に関する指針」(C-I/DEC.21, dated 16 May 1997)、決定二四「化学兵器生産施設の閉鎖・活動の終了手続」(C-I/DEC.24, dated 16 May 1997)、決定二五「二国間・多数国間の検証手続の適用可能性および十分性の基準」(C-I/DEC.25, dated 16 May 1997)、決定二六「展示または訓練目的のために保有される廃棄された化学兵器弾薬類」(C-I/DEC.26, dated 16 May 1997)、決定二七「化学兵器廃棄施設の一時的な保管場所」(C-I/DEC.27, dated 16 May 1997)、決定二八「化学兵器生産施設の化学兵器廃棄施設への一時的な転換」(C-I/DEC.28, dated 16 May 1997)、決定二九「化学兵器生産施設の廃棄」(C-I/DEC.29, dated 16 May 1997)、決定三〇「一九七六年より後に締約国の領域内に埋められた化学兵器または一九八四年より後に海洋に投棄された化学兵器の申告要件」(C-I/DEC.30, dated 16 May 1997)、決定三三「表一剤施設により条約の趣旨および目的に対してもたす危険の評価」(C-I/DEC.32, dated 16 May 1997)、決定三三「二次配分および包装」(C-I/DEC.36, dated 16 May 1997)、決定三五「化学物質の表における『アルキル』の用語の範囲」(C-I/DEC.35, dated 16 May 1997)、決定三七「廃棄物処理」(C-I/DEC.37, dated 16 May 1997)、決定三八「年次申告に対する変更」(C-I/DEC.38, dated 16 May 1997)、決定三九「検証附属書第九部に関する了解」(C-I/DEC.39, dated 16 May 1997)、決定四〇「混合工場」(C-I/DEC.40, dated 16 May 1997)、決定四一「表一剤の移譲」(C-I/DEC.41, dated 16 May 1997)、決定四二「再利用された表一剤」(C-I/DEC.42, dated 16 May 1997)、決定四三

「第六条の対象となる表一剤生産施設の文脈における『生産』の意味」(C-I/DEC.43, dated 16 May 1997) 決定四四「申立てによる査察の通告様式、様式一の文脈において」(「可能性のある違反の懸念を引き起こす基礎に関するすべての適当な情報」の下に含まれる情報の形式の例示、ならびに当該通告様式および申立てによる査察の活動のための査察命令の様式に関する共通了解」(C-I/DEC.44, dated 16 May 1997) 決定四五「執行理事会が申立てによる査察を要請する権利が濫用されたか否かに関する懸念を解消すること」を容易にするための客観的指標の例示的な一覧」(C-I/DEC.45, dated 16 May 1997) 決定四六「化学兵器の使用の疑いがある場合における調査の文脈における『資格を有する専門家』の地位に関する了解」(C-I/DEC.46, dated 16 May 1997) 決定四七「化学兵器の使用の疑いがある場合における調査の試料および分析」(C-I/DEC.47, dated 16 May 1997) 決定五〇「現地査察中の承認された装置の使用」(C-I/DEC.50, dated 16 May 1997) 決定五一「査察活動の終了後の承認された装置に関連する措置」(C-I/DEC.51, dated 16 May 1997) 決定五四「援助の調達に関するモデル二者間協定」(C-I/DEC.54, dated 16 May 1997) 決定六〇「指定される実験施設の認証のための能力試験」(C-I/DEC.60, dated 22 May 1997) 決定六一「OACWによる実験施設の指定のための規程」(C-I/DEC.61, dated 22 May 1997) 決定六二「能力試験における実験施設の評価規程」(C-I/DEC.62, dated 22 May 1997) など。第二会期の決定として、決定六「第二条一二項(A)に定義される『生産』の意味に関する決定」(C-II/DEC.6, dated 5 December 1997) など。第三会期の決定として、決定六「条約の検証附属書の第七部第三二項および第八部第二六項」(C-III/DEC.6, dated 17 November 1998) など。第四会期の決定として、決定五「遺棄化学兵器の査察費用」(C-IV/DEC.5, dated 29 June 1999) など。第七会期の決定として、決定一四「表二剤の生産、加工、消費、輸入および輸出ならびに表三剤の輸入および輸出に関する国内集計資料の申告に関する指針」(C-7/DEC.14, dated 10 October 2002) など。第八会期の決定として、決定七「第六条並びに検証附属書第七部及び第八部に基づく申告に関する了解」(C-8/DEC.7, dated 23 October 2003) 第一〇会期の決定として、決定一二「条約の検証附属書第六部に基づく生産及び消費の申告に関連する『自家使用(Captive Use)』概念に関する了解」(C-10/DEC.12, dated 10 November 2005) など。

一一三 C-I/DEC.31, dated 16 May 1997.

一一四 C-II/DEC.9, dated 5 December 1997.

一一五 C-III/DEC.7, dated 17 November 1998.

一一六 C-V/DEC.17, dated 18 May 2000.

一一七 C-9/DEC.6, dated 30 November 2004.

二六 化学兵器禁止条約の場合、当初の意図は一般的な特権免除条約を作成し締約国に開放するアプローチを目指していたが、締約国との間で個別協定を締結するアプローチに方針転換した。なお、特権免除協定に関する事前の承認の方法には時系列的に二パターンが存在しており、OPCWの実行は混乱している。すなわち、①当初は執行理事会で採択された協定案を締約国会議が個別に承認していたが、②次いで締約国会議で個別に承認された協定案を執行理事会が採択するようになり、③現在では、締約国会議の一般的な事前承認(C-8/DEC.12 dated 23 October 2003)の下で執行理事会が協定案を採択している。

①の例として、インマーク・OPCW 間の特権免除協定(Annex 1 to EC-X/DEC/CRP.2, dated 9 June 1998; C-III/DEC.4, dated 17 November 1998) ガーナ・OPCW 間の特権免除協定(Annex 2 to EC-X/DEC/CRP.2, dated 9 June 1998; C-III/DEC.4, dated 17 November 1998) 韓国・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-XV/DEC.2, dated 28 April 1999; C-IV/DEC.9, dated 29 June 1999) タニフ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-XIX/DEC.3, dated 5 April 2000; C-V/DEC.4, dated 17 May 2000) ミャンマー・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-XIX/DEC.2, dated 5 April 2000; C-V/DEC.5, dated 17 May 2000) 英国・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-XIX/DEC.1, dated 5 April 2000; C-V/DEC.6, dated 17 May 2000) ポルトガル・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-XXI/DEC.1, dated 4 October 2000; C-VI/DEC.6, dated 17 May 2001) ニナト・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-XXI/DEC.2, dated 4 October 2000; C-VI/DEC.7, dated 17 May 2001) ②の例として、ギリシャ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-IV/DEC/CRP.2, dated 11 June 1999; C-IV/DEC.21, dated 2 July 1999; Annex to EC-XV/DEC.2, dated 24 September 1999) オーストリア・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-VI/DEC.12, dated 17 May 2001; EC-XXV/DEC.1, dated 27 June 2001) ベトナム・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-IV/DEC.13, dated 17 May 2001; EC-XXV/DEC.2, dated 27 June 2001) ノルウェー・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-IV/DEC.14, dated 17 May 2001; EC-XXV/DEC.3, dated 27 June 2001) マルヤンチン・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-7/DEC.22, dated 11 October 2002; EC-31/DEC.4, dated 10 December 2002) ノルウェー・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-7/DEC.21, dated 11 October 2002; EC-31/DEC.3, dated 10 December 2002) スベデン・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-7/DEC.23*, dated 11 October 2002; EC-31/DEC.5, dated 10 December 2002) ホスニ・

アンヘリヤナ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-8/DEC.8, dated 23 October 2003; Annex to EC-35/DEC.4, dated 3 December 2003)「トルメン・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-8/DEC.9, dated 23 October 2003; Annex to EC-35/DEC.2, dated 3 December 2003)「キプロス・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-8/DEC.11, dated 23 October 2003; Annex to EC-35/DEC.3, dated 3 December 2003)「スロバキア・OPCW 間の特権免除協定(Annex to C-8/DEC.12, dated 23 October 2003; Annex to EC-35/DEC.5, dated 3 December 2003)「③の例として「トルメン・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-37/DEC.6, dated 29 June 2004)「モリシヤス・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-37/DEC.5, dated 29 June 2004)「キエフ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-40/DEC.12, dated 29 June 2005)「クウェート・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-41/DEC.3, dated 29 June 2005)「ポーランド・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-41/DEC.4, dated 29 June 2005)「スイス・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-41/DEC.5, dated 29 June 2005)「マダガスカル・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-44/DEC.6, dated 14 March 2006)「トルメン・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-44/DEC.7, dated 14 March 2006)「ブルキナファソ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-47/DEC.11, dated 8 November 2006)「ウルグアイ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-47/DEC.12, dated 8 November 2006)「チリ・OPCW 間の特権免除協定(Annex to EC-48/DEC.4, dated 14 March 2007)。

三七 施設協定は、「第四条から第六条までの規定に従って現地検証の対象となる特定の施設に関する締約国と機関との間の協定又は取決をい」と定義されている(検証附属書第二部第七項)。施設協定の締結を義務づけている規定は次のとおり。検証附属書第三部第四項、同第六部第二五項および第三二項ならびに同第七部第二四項。なお、検証附属書第八部第一九項および同第九部第一六項を参照。

施設協定は「モデル施設協定」に基づいて締結されることになっている(検証附属書第三部第八項)。当該モデル協定は、締約国会議第一会期において承認されることが予定されていたものの(検証附属書第三部第八項)、実際に承認されたのは締約国会議第三会期以降であった(表一 表一 一剤施設に関するモデル施設協定(C-II/DEC.14, dated 20 November 1998)「化学兵器貯蔵施設に関するモデル施設協定(C-IV/DEC.12, dated 29 June 1999)「化学兵器生産施設に関するモデル施設協定(C-IV/DEC.13, dated 29 June 1999)「化学兵器廃棄施設に関するモデル施設協定(C-V/DEC.23, dated 19 May 2000)」。いくつかの施設協定は、モデル施設協定が承認されるまでの間にモデル施設協定の承認を待たずにすでに締結されていたため、締約国の間から「これら承認された施設協定に対して、モデル施設協定の承認が与える影響について懸念が表明された。締約国会議は、第三会期(一九九八年一月一六日から二〇日)および第四会期(一九九九年六月二八日から七月二日)において、それぞれ表一 一剤施設協定ならびに化学兵器貯蔵施設協定および化学兵器生産施設協定に関して次のような見解を示した。

「モデル施設協定の採択に関する執理事務会の決定は締約国に対してモデル「施設協定」に基づいて承認された施設協定(取決め)を修正するよう義務付けるものと解されるべきではない。執理事務会は、締約国が後に技術事務局と交渉に入り、締約国の承認された施設協定(取決め)を、検証附属書第三部第八項の規定に基づいて、モデル施設協定の一般的な形式および内容に、より従うよう修正することを選択し、当該修正された協定を執理事務会に承認のため提出することができることに留意して、技術事務局に対して、モデルに基づいてまたは交渉ですでに議論されている文書に基づいて、決定の承認の時期に継続している実質的な交渉を可能な限り早期に終了するよう要請する。承認された施設協定に基づくことも、適当な場合には、新しい施設協定が条約の規定に合致しかつモデル施設協定の一般的な形式および内容を維持するために承認された施設協定から逸脱する」とも、締約国の自由である。」

(表一 一剤施設協定に関する EC-XII/3, dated 9 October 1998, paragraph 7.2; C-III/4, dated 20 November 1998, paragraph 12.2(b)「化学兵器貯蔵施設協定に関する EC-XIV/2, dated 9 February 1999, paragraph 7.2; C-IV/6, dated 2 July 1999, paragraph 12.2(c)「化学兵器生産施設協定に関する EC-XV/3, dated 29 April 1999, paragraph 11.2; C-IV/6, dated 2 July 1999, paragraph 12.2(c)。」

三八 特権免除協定(第八条五〇項)「防護計画の提出手続第一〇条四項(C-9/DEC.10, dated 30 November 2004)「承認された装置の一覧表(検証附属書第二部第二七項(C-I/DEC.71, dated 23 May 1997)「査察装置の検査手続(検証附属書第二部第二九項(C-I/DEC.7, dated 14 May 1997)「査察活動の詳細な手続(検証附属書第二部第四二項(C-I/DEC.6, dated 14 May 1997)「査察施設の安全規則(検証附属書第二部第四三項(C-I/DEC.8, dated 14 May 1997)「現地外分析に関する手続(検証附属書第二部第五六項)「モデル施設協定(検証附属書第三部第八項)(表一 一剤施設 C-II/DEC.14, dated 20 November 1998; 化学兵器貯蔵施設 C-IV/DEC.12, dated 29 June 1999; 化学兵器生産施設 C-IV/DEC.13, dated 29 June 1999; 化学兵器廃棄施設 C-V/DEC.23, dated 19 May 2000)「点検手続(検証附属書第三部第一三項)「廃棄施設に関する情報の提出手続(検証附属書第四部(A)第三四項(C-I/DEC.9, dated 14 May 1997)「貯蔵施設の査察頻度に関する指針(検証附属書第四部(A)第四四項(C-I/DEC.10, dated 14 May 1997)「検証の経過措置」(検証附属書第四部(A)第五一項(C-I/DEC.11, dated 14 May 1997)「老朽化学兵器の使用可能性に関する指針(検証附属書第四部(B)第五項)「生産施設

の査察頻度に関する指針(検証附属書第五部第五四項)、転換施設において生産・取り扱われる化学物質の毒性基準(検証附属書第五部第七二項(b))、表一剤の査察数・頻度・間隔・時期・態様に関する指針(検証附属書第六部第三〇項)、表二剤申告の低濃度敷居値(検証附属書第七部第五項)(C-V/DEC.19, dated 19 May 2000)、表三剤申告の低濃度敷居値(検証附属書第八部第五項)(C-V/DEC.19, dated 19 May 2000)、秘密情報の開示手続(秘密保護附属書第二項(c)(iii))(C-I/DEC.13, dated 16 May 1997)、秘密区分指定制度(秘密保護附属書第二項(c))(C-I/DEC.13, dated 16 May 1997)、秘密保護違反手続(秘密保護附属書第一八項)(C-I/DEC.13, dated 16 May 1997)。

なお、条約第八条二二項(i)に特定された事項を含めて準備委員会において締約国会議第一会期での承認を目指して議論されていたものの、締約国の間でコンセンサスに至らなかったために同会期で結論を出すことができなかった事項が多数存在する。同会期はこれら未解決問題进行处理するために次の内容を骨子とする決定を採択した(C-I/DEC.70, dated 22 May 1997)。

・締約国会議全体委員会(Committee of the Whole)の議長はファシリテーターを指名する。(第四項)

・当該ファシリテーターは協議を継続し締約国会議次期会期に対して提案を行う。(第五項)

・未解決問題は即時の解決または緊急の行動が必要である場合は執行理事会に付託することができる。(第六項)

・執行理事会は未解決問題进行处理するための手続が機能しているかどうかを監視する。(第七項)

当時、化学兵器を保有していることが周知の事実であり条約の実施に大きな利害関係を持つロシアが条約に未批准であったことを考慮して、第九項として「署名国はファシリテーターの協議プロセスにおいて自らの見解を表明する合理的な機会を与えられる」という文言が挿入されている。当該手続は締約国会議第二会期までの間適用されると明記されていたが、現実には同第二会期までに未解決問題のすべて进行处理することがなかったため、同第二会期は新たにほぼ同じ内容の決定を採択して、当該決定を同第三会期までの間適用するとした(C-II/DEC.3, dated 5 December 1997)。同じ趣旨の決定はさらに同第三会期においても採択された(C-III/DEC.11, dated 20 November 1998)。締約国会議第四会期では、従来の方針を変更してすべての未解決問題を執行理事会に付託し、執行理事会において合意が得られた場合には承認のため締約国会議に送られることになった(C-IV/DEC.18, dated 2 July 1999)。これ以降、未解決問題は、条約発効後に新たに特定された問題とあわせて、執行理事会における四つのクラスター(化学兵器問題、第六条問題、¹¹¹⁷行財政問題および法律その他の問題)の下で議論されることになった(Cf. EC-XVI/2, dated 24 September 1999, paragraph 14; CBW Conventions Bulletin No.46, December 1999, p.14)。

¹¹¹⁷ C-I/DEC.52, dated 17 May 1997.

¹¹¹⁸ C-II/DEC.10, dated 5 December 1997.

¹¹¹⁹ C-I/DEC.54, dated 17 May 1997.

¹¹²⁰ 一九九九年の第四会期における検討の結果、DOC/PSEF査察は予定通り条約発効から四年を経過した後の二〇〇〇年五月から開始されることとなった(C-VI/5, dated 17 May 2001, paragraphs 12 and 3.43)。

¹¹²¹ 一九九九年の第四会期に対してDOC/PSEF査察の選定方法に関する締約国からの提案は提出されなかった。このため、同会期は執行理事会に対して検討を委ね、締約国会議に対して勧告を提出するよう要請した(C-VI/6, dated 2 July 1999, paragraph 14.1)。その後執行理事会に対して締約国からの提案が提出されたものの、現在に至るまで本件に関する締約国の間でコンセンサスは得られておらず、執行理事会における作業が継続しつつある(C-VI/6, dated 19 May 2000, paragraph 15; C-VI/6, dated 19 May 2001, paragraph 12.2(f); RC-1/5, dated 9 May 2003 paragraph 7.69; EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraph 6.3(ix))。

¹¹²² もともと、条約発効後五年目にあたる二〇〇二年に開催された締約国会議第七会期は本件について何ら意思決定を行っておらず、本件も執行理事会における作業が継続しつつある(RC-1/5, dated 9 May 2003, paragraph 7.73; EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraph 6.3(iv))。

¹¹²³ C-III/DEC.15, dated 20 November 1998.

¹¹²⁴ 「モデル協定は、将来の技術的發展を考慮に入れた規定を含むものとし、第八条二(i)の規定に従って会議が検討し及び承認する。」(検証附属書第三部第八項)

¹¹²⁵ C-7/DEC.20, dated 11 October 2002.

- 一三八 C-8/DEC.3, dated 22 October 2003.
- 一三九 C-I/DEC.71, dated 23 May 1997.
- 一四〇 C-III/4, dated 20 November 1998, paragraph 19.2.
- 一四一 C-7/DEC.20, dated 11 October 2002.
- 一四二 C-8/DEC.3, dated 22 October 2003.
- 一四三 承認された装置の改定に関する「C-9/DEC.5, dated 30 November 2004 参照。技術的仕様の修正に関する」CBW Conventions Bulletin No.64, June 2004, p.6. Chemical Disarmament, Volume 2 No.2/June 2004, p.17; Chemical Disarmament, Volume 4 No.4/December 2006, p.5; EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraphs 2.48-2.50 参照。
- 一四四 C-V/DEC.16, dated 17 May 2000.
- 一四五 C-VI/DEC.10, dated 17 May 2001.
- 一四六 締約国会議第四会期決定一六(「検証附属書第七部および第八部第五項に基づく混合物を含む低濃度の表剤に関する規定のための指針」C-IV/DEC.16, dated 1 July 1999)は、表一B剤および表三剤の低濃度数居値を三〇パーセントに設定した。なお、表二A剤および表二A*剤の低濃度数居値には合意が得られず(「EC-50/3, C-12/3, dated 26 September 2007, paragraph 6.3(x)」)。
- 一四七 C-V/DEC.16, dated 17 May 2000.
- 一四八 C-VI/DEC.10, dated 17 May 2001 なお、本文第六パラグラフにおいて、「締約国に対し、適当な場合には、条約の締約国でない国に対する表三剤移譲に関する規定を実施するために国内の立法措置及び行政措置をとり、かつ条約第七条五項に従って当該措置を機関に通報するよう求められる」との規定が盛り込まれている。
- 一四九 制裁委員会の活動は http://www.un.org/Docs/sc/unsc_structure.html#sanctions.com を参照。なお、最近では、より特定の文脈において監視活動を行う目的のために「監視グループ」「専門家パネル」「国際調査委員会」「監視メカニズム」などを設置する例が増えている(ソマリアに関して、安保理決議一四二五第三項、安保理決議一五一九第二項、安保理決議一五一九第六項、および安保理決議一五八七第三項。リベリアに関して、安保理決議一五二二第二項、安保理決議一五四九第一項、安保理決議一五七九第八項、安保理決議一六〇七第四項、安保理決議一六四七第九項、安保理決議一七三二第四項、および安保理決議一七六〇第一項。ルワンダに関して、安保理決議一〇一三第一項、安保理決議一〇五三第二項、および安保理決議一一六一第三項。シエラレオネに関して、安保理決議一三〇六第一九項。コンゴ民主共和国に対して、安保理決議一五三三第一〇項。コートジボワールに関して、安保理決議一五八四第七項、安保理決議一六四三第九項、および安保理決議一七二七第七項。スーダンに関して、安保理決議一五九一第三項(イ))。
- 一五〇 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/work.html>.
- 一五一 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/naprep.html>.
- 一五二 <http://disarmament2.un.org/Committee1540/programmeofwork.html>.
- 一五三 S/RES/1673, dated 27 April 2006.
- 一五四 「決議一五四〇の実施状況に関する情報の検討により知見を向上させる」とについては、(i)報告書・追加情報の提出を奨励すること、および(ii)安保理決議一五四〇のすべての側面の実施状況に関する情報を検討する(この二つの角度から、また、「決議一五四〇のすべての面の実施を促進するための啓発・対話・支援・協力を行うこと」については、(i)決議一五四〇の義務および要請についての意識向上を含む啓発、(ii)決議の完全な実施に関する加盟国または加盟国グループとの対話、(iii)技術支援、(iv)国内慣行の特定、および(v)国際機関・地域機関・小地域機関との関係構築を含む協力の五つの角度から、それぞれさらに詳細な活動項目が列挙されている。
- 一五五 <http://www.un.org/sc/1540/programmeofwork.shtml>.
- 一五六 英国の主張を述べ「S/PV.5779, dated 14 November 2007, p.15」フランスの主張を述べ「S/PV.5779, dated 14 November 2007, p.20」ポルトガル(欧州連合議長国)の主張を述べ「S/PV.5779, dated 14 November 2007, p.34」。
- 一五七 Olivia Bosch and Peter van Ham, "Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: The Role of Resolution 1540 and Its Implications", *Global Non-Proliferation and Counter-Terrorism: the Impact of UNSCR 1540*, edited by Olivia Bosch and Peter van Ham, 2007, pp.9-10.

一五八 フィリピン代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.3)「ブラジル代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.3)「アルジェリア代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.5)「スベイン代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.7)「フランス代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.8)「ベネチア代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.9)「ペルー代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.14)「ペルー代表発言(S/PV/4950, dated 22 April 2004, p.20)「韓国代表発言(S/PV/4950 (Resumption 1), dated 22 April 2004, p.8)。

一五九 Olivia Bosch and Peter van Ham, *supra note 157*, pp.9-10.

一六〇 条約の解釈に関する一般規則を定めた条約法条約第三二条では、すべて「当事国」という用語が用いられている。これは、条約の改正についての一般規則を定めた同条約第三九条も同様である。

一六一 ベトナムの主張(A/C.1/35/PV.43, dated 25 November 1980, pp.18-20)「白ロシアの主張(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.2-6)「ハンガリーの主張(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.8-10)「ブルガリアの主張(A/C.1/35/PV.47, dated 29 November 1980, p.41)。

一六二 たとえば、フランスは「決議案は決して議定書を変更するものではなく」むしろ「国際法を強化する」問題であるとする(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.13-15)「西ドイツも「ジュネーヴ議定書に関連する検証制度を設定することを目的とするものではなく」…単に一定の通報について客観的かつ事実に基づく調査を行うよう求めるものであつて」決議案はジュネーヴ議定書を変更したりこれに追加するという意図を持つものではない」とする(A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, p.22)。

一六三 A/C.1/35/PV.46, dated 28 November 1980, pp.13-15.

一六四 ジュネーヴ議定書が慣習法となつてつとつとこの立場は広く認められている。たとえば、国連総会は一九六九年に次のような決議を採択している(General Assembly Resolution, 2603 (XXIV), dated 16 December 1969)。

「一九二五年六月一七日にジュネーヴで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に具体化されているように、国際的武力紛争における次の使用を国際法の一般に認められた規則に反するものと宣言する。

(a) 人、動物または植物に対する直接的な毒性効果ゆえに用いる戦時化学剤(化学物質であつて、気体、液体または固体である)とを問わない)

(b) 人、動物または植物を病気または死に至らしめることを目的としかつ攻撃された人、動物または植物において増殖する能力によりその効果をもつ戦時生物剤(生体組織(その性質を問わない)または生体組織からの伝染物質)

この決議には米国、オーストラリアおよびポルトガルの三方国が反対票を投じているものの、反対の理由はジュネーヴ議定書によつて禁止される範囲に見解の差があるからであつて、同議定書が慣習法であることを否定しているからではない(United Nations Yearbook 1969, p.28)。

上記国連総会決議の採択において反対票を投じた米国は、「一九八三年四月二七日付米国情連代表発事務総長宛書簡において次の立場を明らかにしている(A/38/184, dated 9 May 1983)。

「一九二五年ジュネーヴ議定書に含まれている禁止は慣習国際法の一部となつており、それゆえすべての国家を拘束する。」

日本の場合、同議定書を批准する際の国会審議において外務省条約局長が次のように答弁している『第六三回参議院外務委員会議録』第一二二号(昭和四五年五月一二日)八頁(井川克一外務省条約局長答弁)。

「こういうふうな毒ガスをつからないといふことは国際慣行になつていふ意識が国際社会の意識である」と、この判断してよいと思います。」

学説もこれを支持している(たとえば、Jozef Goldblat, *Arms control, 2nd edition*, 2002, p.137 藤田久一「大量破壊兵器と一般市民の法的保護(二)」金沢大学法文学部論集法学篇第一六巻(一九六八年)九二―一四頁)。

一六五 化学兵器禁止条約の「修正」手続は表面上執行理事会の意思決定によつて完結しうるが、これはいわゆる「サイレント手続」を採用しているからであり、「修正」が承認されるためには執行理事会の意思決定に対するすべての締約国の黙示の同意が必要である。執行理事会の意思決定に同意できない締約国はこれに異議を付すことができ、この場合の最終的な意思決定集すべての締約国に参加の認められている締約国会議に委ねられることになる。このように、「修正」手続において締約国の手続参加機能は十分に担保されていることが分かる。

^{一六六} 化学兵器禁止条約第一五条二項および第一五条五項。

^{一六七} 締約国会議手続規則六三。

^{一六八} 執行理事会手続規則三一。

^{一六九} Erwin Dahinden, “The Future of Arms Control Law: Towards A New Regulatory Approach and New Regulatory Techniques”, *Journal of Conflict & Security Law* (2005), Vol. 10, No.2, pp.275-276.

^{一七〇} Julie Dahlitz, *Nuclear arms control, with effective international agreements*, 1983, p.83.

^{一七一} 締約国会議第二特別会期における事務局長の任用終了に関する決定(C-SS-1/5, dated 25 July 2002, paragraph 4.3) 執行理事会第八回会期における事務局長の任用条件に関する決定(CBW Conventions Bulletin No.39 March 1998, pp.14-15) 執行理事会第二八回会期における事務局長不信任関連の三つの決定案(CBW Conventions Bulletin No.56 June 2002, p.8)。

^{一七二} たとえば、化学兵器禁止条約の締約国会議第三会期において、執行理事会議長は、執行理事会が意思決定の場というよりも協議の場になっているとすれば問題であると
^{一七三} し、機構上の問題(予算が念頭に置かれている)について投票に持ち込むことを恐れるべきではないと主張した(CBW Conventions Bulletin No.42 December 1998, p.6)。

^{一七三} Walter Krutzsch and Ralf Trapp, *A commentary on the Chemical Weapons Convention*, 1994, p.245.

結論

国家と国際監視機関の協働とそのあり方

本稿は、軍備管理法の中でもとくに生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みを素材として、法的枠組みによって設定されている制度を取り上げてこれを議論することを目的としていた。この目的を達成するために、まず、序論において前提的な考察を行い、これに続く本論において、「規範目的の実現」という観点から、遵守の確保、不遵守への対応、適合性の確保という三つの課題に分けて考察を行った。具体的に検討の対象とした法的枠組みは、ジュネーヴ議定書、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約および安保理決議一五四〇という四つであった。これらの法的枠組みにおいて整備されている制度に関して、どのような内容を有しているのか、現実の場面でどのように運用されているか、運用において問題が生じていないか、などを明らかにした上で、国家の機能と国際監視機関の機能という視点を織り交ぜて制度の評価を試みた。

序論の第一章では、前提的考察として、まず、生物・化学兵器が国際的な規制を受けるようになってから現在に至るまでの史的な展開を概観した。次に、一連の法的枠組みが生物・化学兵器の人道、軍縮、不拡散という目的を設定し、これらの目的のために、使用の禁止、兵器の廃棄、兵器関連活動の禁止という義務と国内で実施する義務を国家に課すとともに、国際監視機関を設置してこれに国家による義務の履行を監視する任務を与えていることについて触れた。最後に、一方で国家は目的を実現するための主体として、他方で国際監視機関は目的を実現するための手段として位置づけられることを確認した。

本論に入り、冒頭で「規範目的の実現」の意味と内容に触れた上で、第二章では遵守の確保という課題を扱った。第一節では、背景として遵守の確保という課題に対する一般国際法の「沈黙」という状況を取り上げて、伝統的国際法において設定される義務が双務的相対的な性質を有することに「沈黙」の主な理由があることを示した。第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みが一般国際法の欠如を克服するものとして、遵守を確保するための制度を導入していることを取り上げた。生物兵器禁止条約では、条約発効後の実行を通じて信頼醸成措置が導入され、検討会議において義務の遵守状況の検討が行われている。化学兵器禁止条約では、条約において詳細な検証制度の下で国家は自国管轄下の活動や行動について申告を

提出し、技術事務局による現地査察と政策決定機関における検討を通じて義務の遵守の確保が図られている。安保理決議一五四〇では、国家に対して決議の実施状況の報告が求められ、一五四〇委員会が実施の監視にあたっている。いずれの法的枠組みにおいても共通することは、遵守の確保を図るために国家から国際監視機関に対する情報の提供と国際監視機関による情報の評価を基本的な要素とする制度が整備されかつ実際に運用されていることである。第三節では、主体別の機能という観点から制度の分析を行った。遵守の確保に関する制度において、一方で、国家には説明責任機能と監視参加機能が与えられ、国際監視機関には事実確認機能、情報管理機能および評価機能が与えられている。そして、情報の提供という場面において国家の説明責任機能は国際監視機関（事務局）の情報管理機能と連結して両主体が連携し、情報の確認および検討という場面において国家の説明責任機能と国際監視機関（事務局）の事実確認機能および国際監視機関（政策決定機関）評価機能が結合して両主体は対峙する。また、同じ情報の検討という場面において、検討の対象とならないその他の国家の監視参加機能と国際監視機関（政策決定機関）の評価機能は一つの状況を異なる視点からとらえたにすぎず両主体は融合する。

次に、第三章では不遵守への対応という課題を取り上げた。第一節では、背景として不遵守への対応に関する一般国際法の状況について触れ、国際社会の一般利益を実現するための義務に不遵守がある場合には、その義務の性質上、一般国際法が十分に機能しないことを指摘した。続く第二節では、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みが一般国際法に代替するものとして不遵守に対応するための制度を整備していることを考察した。ジュネーヴ議定書については、これに関連して国連総会決議という手法に基づく事実調査制度が導入されている。この制度はすべての国連加盟国が他国による使用の疑義について国連事務総長に調査を要請できるものである。生物兵器禁止条約については、条約の規定に基づいて国連安全保障理事会に対して不遵守を提起することができ、また条約発効後の実行を通じて「協議会合」制度が導入されている。これらの制度ではいかなる締約国も他の締約国による不遵守を一方的に提起することが可能である。さらに、検討会議はその一般的な任務・権限の下で不遵守に関する問題を扱っている。化学兵器禁止条約については、すべての締約国が他の締約国においてチャレンジ査察と化学兵器の使用の疑いの調査を実施するよう要請することができ、また、締約国会議と執行理事会には不遵守の問題を検討し是正措置をとる権限が付与されており、実際にさまざまな案件が処理されている。安保理決議一五四〇については、理論上は不遵守の問題が生じうるものの、この問題は現実に取り上げられておらず、むしろ決議において一次規則として盛り込まれた支援条項に依拠することによって実施状況の改善を図るというアプローチがとられている。制度を個別に検討した結果として明らかにすることは、国家に対して不遵守の一方的な提起を認めた制度はあまり利用されておらず、むしろ国際監視機関（政策決定機関）における遵守状況の検討を通じて不遵守の状況が明らかとなり、同じ機関がこの状況を是正するために協力的・勧告的な性格の措置をとっているということである。第三節では、主体別の機能という観点に立つて制度を分析した。不遵守への対応に関連する制度において、一方で、不遵守国には説明責任機能と実施機能が、不遵守国

以外の国には手続作動機能、監視参加機能、実施機能が与えられ、他方で、国際監視機関には事実確認機能、情報管理機能、検討・意思決定機能および実施機能が与えられる。両者の関係については、まず、不遵守の提起という制度を開始するという場面において国家の手続作動機能と国際監視機関の事実確認機能または検討・意思決定機能は連結し両主体は連携する。また、不遵守疑惑国において事実確認が実施されるという場面において不遵守疑惑国の説明責任機能と国際監視機関（事務局）の事実確認機能は結合し両主体は対峙し、さらに、不遵守の存在の認定と是正措置の決定という場面において不遵守国（不遵守疑惑国を含む）の説明責任機能と国際監視機関（政策決定機関）の検討・意思決定機能は結合し両主体は対峙する。なお、不遵守の存在の認定と是正措置の決定という同じ場面において、その他の国家の監視参加機能と国際監視機関（政策決定機関）の検討・意思決定機能は一つの状況を異なる視点からとらえたにすぎず両主体は融合する。

最後に、第四章では適合性の確保という課題を考察した。第一節では、背景として適合性の確保に関する一般国際法の状況を取り上げて、条約法の一般原則が基本的に国家間の合意を原則とする考え方で貫かれていると同時に一定の範囲で柔軟性を認めているということを確認した。第二節では生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みが一般国際法を発展させるものとして適合性を確保するための制度を組み込んでいることを検討した。ジュネーブ議定書の場合は、国連総会決議に依拠するという方法が用いられていた。生物兵器禁止条約の場合は、条約の改正規定に従った改正提案や条約に議定書を導入するという試みがみられる一方で、検討会議を通じて条約規定の解釈や条約を補完する措置に合意するという方法が追求されていた。化学兵器禁止条約の場合は、条約の変更に關して極めて厳格な「改正」手続と執理事会の検討にサイレント手続を組み合わせた「修正」手続を置き、すでに修正の実例が存在している。同条約の場合はまた、締約国会議が自らに与えられた一般的または特定の権限に基づいてさまざまな事項について条約を補完する措置を決定している。なお、安保理決議一五四〇の場合は、一般国際法の文脈ではなく国連憲章に基づいて適合性の確保が図られており、とくに、新しい安保理決議によつて一五四〇委員会の任期が延長されている。以上の検討の結果として、それぞれの法的枠組みにおいて整備された制度において程度の差はあれ合意原則を柔軟にする手続が盛り込まれており、これらの手続が現実の場面において実際に利用されていることが示された。ただし、同時に、軍備管理法に特有の「コンセンサス主義」が顕著であることも明らかとなった。第三節では、主体別の機能という観点から制度の分析を試みた。適合性の確保に關連する制度において、一方で、国家には手続作動機能と手続参加機能が与えられ、他方で国際監視機関には意思決定機能と極めて事務的側面の強い情報管理機能が与えられている（なお、化学兵器禁止条約の「修正」手続の場合には、国際監視機関（事務局）に対して評価文書の提出いう特殊な機能が与えられている）。最も重要な点は、適合性を確保するための措置を採択するという場面において、国家の手続参加機能と国際監視機関とが結合し両者が完全に融合することである。

それでは、本論で詳細に展開された議論の結果を踏まえて、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの文脈における規範目的の実現に対する国家と国際監視機関の協働のどのようなあり方が導かれるであろうか。筆者の結論によれば、**透明性、連続性**および**非対称性**が国家と国際監視機関の協働にとって重要な要素である。

(a) 透明性

本稿で繰り返し指摘してきたように、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みにおいて規範目的を実現するために最も重要なことは、あくまでも国家に対して課された基本的な義務が遵守されることにある。とくに、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みの場合には、法的枠組みによって設定された義務が国家間の双務的な関係を規律するような相互的・相対的な性質を持つものではないことに注意しなければならない。義務の内容といえ、それは国家自らに対して一方的な作為を求めるものであって、とくに自国の管轄下の私人または法人の活動を規制することが含まれているのである。そして、このような義務の最大の問題は、国家による義務の遵守状況が国際平面において視認しえなくなることである。以上の背景から、規範の実効性を確保するための制度が設定される必要があった。

実効性を確保するための制度の内実は、一言でいえば国内事項の透明性の確保である¹。すなわち、従来であれば国家主権の壁に阻まれていて国際社会の場では視覚しえなかった国内社会における国際法上の義務の実施状況が国際社会の場において明らかにされるのである。透明性の確保という問題は、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みにおいて義務の遵守の確保という場面と義務の不遵守への対応という場面の双方に関係している。

遵守の確保という場面では、国家が義務の遵守状況を国際監視機関に対して提供し、国際監視機関がこれを事実確認しまたは評価するという制度が設定されている。つまり、遵守の確保は国家と国際監視機関の協働を通じて行われているのである。まず、生物兵器禁止条約の場合には、条約そのものに情報提供に関する規定は存在しないが、条約発効後の検討会議による実行を通じて情報提供制度が導入されている。ただし、情報の提供が義務づけられていないために提出状況が芳しくないこと、提供された情報の内容を確認する制度が存在しないこと、国際監視機関における評価が一般的なものにとどまり、間会期も長いことに限界がある。次に、化学兵器禁止条約の場合には、条約において極めて詳細な情報提供制度が設定されているだけでなく、提供された情報の内容を確認する制度（現地査察を含む）が整備され、さらに国際監視機関による定期的な評価が行われており、非常に完成度の高い制度になっている。ただし、透明性の観点から産業申告のゼロ申告が義務づけられていないことに問題があり、この点に改善の余地がある。最後に、安保理決議一五四〇の場合は、決議において情報提供制度および情報監視制度を規定しており、情報提供は義務ではないものの、憲章第七章に基づく措置であるという背景から提出状況は比較的堅調な水準にあるといえる。すべての国家報告書がインターネット上に公開されており、この点に関する透明性は非常に高い。

不遵守への対応という場面では、国際監視機関が不遵守を提起された国家において事実調査を行うという制度が設定されており、また国際監視機関による是正措置においてさらなる情報の提供が求められる場合がある。不遵守の疑義または不遵守の是正について透明性を図るものであつて、不遵守への対応もやはり国家と国際監視機関の協働を通じて行われるのである。まず、ジュネーヴ議定書に関連する事実調査は、使用の疑いがある場合に現地調査を行う手続を備えている。実際に現地調査が実施されれば透明性を向上させることが可能である。しかし、当該調査には受入国の同意が条件となつている点に大きな限界がある。次に、化学兵器禁止条約の場合にはチャレンジャーと使用の疑いの調査という制度が導入されており、締約国はこれらを受け入れる義務を負う。いずれの場合も締約国の領域内のいかなる場所も対象となることから、この点に関しても完成度の高い制度となつている。ただし、いずれの制度もこれまでに援用された例はない。また、国内実施措置や化学兵器生産施設の転換期限など義務の不遵守の場合には、締約国会議や執理事会による是正措置において義務の是正状況に関する透明性の確保が図られている。これに対して、生物兵器禁止条約の場合には他国の不遵守を国連安全保障理事会に付託する手続を備えているものの、不遵守の文脈において現地調査や査察を実施する制度は存在しないため、透明性の確保という観点から制度的な欠陥がある。

以上のように、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みではさまざまな制度が設定されているものの、制度の中には透明性の確保にとつて必ずしも十分ではないものも存在する。このような場合には、どのようにして改善を図ればよいのだろうか。この問題を、既存の制度の利用という観点と、より一般に制度の発展という観点から考えてみたい。

(b) 連続性

まず、既存の制度の利用という観点から議論する。筆者は本論において、規範目的の実現という課題を遵守の確保、不遵守への対応、適合性の確保の三つに分けて議論した。いずれの課題についても国家からの行動を端緒として、これを踏まえて国家と国際監視機関が協働する制度が整備されていた。とくに、不遵守への対応の場合には、不遵守を提起する主体の問題に関して、「加害国」対「被害国」の構図を前提とした伝統的な一般国際法の考え方を克服する制度が導入されている点に特徴があつた。もともと、このようにして導入された制度はほとんど利用されていないことが明らかとなつた。それでは不遵守の問題は一切検討されることがなかったのであろうか。

ここで、遵守の確保という場面と不遵守への対応という場面を考えて直してみよう。まず、「遵守の確保」とは、規範と行為が合致している状況を維持することを目的としている。このような状況が維持される限り何も問題は起こらない。不遵守への対応という制度を援用する必要もない。しかし、規範と行為が合致しているという状況は必ずしも常に維持されるわけではない。規範と行為が合致しない場合（つまり遵守の確保が図られない場合）はある意味で常に起こりうるのである。規範と行為が合致しない状況が続くと規範目的は実現されなくなるため、このような状況は是正される必要がある。

る。そして、「不遵守への対応」とは、規範と行為が合致していないために行為を規範に合致させることを目的としている。重要な点は、不遵守への対応の出発点が義務の遵守という状況にあり、その状況が変化したことによって直接の契機が存在するということである。すなわち、不遵守とは遵守からの連続性を帯びた現象であって、遵守と不遵守とは一つの過程を構成するものなのである。

このような現象の連続性を考慮するとき、遵守を確保するための制度と不遵守に対応するための制度が連続的に作動することが有用だと考えられる。この点につき、不遵守の問題は単独で提起されたわけではなく、遵守状況の検討を通じて不遵守という状況が明らかとなり、これを踏まえて不遵守への対応に取り組むという場合が多数見られている。たとえば、生物兵器禁止条約の場合であれば国内実施義務であり、化学兵器禁止条約の場合には、冒頭申告の提出義務、国内実施義務、化学兵器の廃棄期限義務、化学兵器生産施設の転換期限義務などである。そして、このような取り組みが、遵守の確保という問題と不遵守への対応という問題のいずれにも任務と権限を有する同一の国際監視機関（政策決定機関）によってなされていることが注目される。制度の連続性が有用であることは実証的にも裏付けられるのであって、ここに、法現象が一連の連続した過程としての性格を持つということが、制度上も明確となるのである。

(c) 非対称性

次に、制度を発展させる場合について議論する。一般に、制度を発展させるにあたっては制度設計をすることが不可欠である。新しい制度は国家の行動を規律した国際監視機関の行動を規律することになるからである。そして、国家と国際監視機関の協働という観点からは、国家と国際監視機関のそれぞれにどのような機能を与え、さらにそれらの機能をどのように有機的に結びつけるかということが重要となる。ただし、忘れてはならないのは、規範目的を実現する主体があくまでも国家だということである。制度設計という文脈において、興味深いことは、国家の行動に対する規律の基礎と国際監視機関の行動に対する規律の基礎が非対称となっているという点である。すなわち、国家の行動は「権利」と「義務」によって規律されるのに対して、国際監視機関の行動は「権限」と「任務」によって規律されるのである。

法的枠組みに組み込まれた制度を発展させるという場合、その実効性を重視するのであれば、法的な措置よりも法的な措置の方が望ましい。国家に対して特定の行動を求める措置に法的拘束力がなければ、措置を遵守するという動機づけが働かず、その実効性は確保されない。これは生物兵器禁止条約の検討会議によって導入された任意の情報提供制度である信頼醸成措置の実施状況を見れば明らかである。しかし、法的拘束力のある措置に合意することは必ずしも容易ではない。言うまでもなくそのために国家間で交渉し利害関係を調整する必要があるからである。法的な措置が困難である場合には、代替策として非法的な措置に依拠するしかない。現実の問題として、非法的な措置であれば国家にとって受け入れられやすいという利点もある。

非法的な措置に依拠して国家に特定の行動を求める場合には二つのアプローチがありえる。すなわち、一つには国家に対して特定の行動を勧告するというアプローチであり、もう一つは国際監視機関に対して特定の任務を与え、国際監視機関がその任務を行使することを通じて国家に特定の行動を促すというアプローチである。先に非法的な措置が遵守への動機づけを欠くことに触れたが、これはとくに措置を義務か義務でないかという観点からとらえる国家を中心の見方であり、国家に対して勧告を行うという場合にあってはまることである。これに対して、国際監視機関は義務か義務でないかではなく、任務・権限によって行動するのであり、国家に対する働きかけが任務・権限に含まれる場合には、国家による特定の行動を促すものとして一定の効果が期待できるのである。これは見方を変えれば国家と国際監視機関とをどのような方法で結びつけるかという問題でもある。

透明性を向上させるために制度を発展させるのであれば、一方で国家に対して説明責任を果たすよう求め、他方で国際監視機関に対して国家による説明責任を促進させるための任務を与えるという方向が見出されることになる。この点に関して、生物・化学兵器の禁止に関する法的枠組みは、興味深い実行を提示してくれる。まず、生物兵器禁止条約の場合には、条約そのものに報告制度が存在しなかったために、検討会議の実行を通じて任意の情報提供制度である信頼醸成措置が導入された。当初のアプローチは、国家に対して情報の提供を勧告するというものであった。もともと、信頼醸成措置に参加する締約国数が低調なため、その後の実行によって「実施支援ユニット」という機関を設置し、信頼醸成措置に関する特定の任務を与えるというアプローチを採用したのである。また、化学兵器禁止条約の場合には、冒頭申告の提出義務や国内実施措置の通報義務について、遵守状況を改善するために締約国会議が技術事務局や執理事会に対して特定の任務を与え、国際監視機関の側から国家に対して積極的に働きかけを行いまた支援を提供するという行動を求め、実際に状況は改善したのである。なお、国際監視機関の中でも国家と直接対峙するのは事務局または事務局的作用を果たす機関であることから、これらの機関の任務・権限を強化することが重要となると考える。

筆者の以上のような結論を簡潔にまとめると、規範目的の実現のための国家と国際監視機関の協働あり方として、何よりもまず重要なことは国家に対して自国における義務の遵守状況を国際平面において明らかにすることである（透明性の確保）。次に、遵守から不遵守へという現象の連続性に鑑みた場合、国家による義務の遵守を確保するための制度と国家による義務の不遵守に対応するための制度が、とくに同一の国際監視機関において連続的に作動することが有用である（制度の連続性）。さらに、透明性の確保に関する制度を含めてより一般的に制度を発展させるためには、国家の行動を規律する基礎と国際監視機関の行動を規律する基礎の非対称性に着目し、国際監視機関に対して必要な任務と権限を与えることによって国家の行動を促すというアプローチが適当である（行動規律の基礎の非対称性）。

若干の示唆

最後に、本稿において得られた結論から導かれる若干の示唆を示しておきたい。国家と国際監視機関の協働が示唆することはいったい何であろうか。本稿での検討を通じて、国家と国際監視機関にはいずれもさまざまな機能が付与されており、両者の機能はそれぞれ独立して無関係であるのではなく、相互に密接に関連しさまざまな協働の形態が存在することが明らかとなった。ここで改めて、第一章の前提的考察において確認したことを想起したい。すなわち、国家は規範の目的を実現する主体として位置づけられるのに対して、国際監視機関の位置づけは規範の目的を実現するための手段たる主体であるにとどまるのである。すなわち、規範目的を実現するためには、最終的には国家が行動しなければならないのである。このような状況は、国家に対する国際社会からの要望の高まりというのではないだろうか。グローバリゼーションの高まりや情報技術の発展を契機として、国際社会における国家の地位の低下や主権国家は黄昏などが声高に叫ばれる中で、むしろ国家は以前にも増して行動することを求められているのではないだろうか。国家に対するこのような要望が、国家に代替する装置の不存在という消極的な理由に基づくとしてもである。その最大の原因はいったいどこにあるのだろうか。それは、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、そして安全保障理事会決議一五四〇の三つの法的枠組み共通する課題として示されるように、国際社会にとって、国内社会で活動する私人や法人といった非国家主体を規律し規制することを求めていることにある。言い換えれば、国際規範の実質的な対象がそれぞれの国家の管轄下にある私人や法人となつていくことにある^二。かつて、フランスの国際法学者セル(Scelle)は国際法規範の最終的な名宛人が個人であることを主張した^三。このようなセルの主張は、国際社会の一般利益の実現を目的とし、その実質的な対象を自国管轄下の私人や法人とする規範の重要性が認識されている現代国際社会において、改めてその意義と妥当性を問われるべきであろう。我々はまさにその時期を迎えているのであろう。

^一 cf. Ronald B. Mitchell, "Compliance Theory: An Overview", *Improving Compliance with International Environmental Law*, edited by James Cameron, Jacob Werksman & Peter Roderick, 1996, p.19.

^二 小森光夫「国際公序秩序における履行確保の多様化と実効性」『国際法外交雑誌』第九七巻三号(一九九八年)二三頁。

^三 Georges Scelle, *Précis de droit des gens: principes et systématique, première partie*, 1932, pp.42-44.